

令和5事業年度

業 務 実 績 等 報 告 書

独立行政法人労働者健康安全機構

評価書

様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項				
法人名	独立行政法人労働者健康安全機構			
評価対象事業年度	年度評価	令和5年度（第4期）		
	中期目標期間	令和元年度～5年度		
2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣	厚生労働大臣			
法人所管部局	労働基準局安全衛生部	担当課、責任者	計画課 佐藤 俊 課長	
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策立案・評価担当参事官室 三村 国雄 参事官	
主務大臣				
法人所管部局		担当課、責任者		
評価点検部局		担当課、責任者		
3. 評価の実施に関する事項				
令和6年8月8日に法人の理事長・監事からのヒアリング及び外部有識者からの意見聴取を実施した。				
4. その他評価に関する重要事項				
特になし。				

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	A：当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況 ※過年度の総合評価は別添「総合評価」の算出方法により算出願います。			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		A	B	B	A
評価に至った理由	項目別評価は、「治療就労両立支援事業」においてS、「労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進」、「労災疾病等に係る研究開発の推進」、「労働災害調査事業」、「労災病院事業」、「産業保健活動総合支援事業」の5項目においてA、その他8項目においてBとした。 また、全体の評価を引き下げる事象は認められなかったため、厚生労働省独立行政法人評価実施要領に定める総合評価の評価基準に基づき全体評価をAとした。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	各評価項目の定量的指標及び定性的指標により目標が設定されているものについては、概ね中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。 特に、治療就労両立支援事業については、以下の点において非常に高く評価できる。 ① オンデマンド配信とライブ配信とを組み合わせた電子（Web）会議システムを活用した形式で基礎研修を実施し、過去最大数であった令和4年度と同等の両立支援コーディネーターを養成したこと。 ② 基礎研修を修了した両立支援コーディネーター等を対象に、意見交換会及び事例検討会を開催し、支援に当たった課題の検討や好事例の共有等を行い、両立支援コーディネーターの能力向上を図ったこと。 ③ 支援が終了した雇患者から高いレベルの有用度を得たこと。 ④ 中小企業における両立支援の普及・促進に向け、全国の産保センターにおいて、事業主を対象に啓発セミナーの開催、両立支援促進員による個別訪問支援を積極的に実施した結果、両立支援に関する相談対応件数は過去最大数となり、高い関心を得られたこと。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	特になし。
その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項	
監事等からの意見	【監事からの意見】 機構の業務は適正に実施されており、年度計画で掲げた各事項について、概ね期待に応える成果をあげている。「勤労者医療の充実」「勤労者の安全向上」「産業保健の強化」という理念の下、その役割を持続可能な形で十分に発揮していくためにも、労災病院全体の経営について健全化を図るとともに、多様な働き手一人ひとりが働きたいと思える組織作りに向けて、引き続き尽力することを期待する。 【理事長からの意見】 医療・医科学をもってして、当機構の理念を遂行し、特に両立支援の推進、勤労者の安全衛生にかかる研究について大きな成果を挙げるとともに、各事業を着実に実施した。今後も引き続き、厚生労働省と一体となり、労災病院の安定的な運営に努めるほか、様々な課題に取り組んでいく。

その他特記事項	特になし。
---------	-------

[illegible]

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

[illegible]

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－1	労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ－3－2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第 12 条第 1 項第 3 号 労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 3 号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 労働安全衛生行政上の課題に対応した研究を実施し、当該研究結果を踏まえて労働安全衛生関係法令、国内基準及び国際基準の制定及び改定に積極的に貢献することは、労働安全衛生行政の推進に当たって極めて重要であるため。 業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価において高評価を得ることは、労働安全衛生行政の重要課題に対応した研究を的確に実施し、当該研究成果が労働安全衛生施策の企画・立案に貢献できているか及び質の高い研究成果を公表できているかを客観的に判断するために極めて重要であるため。また、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究を推進する観点からは、政策担当部門による評価が重要であるため。 労働安全衛生行政上の課題に対応した研究の成果が、周知広報を通じて作業現場へ導入される等広く普及されることにより、労働災害の減少に結び付くため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0455－01

2. 主要な経年データ														
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報									② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度			令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価における研究成果の評価（計画値）	外部評価の平均点 3.25 点以上	—	3.25 点	3.25 点	3.25 点	3.25 点	3.25 点		予算額（千円）	3,057,079	4,030,486	5,582,050	4,584,726	4,623,315
業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価における研究成果の評価（実績値）	—	（新規項目）	3.81 点	3.99 点	4.06 点	4.41 点	4.28 点		決算額（千円）	3,109,963	4,101,414	4,533,962	4,606,844	4,765,716
達成度	—	—	117.2%	122.8%	124.9%	135.7%	131.7%		経常費用（千円）	3,081,555	3,265,725	3,578,141	3,318,534	3,506,773
厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受けた研究の報告書割合（計画値）	研究の報告書総数の 80%以上	—	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%		経常利益（千円）	110,335	68,045	280,987	542,435	△890,600

厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受けた研究の報告書割合（実績値）	—	（新規項目）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		行政コスト（千円）	3,366,283	3,512,119	3,903,533	3,619,720	3,815,533
達成度	—	—	125.0%	125.0%	125.0%	125.0%	125.0%		従事人員数（人）	122	131	129	131	131
基準の制改定等への貢献（計画値）	中期目標期間中に50件以上	—	10件	10件	10件	10件	10件							
基準の制改定等への貢献（実績値）	—	17件 （平成28-30年度実績平均）	18件	16件	12件	13件	13件							
達成度	—	—	180.0%	160.0%	120.0%	130.0%	130.0%							
ホームページアクセス数（計画値）	中期目標期間中に研究業績等へのアクセス数1,200万回以上	—	240万回	240万回	240万回	240万回	240万回							
ホームページアクセス数（実績値）	—	240万回 （平成29年度実績）	296万回	310万回	285万回	280万回	312万回							
達成度	—	—	123.5%	129.3%	118.6%	116.7%	130.0%							

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<主な定量的指標> - 業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価の対象となる研究において、下記の採点基準により、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の成果について平均点3.25点以上の評価を得る（成果ごとに、5点（優れている）、4点（やや優れている）、3点（概ね妥当である）、2点（やや劣っている）、1点（劣っている））。 - プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の報告書総数の80%以上について、厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受ける。 - 調査及び研究で得られた科学	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<評定と根拠> 評定：A 全く異なる機能、背景を持つ機構内の複数施設が協働し、労働安全衛生施策の立案に資する研究を実施することで、以下のとおり、所期の目標を上回る成果が得られている。 - プロジェクト研究、協働研究、行政要請研究について業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会で事後評価を受け、評価結果の目標値である平均点3.25以上を全ての課題で上回った。 - 厚生労働省から「政策効果が期待できる」かとの評価については、プロジェクト研究、協働研究、行政要請研究で合計10課題の評価を受け、1（非常に政策効果が期待できる）が2課題、2（政策効果が期待できる）が8課題の判定だった。2以上	評定 A <評定に至った理由> 厚生労働省の政策担当部門との協議を行い、研究評価結果に基づいた研究内容の軌道修正等が行われた結果、プロジェクト研究及び行政要請研究の合計9課題について、外部評価における研究成果の評価が平均4.28点（目標3.25点以上、達成度131.7%）と目標を大きく上回る成果を上げており、評価できる。 厚生労働省から「政策効果が期待できる」との評価を受けた研究報告書の割合についても、100%（目標80%以上、達成度125%）と目標を大きく上回る成果を上げており、評価できる。 さらに、法令・基準の制定及び改定等への貢献した件数についても、13件（目標10件以上、達成度130%）と、目標を大きく上回る成果を上げており、評価できる。 調査及び研究の成果については、国民に理解しやすく活用しやすい内容でホームページに掲載されており、また、必要に応じて日本語及び英語による要約を併せて公開するなどの取組が行われた結果、ホームページへのアクセス数は、312万回（目標240万回以上、達成度130%）と目標を達成しており、評価できる。 以上の点を踏まえ、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、評定をAとした。	

	1 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等 機構の社会的使命を果たすため、以下の研究事業を実施するものとする。 (1) 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進 労働安全衛生の総合研究機関として有する専門的な知見や臨床研究機能等を活かし、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献するものに重点	1 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等 労働安全衛生施策の決定のエビデンス収集に貢献する役割や、労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題についての研究等、機構の社会的使命を果たすため、以下のとおり研究事業を実施する。 (1) 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進 独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）が行う研究は、労働安全衛生の総合研究機関として有する専門的な知見や臨床研	1 勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等 労働安全衛生施策の決定のエビデンス収集に貢献する役割や、労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題についての研究等、機構の社会的使命を果たすため、以下のとおり研究事業を実施する。 なお、以下の研究では、他の機関等との共同研究のために必要な場合には、当該機関等に保有個人情報を提供することを予定している。 (1) 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進		1 勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等 (1) 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進 - 労働安全衛生の総合的研究機関として有する専門的な知見や臨床研究機能等、機構内の複数の施設が有する機能等を連携させて行う協働研究を、「ベリリウム化合物等の取扱作業等者のばく露防止及び健康管理に関する研究」（労働安全衛生総合研究所（以下「安衛研」という。）、日本バイオアッセイ研究センター（以下「バイオ」という。）、複数の労災病院等で協働）など合計5課題実施した。 - プロジェクト研究は中期目標、中期計画に示された視点を踏まえ、「死亡災害の撲滅を目指した対策の推進に関する研究」、「過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進に関する研究」、「就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進に関する研究」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進に関する研究」を合計10課題実施した。 - 基盤的研究は年度計画から10課題増し、合計40課題を実施した。		
--	---	--	--	--	---	--	--

	化して行うこと。 一方で、中長期的な課題も含め、労働安全衛生施策の基礎となる研究を体系的・継続的に推進する必要があることから、行政課題を踏まえ、次に掲げる研究業務を確実に実施すること。	究機能等を活かし、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献するものに重点化して行う。 また、新たな政策課題が生じた際にも迅速に対応できるよう、引き続き、機構は中長期的な課題も含め、労働安全衛生施策の基礎となる研究を体系的・継続的に推進する。			- 行政要請研究は安全衛生に関する研究を7課題実施した。 - 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献するため、研究の開始前、研究実施期間終了後（必要に応じて実施中）に厚生労働省の政策担当部門と意見交換を実施した。 - 国の指針に基づき、令和4年度に研究の終了したプロジェクト研究、行政要請研究の合計9課題について業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会（以下「安衛研究部会」という。）で事後評価を受けた。その結果、安衛研究部会の評価結果の平均点は4.28であり、目標値（平均点3.25以上）を全ての課題で上回った。 また、研究の終了した10課題について、厚生労働省からの評価結果については、1（非常に政策効果が期待できる）又は2（政策効果が期待できる）の判定を全ての研究で受けたこと（100%）から、目標の80%を上回った。 - 法令・通達、国内外の基準等の制定・改定への科学技術的貢献の件数は、目標の10件に対し実績は13件であり、目標を大幅に上回った。 - 研究業績・成果等に関係するホームページのアクセス数は312万回であり、目標としていた年240万回を大幅に上回った。 ※うち労働安全衛生施策に係るアクセス数 229 万回		
	ア プロジェクト研究 以下の視点を踏まえて研究テーマの設定を行い、明確な到達目標を定めて重点的に研究資金及び研究要員を配置する研究。	ア プロジェクト研究 プロジェクト研究は、中期目標で示された以下の視点を踏まえ、別紙1に掲げる研究を推進する。 なお、機構内の複数の機関が協働することで、大きな効果が期待される分野については、イの協働研究として実施することも考慮する。	ア プロジェクト研究 令和5年度に実施するプロジェクト研究については、別紙1「令和5年度研究一覧」のⅠの研究に重点化して実施する。	<評価の視点> ・令和5年度に実施するプロジェクト研究については、別紙1「令和5年度研究一覧」のⅠの研究に重点化しているか。	ア プロジェクト研究 中期目標、中期計画に明記された7つの視点を踏まえ、「令和5年度研究一覧」のⅠに掲げられた14課題の研究に重点化し計画どおり実施した。また、令和6年度開始予定の課題について準備を行った。		
	① 労働安全衛生施策の企画・立案のエビデンスを収集する研究を体系的・継	① 労働安全衛生施策の企画・立案のエビデンスを収集する研究を体系的・継					

	継続的に推進していく視点 ② 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進の視点 ③ 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進の視点 ④ 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進の視点 ⑤ 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進の視点 ⑥ 化学物質等による健康障害防止対策の推進の視点 ⑦ 社会科学系の他の研究機関との連携等による労働分野の総合的な研究を推進する視点 研究テーマに関しては、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設定し、具体的なロードマップを	継続的に推進していく視点 ② 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進の視点 ③ 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進の視点 ④ 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進の視点 ⑤ 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進の視点 ⑥ 化学物質等による健康障害防止対策の推進の視点 ⑦ 社会科学系の他の研究機関との連携等による労働分野の総合的な研究を推進する視点 プロジェクト研究の課題・テーマに関しては、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を研究課題の			② 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進に関する研究 年度計画に基づき、以下の５課題の研究を実施した。 ○ 帯電防止技術の高度化による静電気着火危険性低減に関する研究 ○ 吊り上げ用具類の寿命予測手法の開発 ○ 大型建設機械の安定設置に必要な地耐力に関する研究 ○ 建設工事の施工段階に応じた災害発生リスクとその防止対策に関する研究 ○ 化学物質の危険性情報の整備及びリスクアセスメントへの活用に関する研究 ③ 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進に関する研究 年度計画に基づき、以下の２課題の研究を実施した。 ○ 労働者のストレスの評価とメンタルヘルス不調の予防に関する研究 ○ 過重労働に関する睡眠と疲労回復機序に関する研究 ④ 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進に関する研究 年度計画に基づき、以下の４課題の研究を実施した。 ○ 高齢労働者に対する物理的因子の影響に関する研究 ○ 健康のリスク評価と衛生管理に向けた労働体力科学研究 ○ 人間特性支援による安全管理及び教育手法に関する研究 ○ 腰痛予防と持ち上げ重量に関する研究 ⑥ 化学物質等による健康障害防止対策の推進に関する研究 年度計画に基づき、以下の３課題の研究を実施した。 ○ 産業化学物質の皮膚透過性評価法の確立とリスク評価への応用に関する研究 ○ 労働環境中化学物質のリアルタイム計測・濃度推定および状態変化に対応した捕集・分析に関する研究 ○ 経皮ばく露による健康障害が懸念される産業化学物質の予測とそのばく露管理手法に関する研究 ・ プロジェクト研究の実施に当たっては、研究課題の立案時において厚生労働省の政策担当部門との意見交換を行った上で、研究課題・テーマを設定した。また、意見交換を踏まえ、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設定し、ロードマップを作成するとともに、機構における内部評価委員会での評価を経て、外部評価である安衛研究部会における評価を受けた上で、研究を開始した。研究の実施中（必要に応じて）や研究の実施後も、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を延べ16回（事前評価１課題、事後評価10課題、中間評価５課題）を行い、ロードマップの進捗状況の確認や、研究結果における政策への貢献度の検証も行っている。 さらに令和４年度に研究が終了したプロジェクト研究について、厚生労働省の政策担当部		
--	---	--	--	--	--	--	--

	作成・公表するとともに、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を定期的に行い、機構においてロードマップの進捗状況や政策への貢献度の検証を行うこと。	立案計画時から定期的に行い、目指すべき成果について具体的なかつ明確な目標を設定し、それに向かって、いつまでに、どのような成果を得るのかについて、具体的なロードマップを作成し、機構のホームページ等で公表するとともに、ロードマップの進捗状況や政策への貢献度の検証を行う。また、プロジェクト研究の研究課題・テーマは毎年度策定する年度計画に掲載する。	ツプの進捗状況や政策への貢献度の検証を行う。また、研究終了時には厚生労働省の政策担当部門によりアンケート評価を受けるとともに、機構における内部評価委員会及び業績評価委員会労働安全衛生評価部会を開催し、研究成果の評価を受ける。令和6年度に開始するプロジェクト研究の研究課題・テーマについては、研究課題の立案時において厚生労働省の政策担当部門との意見交換を行い、目指すべき成果について具体的なかつ明確な目標を設定し、ロードマップを作成するとともに、機構における内部評価委員会及び業績評価委員会労働安全衛生評価部会を開催し、外部有識者等の意見も踏まえ、十分内容を検討	ツプの進捗状況や政策への貢献度の検証を行っているか。 ・研究終了時には厚生労働省の政策担当部門によりアンケート評価を受けるとともに、機構における内部評価委員会及び業績評価委員会労働安全衛生評価部会を開催し、研究成果の評価を受けているか。 ・令和6年度に開始するプロジェクト研究の研究課題・テーマについては、研究課題の立案時において厚生労働省の政策担当部門との意見交換を行い、目指すべき成果について具体的なかつ明確な目標を設定し、ロードマップを作成するとともに、機構における内部評価委員会及び業績評価委員会労働安全衛生評価部会を開催し、外部有識者等の意見も踏まえ、十分内容を検討	門より「非常に政策効果が期待できる」とのアンケート評価を受けるとともに、安衛研究部会を開催し、外部有識者から職場環境の改善に有益な研究成果も得られており、今後の研究の発展に期待するとして、平均4.28点（目標3.25点）という研究成果の評価を受けた。 評価の高かったものの一例は次のとおり ○ 帯電防止技術の高度化による静電気着火危険性低減に関する研究（5.0点） 【研究概要】 静電気は危険性の可視化が難しく、静電気の基本的な対策は製造工程や作業環境を見直すことによる低減である。本研究では、当研究グループが取り組んできた研究を推進し、低速輸送法、接地法、不活性化などの従来の対策を改良し、新技術を加え、新たな技術指針の策定・普及などにより、帯電防止技術を高度化することが目的である。 【得られた知見】 可燃性液体に対するフッ素樹脂製配管の高帯電危険性の評価と少量の試料での帯電性評価方法の確立、粒体攪拌や輸送におけるアルゴンガスや減圧による帯電低減技術の検証、ハンディタイプの小型接地確認装置の開発・製品化。 【評価コメントの一例】 ・静電気着火の危険を低減する新技術が開発され、また既存の技術が高度化され、さらに学会で受賞などされており高く評価したい。 ・基礎データ収集から製品化まで非常に広範な課題に取り組む学術的な成果も多数であり、産業現場だけでなく学術に与えた貢献は大きい。 ・静電気着火危険性の解明を目的に精力的に取り組む、学術的に成果を上げ、また、技術指針を公表するなど社会的貢献も評価される。 【研究成果】 可燃性液体および粉体塗料用静電ハンドスプレイ装置の安全に関する技術指針の策定・発行した。（令和5年3月） ・ 令和6年度開始予定のプロジェクト研究については、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を行い、具体的なかつ明確な目標設定、ロードマップの作成を行うとともに機構において、安衛研究部会を開催し、外部有識者等の意見も踏まえ、内容を検討した。 （令和6年度開始予定のプロジェクト研究課題） ○ 絶縁体の帯電に起因する静電気災害対策の強化に関する研究 ○ 先進医学解析技術を用いた職業性肺疾患の基盤的研究 ○ 発がん等慢性疾患への関与が懸念される産業化学物質の把握と予防的アプローチに関する取り組み		
--	--	---	--	--	--	--	--

			する。 検討に当たり、機構内の複数の機関が協働することで、大きな効果が期待される分野については、イの協働研究として実施することも考慮する。 また、研究テーマに関する目標及びロードマップについては、機構のホームページ等で公開する。 なお、中期目標期間中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、機動的に実施する。	しているか。 ・検討に当たり、機構内の複数の機関が協働することで、大きな効果が期待される分野については、イの協働研究として実施することも考慮しているか。 ・研究テーマに関する目標及びロードマップについては、機構のホームページ等で公開しているか。 ・年度途中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、厚生労働省の政策担当部門と調整し、機動的に実施しているか。 ・機構内の複数の施設が協働して行う研究（以下「協働研究」という。）については、更なる統合効果を発揮する	・ 各研究テーマに関する目標及びロードマップについては、機構のホームページで公開している。 ・ 社会的要請の変化等に基づき早急に対応する必要が認められるプロジェクト研究課題は発生しなかった。		
イ 協働研究	イ 協働研究	イ 協働研究	イ 協働研究	イ 協働研究	イ 協働研究		
機構内の複数の施設が有する機能等を連携させて行う研究。	第3期中期計画では、労働安全衛生総合研究所（以下「安衛研」という。）が持つ労働災害防止に係る基礎・	機構内の複数の施設が協働して行う研究（以下「協働研究」という。）については、更なる統合効果を発揮する	機構内の複数の施設が協働して行う研究（以下「協働研究」という。）については、更なる統合効果を発揮する	・ 令和5年度は、「協働研究規程」に則り、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を踏まえ、過労死等の防止等に関する研究、脊髄損傷等の予防及び生活支援策に関する研究、化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関する研究等、労働災害の減少及び被災労働者の社会復帰の促進に結びつく研究課題・テーマにつき重点化し、年度計画の「令和5年度研究一覧」のⅡで定められている7課題を設定し、実施している。令和5年度の進捗状況は下記のとおり。 ① 過労死等の防止等に関する研究			

	応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による効果を最大限に発揮できる研究を実施してきたところであるが、当機構では、日本バイオアッセイ研究センターが有する化学物質の有害性の調査研究機能や、治療就労両立支援センターが有する予防医療モデル事業等で得られた知見等も有していることから、第4期中期計画においては、安衛研と労災病院との協働にとどまらず、機構内の複数の施設が協働して行う研究（以下「協働研究」という。）を実施する。 研究テーマは、労働災害の減少及び被災労働者の社会復帰の促進に結びつくことを目的として、過労死等の防止等に関する研究、脊髄損傷等の予防及び	ため、協働研究規程に基づき、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を踏まえ、別紙1「令和5年度研究一覧」のⅡの研究に重点化して実施する。 また、協働研究「行動災害研究」を開始し、サブテーマとして労災病院の外傷系臨床医（脳外科、救急等）と工学系研究者との連携による、労働者の頭部外傷や脳損傷等の軽減に係る医工連携研究を実施する。	ため、協働研究規程に基づき、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を踏まえ、別紙1「令和5年度研究一覧」のⅡの研究に重点化して実施しているか。 また、協働研究「行動災害研究」を開始し、サブテーマとして労災病院の外傷系臨床医（脳外科、救急等）と工学系研究者との連携による、労働者の頭部外傷や脳損傷等の軽減に係る医工連携研究を実施しているか。	「病院における労働環境の実態把握及び円滑な業務運営につなげる安全衛生対策研究」と設定し、病院事務局職員の労働環境の実態把握と改善策の提案及び新型コロナウイルス感染症の拡大の状況下における病院職員の精神的影響の把握とそれを踏まえた対策の検討を目的として研究を実施した。 令和5年度の研究の進捗は以下のとおり。 ・施設ヒアリング結果及び施設訪問結果、分担研究者による班会議での協議内容、文献調査等を元に病院事務局職員向けの健康と環境改善等に関する質問紙調査項目を確定した。労災病院事務職 450 名、一般医療事務職 1,000 名にウェブアンケートを実施し、アンケート結果とチェックリストの実地利用結果を反映させた最終成果物の改定作業を進めた。最終的に成果物「病院事務職の勤務環境改善と業務効率化支援のための手引き」が完成した。 ・COVID-19 とメンタルヘルスの主要な結果を5月のTMで報告し、また9月に東京で開催された国際学会（Joint Congress of ICOH-WOPS and APA-PFAW）での英文にて報告を行った。 ② 化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関する研究 ア「ベリリウム化合物の取扱作業等者のばく露防止及び健康管理に関する研究」 特殊健康診断項目の見直しの必要性や健康管理手帳の交付要件の見直し等の必要性（慢性ベリリウム症診断の見直しを含む。）から研究を開始した。 令和5年度の研究の進捗は以下のとおり。 ・令和5年度にはベリリウムを扱う企業2社（F社、H社）について現場調査を実施した。 ・現場調査を実施した事業者を含め合計6社、作業員合計17名にアラマブルー法によるリンパ球幼若化試験を実施した。 ・サルコイドーシス症と慢性ベリリウム症の鑑別研究について、令和5年度はサルコイドーシス症39名について、リンパ球幼若化試験を実施した。 イ 「有機粉じんの毒性評価のための包括的基盤構築」 多種多様なポリマーを基軸とした有機粉じんの毒性評価のための評価系について体系的な情報整理と基礎研究実施による基盤構築を行い、有機粉じんの有害性評価の迅速化・高度化・標準化のためのスクリーニング手法開発、及び法令改正に資するエビデンスを集積することを目的に令和4年度から新たに研究を開始した。 令和5年度の研究の進捗は以下のとおり。 ・有機粉じんに関するレビュー論文が掲載された。 ・ブタを用いた気管支内投与法を開発し、有機粉じん投与によるブタ肺病変を誘発させることに成功した。 ・ブタの正常肺を用いてヒトの呼吸細気管支に存在する特殊な肺胞上皮細胞として知られるAT0/RAS細胞（ラットやマウスには存在しない）の同定に成功した。 ウ 「じん肺の新規バイオマーカー及び迅速評価法・治療法の開発に向けた探索的研究」 粉じん作業労働者の健康と安全に寄与するためのじん肺の新規診断マーカーや進行度を予測するマーカーの創出並びにじん肺リスクを迅速に評価できる手法の構築を目的に令和4年度から新たに研究を開始した。 令和5年度の研究の進捗は以下のとおり。 ・研究分担者の所属する労災病院にて通年実施している健康管理手帳に基づくじん肺健康診断の受診者を対象として、令和4年7月より令和5年9月までの間、採血、採尿、喀痰採取およびアンケート調査への協力依頼を行った。 ・対照群の検体採取のため、令和5年7月から9月にかけて呼吸器疾患にかかったことがなく仕事上で粉じんばく露歴のない健康な70歳以上の男性を対象とした協力者公募を行い、30名より協力を得ることができた。		
--	---	--	--	---	--	--

	生活支援策に関する研究、化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関する研究等、連携による相乗効果が期待されるものについて設定すること。	く露評価に関する研究等、労働災害の減少及び被災労働者の社会復帰の促進に結びつくものを設定する。			・様々な化学物質を投与し肺疾患を誘発したラットの血漿サンプルを用いたメタボロミクス解析の結果、9種類の脂肪酸アミドを含む脂質が有意な発現量の変化を示している事を明らかにした。 ・その結果と連動し、疾患肺組織において脂肪酸アミド合成酵素である Pam の有意な発現量の減少、及び脂肪酸アミド分解酵素である Faah の有意な発現量増加が観察された。 ③ 行動災害防止に関する総合的研究について ア 小売業と社会福祉施設の転倒災害の発生防止を目的として、安全管理、作業者のスキル、作業環境の観点から研究を開始した。 令和5年度の研究の進捗は以下のとおり。 ・これまでに、すべりリスク簡易評価手法に関する研究について、小売業と社会福祉施設で用いられるような市販靴を対象に、油床面における摩擦係数の測定を行い、JISの測定条件に近い条件における靴の耐滑性の評価を行った。 ・人を対象とした実験・調査については3月に改めて倫理審査を受け、令和6年4月1日付で承認された。 イ 「頭部外傷と脳損傷等を伴う重篤な行動災害の予防と被害軽減に関する研究」 転倒発生後における外傷の予防策や被害軽減策を検討するため、特に頭部外傷と脳損傷等を伴う重篤な行動災害に着目し研究を開始した。 令和5年度の研究の進捗は以下のとおり。 ・人体傷害解析用シミュレーター（THUMS と LS-DYNA）を用いた解析を試行し、基本的な解析モデルを構築した。また、人体ダミー及び計測システムを導入し、実験環境を整備した。 上記研究のほか、安衛研で「行動災害防止に関する研究体制強化のための検討会」を設立し、転倒・腰痛に関する研究を行っている研究者及び関連団体等のリストの取りまとめを行うとともに、各研究者が行っている研究活動について共有する機会を設けている。検討会には安全課、労働衛生課の担当者もオブザーバー参加している（令和5年12月19日、令和6年3月4日開催）。本検討会の構成員に令和6年度厚生労働科学研究費課題（腰痛関連）の公募を紹介することで、複数の研究機関の研究者における研究チームを立ち上げ、応募した結果、一題が採用された。 令和6年度開始に向けて、行政要請研究3課題、厚生労働科学研究費課題2課題について、厚生労働省と協議を行った（令和5年12月18日、令和6年1月9日、その他、課題毎の打合せあり）。 ・ 過労死分野及び産業中毒分野において研究者会議を開催し、安衛研の研究者及び労災病院の研究者のほかに機構本部役職員も加わり、意見交換や研究者間の交流を図った。 ・ 安衛研と労災病院がこれまで取り組んできた研究内容等について、相互理解を深めることを主な目的として、平成29年度から毎年調査研究発表会を開催し、基礎研究者（安衛研の研究者）と臨床研究者（労災病院等の医師等）との間で活発な意見交換を行い、意思疎通を図ってきた。令和2年度からは、労災病院や産業保健総合支援センター（以下「産保センター」という。）職員をはじめとする勤労者医療関係者や産業保健関係者等に対して安衛研やバイオの業務内容の周知を図り、研究者間の更なる交流の促進も期待できることから、日本職業・災害医学会学術大会（以下「職災学会」という。）の中に当該発表会に相当するシンポジウムを行う形で周知を行った。	
--	--	--	--	--	--	--

		ども最大限活用することで、より高次元の研究成果につなげることを目指す。	な意見交換や意思疎通ができるよう交流を図る。協働研究協議会等の開催や研究の進行等に際しては、電子（WEB）会議システムなども最大限活用することで、より高次元の研究成果につなげることを目指す。	見交換や意思疎通ができるよう交流を図っているか。協働研究協議会等の開催や研究の進行等に際しては、電子（WEB）会議システムなども最大限活用することで、より高次元の研究成果につなげることを目指しているか。	内容は以下のとおり。 - 令和5年12月9、10日に開催された第71回職災学会において、研究成果等について発表を行った。 一般口演：8題 ※プログラムについては「4. その他参考情報」を参照 - 令和5年度実施中の「ベリリウム化合物の取扱作業等のおく露防止及び健康管理に関する研究」について、令和5年7月5日に労災病院、安衛研及び機構本部との電子（WEB）会議システムを活用した意見交換を行ったほか、10月27日に外部協力機関の医師を機構本部に招聘し検査班会議を行った。		
ウ 基盤的研究	ウ 基盤的研究	ウ 基盤的研究	ウ 基盤的研究	ウ 基盤的研究	国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえた基盤的な研究。 国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえ、将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるとともに、長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究等を実施する。	国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえ、将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるとともに、長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究等として別紙 ・労働安全衛生総合研究所（以下「安衛研」という。）において、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえ、将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるとともに、長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究等として別紙 ウ 基盤的研究 国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえ、将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、年度計画の「令和5年度研究一覧」のⅢのとおり6課題増やし、以下の40課題の基盤的研究を実施した（追加6課題を含む）。 ○溶接ヒューム粒子の粒径および形状を考慮したばく露評価法の検討 ○透析法による労働環境中の気中粒子からの金属成分の溶出に関する研究 ○小型センサーによる粉じん相対濃度測定法の検討 ○産業化学物質の生殖影響評価に関する実験的研究 ○低周波音による振動感覚の知覚とその影響に関する研究 ○作業環境中の測定のためのイオン移動度分析装置の実用化 ○うち水インナーによる暑熱負担の軽減効果 ○法改正による労働時間と労災件数への因果効果の推定 ○ミストおよびガスとして存在する有機化合物の分析方法についての検討 ○職場における暴言およびその内容が労働者に与える影響についての実験的検証 ○粒子状物質の表面特性と毒性の関係性に関する研究 ○勤務中身体活動が循環器系自律神経機能に及ぼす影響の検討 ○有機溶剤蒸気に関する作業環境測定のための異種固体捕集剤の利用の研究 ○防護服・保護具着用による WBGT 補正值の妥当性についての研究 ○振動感覚閾値を援用した新たな評価指標の衝撃振動作業評価への検討 ○「職場における化学物質のリスク評価」の検討対象物質に関する考察 ○インジウム取り扱い作業における肺影響のコホート研究 ○線虫を用いた産業化学物質の有害性評価試験法確立の試み—主に神経毒性について ○わが国の化学物質管理を考慮に入れた職業小～細分類に関する検討 ○小型拡散サンプラーを用いた労働現場における保護器具の有効性評価手法の開発 ○溶接ヒューム成分のリスク評価のための皮膚吸収性調査 ○労働者における過敏性腸症候群の悪化にかかわる心理社会的要因および就労状況への影響 ○混合有機溶剤の吸脱着と吸着材料の関係性に関する研究 ○化学防護手袋に関する透過性の簡易測定方法開発に向けた検討：経皮吸収物質含有製品を対象にした方法 ○金属粉じん爆発に関する粒子の表面性状と着火性の関係 ○交差フレームに受圧シートを張った土砂遮断装置の高度化に関する研究	

		1「令和5年度研究一覧」のⅢのとおり基盤的研究を実施する。	1「令和5年度研究一覧」のⅢのとおり基盤的研究を実施しているか。	○遠隔操縦型ロボット等の安全性指標の検討 ○水分が関係する化学反応による過炭酸ナトリウム発火事故の防止に関する研究 ○高空隙率で充填物が存在する容器内での可燃性ガス爆発 ○化学物質の危険性に対するリスク管理のあり方に関する調査研究 ○労働災害統計データの修正および災害関連データ公開方法の予備的検討 ○サイロ内に投入された帯電粒子の堆積機構と安全対策技術の開発 ○建物解体時に使用する足場の耐風対策に関する実験的検討 ○建設用ゴンドラの側面開口率および開口形状が風荷重下の応答に及ぼす影響に関する研究 ○噴出帯電の基礎的メカニズムの調査 ○絶縁性フレキシブルコンテナから発生する静電気放電の危険性評価に関する研究 ○金属とガラス材料の摩擦静電気発生低減に関する研究 ○ロールボックスパレットの積載重量の実態と簡便な測定手法に関する検討 ○視覚的不注意が移動時の環境適応動作に与える影響ークロスリアリティ技術を用いた検討ー ○ウェアラブルデバイスと機械学習を用いた社会福祉施設の作業実態把握システムに関する基礎的検討 ・研究実施の背景、研究目的、実施スケジュール等を記載した研究計画書を作成することにより適切に研究を実施している。また、全ての研究課題について、研究計画及び研究の進捗状況等を安衛研の内部評価委員会で評価し、その結果を予算配分や研究計画の変更等に反映させた。												
エ行政要請研究 厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する機動的な研究。	エ行政要請研究 厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する調査研究を的確に実施する。研究を遂行していく際は、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を密に行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努める。	エ行政要請研究 厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する調査研究として、行政要請研究を実施する。研究を遂行していく際は、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を密に行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努める。	・厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する調査研究として、行政要請研究を実施しているか。 ・研究を遂行していく際は、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を密に行い、研究成果が行政政策に反映されているか。	エ行政要請研究 ・厚生労働省からの要請を受けた7課題について調査研究を実施し、調査研究の終了した4課題については、成果の取りまとめが終了したものから厚生労働省に報告した。なお、「諸外国の建設工事従事者に対する安全衛生教育の手法等に関する研究」等4課題は令和5年度から研究を開始した。 ・令和4年度に調査研究の終了した4課題について安衛研究部会における事後評価を受けた。 <table><tr><td>諸外国の建設工事従事者に対する安全衛生教育の手法等に関する研究</td><td rowspan="4">令和5年度新規</td></tr><tr><td>理工系大学等における技術者育成を目的とした安全衛生教育の展開方法についての研究</td></tr><tr><td>防爆エリアにおける非防爆ポータブル機器の持ち込みに関する研究</td></tr><tr><td>高年齢労働者に係る死亡災害の発生要因と傾向の分析</td></tr><tr><td>テールゲートリフターを用いた安全な荷役作業のあり方に関する研究</td><td rowspan="2">継続</td></tr><tr><td>交代制勤務・夜勤による発がん性等の健康影響に関する研究</td></tr><tr><td>作業環境改善に有効な措置事例研究</td><td></td></tr></table> 厚生労働省の政策担当部門とは、研究開始に当たり、以下の手順で密に意見交換を行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努めた。 ① 厚生労働省担当官に対し、要請のあった研究に係る政策課題等をヒアリング ② 実施の可否及び担当研究員を調整 ③ 厚生労働省担当官と具体的研究内容について検討 ④ 研究開始（※必要に応じて厚生労働省と意見交換） ⑤ 研究結果を厚生労働省に報告し、喫緊の行政課題解決に活用 《活用例》 ・「騒音障害防止対策に関する調査」	諸外国の建設工事従事者に対する安全衛生教育の手法等に関する研究	令和5年度新規	理工系大学等における技術者育成を目的とした安全衛生教育の展開方法についての研究	防爆エリアにおける非防爆ポータブル機器の持ち込みに関する研究	高年齢労働者に係る死亡災害の発生要因と傾向の分析	テールゲートリフターを用いた安全な荷役作業のあり方に関する研究	継続	交代制勤務・夜勤による発がん性等の健康影響に関する研究	作業環境改善に有効な措置事例研究			
諸外国の建設工事従事者に対する安全衛生教育の手法等に関する研究	令和5年度新規															
理工系大学等における技術者育成を目的とした安全衛生教育の展開方法についての研究																
防爆エリアにおける非防爆ポータブル機器の持ち込みに関する研究																
高年齢労働者に係る死亡災害の発生要因と傾向の分析																
テールゲートリフターを用いた安全な荷役作業のあり方に関する研究	継続															
交代制勤務・夜勤による発がん性等の健康影響に関する研究																
作業環境改善に有効な措置事例研究																

	オ 過労死等に関する調査研究等 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成 30 年 7 月 24 日閣議決定）に基づき、過労死等防止調査研究センターにおいて実施する研究。 過労死等の過重な業務負担による健康障害及び労働災害の防止対策に貢献できるよう、調査研究を確実に実施すること。	オ 過労死等に関する調査研究等 過労死等防止調査研究センターでは、社会科学系の他の研究機関との連携を図りつつ、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成 30 年 7 月 24 日閣議決定）の第 4 の 2 に掲げられた調査研究等を実施し、過労死等の過重な業務負担による健康障害及び労働災害の防止対策に貢献する。	オ 過労死等に関する調査研究等 過労死等防止調査研究センターでは、社会科学系の他の研究機関との連携を図りつつ、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和 3 年 7 月 30 日閣議決定）の第 3 の 2 に掲げられた調査研究等を実施し、過労死等の過重な業務負担による健康障害及び労働災害の防止対策に貢献する。	・ 過労死等防止調査研究センターでは、社会科学系の他の研究機関との連携を図りつつ、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和 3 年 7 月 30 日閣議決定）の第 3 の 2 に掲げられた調査研究等を実施し、過労死等の過重な業務負担による健康障害及び労働災害の防止対策に貢献しているか。	「騒音障害防止のためのガイドラインの改訂について」（令和 5 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 2 号）発出の参考とされた。 ・ 「テールゲートリフターを用いた安全な荷役作業のあり方に関する研究」 「貨物自動車の昇降設備の設置、保護帽の着用等に関する問答について（労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 33 号） 関係問答）」で採用された（令和 5 年 8 月 1 日事務連絡）。 ・ 「防爆エリアにおける非防爆ポータブル機器の持ち込みに関する研究」 - 経済産業省高圧ガス保安協会主催のスマート保安協議会でとりまとめた「プラントにおけるスマートフォン・タブレット活用の普及促進に向けた提言」内の相互認証による国内認証プロセス合理化の提言において参照された（令和 6 年 2 月 28 日開催）。 ・ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策のあり方についての研究」 - 主催した「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に関する検討会」の報告書に基づく「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」が安全課建設安全対策室より通達され、周知された（令和 6 年 3 月 26 日事務連絡）。 ・ 「はしごからの墜落・転落防止に関する研究」 - 建設労働災害防止協会主催の「墜落防止のための安全設備設置マニュアル見直し提言専門部会」にて作成された「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」について、本研究の成果が反映され、「屋根、はしご・脚立等からの墜落・転落災害防止対策の促進について（要請）（木造家屋等低層住宅工事墜落防止標準マニュアルの策定）」（基安安発 0329 第 3 号、令和 6 年 3 月 29 日）が発出された。 オ 過労死等に関する調査研究等 ○ 過労死等の防止のための対策に関する大綱（令和 3 年 7 月 30 日閣議決定）の第 3 の 2 に掲げられた調査研究として「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」の実施主体として安衛研が指定され、独立行政法人労働政策研究・研修機構（以下「JILPT」という。）等と連携し、過労死等防止調査研究センターで当該研究を行っている。 令和 5 年度は、以下の①～⑤について実施した。 ① 過労死等事案の解析 ・ 以下の課題を実施した：①脳・心臓疾患及び精神障害の過労死等事案の経年変化解析、②道路貨物運送業における精神障害等の業務外事案の解析、③建設業における過労死等事案の労務管理視点からの分析、④医療従事者における精神障害・自殺事案の解析、⑤業種・職種別の過労死等の特徴と分析結果活用に関する研究、⑥脳・心臓疾患の過労死等事案における脳・心臓疾患既往者の実態に関する研究、⑦精神障害の労災認定事案におけるいじめ・暴力・ハラスメント、⑧トラック運送業における運行パターンの定量化解析、⑨脳・心臓疾患の労災認定事案における拘束時間、勤務間インターバルの分析、⑩過労死等による労災保険給付と疾病に関する評価。 ② 疫学研究 ・ コホート研究について、労働時間以外の労働条件として職場のストレス要因に着目し、健診やストレスチェック結果との前向き関連を検討している。 ・ 現場介入研究について、既存データの論文化、トラックドライバーへの介入調査を実施している。 ③ 実験研究 ・ 過重労働による循環器負担に関する研究では、ドライブシミュレーターを用いた実験の準備を行った。また、心肺持久力について、所内での実験と委託先での追跡調査を実施し		
--	---	---	--	--	---	--	--

		本調査研究に当たっては、個人情報保護等に十分留意するとともに、厚生労働省の担当部局と研究の進捗状況等について、連絡を密に行い、研究成果が行政施策に反映されるよう努める。 また、過労死等防止調査研究センターで培ったデータベース等の調査研究に係る資産が大規模災害等で遺失しないよう適切に維持・保管するための措置を講ずる。 上記ア～オの実施にあたっては、必要に応じて大学や他の研究機関との役割分担を行いつつ必要な連絡調整を行うとともに、外部資金の	本調査研究に当たっては、個人情報保護等に十分留意するとともに、厚生労働省の担当部局と研究の進捗状況等について、連絡を密に行い、研究成果が行政施策に反映されるよう努めているか。 ・過労死等防止調査研究センターで培ったデータベース等の調査研究に係る資産が大規模災害等で遺失しないよう適切に維持・保管するための措置について、引き続き具体的な検討を進める。 ・必要に応じて大学や他の研究機関との役割分担を行いつつ必要な連絡調整を行うとともに、外部資金の活用も図りつつ、中長期的視点か	た。 ④ 対策実装研究 ・ 過労死等防止対策の実装に向けて、ステークホルダー会議を9月4日、12月26日に開催した。また、第33回日本産業衛生学会全国協議会（10月28日）に参加した。 ⑤ 専用ポータルサイト ・ 9月19日に専用ポータルサイトを公開した。 ○ 過労死等に関する調査研究で個人情報については、個人情報保護法等の関係法令、関係規程及び指針等に基づく取扱いを行うことはもとより、当該研究関係者については、いかなる場合においても個人情報は漏らさないとした誓約書を厚生労働大臣宛て提出しているほか、研究に活用している労災調査復命書は、研究関係者以外は閲覧できないようにセキュリティ管理された保管庫で管理する等、厳格に取り扱っている。 ○ 過労死等に関する調査研究については、厚生労働省の担当部局と研究の進捗状況等について密な連携を図るため、令和5年度は計12回の会議等を実施した（令和5年4月4日、25日、27日、5月2日、7月10日、8月2日、10月3日、27日（2回）、11月7日、令和6年1月30日、2月21日）。 ○ さらに、総務省からの委託研究である「地方公務員の過労死等に係る公務災害認定事案に関する調査研究」に取り組み、既に解析を行った平成22～令和元年度（10年間）の公務上事案に、令和3年度に公務上と判断された88件を加え、10年間のデータベースを作成するとともに、公務の遂行状況に注目して事案分析を行い、過労死等の実態の多角的な把握とその防止対策について報告書を提出することにより、総務省の行政施策に貢献した。 ・ 大規模災害等により、安衛研のサーバーに保存されている過労死等研究のためのデータベース及びこれまでの研究成果の電子情報が遺失しないよう、安全性が担保された別の場所にオンプレサーバーをととして、令和5年度末に新たに移設した。 ・ 協働研究は本部研究と位置付け、機構本部主導で外部の研究機関との連絡調整を行っている。例えば協働研究「病院における労働環境の実態把握及び円滑な業務運営につなげる安全衛生対策研究」については、石巻専修大学の准教授に病院事務職アンケートの解析の協力を頼むなど、必要に応じて外部機関と役割分担しながら研究に取り組んでいる。 ○ 放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究等 東京電力福島第一原子力発電所の事故収束に当たった緊急作業従事者約2万人を対象とした放射線による健康影響の有無などについての疫学研究及び長期的健康管理事業が国の施策として平成26年度から行われている。 平成31年度から5年間実施される研究に応募し、厚生労働省から採択され、補助金を得て安衛研において標記研究を実施している。		
--	--	---	--	---	--	--

（３）研究の実施体制等の強化 ア 理事のうち１人に研究・試験を掌理させ、総合的な企画調整等を行う部門において、機構における研究・	活用も図りつつ、中長期的視点から、未知の健康障害の解明、新たな安全衛生機器の開発など最先端研究やチャレンジングな研究の実施に配慮する。	活用も図りつつ、中長期的視点から、未知の健康障害の解明、新たな安全衛生機器の開発など最先端研究やチャレンジングな研究の実施に配慮する。	ら、未知の健康障害の解明、新たな安全衛生機器の開発など最先端研究やチャレンジングな研究の実施に配慮しているか。	当該研究は、緊急作業従事者を生涯（数十年以上）にわたって追跡し、健康状態を調査する研究である。このため、統括研究機関を労働安全衛生総合研究所とし、共同研究機関として公益財団法人放射線影響研究所、大学、放射線医学総合研究所等の他の研究機関と専門分野に応じた役割分担を行い、必要な連絡調整を行いながら、研究を実施している。 なお、平成26年度から平成30年度まで当該研究は公益財団法人放射線影響研究所で行われていたことから、当該研究データ等の引き渡しを受け、それらを活用して研究を行っている。 令和５年度に実施した主な取組は以下のとおり。 ・基本健診（診察、身体測定、生理検査、胸部X線検査、血液検査、尿検査）を2,246名、多項目健診（基本健診に加え、検便、喀痰検査、腹部超音波検査・胃がん検査等の画像検査、（腫瘍マーカー、甲状腺機能検査等を含む血液検査）を940名に実施した。 ・検査項目によっては高齢者の中にわずかながら異常値を示す個別項目があり、それについては保健指導などの対策の必要性が示された。 ・令和５年度は第２期の最終年度であり、研究期間５年間の総括を行うと同時に、線量評価・甲状腺がん調査・心理的影響調査・白内障調査など分担研究者と協議のうえ、令和６年度からの第３期に向けて研究計画を立案、統括本部として研究参加者の維持確保を図るための方策を示した。 ・緊急作業従事者を対象に健康管理等に役立てていただくため、医師、保健師等が対応する電話やメール、対面等による相談窓口を設けており、令和５年度は721件の相談を受け付け、その内訳は以下のとおりである。 ・健康相談（健康状態と被ばくの関係、労災の適用可能性など）45件 ・保健指導（健康診断結果に基づく保健指導など）273件 ・長期的健康管理の制度について144件 ・その他259件		
	なお、研究を通じて開発した機器等については、特許の取得はもとより、JISやISO/IECへの標準化の働きかけ等を行うとともに、作業現場への導入等広く普及されるよう努める。	なお、研究を通じて開発した機器等については、特許の取得はもとより、JISやISO/IECへの標準化の働きかけ等を行うとともに、作業現場への導入等広く普及されるよう努める。	・研究を通じて開発した機器等については、特許の取得はもとより、JISやISO/IECへの標準化の働きかけ等を行うとともに、作業現場への導入等広く普及されるよう努めているか。	・開発した機器等※は、特許の取得、JISやISO/IECへの標準化の働きかけを通じて、広く普及されるよう努めている。１件の特許出願が認められ、保有登録特許件数は令和５年度末時点で18件である。 ※安衛研で開発し特許を取得した、あるいは申請中の機器の例は以下のとおりである。 -特許を取得した機器の例- 接地確認装置 -特許申請中の機器の例- 除電機構	（３）研究の実施体制等の強化 ・研究試験を掌理する理事を中心として、下記の事項を行うなど機構における労働安全衛生に係る研究・試験事業が機動的かつ機能的に実施できるよう、研究試験企画調整部が総合的な企画調整を行った。 ① 厚生労働省から要請のあった研究について、政策担当者から行政ニーズ等を確認し、研究員と厚生労働省との調整を図りながら行政要請研究（７課題）を実施した。 ② プロジェクト研究、協働研究、行政要請研究については、研究員と厚生労働省の政策担当部門との調整を図り、意見交換を16回実施した。	

	試験等が機動的かつ機能的に実施できるよう体制を強化すること。 イ 人材の世代交代も視野に入れ、大学や他の研究機関との連絡調整や若手研究者の指導育成を担うことができる人材の確保に努めること。	総合的な企画調整等を行う体制及び機能を強化する。 イ 労働安全衛生分野における調査研究及び試験の中核拠点としての機能を維持強化するため、若手研究者の確保はもとより、人材の世代交代も視野に入れ、大学や他の研究機関との連絡調整や若手研究者の指導育成の担い手となる中堅層を担うことができる人材を確保する。	総合的な企画調整等を行う体制及び機能を強化する。 イ 労働安全衛生分野における調査研究及び試験の中核拠点としての機能を維持強化するため、以下のとおり取り組む。 ① 諸大学との連携大学院協定の締結更新のほか他機関と広く研究協力を行い、学術交流を進める。 ② 研究員を大学の客員教授、非常勤講師として派遣し、若手研究者等の育成に寄与する。 ③ 国内外より研修生、連携大学院生、日本学術振興会特別研究員等の受入れを行う。 ④ 国内外の諸機関の要請に応じて研究員による適切な協力・支援を行う。	総合的な企画調整等を行う体制及び機能を強化しているか。 ・ 諸大学との連携大学院協定の締結更新のほか他機関と広く研究協力を行い、学術交流を進めているか。 ・ 研究員を大学の客員教授、非常勤講師として派遣し、若手研究者等の育成に寄与しているか。 ・ 国内外より研修生、連携大学院生、日本学術振興会特別研究員等の受入れを行っているか。 ・ 国内外の諸機関の要請に応じて研究員による適切な協力・支援を行っているか。	③ 協働研究「病院における労働環境の実態把握及び円滑な業務運営につなげる安全衛生対策研究」の実施に当たり、2施設の労災病院の事務局との調整を図り、事務職員を対象とした意見交換会を実施した。また、全ての労災病院を対象としたアンケート調査及び外部モニター調査を実施した。 ・ 長岡科学技術大学、東京電機大学、北里大学など4機関と連携大学院協定を締結し、安衛研の研究員を連携准教授、客員教授等として協定先大学院に延べ8人の講師を派遣し、指導等を行った。 ・ 過労死等に関する調査研究等の実施に当たっては、JILPTと連携して研究を行い、労働政策研究に係る学術交流について進めている。 ・ 同上。 ・ 横浜国立大、広島大、東京電機大、東京都市大など6以上の研究機関の研修生等20人を受け入れている。 ・ 「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」に委員として参加する等の国内外の機関の要請に応じた協力・支援を行っている。 ・ Asia Pacific Symposium on Safety2023（アジア太平洋安全シンポジウム、令和5年10月17～20日、バンコク、タイ）の共催及び参加。		
	ウ 国内外の労働安全衛生研究	ウ 国内外の労働安全衛生研究	ウ 国内外の労働安全衛生研究				

に係る最新の知見及び動向を把握し、研究の高度化及び効率化を図るため、国内外の大学や労働安全衛生調査研究機関との連携及び交流を一層促進すること。	に係る最新の知見及び動向を把握し、研究の高度化及び効率化を図るため、国内外の大学や労働安全衛生調査研究機関との連携及び交流の一層の促進に努める。具体的には、行政や社会のニーズがある多様な研究テーマに対応できるよう、引き続き客員研究員やフェロー研究員の活用を進めるとともに、労働安全衛生施策の企画・立案において海外の制度や運用の状況を把握するニーズが高まっていることを踏まえ、研究者等の海外からの招へいや、研究員の海外派遣を引き続き実施する等により、諸外国の研究動向の把握や連携体制の構築を推進する。	に係る最新の知見及び動向を把握し、研究の高度化及び効率化を図るため、下記のとおり、国内外の大学や労働安全衛生調査研究機関との連携及び交流の一層の促進に努める。 ① フェロー研究員・客員研究員制度等を有効に活用し、他の法人、大学等との連携、研究交流、共同研究を一層促進するとともに、欧米及びアジア諸国の主要な労働安全衛生機関との間で研究協力協定を締結し、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための機構職員の派遣及び他機関研究員の受入れの促進に努める。 ② 研究員の資質・能力の向上等を図るため外国の大学・研究機関において調査・	・フェロー研究員・客員研究員制度等を有効に活用し、他の法人、大学等との連携、研究交流、共同研究を一層促進するとともに、欧米及びアジア諸国の主要な労働安全衛生機関との間で研究協力協定を締結し、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための機構職員の派遣及び他機関研究員の受入れの促進に努めているか。 ・研究員の資質・能力の向上等を図るため外国の大学・研究機関において調査・	- 他の研究機関の第一線で活躍している研究者、あるいは労働安全衛生において著名な実績を持つ有識者を安衛研のフェロー研究員（37 人）として任命し、これらの人脈を活用した相互交流、共同研究を行っている。 - 研究協力協定等に基づく国外の研究機関との交流。 令和５年度末時点の締結状況は下表のとおり。 <table><tr><th>国</th><th>研究機関</th><th>締結（改定）年月</th></tr><tr><td>アメリカ</td><td>米国国立労働安全衛生研究所（NIOSH）</td><td>2001 年 6 月（2019 年 5 月）</td></tr><tr><td>イギリス</td><td>英国安全衛生研究所（HSL）</td><td>2001 年 11 月（2004 年 11 月）</td></tr><tr><td>カナダ</td><td>ローベルソウベ労働安全衛生研究所</td><td>2009 年 2 月（2021 年 10 月）</td></tr><tr><td>マレーシア</td><td>マレーシア労働安全衛生研究所</td><td>2016 年 3 月（2021 年 11 月）</td></tr><tr><td>韓国</td><td>国立釜慶大学</td><td>2001 年 8 月（2022 年 1 月）</td></tr><tr><td></td><td>韓国産業安全衛生公団労働安全衛生研究院</td><td>2001 年 11 月（2021 年 4 月）</td></tr><tr><td></td><td>国立忠北大学</td><td>2008 年 3 月（2021 年 7 月）</td></tr><tr><td></td><td>韓国安全学会</td><td>2018 年 10 月（2021 年 10 月）</td></tr><tr><td></td><td>ソウル科学技術大学校</td><td>2002 年 9 月（2022 年 9 月）</td></tr><tr><td>ドイツ</td><td>ドイツ ヴュルツブルク・シュヴァインフルト応用科学大学</td><td>2019 年 9 月（2022 年 8 月）</td></tr></table> - 韓国雇用労働府等、国外の労働安全衛生研究機関等からの研究員を受け入れてきた。 また、横浜国立大、広島大、東京電機大、東京都市大など 6 以上の研究機関の研修生等 20 人を受け入れている。 - 研究員の派遣については、新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴い、令和２年度に派遣予定だった対象研究員を派遣する予定であったものの、対象研究員の退職により派遣実施には至っていない。 なお、令和 6 年度には当該派遣制度に基づき 2 名の研究員を派遣する予定となっている。	国	研究機関	締結（改定）年月	アメリカ	米国国立労働安全衛生研究所（NIOSH）	2001 年 6 月（2019 年 5 月）	イギリス	英国安全衛生研究所（HSL）	2001 年 11 月（2004 年 11 月）	カナダ	ローベルソウベ労働安全衛生研究所	2009 年 2 月（2021 年 10 月）	マレーシア	マレーシア労働安全衛生研究所	2016 年 3 月（2021 年 11 月）	韓国	国立釜慶大学	2001 年 8 月（2022 年 1 月）		韓国産業安全衛生公団労働安全衛生研究院	2001 年 11 月（2021 年 4 月）		国立忠北大学	2008 年 3 月（2021 年 7 月）		韓国安全学会	2018 年 10 月（2021 年 10 月）		ソウル科学技術大学校	2002 年 9 月（2022 年 9 月）	ドイツ	ドイツ ヴュルツブルク・シュヴァインフルト応用科学大学	2019 年 9 月（2022 年 8 月）		
国	研究機関	締結（改定）年月																																					
アメリカ	米国国立労働安全衛生研究所（NIOSH）	2001 年 6 月（2019 年 5 月）																																					
イギリス	英国安全衛生研究所（HSL）	2001 年 11 月（2004 年 11 月）																																					
カナダ	ローベルソウベ労働安全衛生研究所	2009 年 2 月（2021 年 10 月）																																					
マレーシア	マレーシア労働安全衛生研究所	2016 年 3 月（2021 年 11 月）																																					
韓国	国立釜慶大学	2001 年 8 月（2022 年 1 月）																																					
	韓国産業安全衛生公団労働安全衛生研究院	2001 年 11 月（2021 年 4 月）																																					
	国立忠北大学	2008 年 3 月（2021 年 7 月）																																					
	韓国安全学会	2018 年 10 月（2021 年 10 月）																																					
	ソウル科学技術大学校	2002 年 9 月（2022 年 9 月）																																					
ドイツ	ドイツ ヴュルツブルク・シュヴァインフルト応用科学大学	2019 年 9 月（2022 年 8 月）																																					

		査・研究を実施する在外研究員派遣制度に基づき、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みつつ、可能であれば研究員を派遣する。 ③ 令和３年度から安衛研に新たに設置した「新技術安全研究グループ」において、ロボット、AI（人工知能）、IoT等の新技術に関する労働災害防止対策（新技術の導入によって生じ得るリスクに対する対策と、新技術を積極的に活用することによってより安全な職場環境を実現するための対策の両面）の研究を推進するとともに、新技術分野に係る学識研究者や企業の技術者等で構成された協議会を設置し、官民連携した研究の推進や、国内外の最新の知見及び動向を把握する。	研究を実施する在外研究員派遣制度に基づき、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みつつ、可能であれば研究員を派遣しているか。 ・令和３年度から安衛研に新たに設置した「新技術安全研究グループ」において、ロボット、AI（人工知能）、IoT等の新技術に関する労働災害防止対策の研究を推進するとともに、新技術分野に係る学識研究者や企業の技術者等で構成された協議会を設置し、官民連携した研究の推進や、国内外の最新の知見及び動向を把握しているか。	令和３年４月１日に「新技術安全研究グループ」を安衛研に設置し、産業現場における労働災害防止の観点からの新技術の活用及び安全面の問題について、課題を抽出・分析し、新技術の開発と使用の両面から取り組んでいる。３課題の調査研究を実施しておりロボットでの協働作業を対象とした安全制御システムの構築を行っているほか、IoT、AI、協働・介護ロボットなどの専門家を委員とした新技術コンソーシアム（令和５年９月２１日、令和６年３月５日）を開催し、新技術の今後の可能性や労働安全上の課題等について検討を行った。		
--	--	---	---	---	--	--

	エ 自然科学的な側面と社会科学の両者を考慮しながら研究を進めなければ十分な成果が期待できない研究分野については、社会科学系の研究に強みを有する他の機関との連携の強化を図ることにより労働分野の総合的な研究を推進すること。	エ 過労死等に関する研究をはじめとした、自然科学的な側面と社会科学の両者を考慮する必要がある研究分野については、社会科学系の他の研究機関との連携等の強化を図る。併せて、関係業界団体等と連携した、共同研究も積極的に推進する。	エ 過労死等に関する研究をはじめとした、自然科学的な側面と社会科学の両者を考慮する必要がある研究分野については、独立行政法人労働政策研究・研修機構等の社会科学系の他の研究機関との連携等の強化を図る。併せて、関係業界団体等と連携した、共同研究も積極的に推進する。 また、令和３年度に新たに安衛研に設置した「社会労働衛生研究グループ」において、過労死等の労働・社会分野の調査・分析を行い、従来にも増して社会科学系の研究に強みを有する他の機関等との連携を強化する。	・過労死等に関する研究をはじめとした、自然科学的な側面と社会科学の両者を考慮する必要がある研究分野については、独立行政法人労働政策研究・研修機構等の社会科学系の他の研究機関との連携等の強化を図っているか。 ・関係業界団体等と連携した、共同研究も積極的に推進しているか。 ・令和３年度に新たに安衛研に設置した「社会労働衛生研究グループ」において、過労死等の労働・社会分野の調査・分析を行い、従来にも増して社会科学系の研究に強みを有する他の機関等との連携を強化しているか。	・ 過労死等に関する調査研究において、JILPT の研究員が過労死等の事案解析に関し、労働者の人間関係等社会的側面に着目した解析を行うなど安衛研の研究者と連携・協力して取り組んでいる。また、全日本トラック協会、日本看護協会の協力・連携の下、運送業や医療現場を対象にした共同研究「トラック運転手の働き方の実態にあわせた効果的な過重労働対策に関する研究」、「交代制勤務看護師の勤務間インターバルと疲労回復に関する研究」を行っている。 ・ 令和３年４月１日に「社会労働衛生研究グループ」を安衛研に設置し、国が定めた「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で求められている過労死等に関する労働・社会分野の調査研究を過労死等防止調査研究センターと共同で実施し、研究成果は、過労死等の概要や政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況を国会に毎年報告を行う年次報告書として過労死等防止対策白書に反映されている。 ・ 令和２年４月１日に「化学物質情報管理研究センター」を安衛研に設置し、中期目標に掲げられた化学物質対策を確実に履行するため、化学物質及び粉じんに関する取扱い情報、国内外の規制、危険有害性情報等の収集及び分析、化学物質等に関する労働災害の分析、並びに研究成果の普及を一元的に実施できるよう体制整備に取り組んでいる。当該センターを中核とし		
	オ 化学物質の危険及び有害性に関する情報収集、化学物質に	オ 中期目標に掲げられた化学物質対策を確実に履行するた	オ 中期目標に掲げられた化学物質対策を確実に履行するた	・中期目標に掲げられた化学物質対策を確実に履行するため、			

	よる疾病の調査や予防のための研究及び試験、化学物質の危険及び有害性並びに予防対策に係る対外的な情報発信等を効率的かつ総合的に実施するための体制を整備すること。 (4) 国際貢献、海外への発信 労働安全衛生に係る国際的な研究分野に関し、国際機関やその他国際的な枠組みにおいて、引き続き重要な役割を果たすこと。	め、化学物質による疾病の調査や予防のための研究及び試験、化学物質の危険及び有害性並びに予防対策に係る対外的な情報発信等を一元的に実施できる体制を整備する。 (4) 国際貢献、海外への発信 海外の制度や運用の状況が、国内の労働安全衛生施策の企画・立案に及ぼす影響を踏まえながら、労働安全衛生に係る研究分野に関し、国際機関やその	め、安衛研に設置した化学物質情報管理研究センター（以下「化学物質センター」という。）において、化学物質及び粉じんに関する取扱い情報、国内外の規制、危険有害性情報等の収集及び分析、化学物質等に関する労働災害の分析、並びに研究成果の普及を推進する。 また、改正された化学物質の自律的管理に係る法令の施行に向けて、事業者に対する情報発信、GHS分類・モデルSDS作成等の技術的側面からの支援を実施する。 (4) 国際貢献、海外への発信 労働安全衛生に係る国際的な研究分野に関し、国際機関やその他国際的な枠組みにおいて、引き続き重要な役割を果たすため、以下のとおり取り組む。	安衛研に設置した化学物質情報管理研究センター（以下「化学物質センター」という。）において、化学物質及び粉じんに関する取扱い情報、国内外の規制、危険有害性情報等の収集及び分析、化学物質等に関する労働災害の分析、並びに研究成果の普及を推進しているか。 ・改正された化学物質の自律的管理に係る法令の施行に向けて、事業者に対する情報発信、GHS分類・モデルSDS作成等の技術的側面からの支援を実施しているか。 (4) 国際貢献、海外への発信	て化学物質関連の労働安全衛生研究を実施しているほか、行政政策の企画立案に貢献できるよう厚生労働省安全衛生部と密に連携していくため、月1回を目安に安衛研、機構本部及び厚生労働省安全衛生部との打ち合わせを実施した。 - 化学物質の自律的な管理に向けて必要な体制の整備を行い、濃度基準値の制定に係る根拠資料の検討や、危険有害性情報の掲示に係る検討を行うなど、行政施策を技術的側面から支える情報を提供した。 - 情報発信体制の整備に伴い、混合物 SDS 作成支援に係る啓発動画2本を作成し、安衛研のYouTube チャンネル（JNIOOSH チャンネル）にアップロードした。		
--	---	--	--	---	---	--	--

	他国際的な枠組みにおいて、引き続き重要な役割を果たす。 このため、労働安全衛生分野における研究の中心的機関として、労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する資料を収集、整理するとともに、その知見を国内外に提供する。	ア 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、研究協力協定を締結した海外の研究機関との情報交換等を通じて、国内外の最先端の研究情報を収集する。また、労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する資料を収集、整理するとともに、その知見を国内外に提供する。 イ 最先端の研究情報の収集と発信を目的として「Industrial	・効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、研究協力協定を締結した海外の研究機関との情報交換等を通じて、国内外の最先端の研究情報を収集しているか。 ・労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する資料を収集、整理するとともに、その知見を国内外に提供しているか。 ・最先端の研究情報の収集と発信を目的として「Industrial	- 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するための主な取組は以下のとおり。 ① Asia Pacific Symposium on Safety2023 (Bangkok、Thailand、令和5年10月17～20日)を共催した。 ② イギリスの安全衛生庁、フィンランドの衛生研究所、建設現場等の訪問調査(令和5年11月22日～30日)を行った。 ③ 化学物質管理に係る専門家検討会に参加した(令和5年6月8日、7月18日、8月28日、10月6日、11月6日、12月22日、令和6年1月15日、3月6日、3月22日)。 ④ 国内外から収集した労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する資料等については、安衛研内の研究推進・国際センターにおいて整理し、その知見については大学等の講義や海外での講演等に活用することで、国内外に提供している。 - 海外の技術、制度等に関する情報提供は以下のとおり。 防爆規制に関連して、危険箇所での非防爆機器利用に関する国際的な技術指針IEC TS 60079-48の情報を厚生労働省安全課機械班及び経済産業省高圧ガス保安室へ提供し、意見交換を行った。 - 国際学術誌「Industrial Health」を6回発行し、国内外の大学・研究機関等に配布した。 - 和文学術誌「労働安全衛生研究」を2回刊行し、国内の大学・研究機関等に配布した。		
--	--	--	--	--	--	--

	価に当たっては、以下の指標を設定すること。 ア 業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価の対象となる研究において、下記の採点基準により、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の成果について平均点3.25点以上の評価を得ること（成果ごとに、5点（優れている）、4点（やや優れている）、3点（概ね妥当である）、2点（やや劣っている）、1点（劣っている））。 イ 中期目標期間中、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の報告書総数の80%以上について、厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受けること。 【目標設定の考	価指標及び中期目標期間中の達成目標は、以下のとおりとする。 ア 業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価の対象となる研究において、下記の採点基準により、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の成果について平均点 3.25点以上の評価を得る（成果ごとに、5点（優れている）、4点（やや優れている）、3点（概ね妥当である）、2点（やや劣っている）、1点（劣っている））。 イ 中期目標期間中、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の報告書総数の 80%以上について、厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受ける。	価指標及び令和5年度の達成目標は、以下のとおりとする。 ア 令和5年度において業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価の対象となる研究について、下記の採点基準により、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の成果について平均点 3.25点以上の評価を得る（成果ごとに、5点（優れている）、4点（やや優れている）、3点（概ね妥当である）、2点（やや劣っている）、1点（劣っている））。 イ プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究に係る令和5年度の報告書総数の80%以上について、厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受ける。	・令和5年度において業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価の対象となる研究について、下記の採点基準により、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の成果について平均点 3.25点以上の評価を得ているか。 ・プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究に係る令和5年度の報告書総数の80%以上について、厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受けているか。	・プロジェクト研究及び行政要請研究の合計9課題については、安衛研究部会の外部評価（事後評価）を受け、評価結果の目標値である平均点3.25以上を全ての課題で上回るとともに、その平均点は4.28であった。 一例は次のとおり ○ 帯電防止技術の高度化による静電気着火危険性低減に関する研究（5.0点） 【研究概要】 静電気は危険性の可視化が難しく、静電気の基本的な対策は製造工程や作業環境を見直すことによる低減である。本研究では、当研究グループが取り組んできた研究を推進し、低速輸送法、接地法、不活性化などの従来の対策を改良し、新技術を加え、新たな技術指針の策定・普及などにより、帯電防止技術を高度化することが目的である。 【得られた知見】 可燃性液体に対するフッ素樹脂製配管の高帯電危険性の評価と少量の試料での帯電性評価方法の確立、粒体攪拌や輸送におけるアルゴンガスや減圧による帯電低減技術の検証、ハンディタイプの小型接地確認装置の開発・製品化した。 【評価コメントの一例】 ・静電気着火の危険を低減する新技術が開発され、また既存の技術が高度化され、さらに学会で受賞などされており高く評価したい。 ・基礎データ収集から製品化まで非常に広範な課題に取り組み、学術的な成果も多数であり、産業現場だけでなく学術に与えた貢献は大きい。 ・静電気着火危険性の解明を目的に精力的に取り組み、学術的に成果を上げ、また、技術指針を公表するなど社会的貢献も評価される。 【研究成果】可燃性液体および粉体塗料用静電ハイドスプレイ装置の安全に関する技術指針の策定・発行した（令和5年3月）。 ・令和4年度に終了したプロジェクト研究、行政要請研究の合計10課題の報告書を厚生労働省に提出し、「政策効果が期待できる」かどうかの評価を受けた。その結果、1（非常に政策効果が期待できる）が2課題、2（政策効果が期待できる）が8課題の判定であり、2以上の「政策効果が期待できる」との判定が100%であったことから、目標の80%を上回った。その理由として、厚生労働省政策担当部門と研究内容のすり合わせ等のために意見交換を密に行うことで、政策効果に結び付く研究成果を上げることができた。アンケートにおいても、通達等の改正の参考とされたほか、行政の検討会や業界への周知において活用した・今後活用する旨の回答が多く得られた。		
--	---	--	--	--	---	--	--

え方】 類似する研究に係る実績を踏まえ設定した。 （６）研究成果の積極的な普及・活用 労働者の健康及び安全に対する研究成果やモデル医療法及びモデル予防法等の成果の普及・活用を一層図る観点から、次の事項に取り組むこと。 ア 調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等に積極的に貢献すること。具体的には、中期目標期間中の法令等の制定及び改正等への貢献の件数は、50 件以上とすること。	（６）研究成果の積極的な普及・活用 労働者の健康及び安全に対する研究成果やモデル医療法及びモデル予防法等の成果の普及・活用を一層図る観点から、次の事項に取り組む。 ア 労働安全衛生に関する法令、国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献 行政機関、公的機関、国際機関等から、専門家としての知見や研究成果等の提供要請があった場合には、調査及び研究で得られた科学的知見を活用して検討会等への参加や資料提供などに積極的に対応し、中期目標期間中に 50 件以上の労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の	（６）研究成果の積極的な普及・活用 労働者の健康及び安全に対する研究成果やモデル医療法及びモデル予防法等の成果の普及・活用を一層図る観点から、次の事項に取り組む。 ア 労働安全衛生に関する法令、国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献 行政機関、公的機関、国際機関等から、専門家としての知見や研究成果等の提供要請があった場合には、調査及び研究で得られた科学的知見を活用して検討会等への参加や資料提供などに積極的に対応し、労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の	・行政機関、公的機関、国際機関等から、専門家としての知見や研究成果等の提供要請があった場合には、調査及び研究で得られた科学的知見を活用して検討会等への参加や資料提供などに積極的に対応し、労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等にか。 ・令和５年度における、これら法令・基準等へ	（６）研究成果の積極的な普及・活用	ア 労働安全衛生に関する法令、国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献 行政機関、公的機関、国際機関等の要請に応じ、厚生労働省労働基準局等の検討会に委員としての参加や、資料提供等に対応した。主な内容は以下のとおり。 ・ 過労死等の防止のための対策に関する大綱（令和３年７月 30 日閣議決定）の第 3 の 2 に掲げられた調査研究として「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」の実施主体として安衛研が指定され、JILPT 等と連携し、過労死等防止調査研究センターで当該研究を行っており、過労死等事案の解析結果等が過労死等防止対策白書に掲載された。 ・ 過労死等防止調査研究センターの知見を活かし、以下のとおり検討会等へ参加している（令和 5 年度は以下の 1 件）。 ・ 厚生労働省労働基準局補償課による「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」（座長：黒木宜夫・東邦大学名誉教授）に委員として参加した（令和 5 年 5 月 30 日、6 月 20 日）。 労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等実績は 13 件（目標値 10 件、達成度 130.0%）であった。主な内容は下表のとおり。	<table><tr><td>制定、改正等を行った法令、通達等</td></tr><tr><td>○ 「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」等の周知について（令和 5 年 4 月 4 日付け基安労発 0404 第 1 号）</td></tr><tr><td>○ 騒音障害防止のためのガイドラインの改訂について（令和 5 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 2 号）</td></tr><tr><td>○ 皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について（令和 5 年 7 月 4 日付け基発 0704 第 1 号）</td></tr><tr><td>○ 心理的負荷による精神障害の認定について（令和 5 年 9 月 1 日付け基発 0901 第 2 号）</td></tr></table>	制定、改正等を行った法令、通達等	○ 「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」等の周知について（令和 5 年 4 月 4 日付け基安労発 0404 第 1 号）	○ 騒音障害防止のためのガイドラインの改訂について（令和 5 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 2 号）	○ 皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について（令和 5 年 7 月 4 日付け基発 0704 第 1 号）	○ 心理的負荷による精神障害の認定について（令和 5 年 9 月 1 日付け基発 0901 第 2 号）		
							制定、改正等を行った法令、通達等						
○ 「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」等の周知について（令和 5 年 4 月 4 日付け基安労発 0404 第 1 号）													
○ 騒音障害防止のためのガイドラインの改訂について（令和 5 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 2 号）													
○ 皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について（令和 5 年 7 月 4 日付け基発 0704 第 1 号）													
○ 心理的負荷による精神障害の認定について（令和 5 年 9 月 1 日付け基発 0901 第 2 号）													

		労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等に貢献する。	制定及び改正等に貢献する。 令和５年度における、これら法令・基準等への貢献については、10 件以上とする。	の貢献については、10 件以上貢献しているか。	○ 貨物自動車の昇降設備の設置、保護帽の着用等に関する問答について（労働安全衛生規則の一部を改正する省令（関係問答）（厚生労働省令第 33 号）ドローンでの目視検査時のリスク対応の基礎的な考え方として活用された。 ○ 石綿障害予防規則の一部を改正する省令（令和５年厚生労働省令第 105 号）及び石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について（令和５年 8 月 29 日付け基発 0829 第 1 号） ○ 「小売業・飲食店における労働災害防止の進め方」について（令和５年 12 月 11 日付け基安安発 1211 第 1 号） ○ 屋根、はしご・脚立等からの墜落・転落災害防止対策の促進について（要請）木造家屋等低層住宅工事墜落防止基準マニュアルの策定（令和 6 年 3 月 29 日付け基安安発 0329 第 3 号）			
		イ 学会発表等の促進 ① 国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での発表、原著論文等の論文発表を積極的に推進する。	イ 学会発表等の促進 ① 国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での発表、原著論文等の論文発表を積極的に推進する。	・国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での発表、原著論文等の論文発表を積極的に推進しているか。	イ 学会発表等の促進 ・ 国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での発表（WEB を含む。）、原著論文等の論文発表件数について、研究員ごとに目標を設定する等により積極的に推進し、令和５年度は口頭発表 228 件、論文発表 197 件、学会等における受賞 38 件であった。 ＜受賞例＞ ・ 「ハンディタイプ接地確認装置」（令和 4 年度消防防災科学技術賞優秀賞）等 → 消防防災機器等の開発・改良、消防防災科学に関する論文及び原因調査に関する事例報告の分野において、優れた業績をあげた等の個人又は団体を消防庁長官が表彰する制度。 受賞対象となった作品は、産業現場における静電気災害防止の基本である、産業現場での金属の接地有無を容易に確認できるようにしたもので、小型で安全性が高く、簡単に接地状況が確認できるという点が高く評価された。 ・ 令和 4 年度に研究が終了したプロジェクト研究 4 課題について、特別研究報告（SRR）を発行し、共同研究を行っている大学、業界団体等に送付した。 ・ また、プロジェクト研究をはじめとする研究の成果を安衛研のホームページで公開し、併せて安衛研メールマガジンにおいて厚生労働省、事業者団体、大学等の研究者、民間企業の研究者、技術者等に発信することで積極的な広報を行った。			
イ 労働者の健康及び安全に関する調査及び研究の成果並びにモデル医療法及	ウ インターネット等による調査及び研究成果情報の発信	ウ インターネット等による調査及び研究成果情報の発信			ウ インターネット等による調査及び研究成果情報の発信			

	びモデル予防法等の成果については、原則としてホームページに掲載すること。 中期目標期間中におけるホームページ中の研究業績等へのアクセス数の総数を1200万回以上とすること。	① 労働者の健康及び安全に関する調査及び研究の成果並びにモデル医療法及びモデル予防法等の成果については、原則としてホームページに掲載し、中期目標期間中における機構本部、安衛研、労災病院、日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセス数の総数を1200万回以上得る。	① 調査及び研究の成果については、原則として、ホームページにおいて公開する。その際、研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるように努める。 なお、安衛研においては、「Industrial Health」誌及び「労働安全衛生研究」誌については、その掲載論文全文を研究所のホームページ及びJ-stage(独立行政法人科学技術振興機構が運営する研究者向け情報発信支援システム)に公開する。 令和5年度中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等の	・調査及び研究の成果については、原則として、ホームページにおいて公開する。その際、研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるように努めているか。 ・安衛研において、「Industrial Health」誌及び「労働安全衛生研究」誌については、その掲載論文全文を研究所のホームページ及びJ-stage(独立行政法人科学技術振興機構が運営する研究者向け情報発信支援システム)に公開しているか。 ・令和5年度中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中	- 以下の調査及び研究の成果をホームページに掲載するとともに、その際は国民に理解しやすく活用しやすいものになるよう努めたほか、閲覧者の利便性向上の観点から、必要に応じて日本語及び英語による要約を併せて公開した。 - 安衛研が刊行する国際学術誌「Industrial Health」(年6回発行) - 和文学術誌「労働安全衛生研究」(年2回発行) - 特別研究報告等の掲載論文 - 技術資料 等 「Industrial Health」と「労働安全衛生研究」に掲載している論文全文を研究所のホームページ及びJ-STAGE(化学技術情報発信・流通統合システム/独立行政法人科学技術振興機構)で公開した。 - YouTubeのJNIOOSHチャンネルにて実験動画等を53本公開した。 - 研究所一般公開及び安全衛生技術講習会等のイベントは開催告知のみならず、終了後の結果報告についても速やかにホームページに掲載した(なお、イベントの開催は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によりオンライン上で開催した。) - 研究業績・成果等に関するホームページのアクセス数は312万回であり、目標としていた年240万回を大幅に上回った。 ※うち労働安全衛生施策に係るアクセス数 229万回		
--	--	---	---	---	---	--	--

		ホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数を 240 万回以上得る。 さらに、安全衛生に係る各種情報を掲載するサイトを運営し、情報発信体制を強化する。 ② メールマガジンを毎月 1 回発行し、安衛研の諸行事や、研究成果等の情報を定期的に広報する。 ③ 事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。	の研究業績・成果等へのアクセスの総数を 240 万回以上得ているか。 ・安全衛生に係る各種情報を掲載するサイトを運営し、情報発信体制を強化しているか。 ・令和 4 年度労働安全衛生総合研究所年報を発行するとともに毎月 1 回メールマガジンを発行し、安衛研の諸行事や研究成果等の情報を定期的に広報しているか。 ・事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行っているか。	・令和 4 年度労働安全衛生総合研究所年報を令和 5 年 12 月 22 日に発行した。 ・メールマガジン（安衛研ニュース）は毎月 1 回配信し、労働安全衛生研究の動向、安衛研主催行事、刊行物等の情報提供を行っている。 ・「テールゲートリフター昇降板におけるロールボックスパレット等の逸走防止措置として推奨される要件」、「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」をとりまとめ、安衛研ホームページでも公表した。 ・一般誌等に 79 件の論文・記事を寄稿し、研究成果の普及を図った。 【主な論文・記事】 ・「安全を設計するための考え型～デジタル技術活用にむけて～」(人間生活工学、一般社団法人人間生活工学研究センター) ・「新しい化学物質管理」(安全と健康、中央労働災害防止協会発行) ・「熱中症の発生する原理と有効な対策」(溶接技術、一般社団法人日本溶接協会発行) ・国内テレビ局等からの取材 19 件に協力した。 【主な取材】 ・実大斜面の土砂崩壊実験 (トライアングル愛媛公式サイト) ・迫るゲート利用の本格化と安全対策 運賃交渉の起点になるか (物流ウィークリーに掲載) ・高齢者の労働安全衛生に関する情報提供 (NHK 報道番組センター) ・「「休む」ことがメリットになる…厚生労働省も推す「勤務間インターバル制度」導入のススメ」(現代ビジネス (講談社) に掲載) ・「突出する建設業の過労自殺、背景には厳しい工期や上司の無理解」(日経コンストラクション (日経 BP) に掲載)		
--	--	---	--	--	--	--

	ウ 研究の成果については、特許権等の知的財	エ 講演会等の開催 ① 職場における労働安全衛生関係者を含めた幅広い領域の人々に機構の主要な調査及び研究成果を紹介する講演会を開催する。 ② 安衛研の一般公開を実施し、調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、国内外の労働安全衛生関連機関及び団体等の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じ柔軟に対応する。 オ 知的財産の活用促進 研究の成果に	エ 講演会等の開催 ① 安全衛生技術講演会は、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みつつ、電子（WEB）会議システム等も活用し開催する。さらに労働災害防止団体の主催する大会等に積極的に参加し講演する機会を設ける。 ② 安衛研の一般公開は、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みつつ、実施を検討し、調査及び研究成果の紹介については、安衛研ホームページも活用し行う。また、国内外の労働安全衛生関連機関及び団体等の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じ柔軟に対応する。 オ 知的財産の活用促進 研究の成果に	・安全衛生技術講演会は、電子（WEB）会議システム等も活用し開催しているか。 ・労働災害防止団体の主催する大会等に積極的に参加し講演する機会を設けているか。 ・安衛研の一般公開は、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みつつ、実施を検討し、調査及び研究成果の紹介については、安衛研ホームページも活用し行っているか。 ・国内外の労働安全衛生関連機関及び団体等の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じ柔軟に対応しているか。 ・研究の成果に	・Diabetes risk increased by 'low-level' radiation – Japanese National Institute of Occupational Safety and Health (Wales Onlineに掲載) エ 講演会等の開催 ・令和5年度の安全衛生技術講演会を令和5年9月26日に開催した（参加しやすさ等を考慮しオンライン開催）。 ・中央労働災害防止協会主催の「第82回全国産業安全衛生大会」（令和5年9月27日～29日）にて講演を行った。 ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和5年度の安衛研の一般公開は実開催を行わず、安衛研ホームページ上でのオンライン開催を行った。国内外の労働安全衛生関連機関及び団体等の見学希望者に対しての見学対応については、問い合わせがあったものの、新型コロナウイルス感染症の拡大を理由に見学を見合わせた。 オ 知的財産の活用促進 ・研究の成果は、知的財産権の取得を進めるため、特許申請を行っており、令和5年度末時点		
--	------------------------------	--	---	--	--	--	--

	産権の取得に努めること。また、機構が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、当該特許権の実施を促進するため、その全数について、積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。	伴う特許権等の知的財産権の取得を進めるとともに、自ら実施予定のないものは、開放特許情報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、その活用促進を図る。	伴う特許権等の知的財産権の取得を進めるとともに、自ら実施予定のないものは、開放特許情報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、その活用促進を図る。	伴う特許権等の知的財産権の取得を進めるとともに、自ら実施予定のないものは、開放特許情報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、その活用促進を図っているか。	では、保有登録特許件数は18件、特許出願中は8件となっている。令和5年度中に開放特許情報データベースに登録したものは無いが、今後の活用促進を図るため、当該データベースの登録を検討していく。なお、安衛研が取得している特許権等はホームページでの広報等により、その活用促進を図っている。		
	【目標設定の考え方】 法令等の制定及び改正等への貢献の件数は、法改正等大規模な法令改正等の有無により年度によってばらつきがあるため、前中期目標期間中の目標水準であった年10件の5倍の50件を中期目標期間における目標とした。						
	ホームページ中の研究業績等へのアクセス数は、平成29年度実績の240万回を踏まえ、その5倍の1200万回以上とした。						
	【重要度：高】						
	労働安全衛生						

	行政上の課題に 対応した研究を 実施し、当該研 究結果を踏まえ て労働安全衛生 関係法令、国内 基準及び国際基 準の制定及び改 定に積極的に貢 献することは、 労働安全衛生行 政の推進に当た って極めて重要 であるため。 業績評価委員 会労働安全衛生 研究評価部会の 外部評価におい て高評価を得る ことは、当該研 究成果が労働安 全衛生施策の企 画・立案に貢献 できているか及 び質の高い研究 成果を公表でき ているかを客観 的に判断するた めに極めて重要 であるため。ま た、労働安全衛 生施策の企画・ 立案に貢献する 研究を推進する 観点からは、政 策担当部門によ る評価が重要で あるため。 労働安全衛生 行政上の課題に 対応した研究の							

	成果が、周知広報を通じて作業現場へ導入される等広く普及されることにより、労働災害の減少に結び付くため。						
--	---	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報		
第 71 回職災学会 労働安全衛生研究報告プログラム		
No.	議題名	発表者
1	快適な在宅勤務へ！在宅勤務環境と作業姿勢・動作について	労働安全衛生総合研究所
2	化学物質の熱危険性測定手法に関する研究	労働安全衛生総合研究所
3	静電気の着火危険性を低減するための新しい災害防止技術の開発	労働安全衛生総合研究所
4	脊髄損傷者用動力付外骨格型機器を用いた歩行分析	労働安全衛生総合研究所
5	労働者の健康リスク軽減を目指す体力科学研究	労働安全衛生総合研究所
6	産業化学物質の皮膚透過性評価法の確立とリスク評価への応用	労働安全衛生総合研究所
7	職業性呼吸器疾患のモデル動物探索：解剖学的特徴から	日本バイオアッセイ研究センター
8	新規 1 細胞解析技術を用いたラットじん肺発症-進展における責任細胞種の探索	日本バイオアッセイ研究センター

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－2	労災疾病等に係る研究開発の推進		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ－3－2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第 12 条第 1 項第 3 号、同項第 5 号 労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 3 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0 4 5 5

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値 （前中期 目標期間 平均値 等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度			令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
ホームページ アクセス数 （計画値）	中期目標期 間中に研究 業績等への アクセス数 1,200 万回 以上	－	240 万回	240 万回	240 万回	240 万回	240 万回		予算額（千円）	3,057,079	4,030,486	5,582,050	4,584,726	4,623,315
ホームページ アクセス数 （実績値）	－	240 万回 （H29 年 度実績）	296 万回	310 万回	285 万回	280 万回	312 万回		決算額（千円）	3,109,963	4,101,414	4,533,962	4,606,844	4,765,716
達成度	－	－	123.5%	129.3%	118.6%	116.7%	130.0%		経常費用（千円）	3,081,555	3,265,725	3,578,141	3,318,534	3,506,773
									経常利益（千円）	110,335	68,045	280,987	542,435	△890,600
									行政コスト（千円）	3,366,283	3,512,119	3,903,533	3,619,720	3,815,533
									従事人員数（人）	122	131	129	131	131

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	1 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等	1 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等	1 勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等	＜主な定量的指標＞ 令和5年度中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数を240万回以上得る。 ＜その他の指標＞ なし	1 勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等	＜評定と根拠＞ 評定：A 中期目標に示された3領域について、協働研究との連携、労災指定医療機関に所属する研究協力者と連携体制の構築を図るなど着実に研究を行い、特に労働者の健康支援を目的としたテーマで勤労世代への支援の促進が期待される研究成果が得られ積極的に普及活動を行った。 ①労働者の健康支援領域「メタボローム」テーマにおいて、労災病院グループだけでなく複数の大学との多施設共同研究を行い社会的意義の高い結果が得られた。「血漿メタボローム解析による過労死等関連生化学的指標の確立」において、過労による心血管疾患リスクの上昇を検出するためバイオマーカーに関する論文	評定	A	
	（2）労災疾病等に係る研究開発の推進 労働災害の発生状況等を踏まえ、時宜に応じた研究に取り組むために以下の3領域については、協働研究と連携を図りつつ、研究を行うこと。	（2）労災疾病等に係る研究開発の推進 ア 労災疾病等に係る研究開発の推進 中期目標に示された3領域については、協働研究と連携を図りつつ、次のおり取り組む。	（2）労災疾病等に係る研究開発の推進 ア 労災疾病等に係る研究開発の推進 中期目標に示された3領域については、協働研究と連携を図りつつ、研究を遂行し、業績評価委員会医学研究評価部会において評価を受ける。	＜評価の視点＞ ・中期目標に示された3領域については、協働研究と連携を図りつつ、研究を遂行し、業績評価委員会医学研究評価部会において評価を受けているか。	（2）労災疾病等に係る研究開発の推進 ア 労災疾病等に係る研究開発の推進 労災疾病等医学研究については、中期目標に示された3領域の研究・開発、普及を実施した。令和5年7月28日に業績評価委員会医学研究評価部会（以下「医学研究部会」という。）を開催し、新たに開始する1テーマの研究開発計画の事前評価を受け承認された。また、令和6年2月9日及び2月15日の医学研究部会開催時には、4テーマの研究開発計画の達成度及び今後の研究開発計画の妥当性等に関しての中間評価を受け承認され、前年度までに研究等が終了し普及活動を行った2テーマについて、研究成果を取りまとめた研究報告書を提出しいずれも優れている、良好などの評価を受けた。 協働研究「有機粉じん毒性評価のための包括的基盤構築」テーマにおいて、労災疾病等医学研究「アスベスト」テーマの研究代表者等が研究に参加し連携を図っている。				
	ア 職業性疾病等の原因、診断及び治療	① 職業性疾病等の原因と診断・治療 被災労働者の				① 職業性疾病等の原因と診断・治療 ○ 「脊柱靱帯骨化症」テーマ（令和5年度は研究・開発開始年度） 「勤労者世代に多い脊柱靱帯骨化症の手術治療成績向上と動物モデル確立による新規予防的治療法の探索」として、頸椎後縦靱帯骨化症の手術症例について、大阪労災病院における除			

		早期の職場復帰を促進するため、職業性疾患等の原因と診断・治療に関する研究・開発に取り組む。			圧なしの前方固定術に一次的あるいは二期的に椎弓形成術を追加する術式と他施設における従来の手術方法の手術成績と合併症について評価検討を行うため、まずは大阪労災病院における頸椎後縦靱帯骨化症 259 例の収集を行った。 また、脊柱靱帯骨化症の発症メカニズムの解明や予防、治療法の開発に貢献するため、脊柱靱帯骨化症の動物モデルの開発を進めている。令和５年度は、脊柱靱帯骨化症の病態とされる内軟骨骨化を生じさせる遺伝子（RSP02）を、腱・靱帯特異的に欠損させたモデルマウスを作成した。	がInternational Journal of Molecular Sciences（2024, 25, 6674.）に掲載された。また、「早期慢性膵炎の疾患概念の研究と新規診断法の開発」では、早期慢性膵炎の疾患概念の確立と診断用バイオマーカーの特定に繋がる成果が得られ論文投稿準備中である。 ②職業性疾患等の原因と診断・治療領域として「脊柱靱帯骨化症」、労働者の健康支援領域として「妊娠時の食・生活習慣」、労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化領域として「アスベスト」及び「じん肺」の４テーマについて、業績評価委員会医学研究評価部会において研究開発計画書の事前評価を受け承認された。労災病院グループだけでなく、大阪大学、広島大学、神戸大学、川崎医科大学、北海道大学等による多施設共同研究であり、その	前評価を受け承認されている。 調査及び研究の成果等については、国民が理解しやすく、かつ、活用しやすい内容でホームページに公開されていることに加え、機構が発行している情報誌「産業保健 21」に掲載されているほか、「労災疾病等医学研究普及サイト」の広報用のリーフレットを両立支援コーディネーター研修等の各種研修会参加者へ配付する取組が行われた。さらに、産業保健総合支援センターのメールマガジンを用いて「労災疾病等医学研究普及サイト」の周知が継続して実施されているが、その結果、ホームページ中の研究業績・成果等へのアクセス数が 312 万回（目標 240 万回以上、達成度 130%）と目標を達成しており、評価できる。 以上の点を踏まえ、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、評定を A とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ （有識者からの意見） ホームページアクセス数について、アクセス数の公表だけでなく、どのカテゴリにどのくらいアクセス数があったか、リニューアル前と比較してどう変わったか、結果、どのカテゴリに関心があったかなどを確認するとより良いサービスが提供できる。【安井先生】 メタボロームや膵炎などの協働研究で良い成果が出ている。【土井先生】
イ 労働者の健康支援	② 労働者の健康支援	就労年齢の延長に伴い基礎疾患を有する労働者が増加する中で、労働能力や疾病増悪リスク、復職を視野においた支援や治療方針の選択等労働者の健康支援のための研究・開発に取り組む。			② 労働者の健康支援 ○ 「メタボローム」テーマ（令和５年度は普及最終年度） ① 「労働者における体内代謝産物の網羅的解析（メタボローム解析）による過労死、過重労働、ストレスを予見する生化学的指標の確立」については、同一の病院職員について残業時間の多い月（過重労働時）及び少ない月（通常労働時）、急性冠症候群を発症した患者（ACS 群）、健康診断受診者（対照群）の各群について、血漿、尿、唾液を採取し、メタボローム解析を行った。メタボローム解析の結果、通常労働時と過重労働時の血漿中の代謝物濃度が異なるパターンを示した。この結果を踏まえ、確保した症例のデータを解析し過労のバイオマーカー検索を行ったところ、長時間労働後の代謝産物の量的変化を発見し、急性冠症候群発症早期に血漿内濃度が有意に変化する代謝産物（リジン、イソクエン酸、トリプトファン）を用いた多重ロジスティック回帰モデルが、従来の急性冠症候群診断バイオマーカーよりも感度・特異度が良い、診断マーカーとなり得ることを明らかにした。令和５年度はこれらの研究成果をまとめた研究報告書を作成するとともに学会発表や論文投稿などを行い International Journal of Molecular Sciences（2024, 25, 6674.）に掲載された。 ② 「早期慢性膵炎の疾患概念の研究と新規診断法の開発」については、症例（アルコール性慢性膵炎患者、アルコール性早期慢性膵炎患者、健常者（飲酒群・非飲酒群）を増やすため、令和元年度に大阪労災病院、熊本労災病院、総合病院国保旭中央病院を研究分担施設に加えた。症例については、令和元年度で各群10例～20例ほど集め、各群10例ずつ中間解析を実施したところ、早期慢性膵炎のバイオマーカーとなる候補物質を複数発見した。評価試験のためにも目標症例数確保が必要だが、新型コロナウイルス感染症拡大により目標症例数の確保が困難な状況が続いた。症例報告が多い施設の好事例を共有するため研究班会議などを行い症例数確保に努め、中間解析結果を第69回職災学会にて、代謝物の複合的測定が早期慢性膵炎診断のバイオマーカーになり得る可能性が示唆される旨の報告を行った。令和４年度は引き続き症例数の確保に努め、ターゲット（候補物質）を絞り解析を実施したところ、早期慢性膵炎診断のバイオマーカーとなる代謝産物を１種特定した。令和５年度はこれらの研究成果をまとめた研究報告書を作成するとともに学会発表や論文投稿に向けた準備を行った。 ○ 「早期復職」テーマ（令和５年度は普及最終年度） 「消化器癌（食道癌、胃癌、大腸癌）手術患者における蛋白質の補充と運動療法が骨格筋の増加に及ぼす影響に関する研究」として、平成30年６月の医学研究部会における事前評価において介入群と対照群を割付するに当たり適切なランダム化を行うことを条件に実施が承認された。このため、大阪大学データセンターを研究協力者に加えるとともに、より詳細にランダム化について記載した「臨床研究実施計画書」及び「症例取扱い規準」を新たに策定し、大学病院医療情報ネットワーク研究センター臨床試験登録システム（UMIN-CTR）への症例登録を可能とした。こうした大学との連携により適切なランダム化を行った。 令和２年度は研究結果に影響を及ぼすおそれのある新型コロナウイルス感染症陽性者を症例除外基準に加え、患者に対しPCR検査を実施するなど研究の質を担保した。令和４年度は令和３年度に引き続き症例数の確保に努め予定登録数の50症例に達し統計解析を実施したとこ		

					ろ、消化器癌手術患者において周術期の運動療法に蛋白質補充を付加することで大腿部骨格筋面積が増加する傾向にあったが統計学的有用性を示すに至らなかった。令和５年度はこれらの研究成果をまとめた研究報告書を作成するとともに学会発表などを行った。 ③ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化 ○ 「アスベスト」テーマ（令和５年度は研究・開発開始年度） 良性石綿胸水は早期胸膜中皮腫との鑑別のため胸膜生検される疾病であるが、中皮腫でなかったことから診断後の経過観察が十分に行われず、びまん性胸膜肥厚化して著しい呼吸機能障害を来しても労災認定されない例が多々あるため、診療情報や過去の研究データを用い、どのような症例がびまん性胸膜肥厚化するのか、臓側胸膜の線維化要因を検討することとしている。また、平成30年度から令和３年度に実施した研究で開発した良性石綿胸水の診断基準が妥当であるかどうか、本研究では新たに良性石綿胸水と診断された50症例について前向きな検討を行うこととし、研究に参加する労災病院において症例集積を開始した。 ○ 「じん肺」テーマ（令和５年度は研究・開発開始年度） じん肺における胸部画像の診断については、熟練した診断医の眼で行われているのが現状であるが、より客観的な判断方法が求められており、じん肺と診断された患者の胸部画像について深層学習をはじめとするAI技術を用いて解析し、作成したプログラムが診断等に有効であるか検証することとしており症例収集を開始した。また、平成30年度から令和３年度に実施した間質性肺炎・間質性肺病変の合併率調査から５年が経ち、長期の予後観察が可能となったことから、再度間質性肺炎・間質性肺病変を合併したじん肺の予後について検討することとしている。 労災疾病等医学研究・開発については、労災病院ネットワークの活用はもとより、大阪大学、広島大学、神戸大学、川崎医科大学、北海道大学、東京医科大学等の大学に加え、和歌山県立医科大学附属病院、大阪大学医学部附属病院、自治医科大学附属埼玉医療センター等の大学病院や、国保旭中央病院等の労災指定医療機関の研究者との連携体制も構築しており、症例データの収集及び基礎的・臨床的研究を協力して行った。	他労災指定医療機関等とも連携体制の構築を図り研究を開始した。 これら研究成果について学術誌、学会等で発表するなど、以下のとおり、所定の目標を上回る成果が得られている。 ・協働研究「せき損等職業性外傷の予防と生活支援に関する総合的研究」テーマに、労災疾病等医学研究「運動器外傷機能再建」テーマで構築した「運動器外傷データベース」のデータを提供するとともに、当該研究代表者等が協働研究と連携して研究を実施した。 ・３領域の研究について、令和５年７月28日に業績評価委員会医学研究評価部会を開催し、新たに開始する１テーマの研究開発計画の事前評価を受け承認された。また、令和６年２月９日及び２月15日の医学研究部会開催時には、４	<その他事項> 特になし。		
	ウ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化	③ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化 被災労働者の迅速・適正な労災保険給付に資する研究・開発に取り組む。				なお、労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、症例蓄積が重要であることから、労災病院のネットワークの活用のみならず、労災指定医療機関等からも症例データを収集できるような連携体制の構築を引き続き行うこと。	また、労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、症例蓄積が重要であることから、労災病院のネットワークの活用のみならず、労災指定医療機関等からも症例データを収集できるような連携体制の構築を図る。	労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、大学病院等の労災指定医療機関に所属する研究協力者と引き続き連携体制の構築を行う。 また、新たな研究テーマについて検討を進めるとともに、研究計画書を作成したテーマについては、業績評価委員会医学研究評価部会において事前評価及び医学研究倫理審査委員会にお	・労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、大学病院等の労災指定医療機関に所属する研究協力者と引き続き連携体制の構築を行っているか。 ・新たな研究テーマについて検討を進めるとともに、研究計画書を作成したテーマについて、業績評価委員会医学研究評価部会において事前評価及び医学研究倫理審査委員

			いて倫理審査を受け、研究・開発に取り組む。	会において倫理審査を受け、研究・開発に取り組んでいるか。			
		イ 過労死に係る生活習慣病等の予防法・指導法の開発の推進 過労死等については過労死等防止調査研究センターと連携を図りつつ、過労死に係る生活習慣病等の予防対策の指導の実践により、指導事例等の集積及び予防医療データベースを活用し、予防法・指導法の分析、検証、開発を行い、産業保健総合支援センター等を介し、事業場への普及啓発を行う。	イ 過労死に係る生活習慣病等の予防法・指導法の開発の推進 前中期目標期間中に開発した予防法・指導法について、産業保健総合支援センター等を介し、事業場への普及啓発を行う。 また、引き続き生活習慣病対策等の指導を実践することにより、集積した事例を活用し、予防法・指導法の分析、検証、開発を行い、産業保健総合支援センター等を介し、事業場への普及啓発を行う。	・前中期目標期間中に開発した予防法・指導法について、産業保健総合支援センター等を介し、事業場への普及啓発を行っているか。 ・引き続き生活習慣病対策等の指導を実践することにより、集積した事例を活用し、予防法・指導法の分析、検証、開発を行い、産業保健総合支援センター等を介し、事業場への普及啓発を行っているか。	イ 過労死に係る生活習慣病等の予防法・指導法の開発の推進 ・令和元年度から開始した予防医療モデル調査研究について、令和6年2月に開催した「予防医療モデル調査研究に関する検討会」や随時開催した書面審査において、各治療就労両立支援センター研究者が作成した報告書及び普及物について事後評価を行い、19研究を研究完了とした。	テーマの研究開発計画の達成度及び今後の研究開発計画の妥当性等に関しての中間評価を受け承認され、前年度までに研究等が終了し普及活動を行った2テーマについて、研究成果を取りまとめた研究報告書を提出しいずれも優れている、良好などの評価を受けた。 ・労災疾病等医学研究・開発については、労災病院ネットワークの活用はもとより、大阪大学、広島大学、神戸大学、川崎医科大学、北海道大学、東京医科大学等の大学に加え、和歌山県立医科大学附属病院、大阪大学医学部附属病院、自治医科大学附属埼玉医療センター等の大学病院や、国保旭中央病院等の労災指定医療機関の研究者との連携体制も構築しており、症例データの収集及び基礎的・臨床的研究を協力して行った。 ・第3期中期目標期間中に開発され	
(3) 研究の実施体制等の強化 力 予防医療、病職歴及び両立支援データベースの整備及び活用等に取り組むこと。	(3) 研究の実施体制等の強化 力 研究データ収集を行う事務補助スタッフの確保等を図り、予防医療、病職歴及び両立支援データベースの整備及び活用等に取り組む。	(3) 研究の実施体制等の強化 力 予防医療及び病職歴データベースを活用した基本解析及び研究を進めるとともに、両立支援データベースについてはデータの精査及び適	(3) 研究の実施体制等の強化 力 予防医療及び病職歴データベースを活用した基本解析及び研究を進めるとともに、両立支援データベースについてはデータの精査及び適	(3) 研究の実施体制等の強化 力 予防医療及び病職歴データベースを活用した基本解析及び研究を進めるとともに、両立支援データベースについてはデータの精査及び適	(3) 研究の実施体制等の強化 ・予防医療データベースの利活用については、予防医療モデル調査研究として、中高年齢労働者の体組成分析結果からサルコペニアを来しやすい職種・業種群を明らかとし、より効果的な指導介入のターゲットを明らかとするための研究を行い、報告書及び普及物にとりまとめた。 ・令和4年度にシステム更新を行い、セキュリティの強化並びに入力・集計機能の向上を図った（令和5年3月稼働）。 ・病職歴データベースに集積したデータ等について、外部有識者による「入院患者病職歴調査統計処理専門委員会」を開催し、基本解析について検討した。 また、当該委員会の活動結果を「入院患者病職歴調査基礎解析」として取りまとめ、労災疾病等医学研究普及サイトに掲載した。 ・令和元年度に構築した両立支援データベースについては、令和2年4月からデータ集積を開		

	（４）国際貢献、海外への発信 アスベスト等について、諸外国からの要請に基づく独立行政法人国際協力機構等からの協力依頼を踏まえ、機構の有する診断技術等の諸外国への情報提供に取り組むこと。 （６）研究成果の積極的な普及・活用 イ 労働者の健康及び安全に関する調査及び研究の成果並びにモデル医療法及びモデル予防法等の成果については、原則としてホームページに掲載すること。 中期目標期間中におけるホームページ中の研究業績等へのアクセス数の総数を 1200 万回以上とすること。	（４）国際貢献、海外への発信 アスベスト等について、諸外国からの要請に基づく独立行政法人国際協力機構等からの協力依頼により機構が有する診断技術等の諸外国への普及、情報提供等に努める。 （６）研究成果の積極的な普及・活用 ウ インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 ① 労働者の健康及び安全に関する調査及び研究の成果並びにモデル医療法及びモデル予防法等の成果については、原則としてホームページに掲載し、中期目標期間中にお	正化を行う。 （４）国際貢献、海外への発信 さらに、アスベスト等について、諸外国からの要請に基づく独立行政法人国際協力機構等からの協力依頼により機構が有する診断技術等の諸外国への普及、情報提供等に努める。 （６）研究成果の積極的な普及・活用 ウ インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 ① 調査及び研究の成果については、原則として、ホームページにおいて公開する。その際、研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるように努め	化を行っているか。 ・アスベスト等について、諸外国からの要請に基づく独立行政法人国際協力機構等からの協力依頼により機構が有する診断技術等の諸外国への普及、情報提供等に努めているか。 ・調査及び研究の成果については、原則として、ホームページにおいて公開する。その際、研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるように努めて	始し、令和５年度は新たに568件登録を行った。 （４）国際貢献、海外への発信 独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）からの依頼を受け、アスベスト等について機構が有する診断技術等の諸外国への普及、情報提供等を行ってきたが、JICAにおける事業が終了したことから令和５年度において依頼及び対応はなかった。 （６）研究成果の積極的な普及・活用 ウ インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 調査及び研究の成果等を公開している「労災疾病等医学研究普及サイト」について、労災疾病等医学研究中間報告及び研究報告を掲載したほか、論文掲載されたものなど、研究成果に係るお知らせを随時掲載した。 各種の研究成果については国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるようにするため、ホームページにおける公開に加え、機構が発行している情報誌「産業保健21」への掲載、「労災疾病等医学研究普及サイト」広報用クリアファイルについて、両立支援コーディネーター研修等の各種研修会参加者へ配付（5,410部）を行った。 さらに、産保センターのメールマガジン（産業医、事業場労務担当者等が対象）、安衛研メールマガジン（事業者団体、大学等の研究者、民間企業の研究者、技術者等が対象）による「労災疾病等医学研究普及サイト」の広報を実施し、企業、個人等からのホームページの記事引用依頼、研究内容の問い合わせ等に対応した。 以上の取組を行い、機構本部、安衛研、労災病院及びバイオ等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数について、312万回のアクセスを得た。	た予防法・指導法を、健康保険組合雑誌への連載や産業保健 21 への掲載、リーフレットの配布等により幅広く普及啓発を図った。 ・令和元年度から開始した予防医療モデル調査研究（22 件）について、中間評価を行い、2 件が終了となり、新たに 1 件が承認され合計 20 件となった。 ・予防医療モデル調査研究において、予防医療データベースを活用した。 ・病職歴データベースの更なるデータ集積と基本解析、研究での利活用等につなげるため、入院患者病職歴調査基礎解析結果を公表した。 ・両立支援データベースについてデータ集積を着実にを行い、令和５年度も登録を行った。 ・調査及び研究の成果について、「労災疾病等医学研究普及サイト」において随時公開した。	
--	---	---	---	---	--	--	--

		ける機構本部、安衛研、労災病院、日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセス数の総数を 1200 万回以上得る。	る。 令和 5 年度中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数を 240 万回以上得る。	いるか。 ・令和 5 年度中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数を 240 万回以上得ているか。	※うち労災疾病等に係る数80万回 【参考】労災疾病等医学研究の成果については、国内外の各種学会での発表、論文投稿等を行った。 ・学会発表 国内11件 ・講演会等 27件	・研究成果を国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるようにするため、「労災疾病等医学研究普及サイト」広報用クリアファイルを作成し、各種研修参加者への配付を行った。 ・産業医、事業場労務担当者等を対象とした産保センターのメールマガジン及び事業者団体、大学等の研究者、民間企業の研究者、技術者等を対象とした安衛研メールマガジンを活用し、当該普及サイトの周知を行った。 ・以上の取組により、機構本部等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数は、312 万回を得た。 ＜課題と対応＞ －	
4. その他参考情報							
特になし							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2	労働災害調査事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ－3－2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第 12 条第 1 項第 3 号 労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 3 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0 4 5 5－0 1

2. 主要な経年データ															
	② 主要なアウトプット（アウトカム）情報									① 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度			令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	依頼元からの評価（計画値）	依頼元からの評価の平均点 2.0点以上	—	2.0点	2.0点	2.0点	2.0点	2.0点		予算額（千円）	83,246	79,312	73,598	77,519	71,533
	依頼元からの評価（実績値）	—	（新規項目）	2.73点	2.83点	2.89点	2.62点	2.93点		決算額（千円）	78,545	86,799	76,618	77,582	70,074
	達成度	—	—	136.5%	141.5%	144.5%	131.0%	146.5%		経常費用（千円）	71,342	62,104	77,395	73,872	68,592
										経常利益（千円）	5,945	12,370	4,956	264	△10,098
										行政コスト（千円）	71,442	62,104	77,395	73,882	68,694
										従事人員数（人）	3	2	2	2	2

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	2 労働災害の原因調査の実施	2 労働災害の原因調査の実施	2 労働災害の原因調査の実施	<主な定量的指標> ・災害調査報告及び鑑定結果報告について、厚生労働省等依頼元へのアンケート調査等を実施し、下記の基準により、平均点 2.0 点以上の評価を得る（3 点（大変役に立った）、2 点（役に立った）、1 点（あまり役に立たなかった）、0 点（役に立たなかった））。 <その他の指標> なし	2 労働災害の原因調査の実施	<評定と根拠> 評定：A 定量的指標の対年度計画値 120% 以上を達成したことに加え、行政から依頼された災害調査等を迅速かつ適切に行い、調査結果等を厚生労働省に報告し、調査元から前年度を上回る高い評価を得るなど、以下のとおり、所期の目標を上回る成果が得られている。 ・災害調査報告に関するアンケート結果の平均点が 2.93 点であり、目標である 2.0 点を大幅に上回った。 ・「クラブトロリ式橋形クレーンのワイヤロープ切断災害」、「ビル建築工事現場で発生したアース・ドリルの転倒災害」、「鋳造用補助剤製造工場における粉じん爆発災害」、「トンネル掘削中の爆発災害」の 4 件の災害調査報告書を再発	評定 A <評定に至った理由> 厚生労働省からの要請に基づき、迅速かつ適切に研究員を現地に派遣して調査が行われ、高度な実証実験やデータ解析等の実施により調査結果・報告がなされているところ、厚生労働省等の依頼元からの評価では、平均 2.93 点（目標平均 2.0 点以上、達成度 146.5%）と、目標を大きく上回る成果を得ており、評価できる。 また、引き続き災害情報のデータベース化が進められ、今後、当該データベースに対して体系的に整理及び分析し、これを踏まえた再発防止対策や災害防止のための研究への活用及び反映を行うための準備が進められた。 以上の点を踏まえ、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、評定を A とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。 <その他事項> 特になし。	

	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第96条の2に基づく災害調査等の実施について、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行うとともに、調査結果等について、高度な実験や解析等により時間を要するものを除き、速やかに厚生労働省に報告を行うこと。 また、厚生労働省が行った調査も含め災害調査等の結果について体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行うこと。 さらに、調査実施後、調査内容については、厚生労働省における捜査状況、企業の秘密や個人情報保護に留意しつつ、その公表を積極的	労働災害の原因の調査については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）に定められた機構の重要業務であり、高度な専門的知見に基づく災害要因の究明を行い、これらの調査結果について、厚生労働省の立案する再発防止対策への活用を図る必要があることから以下のとおり取り組む。 （１）厚生労働省からの要請に基づき、又は災害原因究明のため必要があると判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣などにより、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行い、調査結果等は、高度な実験や解析等により時間を要するものを除き、速や			＜評価の視点＞ ・厚生労働省からの要請に基づき、又は災害原因究明のため必要があると判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣などにより、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行い、調査結果等は、高度な実験や解析等により時間を要するものを除き、速やかに	災害調査（８件）、鑑定・捜査事項照会等（以下「鑑定等」という。）（６件）のほか、行政機関等からの意見照会等（１件）について実施し、依頼元である行政機関に報告した。なお、災害調査等に当たっては、高度な実験や解析を必要とするため時間を要するもの等を除き、速やかに報告している。 （１）災害調査 厚生労働省からの依頼に基づく災害調査で、令和５年度内に報告が終了したものは７件であった。また、令和５年度末時点で実施中の災害調査は６件である。 （２）鑑定等 労働基準監督署や警察署等からの依頼に基づく鑑定等で、令和５年度内に回答が終了したものは７件であった。また、令和５年度末時点で実施中の鑑定等は１件である。 （３）行政機関等からの意見照会等 令和５年度に新たに着手した行政からの意見照会等は１件であった。なお、令和５年度末時点で実施中の意見照会等はなかった。 （４）災害分析等 令和５年度に厚生労働省から受け取った災害調査復命書は紙資料135件と電子資料1,791件の計1,926件であった。全件をデータベース（DB）に登録するとともに、紙資料についてはPDF化した上でサーバー内のフォルダに格納し、DBとのリンク作業を行った。さらに、令和５年度と過年度受取分の復命書（2010年から2022年の計6,800件）について分析を行い、その結果を令和５年12月に安全課へ報告した。また、資料室の紙資料を再整理したうえで、保管場所（棚位置・ファイル管理ナン	防止の観点から安衛研のホームページにおいて公表した。 ・災害調査（高純度シリカによる肺疾患事案）を契機として更なる科学的エビデンスを収集するため、令和２年度より労災病院と安衛研等による協働研究を引き続き実施している。 ＜課題と対応＞ －	
--	--	--	--	--	---	---	--	--

	に行い、同種災害の再発防止対策の普及等に努めること。	かに厚生労働省に報告する。 （２）災害調査等を迅速に実施できるよう、前中期目標期間において整備した緊急時も含めた連絡体制を引き続き維持する。 （３）厚生労働省が行った調査も含め災害調査等の結果を体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行う。	かに厚生労働省に報告する。 （２）災害調査等を迅速に実施できるよう、前中期目標期間において整備した緊急時も含めた連絡体制を引き続き維持する。 （３）厚生労働省が行った調査も含め災害調査等の結果を体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行う。	厚生労働省に報告しているか。 ・災害調査等を迅速に実施できるよう、前中期目標期間において整備した緊急時も含めた連絡体制を維持しているか。 ・災害調査等の結果について体系的に整理及び分析を行い、再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行っているか。	バー)のデータをDBに登録した。さらに、過年度受取分の紙資料のPDF化が(発生年2011年から2020年の7,668件のうち)2,743件完了した。 災害調査等に関しては、労働災害調査分析センターを中心とし行政からの要請に迅速に対応できるよう体制を維持している。 また、あらゆる事案に対応できるよう、建設分野、機械分野及び化学分野等の複数の専門家によるチームを組み、安衛研がもつ高度な科学的知見が必要とされる災害調査等を実施している。 ・労働災害調査分析センターにおいて引き続き災害情報のデータベース化を行った。今後、構築した当該データベースを使用して、体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行うため、分析結果を厚生労働省に報告した。 ・報告書等は行政機関等により、同種災害の再発防止や刑事事件の捜査・公判の資料として活用されている。 ・過去には、災害調査結果から架橋型アクリル酸系水溶性高分子化合物の吸入性粉じんの製造事業場で発生した肺障害の業務上外に関する検討会報告書「呼吸器疾患と架橋型アクリル酸系水溶性高分子化合物の吸入性粉じんのばく露に関する医学的知見」を厚生労働省が策定・公表する契機となった。また、架橋型アクリル酸系水溶性高分子化合物による労働者の健康障害を防止するための行政通達が発出される契機にもつながった(平成31年4月15日基安労発0415第1号「特定の有機粉じんによる健康障害の防止対策の徹底について」)。さらに、厚生労働省から要請され、平成29年度に安衛研が実施した高純度結晶性シリカ取扱事業場の災害調査結果により、厚生労働省から平成30年9月に「高純度結晶性シリカの微小粒子を取り扱う事業場における健康障害防止対策等の徹底について」が発出されたが、極めて短期間に発症・進行するけい肺の原因、臨床病像、労働現場での予防対策及び経過観察の方法等さらに検討すべき課題があったため、これらを明確化することを目的に令和2年度から新たな協働研究「高純度結晶性シリカにばく露して発症した呼吸器疾病に関する労働衛生学的研究」を実施した。 ・令和5年度は厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課による「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」の改正において災害調査「A-2021-02 岐阜県中津川市内のトンネル工事現場で発生した落盤災害」で取り纏めた「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に関する検討会報告書」が活用された。 ・令和5年度から、厚生労働省「職場のあんぜんサイト」の運営を移管された。令和4年度死傷病報告をPDFの形でデジタルデータとして全データ供与を受け、本年度より個人情報を除いた形で132,355件のオープンデータとして災害発生月、災害発生時間(時)、業種、事業場規模、起因物、事故の型、傷病性質、傷病部位、休業期間、年齢(歳)、性別、経験年数を一つのレコードにした形で、12月末に公開した。また、当該オープンデータと、以前から公開されていた死亡災害データベースならびに死傷病報告データベースを基にMicrosoft Power BIを利用した可視化ページの準備を行い令和6年度早々に公開予定である。さらに、PDFデータの分解整理作業を行い、自由記述欄等の画像抽出を行った。抽出画像をもとに内容の入力作業を行い、デジタルデータとしてオープンデータに追加する形での公開を準備している。次年度以降も厚生労働省安全課の協力の元、死傷病報告データをPDFの移管作業は継続される予定である。また、安衛法名称公表化学物質について、近々に官報公示を廃止して職場のあんぜんサイトによる公開が原本となることから、サイト上の化学物質データベースの重要性が増すことを踏まえて、将来的に		
--	-----------------------------------	---	---	---	--	--	--

			また、労働災害等の要因解析をより深化させるための方策を検討する。	・労働災害等の要因解析をより深化させるための方策を検討しているか。	NITE等との連携を見据えてデータベース運用についての検討を開始している。		
	（４）調査結果のうち、同種災害の再発防止対策の普及に資する情報について、厚生労働省における捜査状況、企業の秘密や個人情報の保護の観点に留意しながら公表等を行う。	（４）調査結果のうち、同種災害の再発防止対策の普及に資する情報について、厚生労働省における捜査状況、企業の秘密や個人情報の保護の観点に留意しながら安衛研のホームページ等で公表等を行う。		・調査結果のうち、同種災害の再発防止対策の普及に資する情報について、安衛研のホームページ等で公表等を行っているか。	災害調査報告書から以下の４件を同種災害の再発防止対策の観点から、個人情報保護等にも留意の上編集し、要約版として安衛研ホームページで公開した。 ・「クラブトロリ式橋形クレーンのワイヤロープ切断災害」 本災害はワイヤロープがかなりの長期にわたって繰返しシーブ（綱車）を通過したために発生した。このことはワイヤロープを長期間使用していながら破断部について適切な点検がなされていなかったことを意味する。ワイヤロープはシーブを通過する回数の多いところほど劣化する。したがって同種の災害を防止するには検査するクレーンにおいてワイヤロープのどの部分が最もシーブを通過するかを把握しワイヤロープを点検する際にはその部分を重点的に点検することの必要性があることを報告。 ・「ビル建築工事現場で発生したアース・ドリルの転倒災害」 本災害は転倒モーメントが過大となったこと、杭の施工順序が適切で無かったこと、引き抜きに吊り上げ高さが必要であったこと、引き抜き荷重に不確定要素があったことが発生原因として考えられる。補助吊りは定格荷重以内で行うこと、適切な機械を使用すること、余裕をもった機械の選択、現場地盤の適切な養生の必要性を報告。 ・「鋳造用補助剤製造工場における粉じん爆発災害」 本災害は投入の際に粉体と内袋の摩擦によって生じた電荷が袋内部に蓄積し、これによって生じた袋内部の粉体と金属物との間で放電が発生したためホッパー内の浮遊粉じんに着火したことで発生した。タンクやサイロへの可燃性の粉体の投入作業は粉じん爆発や溶剤を含むガス蒸気の爆発の危険性があるため、取扱い関係者は爆発や火災の危険性を認識し、爆発・火災の防止対策の必要性があることを報告。 ・「トンネル掘削中の爆発災害」 本災害は、換気が不十分なために災害現場周辺の可燃性ガス濃度が高まった可能性が高い。プロパンやブタンなどの重いガスやヘキサンなどの可燃性液体から生じる蒸気はトンネル下部に滞留しやすいため切羽付近下部のガス濃度測定や換気を十分行う必要がある。適切な施工計画を作成するとともに作業員同士が常に互いの作業内容を充分把握できるようにすること、また非定常作業が行なわれる場合はそのリスクの評価を事前におこない、ある作業により他の作業に影響を与えると考えられる場合には一方の作業を中断するなど作業の連絡調整が必要性を報告。		
評価に当たっては、災害調査報告及び鑑定結果報告について、厚生労働省等依頼元へのアンケート調査等を実施し、下記の基準により、	なお、災害調査報告、鑑定結果報告については、依頼元へのアンケート調査等を実施し、下記の基準により、平均点2.0点以上の評価を得	また、令和５年度に報告した災害調査報告、鑑定結果報告については、依頼元へのアンケート調査等を実施し、下記の基準により、平均点	・令和５年度に報告した災害調査報告、鑑定結果報告については、依頼元へのアンケート調査等を実施し、平均点2.0点以上の評価を得てい		災害調査報告、鑑定等の結果を1,419件報告し、それぞれの調査の依頼元を対象にアンケート調査を実施した。アンケート回答数14件の平均点は2.93点となり、目標を大きく上回る評価を得た。 厚生労働省等依頼元からは、厚生労働省等依頼元からは、「捜査を完遂するには、発生原因や発生機序の解明が必要不可欠なものであった。そのような中、協力が得られた結果、原因等が明らかとなりつつあり、全容解明できるものと思料される。鑑定に携わっていただいた各鑑定人の皆様に、深く感謝申し上げる」等の回答を得た。 なお、災害調査実施後、一定の期間が経過し公表が可能となった調査内容については、同種災害の防止に関する視点から、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、安衛研のホームページで公表している。		

	平均点 2.0 点以上の評価を得ること(3 点(大変役に立った)、2 点(役に立った)、1 点(あまり役に立たなかった)、0 点(役に立たなかった))。 【目標設定の考え方】 類似する調査等に係る実績を踏まえ設定した。	る(3 点(大変役に立った)、2 点(役に立った)、1 点(あまり役に立たなかった)、0 点(役に立たなかった))。	2.0 点以上の評価を得る(3 点(大変役に立った)、2 点(役に立った)、1 点(あまり役に立たなかった)、0 点(役に立たなかった))。	るか。			
--	---	--	--	-----	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－3	化学物質等の有害性調査事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ－3－2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第 12 条第 1 項第 4 号 労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 3 号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 国が化学物質の規制等を行うためには、その有害性についてのエビデンスが必要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0455－01

2. 主要な経年データ																
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度			令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	
											予算額（千円）	1,064,484	1,308,188	945,466	764,911	1,143,605
											決算額（千円）	1,059,246	1,266,186	877,384	721,013	1,397,342
											経常費用（千円）	1,145,890	1,145,986	913,463	813,693	1,061,075
											経常利益（千円）	6,389	2,525	20,551	26,974	9,403
											行政コスト（千円）	1,211,963	1,213,607	1,015,282	902,958	1,133,506
											従事人員数（人）	122	131	129	131	131

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	B
	3 化学物質等の有害性調査の実施 中期目標期間において、日本バイオアッセイ研究センターにおいては、発がん性等の有害性が疑われる化学物質として国が指定する化学物質について、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験を含め、安衛法第58条に規定する化学物質の有害性の調査を計画的に実施すること。	3 化学物質等の有害性調査の実施 長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設である日本バイオアッセイ研究センターにおいては、発がん性等の有害性が疑われるとして国が指定する化学物質について、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験を含め、安衛法第58条に規定する化学物質の有害性の調査を、動物愛護にも留意しつつ計画的に実施する。	3 化学物質等の有害性調査の実施 日本バイオアッセイ研究センターにおいては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第58条に規定する化学物質の有害性の調査を、動物愛護にも留意し、厚生労働省と協議しつつ計画的に実施する。 なお、「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」（令和3年7月厚生労働省）のとおり、日本バイオアッセイ研究センターの有害性調査試験方法も見直しを行うことと	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・発がん性等の有害性が疑われる化学物質として国が指定する化学物質について、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験など、安衛法第58条に規定する化学物質の有害性の調査を厚生労働省と協議しつつ計画的に実施しているか。 ・厚労省と協議を行い、新たな試験方法に対応し得る施設に移転するための準備を進めたか。	3 化学物質等の有害性調査の実施 化学物質に係る危険性・有害性の情報伝達とリスクアセスメントの実施に資するため、労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターのうち、類似の動物実験を行っている部門と日本バイオアッセイ研究センター（令和6年4月に安衛研と統合）機能の集約化に向け、老朽化した日本バイオアッセイ研究センターの施設から貸しラボ施設への移転準備に伴い、動物施設を閉鎖したため、試験実績なし。 ※職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」（令和3年7月厚生労働省）を踏まえて厚生労働省と協議し、今後は発がん性に着目した長期吸入試験は行わず、GHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）分類に当たり不足する有害性情報の調査を行うため、OECD（経済協力開発機構）テストガイドラインなどに基づき、短期間での吸入試験や労働現場における情報の蓄積が少ない経皮試験を中心に実施することで進めた。また、今後新たな試験方法に対応し得る施設に移転の準備を進め、令和6年3月31日に完了した。	＜評定と根拠＞ 評定：B 化学物質に係る危険性・有害性の情報伝達とリスクアセスメントの実施に資するため、労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターのうち、類似の動物実験を行っている部門と日本バイオアッセイ研究センター機能の集約化に向け、老朽化した日本バイオアッセイ研究センターの施設から貸しラボ施設への移転作業を進めた。 「試験法の開発」として、吸入性粉じん肺の病態早期検出に係る分子生物学的解析等の開発や「研究成果の情報発信」として学会発表を行い成果の普及を図ったほか、許容濃度値設定に貢献するとともに、がんを引き起こす化学物質リストに追加し有害性評価の進展に寄与した。	評価 B ＜評定に至った理由＞ 令和4年度に引き続き、発がん性試験等の実施が中断された状況の中、以下の取組が行われた。 ・吸入性粉じん肺の病態早期検出マーカーの開発について、結晶質シリカ及び酸化インジウムスズ切片のラット肺を用いた分子生物学的解析を実施し、試験の迅速化・効率化を図るための試験法を検討したこと。 ・発がん性試験等の結果について、学会発表等を行い、成果の普及を図ったこと。 ・多層カーボンナノチューブの許容濃度について、日本産業衛生学会総会にて日本バイオアッセイ研究センターの情報が用いられ、許容濃度値の設定に貢献したこと。 ・カリフォルニア州環境保護庁有害物質管理局が、日本バイオアッセイ研究センターの報告書を引用したIARCの速報（LancetOncology）から、アントラセン、2-ブロモプロパンについて、がんを引き起こすことが知られている化学物質のリストに追加し、有害性評価の進展に寄与したこと。 ・協働研究においては、令和4年度から日本バイオアッセイ研究センターの研究者が研究代表者となり、日本バイオアッセイ研究センターならではの知見や研	

	また、長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設として、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な選定に加え、試験の迅速化・効率化を図るための試験法等も検討すること。 化学物質の有害性調査の成果の普及については、前記１（６）の目標に沿って	また、試験の迅速化・効率化を図るための試験法等を検討する。 化学物質の有害性調査の成果は、ホームページへの掲載、学会発表等により	なった。しかしながら、施設の老朽化も著しく、今後の新たな試験方法に不向きであることから、現行の施設にて実施することは不適切と判断し、厚労省と協議を行い、新たな試験方法に対応し得る施設に移転することが決定している。 引き続き厚生労働省と協議を行い、新たな試験方法の細部についても検討を進める。 また、試験の迅速化・効率化を図るための試験法等を検討する。 化学物質の有害性調査の成果は、ホームページへの掲載、学会発表等により	・試験の迅速化・効率化を図るための試験法等を検討しているか。 ・化学物質の有害性調査の成果は、ホームページへの掲載、学会発表等により	○ 試験の迅速化・効率化に向けた試験法等について検討した。 主な取組は以下のとおり。 ・結晶質シリカ及び酸化インジウムスズ切削片のラット単回気管内投与肺を用いた分子生物学的解析（１細胞解析）を実施し、吸入性粉じん肺の病態早期検出マーカーの開発について検討した。 ・協働研究として、令和４年度から以下の２つの研究をスタートし、当該研究の中で新たな試験法等の開発について検討した。 ○有機粉じん毒性評価のための包括的基盤構築 乾式気管内投与法の開発や大型動物（ブタ）を用いた呼吸器毒性の評価系開発等の有機粉じん毒性を詳細に評価するためのスクリーニング手法の開発等について検討。 ○じん肺の新規バイオマーカーおよび迅速評価法・治療法の開発に向けた探索的研究 有用なバイオマーカーがほとんどないじん肺について、診断可能な新たなマーカーの創出並びにリスクを迅速に評価できる手法の構築等について検討。 ・発がん性試験等の結果については、学会発表等を行い、成果の普及を図っている。 ・呼吸器疾患事例から考える合成高分子有機粉じんによる肺毒性の研究が「産業医学レビュー 36(2) 令和５年９月」に掲載された。 ・令和５年５月10日の日本産業衛生学会総会にて多層カーボンナノチューブの許容濃度について、日本バイオアッセイ研究センターからの提案が承認された。本提案が「産衛誌65巻令和５年」に掲載されている論文に引用され許容濃度値の設定に貢献した。	上記のとおり５年度計画は概ね達成し、移転の作業まで進めたことから、国から示されたミッションは達成したものとしてＢ評価とした。 ＜課題と対応＞ －	究方法を活かした協働研究が新たに２課題スタートし、２年度目にあたる令和５年度においても、引き続き試験の迅速化・効率化を図るための試験法を検討したこと。 以上、有害性調査や試験法の開発、学会発表等での研究成果の公表、協働研究での活動等が着実に実施されていることから、中期目標における所期の目標は概ね達成していると認められる。さらに、有害性調査の成果の普及において、論文が学術雑誌に掲載される等、高い成果を上げていることから、中期目標における所期の目標を達成したと評価できる。一方で、令和４年度に引き続き、発がん性試験等の実施が中断されたことの影響と、老朽化した日本バイオアッセイ研究センターの施設から別の施設への移転準備に伴い、有害性調査が一部計画的に実施されなかったことを考慮し、評定をＢとした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	---	--	--	--	--	---	--

	行うとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）への情報発信に努めること。 安衛法第57条の5第1項に規定する化学物質の有害性調査等も含め、がん原性試験等の化学物質の有害性調査を、事業場等からの依頼に応じて積極的に受託し、実施すること。	その普及を図るとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）への情報発信に努める。 安衛法第57条の5第1項に規定する化学物質の有害性の調査等も含め、日本バイオアッセイ研究センターの高度な技術力を要する化学物質の有害性調査を事業場等からの依頼に応じ実施する。	その普及を図る。 安衛法第57条の5第1項に規定する化学物質の有害性の調査等も含め、日本バイオアッセイ研究センターの高度な技術力を要する化学物質の有害性調査を事業場等からの依頼に応じ実施する。 「日本バイオアッセイ研究センターにおける試験手順書からの逸脱行為事案に関する検討会報告書」（令和3年7月30日厚生労働省）を踏まえた以下の対応を的確に行っていく。 ア GLPに基づき策定した標準操作手順書の計画的な点検及び見直し	その普及を図っているか。 ・安衛法第57条の5第1項に規定する化学物質の有害性の調査等も含め、日本バイオアッセイ研究センターの高度な技術力を要する化学物質の有害性調査を事業場等からの依頼に応じ実施しているか。 ・「日本バイオアッセイ研究センターにおける試験手順書からの逸脱行為事案に関する検討会報告書」（令和3年7月30日厚生労働省）を踏まえた以下の対応を的確に行っているか。 ア GLPに基づき策定した標準操作手順書の計画的な点検及び見直し	・Office of Environmental Health Hazard Assessment（カリフォルニア州環境保護庁有害物質管理局）（Aug 11, 2023）は日本バイオアッセイ研究センターの報告書を引用した IARC の速報（Lancet Oncology）から、アントラセン、2-ブロモプロパンを、がんを引き起こすことが知られている化学物質のリストに追加した。 ・移転に伴い発生した GLP 試資料の移管について、標準操作手順書（SOP）を新規作成または既存の SOP を修正し、適切な移管を実施した。 ・化学物質等の有害性調査事業の運営等を厚生労働省と協議した。		
--	--	--	---	---	---	--	--

	【重要度：高】 国が化学物質の 規制等を行うた めには、その有 害性についての エビデンスが必 要であるため。		イ 研究者倫理 意識の向上 ウ 機構内外の 外部組織との交 流 エ 研究不正の 通報窓口の実効 性確保等	イ 研究者倫理 意識の向上 ウ 機構内外の 外部組織との 交流 エ 研究不正の 通報窓口の実効 性確保 等			
--	---	--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－4	労災病院事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ－3－2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第 12 条第 1 項第 1 号 労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 労災病院は、労災認定に係る意見書の作成等に関し国に協力してきたところであるが、今後特に、アスベストについては、石綿使用建築物の解体工事が今後さらに増加することが見込まれており、「アスベスト問題に係る総合対策」（平成 17 年 12 月 27 日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合決定）において、労災病院に設置された「アスベスト疾患センター」において、アスベスト関連疾患に係る健康相談、診療・治療、症例の収集及び他の医療機関に対する支援を行うこと等が求められており、一層の協力が求められているため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0455

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間 平均値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度			令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
患者紹介率 （計画値）	地域医療支援病院の基準以上	－	76.0%	76.0%	76.0%	76.0%	76.0%		予算額（千円）	307,209,923	314,039,066	322,172,473	322,995,293	337,199,939
患者紹介率 （実績値）	－	72.7% (H26-30 実績平均)	78.0%	79.1%	77.3%	78.4%	83.8%		決算額（千円）	296,067,999	304,610,630	322,059,802	318,280,431	325,354,078
達成度	－	－	102.6%	104.1%	101.7%	103.2%	110.3%		経常費用（千円）	300,027,565	288,341,516	303,905,828	321,756,712	323,517,812
逆紹介率 （計画値）	地域医療支援病院の基準以上	－	63.0%	63.0%	63.0%	63.0%	63.0%		経常利益（千円）	△8,137,791	20,718,141	23,104,292	6,826,005	△9,729,502
逆紹介率 （実績値）	－	61.0% (H26-30 実績平均)	66.8%	70.3%	69.4%	70.2%	76.2%		行政コスト（千円）	301,285,931	288,861,035	306,987,288	327,017,176	324,445,672
達成度	－	－	106.0%	115.6%	110.1%	111.4%	121.0%		従事人員数（人）	15,022	14,973	15,074	15,169	15,084
症例検討会・講習会開催回数 （計画値）	中期目標期間中、延べ4,200回以上実施	－	840 回	840 回	840 回	840 回	840 回							
症例検討会・講習会開催回数 （実績値）	－	822 回 (H26-29 実績平均)	892 回	310 回	888 回	1,200 回	1,340 回							
達成度	－	－	106.2%	36.9%	105.7%	142.9%	159.5%							
受託検査件数 （計画値）	中期目標期間中、延べ17万5千件以上実施	－	35,000 件	35,000 件	35,000 件	35,000 回	35,000 回							
受託検査	－	35,824 件	36,570 件	32,698 件	32,883 件	31,809 回	31,356 回							

	件数 (実績値)		(H26-29 実績平均)												
	達成度	—	—	104.5%	93.4%	94.0%	90.9%	89.6%							
	患者満足度 (計画値)	80%以上の満足度を確保	—	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%							
	患者満足度 (実績値)	—	84, 2% (H29 実績)	83.1%	86.6%	85.3%	85.0%	84.9%							
	達成度	—	—	103.9%	108.3%	106.6%	106.3%	106.1%							
	治験症例数 (計画値)	中期目標期間 中 20,900 件以上確保	—	4,180 件	4,180 件	4,180 件	4,180 件	4,180 件							
	治験症例数 (実績値)	—	4,187 件 (H26-29 実績平均)	4,780 件	4,546 件	5,203 件	3,948 件	2,746 件							
	達成度	—	—	114.4%	108.8%	124.5%	94.4%	65.7%							

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	4 勤労者医療及び地域医療における役割の推進	4 勤労者医療及び地域医療における役割の推進	4 勤労者医療及び地域医療における役割の推進	<主な定量的指標> ・地域の医療機関等との連携機能を強化する等により労災病院において地域医療支援病院の要件である「患者紹介率、逆紹介率」を確保する。 ・地域医療を支援するため、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮しながら症例検討会や講習会等を中期目標期間中、延べ 4200 回以上実施する。 - 地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を延べ 3 万 5000 件以上実施する。 ・患者満足度調査において全病	4 勤労者医療及び地域医療における役割の推進	<評定と根拠> 評定：A 以下のとおり、所期の目標を上回る成果をあげている。 ・「疾病に関する高度・専門的な医療の提供」において、地域の中核的役割を果たすため、「地域医療支援病院」や「地域がん診療連携拠点病院」の施設数の維持に努めるとともに、急性期医療への対応として、病院の診療機能の特性に応じて特定集中治療室（ICU）を維持したほか、高度医療機器についても計画的に更新した。 特に、ICUの維持及び高度医療機器の計画的整備については、各労災病院の病院機能向上及び勤労者医療の推進において重要な項目であるだけでなく、総合的な医療レベルの向上、専門的スタッフの充実等、難易	評定 A <評定に至った理由> 地域の医療機関等との連携強化について、連携医療機関からの意見・要望を踏まえて業務改善を行うなどの取組が実施された結果、「紹介率」は83.8%（目標76%以上、達成度110.3%）、「逆紹介率」は76.2%（目標63%以上、達成度121%）と目標を達成しており、評価できる。「症例検討会・講習会開催回数」については、新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類に移行されたことを踏まえ、令和5年5月以降は従来の集合形式による開催に加え、参加者の利便性の観点から、引き続き電子（WEB）会議システムでも開催された。この結果、1,340回（目標840回以上、達成度159.5%）開催され、目標を大きく上回る成果を上げており、評価できる。 患者の意向の尊重と医療安全の充実については、組織的に医療安全の充実を図るための取組が行われており、その結果、患者満足度調査では、入院 92.3%、外来 80.1%、入外平均 84.9%の患者満足度（目標入外平均 80%以上、達成度 106.1%）を得て目標を達成しており、評価できる。 この他、アスベスト疾患センターにおいて、令和5年度は健康診断6,391件、相談等906件の対応が行われ、また、全国の労災指定医療機関で呼吸器系疾患を取り扱う医師等を対象とした石綿関連疾患	

	疾病の予防から職場復帰等までを担う勤労者医療の中核的な拠点としての役割を担うとともに、地域医療への貢献等に取り組むこと。 （１）疾病に関する高度かつ専門的な医療の提供 疾病の予防、治療、職場復帰、治療と仕事の両立支援等の勤労者医療による総合的な取組について、地域社会における保健活動及び産業保健活動との連携のもと、得られた知見を他の医療機関にも効果的に普及させる等により、推進を図ること。	疾病の予防から職場復帰等までを行う勤労者医療の中核的な拠点としての役割を担うとともに、地域医療への貢献等に取り組む。 （１）疾病に関する高度・専門的な医療の提供 疾病の予防、治療、職場復帰、治療と仕事の両立支援等の勤労者医療の総合的な取組については、地域社会における保健活動及び産業保健活動との連携のもと、先導的に実践し、得られた知見を他の医療機関にも効果的に普及させる等により、推進を	院平均で 80%以上の満足度を確保する。 ・労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を 4180 件以上確保する。 ＜その他の指標＞ なし	（１）疾病に関する高度・専門的な医療の提供	度が高い取組を行った。 ・「地域医療への貢献」においては、地域の医療需要、近隣病院の診療機能等を考慮した上で、最適な病床機能区分を検討し、急性期機能の更なる充実を図った。 ・「地域の医療機関等との連携強化」においては、連携医療機関からの意見・要望を踏まえて業務改善を行うなどの取組を実施した結果、「紹介率」、「逆紹介率」、「症例検討会・講習会開催回数」については目標を達成した。一方で、「受託検査件数」については、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが５類に移行されたものの新型コロナウイルス感染症の影響は続き患者受療行動の変化に伴う開業医等への受診控えの影響により目標値を達成できなかったが、可能な限り件	に関する専門研修が実施（受講者数1,212名）されるなど、評価できる取組が行われた。 他方、指標項目のうち、受託検査件数と治験症例数については、未達成となった。その要因は、それぞれ次のとおりである。 - 受託検査件数については、コロナ禍による患者受療行動の変化（受診抑制）がコロナ禍後にも定着し、受託検査の依頼元である開業医にも受診控えが継続していることに加え、コロナ禍に関係学会から提唱された「緊急ではない検査及び治療の延期、実施件数を減少させる必要がある」の考え方が、コロナ禍後においても影響を及ぼしていることが要因であると考えられる。 - 治験症例数については、まずは受託検査件数と同様、コロナ禍による患者受療行動の変化（受診抑制）がコロナ禍後にも定着したことで、治験対象患者の減少に伴い治験件数が減少したと考えられる。そもそも治験は、臨床試験から新規医薬品承認まで長期的な取組であるため、新型コロナウイルスによる治験実施の遅れにより新規医薬品の承認品目数が落ち込んだものと考えられるが、こうした状況変化は、労災病院で実施する治験の大半を占める「製造販売後臨床試験」が遅れたことの要因の一つであると言える。加えて、新規医薬品の承認品目数の内訳をコロナ禍前と比較すると、コロナ禍後は、治験が幅
--	---	--	--	------------------------------	--	---

	特に、脊髄損傷、アスベスト関連疾患や化学物質等の有害因子へのばく露による健康障害等、一般的に診断が困難な疾病については、協働研究及び労災疾病等に係る研究の研究結果を踏まえ、積極的に医療を提供すること。	特に、脊髄損傷、アスベスト関連疾患や化学物質等の有害因子へのばく露による健康障害等、一般的に診断が困難な労災疾病については、協働研究及び労災疾病研究の研究結果を踏まえ、積極的に対応する。				数の確保に向けた取組を行った。 また、救急搬送患者数についても、今年度は大幅に増加し 99,914 人（+11,499 人）となった。 ・「大規模災害の対応」においては、新型コロナウイルス感染症への対応として、本部内に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、情報の共有等を図り各労災病院に対する必要な指示等を行っている。また、自治体からの病床確保要請等を踏まえ、新型コロナウイルス陽性入院患者を 29 病院で受け入れた。また、石川県能登半島を震源とした最大震度 7 の地震に対しては、機構本部において災害対策本部を立ち上げるとともに、関係各所からの要請に基づき各労災病院から DMAT、JMAT、災害支援ナース等を派遣した。 ・「患者の意向の尊	広く実施されない「希少疾病用医薬品（オーファン・ドラッグ）」の割合が増加し、一般的な疾患に対する医薬品の割合が減少しているところ、こうした変化も製造販売後臨床試験が減少した要因であると考えられる。 以上のように、医療界を取り巻く状況変化と目標未達成の間には一定の因果関係があると言えるが、その状況変化は、労災病院に限ったものではなく全国的なものであること、また、その状況変化を予見することは容易ではなく、かつ、労災病院にとっては外生的なものであると考えられることから、評価に当たっては、そのような事情を差し引く必要がある。 さらには、このような中でも、受託検査件数については、CT・MRI、ガンマカメラ、血管造影撮影装置など、労災病院で扱う高度医療機器の利用案内に関する情報について積極的な広報が行われたほか、積極的な開業医訪問も行われ、可能な限り受託検査を受け入れるよう取り組んだことが認められる。また、治験症例数については、令和 3 年度から設置した中央治験審査委員会において、治験契約手続等の中央化が図られたことで受託体制の強化が進み、治験契約件数及び契約施設数は令和 3・4 年度に比べて増加しており、第 4 期中期目標期間中の指標である治験症例数 20,900 件以上が確保されている。このように、外生的な要因によって目標未達成になったものの、これを埋めようとするこうした取組は一定の評価を															
	ア 勤労者医療の推進 研究・開発で得られた知見を臨床の現場で実践し、フォーラムや症例検討会等で他の医療機関に普及させる等により推進を図る。 イ 社会復帰の促進 メディカルソーシャルワーカー等が、患者に対して、社会復帰に関する相談を受けるなどの支援を行うことにより、社会復帰の向上に努める。	ア 勤労者医療の推進 これまでに研究・開発で得られた知見については、臨床の現場で実践するとともに、フォーラムや症例検討会等で他の医療機関に普及を図る。 イ 社会復帰の促進 メディカルソーシャルワーカー等が、患者や家族等が抱える経済的又は社会的問題の解決に向けた調整・援助等の支援を行うことにより、社会復帰の向上に努める。	＜評価の視点＞ これまでに研究・開発で得られた知見について、臨床の現場で実践するとともに、フォーラムや症例検討会等で他の医療機関に普及を図っているか。 メディカルソーシャルワーカー等が、患者や家族等が抱える問題の解決に向けた調整・援助等の支援を行うことにより、社会復帰の向上に努めているか。	ア 勤労者医療の推進 ・ 勤労者医療フォーラム、事例検討会等を開催し、労災病院における研究・開発で得られた知見について広く普及を図った。 勤労者医療フォーラムについては、令和 5 年 9 月「～安心して働き続けるために～」を開催した。 ・ 「アスベスト」や「メンタルヘルス」テーマに係る研究報告を第 71 回日本職業・災害医学会で発表し、労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化や労働者の健康支援に係る普及を図った。 イ 社会復帰の促進 患者や家族等が抱える経済的問題又は心理的・社会的問題の解決に向けた調整・援助に加えて、退院援助、社会復帰援助等の様々な支援をメディカルソーシャルワーカー（MSW）が行うことにより、患者の社会復帰の促進に努めた。 ・ MSW 業務実績件数（相談件数） <table><tr><th>区 分</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th><th>令和 3 年度</th><th>令和 4 年度</th><th>令和 5 年度</th></tr><tr><td>相談件数</td><td>199,640</td><td>199,073</td><td>192,225</td><td>198,107</td><td>207,312</td></tr><tr><td>（再掲）退院援助・社会復帰援助関係</td><td>143,482</td><td>144,161</td><td>143,796</td><td>155,292</td><td>163,192</td></tr></table> （単位：件）	区 分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	相談件数	199,640	199,073	192,225	198,107	207,312	（再掲）退院援助・社会復帰援助関係	143,482	144,161	143,796	155,292	163,192
区 分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度																	
相談件数	199,640	199,073	192,225	198,107	207,312																	
（再掲）退院援助・社会復帰援助関係	143,482	144,161	143,796	155,292	163,192																	

	（２）地域医療への貢献 労災病院における臨床機能の維持及び向上や医師等の確保及び養成、さらには地域の医療水準の向上に貢献するため、都道府県が策定する医療計画（地域医療構想を含む。）や医療圏における医療ニーズも勘案の上、保有するデータベースを活用しつつ労災病院の役割や機能を分析・検証した上で、病床機能区分の変更等、診療体制の検討を実施し、効果的な地域医療連携を行うこと。 また、地域医療を支援するため、紹介患者の受入れ等地域の医療機関等との連携を強化する等により、地域医療支援病院の要件を充足するとともに、地域の医療機関等を対象にした症例検討会、講習会	（２）地域医療への貢献 所在する医療圏の人口動態、疾病構造、他の医療機関の診療機能等の調査を行い、労災病院が当該地域で目指すべき役割を明確にした上で、病床機能区分の変更や効果的な地域医療連携の強化に取り組む。各労災病院の診療機能については、引き続きホームページ等において適宜情報提供を行う。 また、各労災病院の診療機能については、引き続きホームページ等において適宜情報提供を行う。	（２）地域医療への貢献 所在する医療圏の人口動態、疾病構造、他の医療機関の診療機能等の調査を行い、地域における中核病院としての役割を担いつつ、地域医療構想等において求められている病床機能を適切に選択する等、必要に応じて診療機能等の見直しを実施し、地域医療に貢献していく。	・ 所在する医療圏における中核病院としての役割を担いつつ、必要に応じて地域医療構想等において求められている診療機能等の見直しを実施し、地域医療に貢献しているか。	（２）地域医療への貢献 地域の中核的役割の推進 地域における中核的役割を果たすため、地域医療支援病院や地域がん診療連携拠点病院の維持に積極的に取り組み、診療機能の充実を図った。 <table><tr><td>・ 地域医療支援病院</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>令和２年度</td><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td><td>令和５年度</td></tr><tr><td>25 施設</td><td>26 施設</td><td>26 施設</td><td>25 施設</td><td>25 施設</td></tr></table> <table><tr><td>・ 地域がん診療連携拠点病院</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>令和２年度</td><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td><td>令和５年度</td></tr><tr><td>11 施設 （１施設）</td><td>11 施設 （２施設）</td><td>10 施設 （２施設）</td><td>10 施設 （２施設）</td><td>10 施設</td></tr></table> ※（ ）内は、高度型の指定施設数である。令和５年度から高度型の区分廃止。 急性期医療への対応 救急医療における地域での役割を果たすため、診療機能の維持に努めた。 <table><tr><td>・ 救急医療に係る病床の整備</td></tr><tr><td>区分</td><td>令和元年度</td><td>令和２年度</td><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td><td>令和５年度</td></tr><tr><td>救命救急病床</td><td>21 床</td><td>21 床</td><td>21 床</td><td>21 床</td><td>21 床</td></tr><tr><td>特定集中治療室病床</td><td>124 床</td><td>126 床</td><td>128 床</td><td>128 床</td><td>128 床</td></tr><tr><td>ハイケアユニット病床</td><td>81 床</td><td>89 床</td><td>113 床</td><td>113 床</td><td>106 床</td></tr></table> <table><tr><td>・ リハビリテーション体制の強化</td></tr><tr><td>区 分</td><td>令和元年度</td><td>令和２年度</td><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td><td>令和５年度</td></tr><tr><td>脳血管疾患リハⅠ・Ⅱ</td><td>29 施設</td><td>29 施設</td><td>29 施設</td><td>29 施設</td><td>29 施設</td></tr><tr><td>心大血管リハⅠ・Ⅱ</td><td>24 施設</td><td>24 施設</td><td>24 施設</td><td>24 施設</td><td>24 施設</td></tr><tr><td>運動器リハⅠ</td><td>29 施設</td><td>29 施設</td><td>29 施設</td><td>29 施設</td><td>29 施設</td></tr><tr><td>呼吸器リハⅠ</td><td>28 施設</td><td>28 施設</td><td>28 施設</td><td>28 施設</td><td>28 施設</td></tr><tr><td>がん患者リハ</td><td>27 施設</td><td>27 施設</td><td>27 施設</td><td>27 施設</td><td>27 施設</td></tr></table> ※施設数は令和５年度末時点 ⅰ 多職種の協働によるチーム医療の推進 医療関係職の職種の枠を超えたチーム医療を推進することにより、短期間でより効果的な医療の提供を行った。	・ 地域医療支援病院	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	25 施設	26 施設	26 施設	25 施設	25 施設	・ 地域がん診療連携拠点病院	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	11 施設 （１施設）	11 施設 （２施設）	10 施設 （２施設）	10 施設 （２施設）	10 施設	・ 救急医療に係る病床の整備	区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	救命救急病床	21 床	21 床	21 床	21 床	21 床	特定集中治療室病床	124 床	126 床	128 床	128 床	128 床	ハイケアユニット病床	81 床	89 床	113 床	113 床	106 床	・ リハビリテーション体制の強化	区 分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	脳血管疾患リハⅠ・Ⅱ	29 施設	29 施設	29 施設	29 施設	29 施設	心大血管リハⅠ・Ⅱ	24 施設	24 施設	24 施設	24 施設	24 施設	運動器リハⅠ	29 施設	29 施設	29 施設	29 施設	29 施設	呼吸器リハⅠ	28 施設	28 施設	28 施設	28 施設	28 施設	がん患者リハ	27 施設	27 施設	27 施設	27 施設	27 施設	重と医療安全の充実」においては、病院全体の医療安全に関するシステム等を組織的・継続的に確認しながら医療安全の充実に取り組んだ。 ・ 患者満足度調査では、前年度の調査結果を分析し、各施設において、患者サービス委員会等で改善計画を策定し、積極的に改善に取り組んだ結果、令和５年度の調査において、入院 92.3%、外来 80.1%、入外平均 84.9%の患者満足度を得て目標を達成できた。 ・ 治験症例数の目標未達成の要因について、新型コロナウイルス感染症の影響により、新薬の開発が滞ったことで新規医薬品の承認品目数が落ち込んでいることに加え、新規医薬品の承認品目数の内訳をコロナ禍前と比較すると、治験が幅広く実施されない「希少疾病	すべきものとする。 加えて、中期目標で定めた令和５年度の大規模災害等への対応について、令和６年１月１日に発生した能登半島地震に関する大規模災害等への対応は高く評価できる。DMA T派遣については、9つの労災病院から、延べ 55 人が派遣され、また、厚労省からの要請による看護師派遣については、22 の労災病院から延べ 49 人が派遣されており、これは、社会的意義の高いことであったと認められ、高く評価すべきものとする。 以上、中期目標における所期の目標を概ね達成していると認められることに加え、未達成となった受託検査件数と治験症例数については、外生的要因による部分が大きいと考えられるところ、そうした中でも指標達成に向けた取組を的確に行ったことが認められる。さらには、能登半島地震に関する大規模災害等への対応は高く評価できる。以上を総合的に判断すれば、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、評定を A とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ （有識者からの意見） 紹介率、逆紹介率が大変良い成績である。紹介率や逆紹介率については地方によって幅があり、地方は特に逆紹介率が低い。幅がある中で高い水準を維持する医療機関は問題ないが、低い水準の医療機関に対しては対策が必要であ
・ 地域医療支援病院																																																																																											
令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度																																																																																							
25 施設	26 施設	26 施設	25 施設	25 施設																																																																																							
・ 地域がん診療連携拠点病院																																																																																											
令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度																																																																																							
11 施設 （１施設）	11 施設 （２施設）	10 施設 （２施設）	10 施設 （２施設）	10 施設																																																																																							
・ 救急医療に係る病床の整備																																																																																											
区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度																																																																																						
救命救急病床	21 床	21 床	21 床	21 床	21 床																																																																																						
特定集中治療室病床	124 床	126 床	128 床	128 床	128 床																																																																																						
ハイケアユニット病床	81 床	89 床	113 床	113 床	106 床																																																																																						
・ リハビリテーション体制の強化																																																																																											
区 分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度																																																																																						
脳血管疾患リハⅠ・Ⅱ	29 施設	29 施設	29 施設	29 施設	29 施設																																																																																						
心大血管リハⅠ・Ⅱ	24 施設	24 施設	24 施設	24 施設	24 施設																																																																																						
運動器リハⅠ	29 施設	29 施設	29 施設	29 施設	29 施設																																																																																						
呼吸器リハⅠ	28 施設	28 施設	28 施設	28 施設	28 施設																																																																																						
がん患者リハ	27 施設	27 施設	27 施設	27 施設	27 施設																																																																																						

及び地域の医療機関等からの高度医療機器を用いた受託検査を実施すること。				・ チーム医療の実践（一例） <table><tr><td>がんセンターボード</td><td>19 施設</td><td>褥瘡対策チーム</td><td>29 施設</td></tr><tr><td>ICT（感染対策チーム）</td><td>29 施設</td><td>緩和ケアチーム</td><td>24 施設</td></tr><tr><td>NST（栄養サポートチーム）</td><td>28 施設</td><td>呼吸ケアチーム</td><td>14 施設</td></tr></table> ※施設数は令和５年度末時点 ii 高度医療機器の計画的整備 高度・専門的な医療を提供し、医療の質の向上を図るため、治療・診断機器等の整備を進めた。 ・ 令和５年度における機器整備（更新）状況 <table><tr><td>機 器</td><td>令和５年度</td><td>整備状況</td></tr><tr><td>内視鏡手術支援機器</td><td>2 施設増設 2 施設更新</td><td>8 施設整備済</td></tr><tr><td>アンギオグラフィー（血管撮影装置）</td><td>3 施設更新</td><td>29 施設整備済</td></tr><tr><td>ガンマナイフ</td><td>—</td><td>2 施設整備済</td></tr><tr><td>リニアック</td><td>3 施設更新</td><td>19 施設整備済</td></tr><tr><td>CT（コンピュータ断層撮影装置）</td><td>7 施設更新</td><td>29 施設整備済</td></tr><tr><td>MRI（磁気共鳴画像診断装置）</td><td>6 施設更新</td><td>29 施設整備済</td></tr><tr><td>PET（陽電子放射断層撮影装置）</td><td>—</td><td>1 施設整備済</td></tr><tr><td>PACS（医療用画像管理システム）</td><td>3 施設更新</td><td>29 施設整備済</td></tr></table> ※施設数は令和５年度末時点 労災病院が所在する地域の医療需要、近隣病院の診療機能等を把握し、最適な病床機能区分を選択する観点から、病床機能の変更が必要と判断した病院と本部で協議を行い、病院の方針や地域情勢を考慮した上で、病床機能区分の維持を図った。 ・ 主な病床機能区分の見直し状況 <table><tr><td>区分</td><td>令和元年度</td><td>令和２年度</td><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td><td>令和５年度</td></tr><tr><td>ICU</td><td>16 施設 （ 6 施設）</td><td>16 施設 （ 5 施設）</td><td>16 施設 （ 7 施設）</td><td>16 施設 （ 7 施設）</td><td>16 施設 （ 7 施設）</td></tr><tr><td>HCU</td><td>11 施設</td><td>12 施設</td><td>13 施設</td><td>13 施設</td><td>12 施設</td></tr><tr><td>急性期一般入院料 1</td><td>22 施設</td><td>22 施設</td><td>22 施設</td><td>22 施設</td><td>22 施設</td></tr><tr><td>地域包括ケア病棟</td><td>15 施設 （ 1 施設）</td><td>15 施設 （ 2 施設）</td><td>15 施設 （ 2 施設）</td><td>15 施設 （ 2 施設）</td><td>15 施設 （ 3 施設）</td></tr><tr><td>回復期リハビリテーション病棟</td><td>2 施設</td><td>3 施設 （ 1 施設）</td><td>3 施設 （ 1 施設）</td><td>3 施設 （ 1 施設）</td><td>2 施設 （ 1 施設）</td></tr><tr><td>障害者病棟</td><td>1 施設</td><td>0 施設</td><td>0 施設</td><td>0 施設</td><td>0 施設</td></tr></table> ※（ ）は、上位施設基準の届出施設数である。 ※施設数は令和５年度末時点。各労災病院の診療機能に係る最新情報は適宜ホームページで公開している。	がんセンターボード	19 施設	褥瘡対策チーム	29 施設	ICT（感染対策チーム）	29 施設	緩和ケアチーム	24 施設	NST（栄養サポートチーム）	28 施設	呼吸ケアチーム	14 施設	機 器	令和５年度	整備状況	内視鏡手術支援機器	2 施設増設 2 施設更新	8 施設整備済	アンギオグラフィー（血管撮影装置）	3 施設更新	29 施設整備済	ガンマナイフ	—	2 施設整備済	リニアック	3 施設更新	19 施設整備済	CT（コンピュータ断層撮影装置）	7 施設更新	29 施設整備済	MRI（磁気共鳴画像診断装置）	6 施設更新	29 施設整備済	PET（陽電子放射断層撮影装置）	—	1 施設整備済	PACS（医療用画像管理システム）	3 施設更新	29 施設整備済	区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	ICU	16 施設 （ 6 施設）	16 施設 （ 5 施設）	16 施設 （ 7 施設）	16 施設 （ 7 施設）	16 施設 （ 7 施設）	HCU	11 施設	12 施設	13 施設	13 施設	12 施設	急性期一般入院料 1	22 施設	22 施設	22 施設	22 施設	22 施設	地域包括ケア病棟	15 施設 （ 1 施設）	15 施設 （ 2 施設）	15 施設 （ 2 施設）	15 施設 （ 2 施設）	15 施設 （ 3 施設）	回復期リハビリテーション病棟	2 施設	3 施設 （ 1 施設）	3 施設 （ 1 施設）	3 施設 （ 1 施設）	2 施設 （ 1 施設）	障害者病棟	1 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	用医薬品（オフ・ファン・ドラッグ）」の割合が増加し、一般的な疾患に対する医薬品の割合が減少したことにより、製造販売後・市販後調査自体が減少した。さらに新型コロナウイルス感染症の影響による外来患者数の減少に伴い治験対象患者そのものが減少したことから、2,746 件（計画達成度 65.7％）の治験実施に留まった。目標達成には至らなかったものの、「治験の推進」においては、中央治験審査委員会設置、治験契約手続等の中央化により受託体制を強化することで、年々着実に受託件数が増加しており、指標達成に向けて最善を尽くした。なお、第４期中期目標期間における目標（20,900 件）は達成している。 ・「病院ごとの目標管理の実施」においては、本部と各労災病院との協議	る。【小野先生】 指標の数値的にはB評価であるが、量的・質的努力を積み重ねた取組ということを理解した。【今村主査】 ＜その他事項＞ 特になし。
がんセンターボード	19 施設	褥瘡対策チーム	29 施設																																																																																				
ICT（感染対策チーム）	29 施設	緩和ケアチーム	24 施設																																																																																				
NST（栄養サポートチーム）	28 施設	呼吸ケアチーム	14 施設																																																																																				
機 器	令和５年度	整備状況																																																																																					
内視鏡手術支援機器	2 施設増設 2 施設更新	8 施設整備済																																																																																					
アンギオグラフィー（血管撮影装置）	3 施設更新	29 施設整備済																																																																																					
ガンマナイフ	—	2 施設整備済																																																																																					
リニアック	3 施設更新	19 施設整備済																																																																																					
CT（コンピュータ断層撮影装置）	7 施設更新	29 施設整備済																																																																																					
MRI（磁気共鳴画像診断装置）	6 施設更新	29 施設整備済																																																																																					
PET（陽電子放射断層撮影装置）	—	1 施設整備済																																																																																					
PACS（医療用画像管理システム）	3 施設更新	29 施設整備済																																																																																					
区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度																																																																																		
ICU	16 施設 （ 6 施設）	16 施設 （ 5 施設）	16 施設 （ 7 施設）	16 施設 （ 7 施設）	16 施設 （ 7 施設）																																																																																		
HCU	11 施設	12 施設	13 施設	13 施設	12 施設																																																																																		
急性期一般入院料 1	22 施設	22 施設	22 施設	22 施設	22 施設																																																																																		
地域包括ケア病棟	15 施設 （ 1 施設）	15 施設 （ 2 施設）	15 施設 （ 2 施設）	15 施設 （ 2 施設）	15 施設 （ 3 施設）																																																																																		
回復期リハビリテーション病棟	2 施設	3 施設 （ 1 施設）	3 施設 （ 1 施設）	3 施設 （ 1 施設）	2 施設 （ 1 施設）																																																																																		
障害者病棟	1 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設																																																																																		

			さらに、厚生労働大臣から令和3年12月3日に地域医療構想の実現に向けた重点支援区域に新潟県上越構想区域が選定され、新潟労災病院を含む8病院が医療機能再編等の対象医療機関とされていることから、国等の支援を受けつつ、関係機関等と連携を密にして検討を行っていく。 ア 地域の医療機関等との連携強化 地域の医療機関等との連携機能を強化する等により労災病院において地域医療支援病院の要件である「患者紹介率、逆紹介率」を確保する。地域医療支援病院については、引き続き紹介率、逆紹介率等を維持し、要件を適合させていく。 また、地域連携パスの導入な	・地域医療構想の実現に向けた重点支援区域において、対象医療機関となった8病院について、国等の支援を受けつつ、関係機関等と連携を密にして検討を行っているか。	重点支援区域に選定された新潟県上越構想区域における医療機能再編については、令和5年12月の上越地域医療構想調整会議において了承された新潟労災病院の機能移行に係る考え方を踏まえ、新潟県及び機能移行先（受け皿となる6病院、設置者を含む。）などの関係機関との連携の下、当機構の主導により人材移行調整会議を設置し、機能再編の円滑な実施に不可欠となる受け皿への人材移行に向けて協議を進めた。 また、新潟労災病院が行ってきた透析医療については、令和6年4月以降、他の透析実施病院に集約化する方針が決定されたことから、職員説明会及び職員意向調査を実施しつつ転籍促進に係る措置を講じるなど、関係職員の雇用確保や透析医療の円滑な移管に向けて検討及び調整に努めた結果、看護師11名の転籍が決定した。	により目標値を設定した各種指標については、毎月の実績を本部にて取りまとめた上、年度目標の達成に向け、医事課長会議及び個別業務指導等にて各労災病院の取組の進捗状況を確認・フォローアップを行った。 ・「アスベスト関連疾患への対応」においては、アスベスト疾患センター等において、アスベスト健診等に取り組むとともに、労災病院等に設置した健康相談窓口において、アスベストによる健康障害に関して不安のある地域住民等からの健康相談に対応した。また、全国の労災指定医療機関における呼吸器系疾患を取り扱う医師等を対象に、石綿関連疾患に関するオンデマンド研修を実施し、診断技術の普及、向上に努めた。 <課題と対応> —	
--	--	--	--	--	---	---	--

ア 地域の医療機関等との連携強化

紹介率は年度計画の76％を上回る83.8％、逆紹介率についても年度計画の63％を上回る76.2％となった。

救急搬送患者数については、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響から大きく減少したものの、令和3年度以降は増加傾向にあり、今年度も99,914件と前年度を上回り、コロナ禍前の水準をも大幅に上回っている。

また、地域での医療機能分化を図る観点から、地域連携パスの運用維持に努めた。

・ 紹介率				
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
78.0%	79.1%	77.3%	78.4%	83.8%

・ 逆紹介率				
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
66.8%	70.3%	69.4%	70.2%	76.2%

・ 救急搬送患者数					(単位：人)
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
84,821	74,390	78,856	88,415	99,914	

※令和5年度1施設当たりの救急搬送件数：3,445人

	ど、地域医療への積極的な参加を図る。			※参考 令和５年全国医療機関の１施設当たり救急搬送患者数：818人 （出典：令和６年３月29日総務省公表資料「令和５年中の救急出動件数等（速報値）」） ・ 地域連携パス（単位：件） <table><tr><th>区 分</th><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th><th>令和５年度</th></tr><tr><td>脳卒中</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td></tr><tr><td>大腿骨頸部骨折</td><td>23</td><td>23</td><td>23</td><td>23</td><td>23</td></tr><tr><td>その他（がん、糖尿病等）</td><td>115</td><td>115</td><td>115</td><td>115</td><td>111</td></tr><tr><td>合 計</td><td>158</td><td>158</td><td>158</td><td>158</td><td>154</td></tr></table> イ 症例検討会等の実施 以下の参考に示した症例検討会等の開催については、新型コロナウイルス感染症患者の感染症法上の位置付けが５類に移行されたことを踏まえ、令和５年５月以降は従来の集合形式により開催を推進するとともに、参加者の利便性の観点から、引き続き電子（WEB）会議システムによる開催に努めたことにより、年度計画の840回を達成している。 （参考）主な症例検討会等の内容について （１）地域の医師・看護師等を対象とした症例検討会 （２）地域住民を対象とした市民公開講座や出前講座、地域の医療従事者を対象とした地域医療セミナー・講習会 等 ・ 症例検討会・講習会開催回数（単位：回） <table><tr><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th><th>令和５年度</th></tr><tr><td>892</td><td>310</td><td>888</td><td>1,200</td><td>1,340</td></tr></table> ・ 症例検討会・講習会開催回数四半期推移（単位：回） <table><tr><th></th><th>第１四半期</th><th>第２四半期</th><th>第３四半期</th><th>第４四半期</th></tr><tr><td>令和元年度</td><td>189</td><td>220</td><td>266</td><td>217</td></tr><tr><td>令和２年度</td><td>26（７）</td><td>71（15）</td><td>105（30）</td><td>108（26）</td></tr><tr><td>令和３年度</td><td>132（44）</td><td>214（70）</td><td>298（75）</td><td>244（50）</td></tr><tr><td>令和４年度</td><td>279（65）</td><td>265（49）</td><td>351（68）</td><td>305（84）</td></tr><tr><td>令和５年度</td><td>298（58）</td><td>353（47）</td><td>362（37）</td><td>327（42）</td></tr></table> ※（ ）は、WEB形式での開催回数再掲である。 ウ 高度医療機器を用いた受託検査	区 分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	脳卒中	20	20	20	20	20	大腿骨頸部骨折	23	23	23	23	23	その他（がん、糖尿病等）	115	115	115	115	111	合 計	158	158	158	158	154	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	892	310	888	1,200	1,340		第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期	令和元年度	189	220	266	217	令和２年度	26（７）	71（15）	105（30）	108（26）	令和３年度	132（44）	214（70）	298（75）	244（50）	令和４年度	279（65）	265（49）	351（68）	305（84）	令和５年度	298（58）	353（47）	362（37）	327（42）		
区 分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度																																																																							
脳卒中	20	20	20	20	20																																																																							
大腿骨頸部骨折	23	23	23	23	23																																																																							
その他（がん、糖尿病等）	115	115	115	115	111																																																																							
合 計	158	158	158	158	154																																																																							
令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度																																																																								
892	310	888	1,200	1,340																																																																								
	第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期																																																																								
令和元年度	189	220	266	217																																																																								
令和２年度	26（７）	71（15）	105（30）	108（26）																																																																								
令和３年度	132（44）	214（70）	298（75）	244（50）																																																																								
令和４年度	279（65）	265（49）	351（68）	305（84）																																																																								
令和５年度	298（58）	353（47）	362（37）	327（42）																																																																								
	イ 症例検討会等の実施 地域医療を支援するため、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮しながら症例検討会や講習会等を中期目標期間中、延べ 4200 回以上実施する。 【目標設定等の考え方】 平成 26 年度から平成 29 年度までの実績（平均）822 回を踏まえ、4200 回以上とした。 ウ 高度医療機	イ 症例検討会等の実施 地域医療を支援するため、地域の医療機関の医師等に対し、症例検討会及び講習会等を開催する。 なお、開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みつつ、電子（WEB）会議システム等を活用しながら症例検討会及び講習会等を年間 840 回以上実施する。 ウ 高度医療機																																																																										

（３）大規模労働災害等への対応 労災病院は、	器を用いた受託検査 地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を中期目標期間中、延べ17万5000件以上実施する。 <
-------------------------------	---

	国の政策に基づく医療を担う病院グループとして、大規模労働災害をはじめとした災害や新型コロナウイルス等の公衆衛生上の公衆衛生上重大な危害が発生した場合に適切に対処するため、緊急対応を速やかに行えるような体制を確保すること。	づく医療を担う病院グループとして、大規模労働災害をはじめとした災害や新型コロナウイルス等の公衆衛生上重大な危害が発生した場合に備えて、緊急対応が速やかに行えるよう適宜危機管理マニュアルの見直しを行う。	はじめとした災害等が発生した場合に、災害対策要領に基づき、組織的、体系的に対応できるよう研修・訓練等を実施する。 また、新型コロナウイルス感染症については、地域における感染拡大状況等を踏まえ、必要な対応を行うとともに、国や自治体からの要請等に積極的に協力するとともに、予防接種の実施、感染管理看護師による講演等、地域医療に貢献できる取組を行う。	した場合に、災害対策要領に基づき、組織的、体系的に対応できているか。 ・新型コロナウイルス感染症について、地域における感染拡大状況等を踏まえ、必要な対応を行っているか。 ・国や自治体からの要請等に積極的に協力するとともに、予防接種の実施、感染管理看護師による講演等、地域医療に貢献できているか。	防止対策に配慮しつつ合同訓練等を実施した。 また、災害拠点病院（13病院）、DMAT指定医療機関（13病院）の機能を維持。 さらに、新型コロナウイルス感染症に対して、新型インフルエンザ等対策業務計画に基づき、以下のとおり組織的に対応した。 ① 本部における対応 ・ 理事長から各労災病院長へ新型コロナウイルス等対策業務計画や各施設にて策定した関連マニュアル等に基づき適切に対応するよう引き続き指示 ・ 理事長を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部を本部に設置し、指揮総括班、情報通信班、物資調整班等の役割ごとの班を設け、各部室がそれぞれの役割を担えるよう効果的な体制を構築（令和2年2月26日設置）し、引き続き対応 ・ 新型コロナウイルス感染症対策本部会議を令和4年度7回開催し、各施設の検査体制等の情報共有や課題に対する対応策等を検討（令和4年度末時点：累計32回開催） ・ 各労災病院の状況を把握し、必要な情報及び物資を提供する等各労災病院の感染対策を支援 ・ 新型コロナウイルス感染症に係る厚生労働省からの感染予防、健康管理の強化の要請通知等について各施設へ情報提供するとともに、必要な対応を指示 ・ 労災病院において標準的院内感染対策の徹底（消毒、マスク、フェイスシールドの着用等）、患者や地域住民へのホームページ等での広報活動、感染疑い者の行政機関への連絡及び職員の健康管理の徹底などを指示 ② 各労災病院における対応 ・ 自治体からの要請等を踏まえ患者受入病床を確保（専用病床160.9床、休床病床198.7床、コロナ専用・休止病床平均359.6床） ・ 新型コロナウイルス感染症陽性入院患者について29病院で受入れ（令和5年度実績：延入院患者数53,040人）、地域の医療提供体制の確保に貢献した ・ 上記29病院中、27病院においては感染拡大期に自治体からの要請に応じ、上限まで新型コロナウイルス患者を受け入れ、地域の医療提供体制の確保に貢献した ・ 自治体からの要請等を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症重点医療機関」24病院、「新型コロナウイルス感染症協力医療機関」3病院を指定（令和5年5月7日時点） ・ 帰国者・接触者外来を24病院に設置（令和5年5月7日時点） ・ 政府等からの要請を受け、感染拡大地域の医療施設等へ看護師を10名派遣（派遣延日数132日）（地域：沖縄県、大阪府） ・ 予防接種の実施、感染管理看護師による講演等、地域医療に貢献できる取組を行う なお、令和5年度も引き続き、自治体からの要請による病床確保、陽性患者受入れ及び感染拡大地域への職員派遣等の対応を行っている ○令和6年1月能登半島地震への対応（令和6年1月1日） 令和6年1月1日（月）16時10頃、石川県能登半島を震源とした最大震度7の地震に対しては、機構本部において災害対策本部を立ち上げるとともに、関係各所からの要請に基づき各労災病院からDMAT、JMAT、災害支援ナース等を派遣した。また、厚生労働省からの看護師派遣要請に		
--	---	---	--	--	---	--	--

				ついても迅速に対応した。 ・避難住民の受入 １月１日（月）地震発生直後において、新潟労災病院及び富山労災病院において近隣住民避難者を受け入れた。 新潟労災病院：約150名 富山労災病院：約220名 ・医療支援 発災直後から各労災病院においてDMATの派遣調整に入り、１月６日（土）には東北労災病院DMATを派遣。その後も各都道府県、DMAT事務局、医師会、看護協会等関係各所からの要請に基づきDMAT、JMAT、災害支援ナース等を派遣した。 【DMAT】 派遣施設数：９施設（東北、福島、千葉、東京、関東、横浜、中部、和歌山、中国） 延派遣人数：55人（チーム派遣49人 他チームと合同派遣６人） 【JMAT】 派遣施設数：３施設（東北、福島、富山） 延派遣人数：15人 【災害支援ナース】 派遣施設数：４施設（東北、関東、富山、大阪） 延派遣人数：５人 【JRAT】 派遣施設数：１施設（浜松） 延派遣人数：１人 ・厚生労働省からの要請に基づく看護師派遣 １月７日（日）厚生労働省から被災地の公的病院への看護師派遣要請に対し、機構本部にて直ちに派遣可能施設の調整に入り、依頼翌日の１月８日（月）には新潟労災病院から３名の派遣が可能であることを厚生労働省へ報告。１月12日（金）から派遣を開始し、以後、３月30日までの派遣要請に対応した。 派遣施設数：22施設（釧路、青森、東北、福島、千葉、東京、関東、横浜、新潟、富山、浜松、中部、和歌山、岡山、中国、山口、香川、九州、門司、長崎、熊本、医リハ） 延派遣人数：49人 ・「自然災害又は大規模な事故等による災害被災者のための心と健康の相談ダイヤル」 相談ダイヤルの対象に令和６年能登半島地震を追加。 １月４日（木）11：00に機構ホームページ及びX（旧Twitter）に掲載。 受付時間 平日10時00分～17時00分 受付状況 ３月31日現在 合計82件 （４）医療情報のICT化の推進		
	（４）医療情報	（４）医療情報	（４）医療情報			

の ICT 化の推進 医療の質の向上と効率化を図るため、医療情報の ICT 化の一層の推進を図ること。 また、研究等に診療情報等及び臨床試験のデータを利用する際は、個人が特定できない形に変換するとともに、暗号化を行う等、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(平成 17 年 3 月 31 日付け医政発第 0331009 号・薬食発 第 0331020 号 ・ 保 発 第 0331005 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長及び保険局長連名通知別添)に基づく運用管理を図ること。

	国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、患者の意向を十分に尊重し、良質かつ適切な医療を提供すること。 そのため、患者満足度調査において全病院平均で80%以上の満足度を確保すること。 【目標設定等の考え方】 平成 29 年度実績 84.2%であること等を踏まえ、80%以上とした。	日本医療機能評価機構等の病院機能評価の受審、患者サービス向上委員会活動、クリニカルパス委員会等の院内委員会活動等を通じて、良質かつ適切な医療を提供する。 これらにより、患者満足度調査において全病院平均で 80%以上の満足度を確保する。 また、医療安全チェックシートによる自主点検、医療安全相互チェック、医療安全に関する研修、医療安全推進週間等を継続して実施するとともに、患者の医療安全への積極的な参加を推進し、医療安全の充実を図る。	ア 病院機能評価の受審 良質な医療を提供するため、日本医療機能評価機構等の病院機能評価について認定有効期限を迎える施設の更新に取り組む。 イ 医療の標準化と質の向上 医療の標準化を図るため、クリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、クリニカルパスの活用を推進する。 また、医療の質の向上を図るため、「医療の質の評価等に関する検討委員会」において策定した臨床評価指標を活用するとともに、公益財団法人日本医療機能評価機構が厚生労働省から受託している「医療の質向上のための体制整備事業」（臨床評価指標の定義標準化及び当該指標を活用した医療の質改善支援等に	・ 良質な医療を提供するため、病院機能評価の更新に取り組んでいるか。 ・ 医療の標準化を図るため、クリニカルパスの活用を推進しているか。 ・ 医療の質の向上を図るため、「医療の質の評価等に関する検討委員会」において策定した臨床評価指標を活用するとともに、公益財団法人日本医療機能評価機構が厚生労働省から受託している「医療の質向上のための体制整備事業」（臨床評価指標の定義標準化及び当該指標を活用した医療の質改善支援等に	ア 病院機能評価の受審 良質な医療を提供するため、病院機能評価の更新時期を迎えた施設について再受審・更新を行った（受審済7施設）。 ・ 病院機能評価の認定施設数の推移 <table><tr><th>区分</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th></tr><tr><td>認定</td><td>28 施設</td><td>27 施設</td><td>27 施設</td><td>27 施設</td><td>27 施設</td></tr><tr><td>(認定率)</td><td>96.6%</td><td>93.1%</td><td>93.1%</td><td>93.1%</td><td>93.1%</td></tr></table> ※全国病院認定率（推計）： 25.1%（令和6年4月1現在） ※施設数は令和5年度末時点 イ 医療の標準化と質の向上 （ア）クリニカルパスの活用 医療の標準化や情報の共有化を通じたチーム医療の推進を図ることを目的として、全ての労災病院においてクリニカルパスの活用を推進しており、クリニカルパスの使用状況を勘案して1,084 件の見直しを実施した。また、活用の推進を図った結果、5,339 件のクリニカルパスを活用した診療が提供された。 ・ クリニカルパス導入状況 <table><tr><th>区分</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th></tr><tr><td>パス件数</td><td>5,095 件</td><td>4,990 件</td><td>5,366 件</td><td>5,418 件</td><td>5,339 件</td></tr><tr><td>パス使用率</td><td>51.0%</td><td>49.4%</td><td>53.7%</td><td>53.5%</td><td>51.9%</td></tr><tr><td>見直し件数</td><td>1,310 件</td><td>1,186 件</td><td>999 件</td><td>1,204 件</td><td>1,084 件</td></tr><tr><td>パス見直し率</td><td>25.7%</td><td>23.8%</td><td>18.6%</td><td>22.2%</td><td>20.3%</td></tr></table> （イ）各労災病院の医療の質の評価 機構本部において「医療の質の評価等に関する検討委員会」を令和5年11月に開催し、労災病院の医療の質の評価・向上を目的として策定した「労働者健康安全機構臨床評価指標」に係る算出定義の見直し及びホームページで公表する指標の内容等について検討を行い、新指標の策定及び一部指標に係る算出定義の見直し等について承認した。 【当該指標から評価できる医療の質向上事例】 「大腿骨近位骨折患者における早期リハビリテーション開始率」 大腿骨近位部骨折の入院患者のうち、入院日から4日以内にリハビリテーションが実施された患者の割合 R1 年度 89.3% ⇒ R2 年度 94.5% ⇒ R3 年度 94.4% ⇒ R4 年度 94.1%⇒ R5.4-12 95.2% 大腿骨近位部骨折患者に対する急性期リハビリテーションの実施は、廃用症候群や合併症の予防・改善に特に効果が認められている。労災病院全体では9割以上の患者に早期リハビリテーションを実施しており、大腿骨近位部骨折患者の早期社会復帰に積極的に取り組んでいると評価できる。 （ウ）「医療の質向上のための体制整備事業」への協力 公益財団法人日本医療機能評価機構が厚生労働省から受託している標記事業に令和元年度から協力しており、臨床評価指標に係る定義の標準化、当該指標を活用した医療の質改善	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	認定	28 施設	27 施設	27 施設	27 施設	27 施設	(認定率)	96.6%	93.1%	93.1%	93.1%	93.1%	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	パス件数	5,095 件	4,990 件	5,366 件	5,418 件	5,339 件	パス使用率	51.0%	49.4%	53.7%	53.5%	51.9%	見直し件数	1,310 件	1,186 件	999 件	1,204 件	1,084 件	パス見直し率	25.7%	23.8%	18.6%	22.2%	20.3%		
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																																		
認定	28 施設	27 施設	27 施設	27 施設	27 施設																																																		
(認定率)	96.6%	93.1%	93.1%	93.1%	93.1%																																																		
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																																		
パス件数	5,095 件	4,990 件	5,366 件	5,418 件	5,339 件																																																		
パス使用率	51.0%	49.4%	53.7%	53.5%	51.9%																																																		
見直し件数	1,310 件	1,186 件	999 件	1,204 件	1,084 件																																																		
パス見直し率	25.7%	23.8%	18.6%	22.2%	20.3%																																																		

		向けた検討を実施）に対して引き続き協力する。 ウ 患者満足度の確保 患者の意向を尊重し、良質で適切な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を全病院平均で入院 90%以上、外来 75%以上、入外平均 80%以上得る。 エ 医療安全の充実 安全な医療を推進するため、「医療安全チェックシート」及び「労災病院間医療安全相互チェック」を活用した取組を継続する。相互チェ	向けた検討を実施）に対して引き続き協力しているか。 ・患者満足度調査を実施し、患者の意向を尊重し、良質で適切な医療の提供につなげているか。 ・安全な医療を推進しているか。	支援等についての検討を行う「医療の質向上のための協議会」（令和５年度は４回開催）に担当理事が委員として参加した。 併せて、標記事業の一環として、医療の質指標を活用した質の可視化を実践するモデル事業「医療の質可視化プロジェクト」が令和５年度に実施され、「医療安全」「感染管理」「ケア（褥瘡ケア等）」に関連する代表的な質指標について、労災病院 29 施設のデータ提供を行った。 ウ 患者満足度の確保 - 感染症対策のため一部施設で規模を縮小し全ての労災病院で調査を実施した（令和５年９月12日～10月９日）。 - 入院患者については、調査期間（令和５年９月12日から令和５年10月９日）に退院した患者のうち7,068人から、外来患者については、調査日（令和５年９月12日から令和５年９月19日までのうち病院任意の２日間）に通院した患者のうち10,851人から回答を得た。 結果、満足度は、入院92.3%、外来80.1%、入外合計84.9%と目標を達成した。 ・患者満足度 (単位：％) <table><tr><th>年度</th><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th><th>令和５年度</th></tr><tr><td>入院</td><td>92.3</td><td>92.5</td><td>92.2</td><td>92.3</td><td>92.3</td></tr><tr><td>外来</td><td>78.3</td><td>81.9</td><td>80.5</td><td>80.2</td><td>80.1</td></tr><tr><td>入外平均</td><td>83.1</td><td>86.6</td><td>85.3</td><td>85.0</td><td>84.9</td></tr></table> ＜患者満足度調査結果を踏まえた取組＞ 得られた結果を集計・分析したところ、診察に対する満足度と職員の接遇に対する満足度が高く、院内設備に対する満足度や待ち時間に対する満足度が相対的に低かった。これについては、建物の老朽化などにより簡単に改善できない事情があるものの、病室の壁紙の修繕やベッドの更新等の療養環境の改善を計画的に実施したほか、院内のラウンドをこまめに実施して日々の清掃や空調管理を柔軟に運用することなどで可能な限り満足度を高めるよう取り組んでいる。 また、待ち時間については、患者サービス委員会で改善計画を策定し、予約枠の効率的な運用を図ることや、接遇研修を実施することで満足度の向上を図った。 なお、新型コロナウイルスの感染防止対策の観点から、従前の対面式調査方式を備え付けの回答箱へ投函する方法などに変更することにした。 また、設問に関しては紹介・推薦意向に関する項目（設問内容：当院を親しい方にすすめようと思いますか）を追加した。 エ 医療安全の充実 （ア）医療安全チェックシート 平成17年度から全ての労災病院において毎年度実施している労災病院共通の「医療安全チェックシート」を用いた自主点検は、チェック項目の見直し整備を行い、令和４年度より年１回の実施とし、全ての労災病院で行った。新たな項目の追加により各病院の課題が明確になり、達成に向けて取り組んでいる。 <table><tr><th>区分</th><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th><th>令和５年度</th></tr><tr><td>項目数</td><td>249</td><td>249</td><td>249</td><td>204</td><td>204</td></tr><tr><td>達成率</td><td>99.0%</td><td>98.9%</td><td>99.1%</td><td>98.2%</td><td>99.0%</td></tr><tr><td>対前回</td><td>+0.1</td><td>△0.1</td><td>+0.2</td><td>△0.9</td><td>+0.8</td></tr></table>	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	入院	92.3	92.5	92.2	92.3	92.3	外来	78.3	81.9	80.5	80.2	80.1	入外平均	83.1	86.6	85.3	85.0	84.9	区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	項目数	249	249	249	204	204	達成率	99.0%	98.9%	99.1%	98.2%	99.0%	対前回	+0.1	△0.1	+0.2	△0.9	+0.8		
年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度																																																	
入院	92.3	92.5	92.2	92.3	92.3																																																	
外来	78.3	81.9	80.5	80.2	80.1																																																	
入外平均	83.1	86.6	85.3	85.0	84.9																																																	
区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度																																																	
項目数	249	249	249	204	204																																																	
達成率	99.0%	98.9%	99.1%	98.2%	99.0%																																																	
対前回	+0.1	△0.1	+0.2	△0.9	+0.8																																																	

			ックについては、他医療機関との連携を引き続き実施する。 また、医療安全の充実を図るため、全ての労災病院において全職員を対象とした医療安全に関する研修を年2回以上実施するとともに、患者・地域住民も広く参加する医療安全推進週間等に引き続き取り組む。特に、これまでのインシデント対策に加え、レジリエンスの発揮を通じた医療の質・安全の向上を推進できるよう、本部において各労災病院の医療安全管理者に対する講義・事例検討等を実施することにより、知識及び実践スキルの向上に努める。 なお、研修会等に当たっては、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みつつ、電子（WEB）会議システム等	（イ）労災病院間医療安全相互チェック等 平成14年度に北陸の3労災病院（燕、新潟、富山）が開始した取組をモデルケースとして、平成18年度から全国の労災病院間に規模を拡大し実施している「労災病院間医療安全相互チェック」を、令和5年度も全ての労災病院11グループ（1グループ当たり2～4病院）に分けて32回実施した。 【令和5年度の主なテーマ】 ※令和5年度から、グループ構成を変更し、2～4病院のグループで実施した。 ・共通テーマ：「画像診断・病理診断情報の適切な管理について」 ・グループテーマ：グループ病院で決定したテーマ なお、他医療機関との連携については、安全対策・感染対策に関する取組として相互チェックやカンファレンスを、地域の大学病院や自治体病院等と実施している。 （ウ）職員研修 職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図るため、全ての労災病院において全職員を対象とした医療安全に関する研修（転倒・転落予防、医療コミュニケーションスキル、医薬品の安全使用等）を年2回以上実施した。 （エ）医療安全推進週間 厚生労働省が主催する「医療安全推進週間」※（令和5年11月19日～11月25日）に全ての労災病院が参加し、共通テーマ「患者・地域住民との情報共有と患者・地域住民の主体的参加の促進」の下、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行ったうえ、患者・地域住民及び職員を対象に次の取組を実施している。 ・医療相談コーナーの設置 ・患者・地域住民を対象とした公開講座 ・医療安全パトロール（医療安全委員会メンバーによる院内巡視） ・職員を対象とした研修・講習会 ※ 医療安全対策に関し、医療関係者の意識向上、医療機関や医療関係団体における組織的取組の促進等を図るとともに国民の理解と認識を深めることを目的とし、11月25日を含む一週間を「医療安全推進週間」と位置付け、医療安全対策の推進を図っている。 （オ）公表と再発防止 医療の安全性及び透明性の向上のため毎年公表している労災病院における医療上の事故等の発生状況（インシデント・アクシデント含む。）について、例年、5月にホームページ上で公表し、インシデント報告文化の醸成に努めている。 また、「医療安全対策者会議」、「各種本部集合研修」及び「医療安全情報誌」等において、労災病院における事例等を基に、情報の共有化と再発防止対策の徹底を図ることで、安全で質の高い医療を推進している。		
--	--	--	--	---	--	--

		も活用していく。 さらに、労災病院における医療上の事故等の公表、原因究明・分析に基づく再発防止対策の徹底と共有化を継続する。																												
（６）治験の推進 新医薬品等の開発促進に資するため、各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を派遣することにより治験実施体制を強化するとともに、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を、中期目標期間中 2 万 900 件以上確保すること。 【目標設定等の考え方】 平成 26 年度から平成 29 年度までの実績（毎年度平均）4187 件を踏まえ、2 万 900 件以上とした。	（６）治験の推進 新医薬品等の開発促進に資するため、各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を派遣することにより治験実施体制を強化するとともに、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を中期目標期間中 2 万 900 件以上確保する。	（６）治験の推進 新医薬品等の開発促進に資するため、各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を参加させることにより治験実施体制を強化する。 また、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を 4180 件以上確保する。	・新医薬品等の開発促進に資するため、治験実施体制を強化しているか。	（６）治験の推進 治験を推進するため、独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）主催の「初級者臨床研究コーディネーター養成研修」（日本臨床薬理学会認定）に労災病院及び機構本部から 3 名の職員が参加した。 令和 5 年度においては製造販売後臨床試験件数を含め、2, 746 件の症例に対して治験等を実施した。 ・ 労災病院における治験等実績（単位：件） <table><tr><th>年度</th><th>治験件数</th><th>製造販売後臨床試験件数</th><th>合計件数</th></tr><tr><td>令和元年度</td><td>619</td><td>4, 161</td><td>4, 780</td></tr><tr><td>令和 2 年度</td><td>696</td><td>3, 850</td><td>4, 546</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>444</td><td>4, 759</td><td>5, 203</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>505</td><td>3, 443</td><td>3, 948</td></tr><tr><td>令和 5 年度</td><td>385</td><td>2, 361</td><td>2, 746</td></tr></table> 労災病院治験ネットワーク推進事務局においては、情報収集に努めるとともに、労災病院治験ネットワークに参加している労災病院等の診療科情報、治験受託実績等をホームページに掲載するなどして広報活動に努めた結果、製薬メーカー等から依頼のあった 21 件の実施可能性調査を行い、治験契約へ向けた調査の手続を実施（令和 5 年度末時点において、14 件調査継続中）。 なお、平成 29 年度より中央治験審査委員会設置、治験契約手続等の中央化などにより受託体制の強化を図っている。 また、厚生労働省からの要請を受け新型コロナウイルスワクチンのコホート調査（当機構のほか国立病院機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「JCHO」という。）が参加）に協力するため、令和 3 年 2 月から労災病院に勤務する医療従事者に対してワクチンの先行接種を実施し、1, 762 件の症例について調査を実施した。併せて、新型コロナウイルスワクチンの一般使用成績調査（PMS）にも参加し、1, 551 件の症例について調査を実施した。 令和 3 年 11 月から中央治験審査委員会（CIRB）で企業治験の審議を開始、令和 3 年度は 3 試験（延べ 9 病院）、令和 4 年度は 2 試験（延べ 3 病院）、令和 5 年度は 5 試験（延べ 8 病院）を受	年度	治験件数	製造販売後臨床試験件数	合計件数	令和元年度	619	4, 161	4, 780	令和 2 年度	696	3, 850	4, 546	令和 3 年度	444	4, 759	5, 203	令和 4 年度	505	3, 443	3, 948	令和 5 年度	385	2, 361	2, 746		
年度	治験件数	製造販売後臨床試験件数	合計件数																											
令和元年度	619	4, 161	4, 780																											
令和 2 年度	696	3, 850	4, 546																											
令和 3 年度	444	4, 759	5, 203																											
令和 4 年度	505	3, 443	3, 948																											
令和 5 年度	385	2, 361	2, 746																											

					託するなど、着実に受託件数が増加しており、全国的な治験実施体制の構築並びに国の治験事業の活性化に寄与した。																																
					・ 労災病院治験ネットワークを活かした治験の実施 <table><tr><th>年度</th><th>新規調査 依頼件数</th><th>前年度からの 調査継続件数</th><th>契約件数</th><th>契約施設数</th></tr><tr><td>令和元年度</td><td>15 件</td><td>2 件</td><td>3 件</td><td>3 施設</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>9 件</td><td>4 件</td><td>6 件</td><td>45 施設</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>21 件</td><td>8 件</td><td>4 件</td><td>10 施設</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>17 件</td><td>7 件</td><td>2 件</td><td>3 施設</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>21 件</td><td>14 件</td><td>5 件</td><td>8 施設</td></tr></table> ※令和5年度末時点における「調査手続中」の案件：18 件	年度	新規調査 依頼件数	前年度からの 調査継続件数	契約件数	契約施設数	令和元年度	15 件	2 件	3 件	3 施設	令和2年度	9 件	4 件	6 件	45 施設	令和3年度	21 件	8 件	4 件	10 施設	令和4年度	17 件	7 件	2 件	3 施設	令和5年度	21 件	14 件	5 件	8 施設		
年度	新規調査 依頼件数	前年度からの 調査継続件数	契約件数	契約施設数																																	
令和元年度	15 件	2 件	3 件	3 施設																																	
令和2年度	9 件	4 件	6 件	45 施設																																	
令和3年度	21 件	8 件	4 件	10 施設																																	
令和4年度	17 件	7 件	2 件	3 施設																																	
令和5年度	21 件	14 件	5 件	8 施設																																	
					（7）産業医等の育成支援体制の充実 高度な専門性と実践的活動能力を持つ産業医等の育成、確保を目的に、労災病院及び勤労者医療総合センター（両立支援センター（部）を含む。）における産業医育成支援の充実に向け、産業医科大学と連携の上、各勤労者医療総合センターの産業医活動計画の見直しを図った。																																
（7）産業医等の育成支援体制の充実 多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、産業医の活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図ること。	（7）産業医等の育成支援体制の充実 事業場における産業医等の実践活動を通じて多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、労災病院及び勤労者医療総合センター（治療就労両立支援センターを含む）において、高度な専門性と実践的活動能力を持った産業医等の育成、確保を目指し、引き続き産業医科大学と連携を図りつつ、産業医の活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体	（7）産業医等の育成支援体制の充実 高度な専門性と実践的活動能力を持つ産業医等の育成、確保を目指し、引き続き産業医科大学と連携を図り、労災病院及び勤労者医療総合センター（治療就労両立支援センター（部）を含む）において産業医の活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図る。	・ 高度な専門性と実践的活動能力を持つ産業医の育成支援体制の充実を図っているか。																																		

	(8) 労災病院ごとの目標管理の実施 機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標について、病院ごとの目標管理を行い、その実績を業務実績等報告書において明らかにすること。	制の充実を図る。 (8) 労災病院ごとの目標管理の実施 機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標について、PDCA サイクルの視点を取り入れて目標の達成状況を定期的に検証・評価する目標管理を行い、その実績を業務実績等報告書において明らかにするとともに、業務の質の向上に努める。	(8) 労災病院ごとの目標管理の実施 本部と各労災病院とで協議の上、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標について目標値を設定し、四半期ごとに病院ごとの実績の評価、検証を行い、年度目標の達成を図る。	・機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用し、病院ごとの目標管理を行っているか。	(8) 労災病院ごとの目標管理の実施 本部と各労災病院との協議により目標値を設定した各種指標については、毎月の実績を本部にて取りまとめた上、年度目標の達成に向け、医事課長会議及び個別業務指導等にて各労災病院における取組の進捗状況を確認・フォローアップを行った。 (9) 行政機関等への貢献 ア 国が設置する委員会等への参画 国（地方機関を含む。）の要請に応じて、労災病院の医師等が医員・委員の委嘱を受けるとともに、委員会、協議会、審査会等に参画し、労災疾病等に係る医学的知見を提供している。 令和5年度実績 - 中央じん肺診査医（3人）、地方労災医員（47人）、労災保険診療審査委員（23人）、地方じん肺診査医（10人）等計211人が医員・委員を受嘱。 32種類の委員会、協議会、審査会等に参画。		
	(9) 行政機関等への貢献 労災病院に所属する医師等は、国が設置している検討会、委員会等からの参加要請、労災請求等に対する認定に係る意見書の迅速・適正な作成等について、積極的に協	(9) 行政機関等への貢献 ア 国が設置する委員会等への参画 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、国が設置する委員会等への参加、情報提供等により、行政機関に協力す	(9) 行政機関等への貢献 ア 国が設置する委員会等への参画 労災認定基準等の見直しに係る検討会に参加するほか、国が設置する委員会等への参加、情報提供等により、行政機関に	・勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。			

	力すること。 また、アスベスト関連疾患に対して、健診、相談及び診療に対応するとともに、医療機関に対する研修等により診断技術の普及、向上を積極的に図ること。	る。 イ 労災認定に係る医学的意見書への取組 労災認定に係る意見書の作成については、複数の診療科にわたる事案について、院内の連携を密にするなど適切かつ迅速に対応するとともに、特に専門的な知見を要する事案については、労災病院のネットワークを活かして対応する。 ウ 医学的知見の提供 労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見については、政策立案等との連携を深めるため、速やかに行政機関に提供する。 エ アスベスト関連疾患への対応 アスベスト関連疾患に対応するため、診断・治療、相談等について引き続き積	協力する。 イ 労災認定に係る医学的意見書への取組 労災病院内においては、特に複数診療科にわたる事案について回答管理を徹底し、迅速に対応するとともに、管内に労災病院未設置の労働局での意見書作成に対応するために構築した枠組みを活用して、専門的知見を要する事案についても適切に対応する。 ウ 医学的知見の提供 労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて医学的知見が得られた場合は、速やかに行政機関に情報を提供する。 エ アスベスト関連疾患への対応 アスベスト関連疾患に係る診断・治療、相談等について引き続き積極的に対応	・労災認定に係る意見書の作成について、労災病院のネットワークを活かして適切かつ迅速に対応しているか。 ・労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて医学的知見が得られた場合は、速やかに行政機関に情報を提供しているか。 ・アスベスト関連疾患に対応するため、診断・治療、相談等について積極的に対	イ 労災認定に係る医学的意見書への取組 複数の診療科にわたる事案については、事務局が連携して回答期限の管理を行い、返書を迅速かつ適切に行うよう管理している。 1 件当たり意見書処理日数：令和５年度実績 17.2日 [参考]平成16年度 20.7日（3.5日削減） <table><tr><td colspan="5">意見書処理日数（単位：日）</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>令和２年度</td><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td><td>令和５年度</td></tr><tr><td>17.8</td><td>15.3</td><td>16.8</td><td>15.4</td><td>17.2</td></tr></table> 特に専門的な知見を要する意見書作成等で、労働局等から依頼を受けた労災病院では対応困難な事例に関しては、機構本部で対応病院をコーディネートする体制を整備している。 ウ 医学的知見の提供 労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見として、学会発表11件を行った。 また、令和４年度に作成した「石綿小体計測マニュアル（第３版）」を厚生労働省からの要請に応じ機構ホームページに掲載した。 エ アスベスト関連疾患への対応 ○ アスベスト健診及び健康相談への取組 「アスベスト疾患センター」等において、アスベスト健診等に取り組むとともに、労災病院等に設置した健康相談窓口において、アスベストによる健康障害に関して不安のある地域住民等からの健康相談に対応した。	意見書処理日数（単位：日）					令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	17.8	15.3	16.8	15.4	17.2		
意見書処理日数（単位：日）																						
令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度																		
17.8	15.3	16.8	15.4	17.2																		

	極的に対応するとともに、労災指定医療機関等の医師、産業医等を対象とする当該疾患診断技術研修会を開催する。 また、労災認定、救済認定に必要な肺内の石綿小体計測及び石綿繊維計測について、行政機関等からの依頼に基づき積極的な受け入れを図る。	する。 労災指定医療機関等の医師、産業医等を対象にアスベスト関連疾患の診断技術向上等を目的として、研修会を開催する。 また、労働基準監督署長等からの依頼に基づき、必要に応じて石綿小体及び石綿繊維計測を行った上で、労災認定に必要なアスベスト関連疾患の診断を確定させる。	応し、当該疾患の診断技術向上等を目的として、研修会を開催しているか。 ・労働基準監督署長等からの依頼に基づき、必要に応じて石綿小体及び石綿繊維計測を行った上で、労災認定に必要なアスベスト関連疾患の確定診断を実施しているか。	アスベスト疾患センター等における相談等件数（単位：件） <table><tr><th>区分</th><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th><th>令和５年度</th></tr><tr><td>健診</td><td>7,092</td><td>6,401</td><td>6,821</td><td>6,919</td><td>6,391</td></tr><tr><td>相談</td><td>1,014</td><td>849</td><td>914</td><td>895</td><td>906</td></tr></table> ○ 石綿関連疾患診断技術研修への取組 労災指定医療機関における呼吸器系疾患を取り扱う医師等を対象に、石綿関連疾患に関する基礎知識等の講義を中心とした基礎研修及び胸部画像の読影実習などの専門研修を実施（受講者数 1,212 名）した。 ○ 肺内石綿繊維計測精度管理等業務の実施 環境省から「肺内石綿繊維計測精度管理等業務」を受託し、石綿繊維計測の診断技術の維持を目的とした石綿繊維計測機関との計測結果の目合せ、また専門家による繊維計測時の留意点についての講義を実施し報告書を作成した。 ○ 石綿小体計測検査への取組 全国 7 か所のアスベスト疾患ブロックセンター及び 3 か所のアスベスト疾患センター計 10 か所において石綿小体計測検査を実施。アスベスト労災認定に係る当該検査の大部分を当機構で実施しており、迅速かつ公正な診断で当該認定に貢献している。 石綿小体計測件数（単位：件） <table><tr><th>区分</th><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th><th>令和５年度</th></tr><tr><td>件数</td><td>150</td><td>112</td><td>158</td><td>215</td><td>169</td></tr></table> ○ 「石綿確定診断等事業」の実施 全国の労働基準監督署で石綿による疾患であるか否か医学的に判断できない事案について、220 件の依頼を受け、中皮腫、石綿肺がん、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚の確定診断を実施した。 石綿確定診断実施件数（単位：件） <table><tr><th>区分</th><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th><th>令和５年度</th></tr><tr><td>件数</td><td>159</td><td>161</td><td>141</td><td>256</td><td>199</td></tr></table> オ うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組への協力 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する地域	区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	健診	7,092	6,401	6,821	6,919	6,391	相談	1,014	849	914	895	906	区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	件数	150	112	158	215	169	区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	件数	159	161	141	256	199	オ うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組への協力 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する地域 ・地域障害者職業センターにおいて実施しているうつ病等休職	うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力を継続している。 ・ 「精神障害者の職場復帰支援（リワーク支援事業）」について、11 人の患者に対し当該事業の紹介を行い、意見書を作成するなど地域障害者職業センターと連携して復職や新規就労の支援を行った。		
区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度																																													
健診	7,092	6,401	6,821	6,919	6,391																																													
相談	1,014	849	914	895	906																																													
区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度																																													
件数	150	112	158	215	169																																													
区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度																																													
件数	159	161	141	256	199																																													

	（10）北海道中央労災病院（北海道岩見沢市）の統合 北海道南空知地域医療構想調整区域において、人口減少下における急性期機能の維持・強化を図るため、岩見沢市立総合病院と北海道中央労災病院で機能集約化など再編統合に向けて、令和2年2月に北海道庁から当該地域医療構想調整会議において論点提起がなされ、令和2年8月に厚生労働省が両病院を対象とした同圏域を地域医療構想の実現に向けた重点支援区域に選定した。 こうした状況の中で、令和3年6月に出された「岩見沢市立	障害者職業センターにおいて実施しているうつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力する。 （10）北海道中央労災病院（北海道岩見沢市）の統合 北海道南空知地域医療構想調整区域において、人口減少下における急性期機能の維持・強化を図るため、令和3年7月に岩見沢市立総合病院と北海道中央労災病院の統合に係る基本的な合意がなされたことを踏まえ、北海道中央労災病院の統合について、同病院が長年にわたって担ってきたじん肺分野の医療に配慮しつつ、関係者と協議の上、適切な対応を行っていく。 なお、統合の実施に当たっては、職員の雇用の確保等に努める。	障害者職業センターにおいて実施しているうつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力する。 （10）北海道中央労災病院（北海道岩見沢市）の統合 令和3年7月に岩見沢市と当機構で締結した基本合意書を踏まえ、北海道中央労災病院の統合について、同病院が長年にわたって担ってきたじん肺分野の医療に配慮しつつ、機構として適切な対応を行っていく。	者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力しているか。 ・岩見沢市と当機構で締結した基本合意書を踏まえ、北海道中央労災病院の統合について、同病院が長年にわたって担ってきたじん肺分野の医療に配慮しつつ、機構として適切な対応を行っているか。	（10）北海道中央労災病院（北海道岩見沢市）の統合 北海道中央労災病院と岩見沢市立総合病院の統合に向けた取組みとして、新病院の建設計画や岩見沢市職員の労働条件に係る職員説明会を実施するなど、職員に対するきめ細かい情報提供を通じて職員の不安軽減に努めた。 また、新病院建設工事開始に伴い必要となる既存建物の先行解体工事に向けて岩見沢市との協議を進めた。		
--	---	--	--	--	--	--	--

総合病院と北海道中央労災病院の今後のあり方検討委員会報告書」及び地域医療構想調整会議等の議論を経て、同年７月に関係者で両病院の統合に係る基本的な合意がなされたことを踏まえ、北海道中央労災病院の統合について、同病院が長年にわたって担ってきたじん肺分野の医療に配慮しつつ、関係者と協議の上、適切に措置できるよう検討を進めること。							
【重要度：高】 労災病院は、労災認定に係る意見書の作成等に関し国に協力してきたところであるが、今後特に、アスベストについては、石綿使用建築物の解体工事が今後さらに増加することが見込まれており、「アスベスト問題に係る総合対策」（平成							

	17 年 12 月 27 日 アスベスト問題 に関する関係閣 僚による会合決 定)において、労 災病院に設置さ れた「アスベス ト疾 患 セ ン タ ー」において、ア スベスト関連疾 患に係る健康相 談、診療・治療、 症例の収集及び 他の医療機関に 対する支援を行 うこと等が求め られており、一 層の協力が求め られているため。						
--	---	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－5	産業保健活動総合支援事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ－3－2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働安全衛生法第19条の3 独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第2号 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、産業保健活動への効果的な支援を図るために、産業保健三事業を一元化して、労働者健康安全機構が事業を実施すること等が求められており、当該事業の実施状況が、今後の国の施策に影響を及ぼすため。 【難易度：高】 小規模事業者を含む地域の事業者ニーズを的確に把握し、多様な働き方をする全ての労働者の健康やメンタルヘルスが確保されるよう、産業保健活動総合支援事業の充実・強化等の見直しを行うことが必要であり、また、その際、当該事業を推進する上で不可欠である地域の医師会等関係機関からの必要な協力が得られるように連携を強化していくことも求められており、難易度が高い。 また、疾病を有する労働者に係る治療と仕事の両立支援については、社会における取組への理解が不十分であることに加え、病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者及び労働者本人等の多くの関係者間の連携が必要となり、難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0455－02

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
専門的研修等実施回数（計画値）	各年度に 5,300 回以上実施	—	5,300 回	5,300 回	5,300 回	5,300 回	5,300 回	予算額（千円）	6,455,548	6,613,878	6,502,804	6,339,758	6,052,363	
（実績値）	—	5,257 回 (H26-H29 実績平均)	5,781 回	3,655 回	4,651 回	5,244 回	5,886 回	決算額（千円）	5,979,100	6,081,881	6,468,813	7,502,300	5,833,793	
達成度	—	—	109.1%	69.0%	87.8%	98.9%	111.1%	経常費用（千円）	5,996,086	6,103,510	6,402,267	7,525,837	5,851,836	
産業保健総合支援センター及び地域窓口における相談件数（計画値）	各年度に 122,600 件以上実施	—	122,600 件	122,600 件	122,600 件	122,600 件	122,600 件	経常利益（千円）	△8,791	7,023	80,941	29,117	△399,168	
（実績値）	—	116,189 件 (H29 実績)	136,346 件	123,056 件	141,742 件	130,804 件	133,626 件	行政コスト（千円）	6,818,942	6,105,373	6,403,727	7,526,962	5,852,456	
達成度	—	—	111.2%	100.4%	115.6%	106.7%	109.0%	従事人員数（人）	121	121	125	125	122	
研修利用者から有益であった旨の評価（計画値）	研修利用者から産業保健に関する職務及び労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を 90%以上確保	—	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%							

	(実績値)	—	93.9% (H29 実績)	93.6%	94.1%	94.7%	94.7%	94.4%						
	達成度	—	—	104.0%	104.6%	105.2%	105.2%	104.9%						
	相談利用者から有益であった旨の評価 (計画値)	相談利用者から産業保健に関する職務及び労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を90%以上確保	—	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%						
	(実績値)	—	94.7% (H29 実績)	95.5%	95.8%	96.1%	96.1%	96.3%						
	達成度	—	—	106.1%	106.4%	106.8%	106.8%	107.0%						
	事業が利用者に与えた改善効果の割合 (計画値)	アウトカム調査の有効回答のうち80%以上について具体的な改善事項がみられるようにする	—	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%						
	(実績値)	—	87.0% (H26-H29 実績平均)	84.3%	81.4%	83.1%	82.9%	83.0%						
	達成度	—	—	105.4%	101.8%	103.9%	103.6%	103.8%						

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	5 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供	5 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供	5 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供	＜主な定量的指標＞ ・研修実施計画を踏まえ産業保健関係者への専門的研修等を5,300回以上実施する。 ・各年度において、産業保健総合支援センター及び地域窓口における専門的相談件数の実績を併せて12万2,600件以上実施する。 ・研修又は相談の利用者から、産業保健に関する職務及び労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を90%以上確保する。 ・研修、相談又は指導を行った産業保健関係者及び事業者等に対してアウトカム調査を実施し、	5 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供	＜評価と根拠＞ 評価：A 産業保健活動総合支援事業は、医師会等関係機関と連携し、小規模事業場を含む地域の事業者ニーズを的確に把握し、多様な働き方をする全ての労働者の健康やメンタルヘルスが確保されるよう事業の充実・強化等の見直しを図る必要があり、利用者の利便性向上のため、電子（WEB）会議システムを積極的に活用した専門的研修、相談対応の実施により産業保健サービスを迅速に提供できた。 これは、当該事業を推進する上で不可欠である地域の医師会等関係機関から必要な協力を得られるよう絶えず連携の強化に努めるとともに、利用者のニーズや社会情勢を踏まえ	評価 A ＜評価に至った理由＞ 事業場における産業保健活動の促進及び産業保健関係者育成のため、メンタルヘルス、過重労働等の労働災害防止計画の重点事項をテーマとした専門的研修を5,886回実施（目標5,300回以上、達成度111.1%）と目標を達成しており、評価できる。受講者からのアンケート結果を踏まえた研修テーマの設定、電子（WEB）会議システムを活用した研修及び動画配信サービスの利用したオンデマンド研修を積極的に取り入れる等、利用者のニーズに対応していると認められ、利用者の94.4%（目標90%以上、達成度104.9%）から有用であった旨の評価を受けている。さらに、令和6年能登半島地震による被災状況を踏まえ、「被災地で働く人のためのメンタルヘルスカケア」をテーマとした研修会がハイブリット形式で開催され、110名が参加している。 産業保健総合支援センター及び地域窓口における専門的相談については、新型コロナウイルス感染症拡大以降においても、相談者の利便性を考慮し、WEB方式も活用した上で事業が実施され、133,626件（目標122,600件以上、達成度109%）と目標を達成しており、評価できる。また、本部において事業実績システムにより得	

	働き方改革の着実な推進を支援する観点から、事業場や地域で労働者の健康管理に関する業務に携わる者に研修、情報提供及びその他の援助を行う中核的な機関として、引き続き機能の充実及び強化を図ること。 特に、産業保健総合支援センターにおいては、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）や第13次労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう医師会等の関係機関等との連携の下、産業保健に	働き方改革の着実な推進を支援する観点から、産業保健機能の強化や治療と仕事の両立について、事業場や地域で労働者の健康管理に関する業務に携わる者に研修、情報提供及びその他の援助を行う中核的な機関として、引き続き機能の充実及び強化を図る。 特に、産業保健総合支援センターにおいては、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）や第13次労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう医	産業保健総合支援センターにおいては、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）や第13次労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう医師会等の関係機関等との連携の下、産業保健に携わる者のニーズの把握に努めながら、地域における産業保健サービスの提供、事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援するとともに、産業保健機能の充実及び強化を図っている。 なお、積極的に電子（WEB）会	有効回答のうち80％以上につき具体的な改善事項が見られるようにする。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・産業保健総合支援センターにおいて、労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう関係機関等との連携の下、地域における産業保健サービスの提供、事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援するとともに、産業保健機能の充実及び強化を図っているか。 ○ 長時間労働による健康障害への対応、メンタルヘルス対策及びストレスチェック制度の円滑な実施のための対応、事業場における治療と仕事の両立支援等、事業場のニーズを踏まえた研修テーマの設定や専門相談に対応できる相談員の体制整備を行うとともに、積極的に電子（WEB）会議システムを活用することで利用者の利便性向上を図り、事業場における産業保健活動の支援に努め、労働者の健康の確保に関する社会的要請に応えた。 ○ 厚生労働省、日本医師会、労働者健康安全機構、産業医学振興財団が主催となり、産業保健活動推進全国会議を開催した。 機構から、理事長及び産業保健担当理事が出席したほか、産業保健総合支援事業に関する活動事例報告においては、産保センターの産業保健専門職等が事業場と産業医のマッチング事業、両立支援、行動災害防止等の事例報告を行った。また、「化学物質の自律的管理における産業医に必要な知識」をテーマとして、シンポジウムを行った。	たサービス提供方法を検討し、積極的に実施した結果である。 疾病を有する労働者に係る治療と仕事の両立支援については、社会における取組への理解が不十分であることに加え、病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者及び労働者本人等の多くの関係者間の連携が必要なことから、両立支援コーディネーター基礎研修修了者による事例検討会を全都道府県で1回以上開催することとし、計62回開催した。加えて、両立支援コーディネーターが情報共有・交流を図る場として交流会を開催することとし、計37回開催した。 専門的研修については、これまで実施してきた電子（WEB）会議システムによる研修のノウハウを活かし、動画配信サービスを用いたオンデマ	られた集計結果を毎月各産保センターに情報提供し、これは、各産保センターにおけるBSCを用いた目標管理に活用されている。 相談対応の評価及び事業場における産業保健活動への効果の把握については、産業保健総合支援センター及び地域窓口が行う専門的相談の際にアンケート調査が実施され、相談利用者の96.3％（目標90％以上、達成度107％）から有益であった旨の評価を受けており、評価できる。 産業保健総合支援センター及び地域窓口で実施する産業保健サービスの提供が産業保健関係者及び事業者等に対して与えた効果を把握・評価するためのアウトカム調査では、83％（目標80％以上、達成度103.8％）の事業場で具体的な改善が見られており、評価できる。 以上、指標に対する達成度は120％を下回っているが、難易度「高」に設定されていること、定量的指標の対中期計画値の達成度が全て100％以上であることから、評定を1段階引き上げAとした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	---	---	--	--	---	--

	携わる者のニーズの把握に努めながら、地域における産業保健サービスの提供、事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援すること。 （１）産業医及び産業保健関係者への支援 ア 産業医の資質向上のための研修の実施 産業医が、産業保健の専門家として実践的な知識及び指導能力を習得できるよう、産業保健総合支援センターにおける産業医研修について、カリキュラム及び実施体制の見直しを図ること。 その際、現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討を通じ、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用するこ	師会等の関係機関等との連携の下、産業保健に携わる者のニーズの把握に努めながら、地域における産業保健サービスの提供、事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援する。 （１）産業医・産業保健関係者への支援 ア 産業医の資質向上のための研修の実施 産業医が、産業保健の専門家として、事業者や労働者が必要とする実践的な知識及び指導能力を習得できるよう、産業保健総合支援センターにおける産業医研修について、カリキュラム及び実施体制の見直しを図る。 その際、現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討をす	議システム等も活用し各事業に取り組む。 （１）産業医・産業保健関係者への支援 ア 産業医の資質向上のための研修の実施 ① 産業医が、産業保健の専門家として、事業者や労働者が必要とする実践的な知識及び指導能力を習得できるよう、産業保健総合支援センターにおける産業医研修について、実践力を高めるための実地研修に加え、カリキュラム及び実施体制の見直しを図っているか。 ・現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討をす	・産業保健総合支援センターにおける産業医研修については、実践力を高めるための実地研修に加え、カリキュラム及び実施体制の見直しを図っているか。 ・現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討をす	（１）産業医・産業保健関係者への支援 ア 産業医の資質向上のための研修の実施 産保センターで実施する産業医研修について、集合研修においては産業医の能力向上や事業場における登録産業医による産業保健活動の適切な実施を図るため、机上の研修に加え職場巡視などをテーマに事業場で現場を見ながら行う実地研修を取り入れるとともに、利用者の利便性を向上させるため動画配信サービス等を用いたオンデマンド研修を含む電子（WEB）会議システムを活用した研修を積極的に実施した。 また、引き続き本部に産業保健ディレクター（常勤医師）を配置し、本事業のアウトカム調査、調査研究選考、各産保センターで受けた相談内容の取りまとめ等、本部で実施する種々の事業に対して、医師の見地からの的確な助言が得られる体制を整備したことにより、産業保健ディレクターを配置する前と比較して、より適切な各産保センターへの指示や情報提供が可能となっている。このことから事業の質的向上が図られ、受講者から前年度と同じく高評価（受講者からの有益であった旨の評価94.4%）を受けた。 なお、併せて受講者からアンケート調査を行っており、その結果を踏まえ研修テーマの設定等に活用した。 【受講者からのアンケート等により要望が多かったテーマ】 ① 常に需要が多いテーマ ・メンタルヘルス関連 ② 社会状況により関心が高いテーマ ・治療と仕事の両立支援 ・不妊治療、婦人科疾患全般 ③ 法令改正により関心が高いテーマ ・「特定化学物質障害予防規則」（安全データシート（Safety Data Sheet）、リスクアセスメントの手法）等 【要望を元に実施した研修テーマ名】 ・Z世代を含む若年層のメンタルヘルスケア	ンド研修を含む電子（WEB）会議システム研修を積極的に実施することで、計5,886回の研修を開催し、研修利用者から有益であった旨の評価も94.4%と高い評価を得た。 専門的相談については、全国統一ダイヤルを継続して運用し、所期の目標を大きく上回る成果を上げるとともに、相談利用者から有益であった旨の評価も96.3%と高い評価を得た。また、化学物質管理に係る相談に対応するため、厚生労働省が取りまとめた質疑応答集を各産保センターと共有するほか、質疑応答集で対応困難な相談があった場合には、関係機関に照会できる体制を整備するとともに、法令改正を踏まえて、リスクアセスメント対象物健康診断に係る相談に対応するため、相談対応者の能力向上を目的に、産保センタースタッフ	
--	---	---	--	---	---	---	--

	と。	も含めた研修テーマの設定等に活用する。 なお、嘱託産業医に対する、研修テーマの設定、カリキュラムの作成に当たっては、主として嘱託産業医の実践力を高めるための実地研修が行えるよう配慮する。 また、産業医を対象とした研修を効果的、効率的に実施できるよう、「産業医の資質向上に向けた産業医研修等に関する検討委員会」と連携を図る。また、産業医の生涯研修について実践力を高める点から効果的、効率的に実施できるよう産業医科大学との連携・協力について検討する。	ることにより、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用する。 なお、オンデマンド配信を含む電子（WEB）会議システム等を活用した研修を積極的に実施する。 ② 産業医を対象とした研修を効果的、効率的に実施できるよう、「産業医の資質向上に向けた産業医研修等に関する検討委員会」の検討結果を研修テーマの設定等に活用する。 また、産業医の生涯研修について実践力を高める点から効果的、効率的に実施できるよう産業医科大学との連携・協力について検討する。 ③ 地域ごとに指導レベルの斉一化が図れるよう、登録産業医の育成・能力向上のための研	・「産業医の資質向上に向けた産業医研修等に関する検討委員会」の検討結果を研修テーマの設定等に活用しているか。 ・産業医の生涯研修について実践力を高める点から効果的、効率的に実施できるよう産業医科大学との連携・協力について検討しているか。 地域ごとに指導レベルの斉一化が図れるよう、登録産業医の育成・能力向上のための研	・病気になっても仕事は続けたい ・働く女性の健康支援の輪を広げよう～不妊症～ ・SDSに基づいた化学物質のリスクアセスメントについて 産業医を対象とした研修を効果的、効率的に実施することで産業医の質的向上を図ることを目的に設置された産業医学振興財団主催による「産業医の資質向上に向けた産業医研修等に関する検討委員会」については、当機構総括産業保健ディレクターが委員として産業医科大学から選出された委員とともに参画している。その委員会で設置が承認された「産業保健業務の具体化に向けた現状整理・課題抽出のためのワーキンググループ」に、当機構産業保健ディレクターが委員として参画し、計2回のWG（開催日：令和4年5月20日及び7月8日）で産業医の業務の具体化や資質の向上について現状整理と課題抽出等に係る報告書の作成に寄与した。令和4年8月3日に開催された「産業医の資質向上に向けた産業医研修等に関する検討委員会」においてWGの報告書が承認され、厚生労働省に報告された。 また、産業医ネットワークモデル事業を通じて、福岡産業保健総合支援センターでは、産業医科大学の産業生態科学研究所災害産業保健センター教授及び両立支援科学助教を講師に招き、「治療と仕事の両立支援事例検討会」を開催した（開催日：2月8日、出席者数：74名）。当該検討会は、嘱託産業医や専属産業医が3つの事例について演習を行った。	に対して研修会を開催した。 これらの取組により、産保センター及び地産保で実施する産業保健サービスの提供が産業保健関係者及び事業者に与えた効果については、83%と高い割合で具体的な改善効果がみられた。 さらに、治療と仕事の両立支援に関して、サラリーマン金太郎及びブラックジャックを起用した両立支援冊子の配布、タレント（谷原章介及び皆藤愛子）による産保センターや地産保を紹介する動画の配信を継続して実施し当事業の広報に努めた。 また、新聞の朝刊（全国版）に広告を実施し、産業保健総合支援センターの認知度向上及び産業保健サービスの利用促進を図った。 このほか、職場におけるストレスチェック制度の普及のための取り組み、「東京電力福島第一原子力発電所	
--	----	--	--	---	--	---	--

	イ 産業医の活動に対するサポート体制の整備 産業保健総合支援センターの地域窓口（以下「地域窓口」という。）に登録されている産業医及び保健師が、対応に苦慮する事案等に接した際に、アドバイザー産業医が専門的な相談に応じられるよう体制を早急に整備した上で、効果的に運用すること。	イ 産業医の活動に対するサポート体制の整備 産業保健総合支援センターの地域窓口（以下「地域窓口」という。）に登録されている産業医（以下「登録産業医」という。）及び保健師（以下「登録保健師」という。）が、対応に苦慮する事案等に接した際に、アドバイザー産業医が専門的な相談に応じられるよう体制を早急に整備した上で、効果的に運用する。 また、地域の産業医のネットワークを構築するためのモデル事業を実施し、特に経験の浅い嘱託産業医が意見交換や悩みの相談ができる体制の構築などについて検討する。	修、現地指導等を企画運営できる常勤医師を確保する。 イ 産業医の活動に対するサポート体制の整備 ① 産業保健総合支援センターの地域窓口（以下「地域窓口」という。）に登録されている産業医（以下「登録産業医」という。）及び保健師（以下「登録保健師」という。）が、対応に苦慮する事案等に接した際に、専門的な相談に応じられるようアドバイザー産業医の体制を整備し、効果的に運用しているか。 ② 地域の産業医のネットワークを構築するためのモデル事業を実施し、特に経験の浅い嘱託産業医が意見交換や悩みの相談ができる体制の構築などについて検討する。	修、現地指導等を企画運営できる常勤医師を確保しているか。 ・対応に苦慮する事案等に接した際に、専門的な相談に応じられるようアドバイザー産業医の体制を整備し、効果的に運用しているか。 ・地域の産業医のネットワークを構築するためのモデル事業として、特に経験の浅い嘱託産業医が意見交換や悩みの相談ができる体制の構築などについて検討しているか。	イ 産業医の活動に対するサポート体制の整備 本部に産業保健ディレクター（常勤医師）を2名配置し、医師の見地から本部で実施する事業への助言が得られる体制を整備した。 また、引き続き登録産業医及び登録保健師が事案の対応に苦慮した際に専門的な相談に応じられるよう、アドバイザー産業医（計8人）を本部で委嘱し、全産保センターから問い合わせが可能な相談体制（月15～20日間、2～3時間程度）を構築した。相談対応日及び時間についてはホームページ上で公開し、電話相談のみならずメール相談にも対応できる形とし、効果的に運用した。 －アドバイザー産業医活用の具体例－ Q（産業医） メンタルヘルス不調に係る面談を行ったが、その後の経過が気になるケースがある。経過報告や再接触等を要求すべきか。 A（アドバイザー産業医） メンタルヘルス不調の場合、経過が重要となるため、是非要求すること。 産保センター5施設（新潟、石川、静岡、広島、福岡）において、産業医の資質向上、連携強化、産業医活動の活性化を目的に、地域の産業医のネットワークを構築するためのモデル事業について、次のような取組を行った。 －地域の産業医のネットワークを構築するためのモデル事業の具体例－ ・新潟産業保健総合支援センター 新潟県中越地区5郡市医師会に対し、医師会の協力の下、情報交換会の実施や産業医活動の内容、産保センターに関するニーズ等を内容としたアンケート調査を実施した。 ・石川産業保健総合支援センター 産業医研修用テキストの作成、ドローンで撮影した動画を教材として使用した産業医職場巡視研修会の開催等を実施した。また、令和6年能登半島地震による被災状況を鑑み、「被災地で働く人のためのメンタルヘルスカケア」をテーマとした特別研修会を開催した。 ・静岡産業保健総合支援センター 地域の事業所の協力の下、職場巡視研修会（実地）、「知っておきたい産業医の活用の仕方」「事業主のために産業医ができること」をテーマとした事業所向け研修会等を実施した。 ・広島産業保健総合支援センター	で働く方の健康管理のための廃炉等作業員に係る健康相談」の週1回定期的な実施や、令和6年能登半島地震を始めとする災害救助法が適用となった災害により被災された住民の方（事業者、労働者及びその家族等）からのメンタルヘルス及び健康に関する相談に応じるため、「心と健康相談ダイヤル」の専用フリーダイヤルの設置・対応を迅速に行うなど政策的・社会的要請の大きい事業に速やかに対応した。 ＜課題と対応＞ －	
--	--	---	--	---	---	--	--

	ウ 保健師等の産業保健関係者の活動に対するサポート体制の整備 事業場における保健師の活動実態の調査・把握、産業保健分野における保健師の活躍促進について、検討すること。 (2) 事業場における産業保健活動の支援 ア ニーズを踏まえた研修テーマの設定と計画	ウ 保健師等の産業保健関係者の活動に対するサポート体制の整備 事業場における保健師の活動実態の調査・把握、産業保健分野における保健師の活躍促進について検討する。 また、産業保健関係者向け研修の企画・運営、登録保健師や地域で産業保健活動に従事する保健師の実地指導とネットワークの構築、労働者の健康情報の取扱い等についての事業者からの相談対応等への活用を図る。 (2) 事業場における産業保健活動の支援 ア ニーズを踏まえた研修テーマの設定と計画	ウ 保健師等の産業保健関係者の活動に対するサポート体制の整備 事業場における保健師の活動実態の調査・把握を目的に実施したアンケート結果を踏まえ、保健師の活動促進に向けた取組を進める。 (2) 事業場における産業保健活動の支援 ア ニーズを踏まえた研修テーマの設定と計画	・事業場における保健師の活動実態の調査・把握を目的に実施したアンケート結果を踏まえ、保健師の活動促進に向けた取組を進めているか。	産業医活動を行いたい産業医と産業医を求める事業場との円滑なマッチングを図るため、「事業場と産業医をつなぐマッチングサイト」を開設し、双方からのコンタクトの場を提供した。また、産業医同士の連携を図る機会を設けるため、同サイト内に「産業医コミュニティ広場」を開設した。 ・福岡産業保健総合支援センター 本事業専用の「福岡産業医ネットワーク」ホームページを継続して運用し、メーリングリスト登録受付、過去の研修会の動画配信等を実施した。また、「治療と仕事の両立支援事例検討会」を開催し、嘱託産業医、専属産業医が両立支援の演習を行った。 ウ 保健師等の産業保健関係者の活動に対するサポート体制の整備 事業場における保健師の活動実態の調査・把握、産業保健分野における保健師の活躍促進について検討するために立ち上げた「事業場における保健師等の活動実態に関する調査」委員会において、これまで詳細に把握できなかった産業保健分野の保健師・看護師の人数、実態を明らかにすることを目的に、労働者300人以上の全ての事業場、全国健康保険協会、外部労働衛生機関及び産業保健活動に従事する保健師・看護師を対象とするアンケート調査（調査期間：令和2年12月～令和3年1月）を実施し、一般事業場では、1人職場の割合が半数以上であり、産業保健についての知識がないまま就職した者が多い結果となった。 また、前年度に引き続き、保健師のネットワーク作りに寄与するため、和歌山産業保健総合支援センターが中心となり、滋賀、京都、奈良、沖縄のセンターに呼びかけ、地域の枠を超えた「保健師・看護師学習交流会」を開催した。企業内の産業保健スタッフとして、保健師・看護師は長時間労働やメンタルヘルス相談など重要な役割を一人で担うことが多く、他の企業の人との交流が欠かせないことから、各センターに集まった保健師・看護師とオンラインでつなぎ、実施した。 (2) 事業場における産業保健活動の支援 ア ニーズを踏まえた研修テーマの設定と計画的な実施		
--	--	--	--	---	--	--	--

	的な実施 事業者、産業医等を対象とした研修の実施に当たっては、国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定するとともに、研修実施計画を策定して計画的に実施すること。	的な実施 産業保健総合支援センターにおける事業者、産業医等を対象とした研修の実施に当たっては、運営協議会（都道府県医師会、事業者団体、都道府県労働局等で構成。以下同じ。）での議論等を踏まえつつ、国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定するとともに、研修実施計画を策定して計画的に実施する。	的な実施 ① 事業者、産業医等を対象とした研修の実施に当たっては、運営協議会での議論等を踏まえつつ、国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定するとともに、研修実施計画を策定して計画的に実施する。 また、労働者の健康管理やメンタルヘルス・治療と仕事の両立支援・不妊予防支援・化学物質による健康障害防止等の労働衛生行政上重点的に取り組むテーマや社会的関心の高いテーマを積極的に取り上げる。 ② 事業場の事例等については、討議・検討する事例検討会については、電子（WEB）会議システム等も活用し実施する。 特に両立支援コーディネーターの能力向上や地域のネットワ	・国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定するとともに、研修実施計画を策定して計画的に実施しているか。 ・労働衛生行政上重点的に取り組むテーマや社会的関心の高いテーマを積極的に取り上げているか。 ・両立支援コーディネーターの能力向上や地域のネットワーク作りを目的に両立支援に係る事例検討会や交流会を産業保健総合支援センターにおいて実施しているか。 ・化学物質によ	事業者、産業医等を対象とした研修の実施に当たり各産保センターで実施する運営協議会での議論等を踏まえつつ、国の施策である「化学物質の自律的管理」「働く女性の健康支援」「行動災害の予防対策」や、常にニーズが高いメンタルヘルス対策に関する研修テーマを引き続き設定するとともに、令和5年度当初に研修実施計画を策定し計画的に実施した。 具体的には、以下のPDCAサイクルを継続的に運用することで、受講者の拡大と併せて質の向上を図った。 ・（計画）「運営協議会において研修実施計画を策定」 ・（実施）「計画に基づく研修の実施」 ・（評価）「アンケート調査により、受講者からの評価・ニーズ・要望を収集し、相談員協議会等において検討・分析」 ・（改善）「受講者のニーズ、時節に応じた研修テーマの設定」 ○ 働き方改革実行計画において、治療と仕事の両立支援の取組の強化が求められるなか、平成28年2月に策定された「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等の普及・啓発を目的として、事業者・産業保健スタッフ等を対象とする研修・セミナーや、事業場への個別訪問支援、相談対応等を、利便性の向上を図るため電子（WEB）会議システムも活用の上開催した。 【治療と仕事の両立支援】 ① 両立支援に関する研修（363回） ② 両立支援意識啓発教育（225回） ③ 両立支援啓発セミナー（273回） ④ 両立支援事業場訪問・個別調整支援（2,643件） ○ 両立支援やメンタルヘルス等の事業場で問題となる事例を取り上げ、問題解決に向けグループで討議・検討する事例検討会（計236回）を実施した。 また、両立支援コーディネーター養成のための応用研修に代わる両立支援コーディネーター基礎研修修了者に対する事例検討会について近隣の労災病院からファシリテーターの派遣等の連携を行い、全産保センターで1回以上開催（計62回）するとともに、両立支援コーディネーター基礎研修修了者が忌憚なく自らの経験を語り合う等の情報共有・交流を図る場を設けることにより、両立支援コーディネーター間の連携強化及び地域のネットワークの構築を図ることを目的とする交流会も積極的に開催（計37回）した。 ー両立支援以外の事例検討会のテーマー ・産業看護職事例検討会 ・職場のアルコール対策 現状と課題 ・医療機関と事業場の連携強化 ・職場における騒音防止対策		
--	--	--	--	---	---	--	--

		ーク作りを目的に両立支援に係る事例検討会や交流会を産業保健総合支援センターにおいて実施する。 また、化学物質による健康障害防止を題材にした啓発セミナーを実施する。 なお、セミナーの実施に当たっては、事業者団体、商工団体等との共催とする等、効率的な実施を図る。 研修の実施に当たっては、地域ごとに研修内容等が大きく異なることなく配慮する。この他、他団体との共催、必要なセミナー等を実施する。これらを併せて中期目標期間中において、研修実施計画を踏まえ産業保健関係者への専門的研修等を2万6500回以上実施する。 【目標設定等の考え方】 研修実施計画を踏まえ実施さ	る健康障害防止を題材にした啓発セミナーを実施しているか。 ・セミナーの実施に当たって、事業者団体、商工団体等との共催とする等、効率的な実施を図っているか。 ・5300回以上の専門的研修等を実施しているか。	○ 効率的に多数の事業者・労働者等へ実施できるよう事業者団体、商工団体等と共催する等により、職場における労働者の健康管理等に関して事業者、労働者等の理解と自主的な取組を促すための啓発セミナーを実施した（計1,161回）。また、労働衛生週間準備月間における他団体との共催セミナーを実施した。 ー啓発セミナーのテーマー ・有機溶剤による健康障害の防止対策 ・人員不足対策～日本の疾病状況と治療と仕事の両立支援～ ・ライフサイクルと女性の健康 ・新入社員・若手職員向け「働く上で大切なセルフケアと相談力アップのポイント」 ・ハラスメント防止を学ぶ ～アンガーマネジメントを使って～ ○ ストレスチェック制度については、ストレスチェック制度に関する研修及びセミナーを引き続き実施するとともに、事業場訪問等によるストレスチェック実施結果を踏まえた職場環境改善等を支援した。 ・ストレスチェック制度に関する研修 72回（延べ2,124人受講） ・長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導についての研修 45回（延べ1,389人受講） ・管理監督者向けメンタルヘルス教育 895回 ・若年労働者向けメンタルヘルス教育 670回 専門的研修については、利用者の利便性を向上させるため動画配信サービス等を用いたオンデマンド研修を含む電子（WEB）会議システムによる研修を積極的に実施することで、研修利用者から有益であった旨の評価は前年度と同じく高い評価を得た。 また、利用者のニーズに応えるため、時宜を得た研修を実施した。 ・石川産業保健総合支援センター 令和6年3月4日に、被災地で働く事業者や労働者のため「被災地で働く人のためのメンタルヘルス研修会」を、電子（WEB）会議システムを活用したハイブリッド形式で開催し、110名が参加した。		
--	--	---	---	---	--	--

	れた、産業保健関係者への専門的研修、事業者向けセミナー等の平成 26 年度から平成 29 年度までの実績（平均）5257 回を踏まえ、2 万 6500 回以上とした。				イ 産業保健総合支援センター及び地域窓口における専門的相談の実施 産業保健総合支援センターにおいて、事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルスや疾病を有する労働者への対応や治療と仕事の両立支援等様々な課題に関する専門的相談への対応に的確に応じること。	イ 産業保健総合支援センター及び地域窓口における専門的相談の実施 産業保健総合支援センターにおいて、事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルスや疾病を有する労働者への対応や治療と仕事の両立支援等様々な課題に対する専門的相談への対応を行う。	イ 産業保健総合支援センター及び地域窓口における専門的相談の実施 ① 産業保健総合支援センターにおいて、事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルスや疾病を有する労働者への対応、治療と仕事の両立支援、化学物質による健康障害防止及び腰痛・転倒予防等様々な課題に対する専門的相談への対応を行う。 ・産業保健総合支援センターにおいて、様々な課題に対する専門的相談への対応を行っている。	イ 産業保健総合支援センター及び地域窓口における専門的相談の実施 メンタルヘルスを始めとする産業保健に関する各分野の専門家を産業保健相談員等として委嘱するとともに、効率的・効果的な相談を実施するため、以下の取組を行った。 ○ 産保センターにおいて、電話、メール及びFAXでの相談受付を継続するとともに、全国共通の電話番号で所在地の産保センターに着信することができる全国统一ダイヤルを引き続き運用し、相談しやすい環境づくりを行うなど相談の利用勧奨に努めた。【産保センター相談件数：26,997件】 ○ 令和6年能登半島地震を始めとする災害救助法が適用となった災害により被災された住民の方（事業者、労働者及びその家族等）からのメンタルヘルスに関する相談及び健康に関する相談に応じるため、発生から速やかに「心と健康の相談ダイヤル」を設置し、計82件の相談に対応した。令和6年能登半島地震の影響により、東日本大震災や熊本地震により被災した方からもメンタルヘルスに関する相談があり、産業保健スタッフが適切に対応した。また、令和6年能登半島地震に係る相談ダイヤルの設置について、北陸中日新聞等で紹介された。 ○ コロナ禍における事業場の感染対策、化学物質規制、仕事上の腰痛予防・転倒予防等事業場の具体的な状況に応じた助言の要望に応じて、産業保健相談員による専門的実地相談について、積極的に対応した。【547件】 【産業保健に造詣の深い精神科医、カウンセラー等による相談体制の整備】 メンタルヘルス対策や長時間労働による健康障害等への対応、治療と仕事の両立支援への対応、法改正への的確な対応等を支援するため、1,230人の産業保健相談員を委嘱し、事業場から専門的な相談に対応する体制の整備に努めた。 【ストレスチェック制度の円滑な実施のための対応】 ストレスチェック制度導入及び実施に係る支援策として、東京、大阪、福岡、石川の4つの産保センターで専用の電話相談窓口（ストレスチェック制度サポートダイヤル）を開設し、全国の事業場からの様々な相談に対応（相談件数2,412件）した。 【イベント開催時及び研修終了時における相談窓口の設置】 産業保健フォーラム等のイベント開催時及び研修終了後に別途相談コーナーを設け、当該イベント、研修のテーマに関連した質問、又はそれ以外の幅広い相談に応じることにより、利用者の利便性の向上及び相談件数の増を図った。 ○ 両立支援に係る相談については、以下のとおり対応した。		
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

					・両立支援相談窓口 産保センター（47か所）、両立支援センター（9か所）、労災病院（29か所）が連携する形で設置し、がん等の患者（労働者）のみならず、事業者、産業保健スタッフ等からの相談に対応（相談件数3,908件）した。 ・両立支援（出張）相談窓口 労災病院以外の医療機関（がん診療連携拠点病院等中心）に設置（令和5年度350医療機関）し、相談に対応（相談件数3,953件）しており、世間からのニーズが非常に高いと考えられる両立支援の相談に、適切に対応した。 ・両立支援個別訪問支援：2,021件 ・両立支援個別調整支援：622件		
					○ 登録産業医による健康診断実施後の意見陳述や登録産業医・登録保健師等による地域の小規模事業場からの労働者の健康管理に関する相談、長時間労働者や高ストレス労働者に対する面接指導等の実施などに適切に対応し、また、利用者の利便性、きめ細やかなサービスを実施するため以下の取組を実施した。 【ワンストップサービス機能の発揮】 小規模事業場等の利用者の利便性を向上するため、相談内容に応じて産保センターと地域窓口が密接に連携して、利用者に対して迅速・的確に総合的な対応をした。 ーワンストップサービスの具体的事例ー ・ 労基署から職場の作業管理や作業環境管理に係る指導を受けた事業場から相談を受けた地産保が、当該事業場に対して産保センターを紹介した。 ・ 事業場からメンタルヘルス不調の労働者に関する相談申し込みを受けた産保センターが、当該事業場に対して地産保を紹介した。 ・ 地産保において管轄の事業所の医師の意見聴取を事業所の利便性から、別の地産保に対応を依頼して実施。 【積極的な周知・勧奨】 労働基準監督署を始めとする地域の関係団体が開催するセミナー等を活用して、積極的な周知・利用勧奨に努めた。		
産業保健総合	中期目標期間	①及び②の取	・12万2600件以		新型コロナウイルス感染症拡大以降においても、相談者の利便性を考慮し、WEB方式も活用した上で事業を実施し、目標122,600件を大きく上回る133,626件（達成度109.0%）の相談に		

	支援センター及び地域窓口における相談対応件数は、中期目標期間中で計 12 万 2600 件以上とすること。	の各年度において、産業保健総合支援センター及び地域窓口における専門的相談件数の実績を併せて12万2600件以上実施する。	組により、12 万 2600 件以上の相談を実施するとともに各地域における相談内容や対応結果については、本部において取りまとめと分析を行い、産業保健総合支援センターと情報共有して業務の改善等に活用する。	上の相談を実施するとともに、各地域における相談内容や対応結果については、本部において取りまとめと分析を行い、産業保健総合支援センターと情報共有して業務の改善等に活用しているか。	対応した。 また、本部において事業実績システムにより得られた集計結果を毎月各産保センターに情報提供し、各産保センターにおけるBSCを用いた目標管理に活用している。 【相談件数増への取組】 - 電話やメールによる相談対応に加え、相談に当たった的確な回答に必要な相談者の職種や相談種別等の必要項目を、ホームページ上の「入力フォーム」に設定する等、効率的な運用を行った。 - 各産保センターに保健師等を「働く女性の健康支援連携コーディネーター」として配置し相談対応を行うとともに、都道府県等に設置されている「性と健康の相談センター」との調整役を担った。 - 化学物質管理に係る相談に対応するため、厚生労働省が取りまとめた質疑応答集を各産保センターと共有するほか、質疑応答集で対応困難な相談があった場合には、関係機関に照会できる体制を整備した。 - 法令改正を踏まえて、リスクアセスメント対象物健康診断に係る相談に対応するため、相談対応者の能力向上を目的に、産保センタースタッフに対して研修会を開催した。		
	ウ 小規模事業場に対する支援体制の充実 限られた予算と人員の中で効率的に事業を推進できるよう、支援すべき事項について優先順位を付ける等、取組の重点化及び効率化を進めること。 具体的には、真に支援を必要とする小規模事業場の支援を優先するため、総括産業医を選任する小規模事業場は支援対象に含めないこと。	ウ 小規模事業場に対する支援体制の充実 地域窓口に対する小規模事業場からの支援ニーズは今後も拡大していくものと想定されることから、限られた予算と人員の中で効率的に事業を推進できるよう、地域窓口の運営協議会での議論を踏まえ、支援すべき事項について優先順位を付ける等、取組の重点化及び効率化を進める。 具体的には、真に支援を必要とする小規模事業場の支援を優先	ウ 小規模事業場に対する支援体制の充実 限られた予算と人員の中で効率的に事業を推進できるよう、真に支援を必要とする小規模事業場の支援を優先するため、総括産業医がいる小規模事業場は支援対象に含めないこととする。 また、地域窓口の運営協議会での議論を踏まえ、今まで地域窓口を利用したことがない小規模事業場への支援を優先する、支援すべき事項について優先順	・支援すべき事項について優先順位を付ける等、取組の重点化及び効率化を進めているか。 ・登録産業医について、地域の医師会の協力を得ながら拡充するとともに、登録保健師の拡充に取り組んでいるか。	「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」（平成30年3月29日付け基安労発0329号第1号）に基づき、地産保事業の支援対象には総括産業医が在籍する小規模事業場は含めないこととし、また、運営協議会等での議論を踏まえ、小規模事業場の中でも新規事業場を優先的に支援する等、取組の重点化及び効率化に取り組んだ。 また、地域の医師会や看護協会・日本産業衛生学会産業看護部会・日本産業保健師会の都道府県支部に協力を依頼するなど、地産保の活動に不可欠な登録産業医、登録保健師の拡充にも積極的に取り組み、登録者数の増に努めている。		

登録産業医、登録保健師の推移（単位：人）					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録産業医	8,724	8,874	8,924	8,989	8,339
登録保健師	355	360	366	380	361

		先するため、総括産業医がいる小規模事業場は支援対象に含めない。 また、支援ニーズの拡大に備え、事業場の個別訪問による産業保健指導・支援を行う登録産業医について、地域の医師会の協力を得ながら拡充する。あわせて、産業保健に知見のある登録保健師の拡充にも取り組む。	位を付ける等、取組の重点化及び効率化を進める。 さらに、事業場の個別訪問による産業保健指導・支援を行う登録産業医について、地域の医師会の協力を得ながら拡充するとともに、産業保健に知見のある登録保健師の拡充に取り組む。				
	エ 産業保健関係助成金の充実及び活用促進 小規模事業場を対象とした産業保健関係助成金の充実に向け、現場のニーズを踏まえた事業案を検討し、その活用の促進を図ること。	エ 産業保健関係助成金の充実及び活用促進 小規模事業場を対象とした産業保健関係助成金の充実に向け、現場のニーズを踏まえた事業案を検討する。また、既存の産業保健関係助成金の活用促進に向け、申請手続きの改善等について検討する。	エ 助成金の充実及び活用促進 事業場における産業保健活動の持続可能性を高め、制度を効果的・効率的に運営する観点から、事業場単位で助成を行う「産業保健関係助成金」を廃止し、新たに中小企業の産業保健活動を支援する「団体経由産業保健活動推進助成金」を開始したところであり、引き続き、適切に審査から支	・引き続き、適切に審査から支給までの手続きを行っているか。	エ 産業保健関係助成金の充実及び活用促進 令和4年度から新たに中小企業や労災保険の特別加入者を支援する団体等が、傘下の中小企業等に対し、産業医、保健師等の専門職の他、産業保健サービスを提供する事業者と契約し、産業保健サービスを提供した際、その費用の一部を助成する「団体経由産業保健活動推進助成金」を開始した。令和5年度10月から、助成対象となる費用（新規追加：産業保健サービス提供に係る事務費用）、助成率（80%→90%）及び助成金の上限額（1百万円→5百万円（新規追加：都道府県事業主団体は10百万円））などを見直した。		

	【目標設定等の考え方】 産業保健総合		給までの手続きを行う。 オ 東京電力福島第一原子力発電所における健康管理の体制整備の支援 ① 事業者、廃炉作業員、安全衛生推進者などを対象として利用者からの要望の高いテーマを内容とした研修会を開催する。 なお、電子（WEB）会議システム等を活用した研修会も開催することとし、健康管理体制の向上に資する情報の提供に努める。 ② 事業者、廃炉作業員、安全衛生推進者などを対象とした健康支援相談窓口については、電子（WEB）会議システム等を活用した相談対応も実施することとし利用者への健康支援サービスの継続に努める。	・事業者、廃炉作業員、安全衛生推進者などを対象として利用者からの要望の高いテーマを内容とした研修会を開催しているか。 ・事業者、廃炉作業員、安全衛生推進者などを対象に健康支援相談窓口等を開設しているか。	オ 東京電力福島第一原子力発電所における健康管理の体制整備の支援 事業者、廃炉作業員、安全衛生推進者などを対象に健康管理体制の向上に資するテーマを内容とした研修会を福島第一原子力発電所内で実施した。 ・ 事業者、安全衛生推進者等対象研修実施回数 4回 テーマ 「1F構内の一般健康管理」「健康安全生産に必要な睡眠の知識」等 ・ 廃炉作業員対象研修実施回数 8回 テーマ 「生活習慣病とその（重症化）予防について」「睡眠の科学」等 事業者、廃炉作業員、安全衛生推進者などを対象に健康支援相談窓口を福島第一原子力発電所内に開設し、健康支援相談を実施した。 ・ 健康支援相談窓口開設回数 65回 ・ 健康支援相談件数 261件		
--	----------------------------------	--	--	---	---	--	--

支援センター及び地域窓口のワンストップサービス機能の強化の観点から、両者の平成29年度実績（4万2640＋7万3549件＝11万6189件）の概ね5%増である12万2600件を第4期中期目標期間の目標として設定した。							
（3）メンタルヘルス対策の推進 事業場におけるメンタルヘルス対策をより一層進めるため、支援体制を整備すること。 また、事業場におけるメンタルヘルス対策を推進する上で、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実践及び実践例の普及が効果的であるので、研修の実施に当たっては、この点に配意すること。	（3）メンタルヘルス対策の推進 事業場におけるメンタルヘルス対策をより一層進めるため、支援体制を整備する。 また、事業場におけるメンタルヘルス対策を推進する上で、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実践及び実践例の普及が効果的であるので、研修の実施に当たっては、この点に配意する。	（3）メンタルヘルス対策の推進 事業場におけるメンタルヘルス対策をより一層進めるため、メンタルヘルス対策促進員の充実を図るとともに、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実践及び実践例の普及に向けて産業保健関係者等を対象とした研修を実施する。 なお、メンタルヘルス対策に係る研修会については、令和4年度に比べ多く計画する。	・事業場におけるメンタルヘルス対策をより一層進めるため、メンタルヘルス対策促進員の充実を図るとともに、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実践及び実践例の普及に向けて産業保健関係者等を対象とした研修を実施しているか。 ・メンタルヘルス対策に係る研修会について、令和4年度に比べ多く計画しているか。	（3）メンタルヘルス対策の推進 ○ 電子（WEB）会議システムを活用し、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実践及び実践例の普及に向け、産業保健関係者を対象とした研修を以下のとおり実施した。 また、各産保センター単位でもメンタルヘルス対策促進員会議を開催し、事業場におけるメンタルヘルス対策支援体制の質的向上に努めた。 ・ストレスチェックに係る研修 72回 ・管理監督者向けメンタルヘルス教育 895回 ・若年労働者向けメンタルヘルス教育 670回 ・メンタルヘルス個別訪問支援 3,359件 （再掲）ストレスチェック導入に関する支援 476件 ・ストレスチェックに係る相談 2,412件			
（4）産業保健	（4）産業保健	（4）産業保健		（4）産業保健総合支援センター事業の利用促進			

	活動総合支援事業の利用促進 ア 産業保健活動総合支援事業に対する市場ニーズ調査の実施等 これまでに利用実績のない事業者等のニーズを把握するため、地域の事業者団体や労働組合等に対するヒアリングやアンケート調査等を実施し、その結果を踏まえた利用促進策を検討し、広報等に活用すること。 イ インターネットの利用等による情報提供 インターネットその他の方法により、産業保健に関する情報、治療就労両立支援モデル事業の成果、労働	活動総合支援事業の利用促進 ア 産業保健活動総合支援事業に対する市場ニーズ調査の実施等 産業保健総合支援センター、地域窓口の利用を促進するため、従来行ってきた利用者アンケートに加え、これまでに利用実績のない事業者等のニーズを把握するため、地域の事業者団体や労働組合等に対するヒアリングやアンケート調査等を実施し、その結果を踏まえた利用促進策を検討し、広報等に活用する。 イ インターネットの利用等による情報提供 産業保健関係者に対し、情報誌、ホームページ、メールマガジン、動画等により利便性の向上に努め、産業	総合支援センター事業の利用促進 ア 産業保健総合支援センター事業に対する市場ニーズ調査の実施等 産業保健総合支援センター、地域窓口の利用を促進するため、アンケート調査等を実施し、その結果を踏まえた利用促進策を検討し、広報等に活用する。 また、これまでに利用実績のない事業者のニーズを把握するために実施した、地域の事業者団体や労働組合等のヒアリング等の結果を踏まえ、利用促進策を検討する。 イ インターネットの利用等による情報提供 産業保健関係者に対し、情報誌、ホームページ等により産業保健に関する情報、治療就労	・産業保健総合支援センター、地域窓口の利用を促進するため、アンケート調査等を実施し、その結果を踏まえた利用促進策を検討し、広報等に活用しているか。 ・これまでに利用実績のない事業者のニーズを把握するために実施した地域の事業者団体や労働組合等のヒアリング等の結果を踏まえ、利用促進策を検討しているか。 ・産業保健関係者に対し、情報発信に努めるとともに、労働者に対する効果的な情報提供については専門家の	ア 産業保健総合支援センター事業に対する市場ニーズ調査の実施等 産保センター及び地産保の利用に関するアンケート調査については、産保センターの利用者を調査対象として、令和5年10月～12月にアンケート依頼状を配布し、郵送及びWEB（インターネット）にて回収を行った。 アンケート配付数については、産保センター利用者に対して昨年度を上回る配布を行った。 また、ヒアリング調査については、全国健康保険協会の都道府県支部、健康保険組合連合会の加盟組合のうち健康経営優良法人の認定を受けた団体を対象として、事前アンケート調査を行った上、20団体に対して、電子（WEB）会議システム等を活用したヒアリングを中心に実施した。 利用者調査では、今後も利用を希望するサービスとして専門的研修が中期目標期間で常に高い割合を占め、かつ、「役に立った」との回答が9割を超えており、今後も継続していく必要がある。また、電子（WEB）会議システムを活用した研修の要望が多いなか、集合形式による研修を望む声もあることから、今後も電子（WEB）会議システムによる研修を行うとともに、集合形式による研修も併せて行うことで、産保センターの利用促進及び受講者の満足度を高めることに努める。 ヒアリング調査では、対象とした全国健康保険協会の都道府県支部等と前年度実施した労働組合を比較すると、産保センター及び地産保の認知度は高い結果であった。また、健康課題として、多くの団体から「メンタルヘルス不調の予防」が挙げられたことから、産保センターで実施する「メンタルヘルス教育」、「個別訪問支援」や地産保で実施する「メンタルヘルスを含む労働者の健康管理に係る相談」等の産業保健サービスに係る広報を積極的に行っていく必要がある。 イ インターネットの利用等による情報提供 ○ 当機構の研究成果等を紹介している産業保健情報誌「産業保健21」の発行に加え、産業保健に係る最新情報のホームページ掲載、産保センターを利用している事業場等に対する治療と仕事の両立支援、メンタルヘルス対策関連などの最新情報や専門的研修等の事業案内を掲載したメールマガジンの配信などを積極的に行っている。 なお、「産業保健21」では、法令改正に合わせた「ストレスチェックを活かした産業保健活動」「第14次労働災害防止計画と産業保健」「外国人労働者に対応する産業保健」「新たな化学物質規制体制」を特集し、産業保健関係者に対して時宜を得た情報提供に努めた。		
--	---	---	---	--	--	--	--

	安全衛生総合研究所等を含む機構の研究成果等について情報発信を進めること。	保健に関する情報、治療就労両立支援モデル事業の成果、安衛研等を含む機構の研究成果等について情報提供を行う。	両立支援事業の成果、安衛研等を含む機構の研究成果等に関する情報も含め情報発信に努めるとともに、労働者に対する効果的な情報提供については専門家の助言を得る等して積極的に取り組む。	助言を得る等して積極的に取り組んでいるか。	○ 企業及び医療機関における治療と仕事の両立支援の取組の普及促進を効果的に図り、両立支援の内容、その重要性を周知するため、治療と仕事の両立支援に係る情報を集約した両立支援ポータルサイトの充実を図るとともに、より人目に付きやすく気楽に読むことができるよう漫画キャラクター「サラリーマン金太郎」が中小企業の社長となり、がんに罹患した部下を支え、共に働くために両立支援制度の導入に奔走する内容のリーフレットや「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」、「職場における心の健康づくり」等、産業保健にかかるパンフレットを作成し、がん診療連携拠点病院などの医療機関、労働局、産保センターなどに約100,000枚配布するとともに、機構ホームページ上に公開した。 ○ 動画及び広告コンテンツに視聴者に親しみやすく安心感のある芸能人（谷原章介氏）を起用し、特設サイト「さんぽセンターWEBひろば」を開設し、産保センター等について分かりやすく解説する動画を掲載した。加えて、特設サイトとの相乗効果を図るべく谷原氏を起用したポスター及びリーフレットを作成し、関係機関に配付した。 また、産保センター及び地産保の認知を向上させ、産業保健関係者に産業保健サービスの利用を促し、更なる産業保健活動の支援を図ることを目的に、機構本部において読売新聞の朝刊（全国版）に広告を実施するほか、各産保センターで、ラジオ広告、バスラッピング広告等を実施した。 ○ 令和6年3月からは、ブラックジャックを起用し、治療と仕事の両立支援に係る周知動画及び漫画を作成し、機構及び各産保センターのホームページに公開した。 また、タレントの皆藤愛子氏を起用するとともに公式キャラクターのゾウを作成し、産業保健総合支援センター（さんぽセンター）や地域産業保健センター（地さんぽ）について、分かりやすく解説する動画を作成し、ポータルサイトや全国の産保センターのホームページで紹介し、周知活動を行った。 こうした積極的な広報により、専門研修等の活動が地元テレビや地元新聞等に取り上げられている。 ◆ 主な広報実績事案： ・静岡新聞：「アフターコロナへ」と題し、労働者の健康、メンタルヘルスについて紹介【静岡産保】 ・岩手朝日テレビ：「高齢者が働き続けるために」と題し、雇用側が整えるべき体制について紹介【岩手産保】 ・中国放送：治療と仕事の両立支援について、当事者や事業場の悩み、産保センターによる支援内容について紹介【広島産保】 ・NHK富山支局：令和6年能登半島地震で被災した人たちの健康管理を担う企業の産業医や保健師を対象に、災害後の健康指導等について学ぶセミナーについて紹介【富山産保】等 また、事業者に対する産業保健に係る国の施策の広報、啓発等についても積極的にホームページへの掲載やメールマガジンの配信等により情報提供を行った。 －事業者に対する国の施策の広報、啓発の具体例－ ・労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行等について（令和5年4月3日基発0406第6号） ・個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドラインの一部改正について（令和5年4月17日基発0417第2号）		
--	---	--	---	------------------------------	---	--	--

	する効果的な情報提供について専門家の助言を得るなどして積極的に取り組む。		か。	・作業環境測定基準及び第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等の一部を改正する告示について（令和５年４月17日基発0417第４号） ・騒音障害防止のためのガイドラインの改定について（令和５年４月20日基発0420第２号） ・労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行について（令和５年４月24日基発0424第２号） ・「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」の改正について（令和５年４月24日基安化発0424第１号） ・労働安全衛生規則第577条の２第２項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の適用について（令和５年４月27日基発0427第１号） ・「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」の制定について（令和５年４月27日基発0427第２号） ・「化学物質による危険性又は有害性等の調査等に関する指針の一部を改正する指針」について（令和５年４月27日基発0427第３号） ・除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等の改正について（令和５年４月27日基発0427第６号） ・防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について（令和５年５月25日基発0525第３号） ・皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について（令和５年７月４日基発0704第１号） ・「労働安全衛生規則第12条の５第３項第２号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習等の適用等について」の改正について（令和５年７月４日基発0704第５号） ・「労働安全衛生規則第12条の５第３項第２号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習等の適用等について」（令和５年７月14日基発0706第８号） ・石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について（令和５年８月29日基発0829第１号） ・労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について（令和５年８月30日基発0830第１号） ・心理的負荷による精神障害の認定基準について（令和５年９月１日基発0901第２号） ・作業環境測定の記録のモデル様式の改正について（令和５年９月28日基発0928第３号） ・労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（令和５年９月29日基発0929第１号） ・労働安全衛生規則施行令第18条第３号及び第18条の２第３号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の適用について（令和５年11月９日基発1109第１号） ・デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応について（令和５年11月22日基発1122第３号） ・変異原性が認められた化学物質の取扱いについて（令和５年11月30日基発1130第４号） ・「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」の改正について（令和６年１月９日基安化発0109第１号）		
（５）研修内容・方式又は相談対応等の評価、事	（５）研修内容・方式又は相談対応等の評価、事	（５）研修内容・方式又は相談対応等の評価、事	（５）研修内容・方式又は相談対応等の評価、事	（５）研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握		

	業場における産業保健活動への効果の把握 研修又は相談の利用者から、産業保健に関する職務及び労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を90%以上確保すること。	業場における産業保健活動への効果の把握 以下の取組により、小規模事業者を含む地域の事業者ニーズの的確な把握に努め、多様な働き方をする全ての労働者の健康やメンタルヘルスが確保されるよう、更なる事業の充実・強化等を図る。 ア 産業保健活動の質及び利便性の向上を図るため研修、相談の利用者にアンケートを実施し、その内容を分析し更なる向上に努め、産業保健に関する職務及び労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を90%以上確保する。	価、事業場における産業保健活動への効果の把握 以下の取組により、小規模事業者を含む地域の事業者ニーズの的確な把握に努め、多様な働き方をする全ての労働者の健康やメンタルヘルスが確保されるよう、更なる事業の充実・強化等を図る。 ア 産業保健活動の質及び利便性の向上を図るため研修、相談の利用者にアンケートを実施し、その内容を分析し更なる向上に努め、産業保健に関する職務及び労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を90%以上確保する。	・産業保健活動の質及び利便性の向上を図るため研修、相談の利用者にアンケートを実施し、有益であった旨の評価を90%以上確保しているか。	○ 産保センター及び地産保が行う専門的研修及び相談に対する利用者の評価を図るため研修終了時又は相談対応の際にアンケートを実施した。アンケート結果については、研修利用者から有益であった旨の評価94.4%、相談利用者から有益であった旨の評価が96.3%といずれも前年度と同じく高い評価を得た。各産保センターでは適切かつ質の高いサービスを提供することができた結果と考えられる。 ー主な評価理由ー ○ 専門的研修 ・ インターネットに載っていない新たな情報が聞けて参考になった。また、知りたい情報が網羅されていた。 ・ 産業医のみならず日常臨床（特に更年期前後の女性対象）や飛び込みで受診する労災の手の怪我の対応などにも役立ちそうで良かったです。産業医である前に一医師ですので、生涯教育に役立つ内容は本当に助かります。 ・ 参加型の研修で面白かったです。説明も分かりやすかったです。さらに他の参加者とコミュニケーションをとる機会もあり、他の参加者の意見が大変参考になりました。 ・ メンタルヘルスの全般的について分かりやすく実践的に話していただき、大変勉強になった。 ・ 化学物質の管理が大幅に変わることは知りませんでした。大いに勉強になりました。 ・ 震災の健康管理について、これまでの行動を振り返り、反省すべき点が多数あった。 ・ 私どもの会社でも、治療しその後復帰に至った方がいます。以前は、病気になった時点で退職する方がいましたが、今は相談窓口を設けたり働きやすい職場環境を目指しています。従業員に寄り添い、同意の下進めていくことが大切だと感じました。 ・ 両立支援について、最後の立ち位置（産業医）として従業員（患者）の健康を守る事をまず第一に考慮して行っているとするご意見が印象的で重要であると痛感して、とても良かったです。		
--	---	--	---	---	--	--	--

					・ じん肺と石綿関連疾患について理解できた。胸部レントゲン、CT等画像を多く用いて解説してもらえたので分かりやすかった。 ○ 専門的相談 ・ 産業医が不在の中、センターを利用する事によって、健康管理を再度確認する事が出来て良かった。 ・ 職員の健康管理をする上での根拠になり、改善すべき点が明確になる。 ・ メンタルヘルス対策やストレスを抱えた職員への支援についていろいろとアドバイスをいただき気分的に楽になり力ももらえました。 ・ 常日頃、同じ環境で仕事をしていると、貴見な場所等の感覚がずれて通常になってしまい、今回の工場巡視でいろいろなアドバイスを頂いた事で改善箇所が明確になりました。 ・ メンタルヘルスラインケア研修・指導を受けることで、上司としての役割について再確認できたと思います。顔を見て話を聴くことの大切さが実感できたのではないかと思います。 ・ 今回初めて利用しましたが、健康診断結果に対する助言・指導を直接伺うことができた点で有益でした。 ・ 化学物質の自律的管理に関して相談させていただいたのですが、知見のある相談員に相談することにより、スムーズに情報収集でき、また、その場で疑問点を解消でき、有意義だった。 ・ お聞きしたことだけでなく、それに付随して、今後問題になりそうなことや会社、従業員によりよい環境を作るためのアドバイスをいただけて良かったです。アドバイスをもとに、対処療法ではなく根本治療の観点で環境を整えていこうと思います。 ○ 産保センター及び地産保で実施する産業保健サービスの提供が産業保健関係者及び事業者等に対して与えた効果を把握・評価するため、研修、相談又は指導を受けた産業保健関係者及び事業者等に対して、アウトカム調査を令和5年10月～12月に実施したところ、有効回答のうち、83.0%と高い割合で具体的な改善が見られることが分かった。 事業場の産業保健活動の取組については、「健診結果の医師の意見聴取」が最も高かった。地産保における実施状況においても、令和5年度は85,535回実施しており、令和4年度から6,539回増加し、事業場のニーズに適切に対応した。また、今後利用を希望するサービスは、産保センターは「産業保健研修」と地産保は「健診結果の医師の意見聴取」であり、それぞれの実施状況は前年度を上回っていることに加え、「役に立った」との評価も9割前後となっており、ニーズに対し、適切に、かつ満足度を落とすことなくサービスを提供し続けることができた。		
	また、研修、相談又は指導を行った産業保健関係者及び事業者等に対してアウトカム調査を実施し、有効回答のうち80%以上につき具体的な改善事項が見られるようにすること。	イ 研修、相談又は指導を行った産業保健関係者及び事業者等に対して、産業保健総合支援センター及び地域窓口で実施する事業が与えた効果把握するためのアウトカム調査を実施し、有効回答のうち80%以上について具体的に改善事項が見られるようにする。また、同調査の結果を分析し、事業の更なる向上を図る。	イ 研修、相談又は指導を行った産業保健関係者及び事業者等に対して、産業保健総合支援センター及び地域窓口で実施する事業が与えた効果把握するためのアウトカム調査を実施し、有効回答のうち80%以上について具体的に改善事項が見られるようにする。また、同調査の結果を分析し、事業の更なる向上を図る。	・研修、相談又は指導を行った産業保健関係者及び事業者等に対して、アウトカム調査を実施し、有効回答のうち80%以上について具体的に改善事項が見られるようにしているか。 ・同調査の結果を分析し、事業の更なる向上を図っているか。			

【目標設定等の考え方】 平成29年度実績（研修受講者93.9%及び相談利用者94.7%）を踏まえ、第4期中期目標期間の目標として設定した。 また、具体的な改善事項がみられる割合についても、平成29年度実績（84.3%）を踏まえ、第4期中期目標期間の目標として設定した。 【重要度：高】 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、産業保健活動への効果的な支援を図るために、産業保健三事業を一元化して、労働者健康安全機構が事業を実施すること等が求められており、当該事業の実施状況が、今後の国の施策に影響を及ぼすため。 【難易度：高】							
--	--	--	--	--	--	--	--

小規模事業者を含む地域の事業者ニーズを的確に把握し、多様な働き方をする全ての労働者の健康やメンタルヘルスが確保されるよう、産業保健活動総合支援事業の充実・強化等の見直しを行うことが必要であり、また、その際、当該事業を推進する上で不可欠である地域の医師会等関係機関からの必要な協力が得られるように連携を強化していくことも求められており、難易度が高い。							
また、疾病を有する労働者に係る治療と仕事の両立支援については、社会における取組への理解が不十分であることに加え、病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者及び労働者本人等の多くの							

	関係者間の連携 が必要となり、 難易度が高い。						
--	-------------------------------	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－6	治療就労両立支援事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ－3－2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第 12 条第 1 項第 1 号 労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 政府が推進する働き方改革実行計画の実現に当たっては、会社の意識改革と受入れ体制の整備並びに主治医、会社、産業医及び患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制構築の推進を図り、労働者の健康確保、継続的な人材の確保及び生産性の向上を実現することが必要であるため。 【難易度：高】 治療と仕事の両立を推進するため、経営責任者、管理職等の意識改革や両立を可能とする社内制度の整備を促すことに加え、トライアングル型のサポート体制を構築するため、企業、医療機関、労働者等の多くの関係者による連携を強化していく必要があるところ、中小企業での両立支援の困難性、企業と医療従事者との情報共有不足等の課題が存在するため難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0455－03

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度			令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	
支援した雇患者の有用度（計画値）	支援した雇患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得る	－	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%		予算額（千円）	1,175,278	1,125,862	1,201,282	1,366,767	1,324,500	
支援した雇患者の有用度（実績値）	－	96.1% （H27-30実績平均）	90.6%	90.6%	97.5%	98.4%	98.2%		決算額（千円）	1,117,147	1,001,541	1,215,024	1,170,190	1,211,409	
達成度	－	－	113.3%	113.3%	121.9%	123.0%	122.8%		経常費用（千円）	1,055,547	972,409	1,173,423	1,164,276	1,212,756	
									経常利益（千円）	22,689	34,531	55,801	61,213	△593,571	
									行政コスト（千円）	1,621,335	983,538	1,186,500	1,178,208	1,228,563	
									従事人員数（人）	61	66	66	63	66	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	S
	6 治療と仕事の両立支援の推進 疾病等を有する労働者が増加し、治療と仕事の両立支援が重要な課題となる中で、医療機関における当該両立支援に係る実践の経験及び情報を有する機関として一般医療機関における取組をリードしていくことに加え、企業における産業保健活動の取組を支援する機関として、両者に一体的に取り組むことが求められていることを踏まえ、以下のとおり取り組むこと。 （１）治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援	6 治療と仕事の両立支援の推進 就労年齢の延長に伴い、疾病等を有する労働者が増加し、治療と仕事の両立支援が重要な課題となる中で、医療機関における当該両立支援に係る実践の経験及び情報を有する機関として一般医療機関における取組をリードしていくことに加え、企業における産業保健活動の取組を支援する機関として、両者を一体的に取り組むことが求められていることを踏まえ、以下のとおり取り組む。 （１）治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援	6 治療と仕事の両立支援の推進 （１）治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援	＜主な定量的指標＞ ・支援した罹患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得る。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞	6 治療と仕事の両立支援の推進 （１）治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援の推進	＜評定と根拠＞ 評定：S 労災病院及び治療就労両立支援センターの両立支援コーディネーターによる意見交換会を開催する等によりスキルアップを目指したこと、支援した罹患者に対するアンケート結果については、各労災病院及び両立支援センターに広く、問題点等を共有、支援の質の向上を図ったことにより、同アンケート結果において有用であった旨の回答が、98.2%となり、定量的指標で示された目標の達成度が122.8%という、顕著な成果が得られた。 ・両立支援の取組をリードする医療機関として、一般の両立支援コーディネーターのスキルアップ等を目的として開催した事例検討会において、機構所属のコーディネーターが	評価 S ＜評定に至った理由＞ 質の高い両立支援を提供することを目的とし、労災病院及び治療就労両立支援センターの両立支援コーディネーターを対象とした「意見交換会」が開催され、支援に当たった課題の検討や好事例の共有が行われたほか、「事例検討会」に機構所属のコーディネーターをファシリテーターとして積極的に参画させ、コーディネーターのスキルアップが図られた。その結果、支援が終了した者に対して実施したアンケートにおいて、有用である旨の回答の割合は98.2%（目標80%以上、達成度122.8%）と目標を大きく上回る成果を上げており、評価できる。 両立支援コーディネーターの養成について、令和4年度に引き続き、オンデマンド配信とライブ配信とを組み合わせた電子（WEB）会議システムを活用した形式で基礎研修が合計8回開催され、5,410名の受講者を確保し、受講者のアンケートでは、受講者の96.8%から「研修内容が今後の業務に役にたつ」という評価等を得ている。 働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）において、令和2年度までに両立支援コーディネーターを2,000人養成するなどの具体的施策及び計画が示されたところ、平成30年度までに、同計画を2年前倒しで達成しているが、令和5年	

	の推進 労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対しては診断時から治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場への復帰を念頭に置きながら対応するとともに、医療ソーシャルワーカー等を活用し、患者へのきめ細やかな支援を行うこと。なお、両立支援の実践に当たっては、対象疾病の拡大を図っていくことに留意すること。 両立支援の実践において収集した事例について、これを分析することで両立支援に資する医療提供のあり方について検討を行うこと。 機構が作成した治療と就労の両立支援マニ	の推進 適切な対応を行えば就労継続が可能であるにもかかわらず、患者が治療に専念する必要があると考えて、自ら就労継続を断念する等の課題が生じていることから、労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対しては診断時から治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場への復帰を念頭に置きながら対応するとともに、医療ソーシャルワーカー等を活用し、患者へのきめ細やかな支援を行う。なお、両立支援の実践に当たっては、対象疾病の拡大を図っていくことに留意する。 両立支援の実践において収集した事例につい	の推進 労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対し診断時から治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場への復帰を念頭に置きながら支援を行うものとし、対象疾病の拡大を図りながら、以下のとおり取り組む。	・対象疾病の拡大を図りながら、取り組んでいるか。	の推進 労災病院及び労災病院に併設する両立支援センターにおいては、中期計画に定めた治療と仕事の両立支援を着実に実施するため、がん、糖尿病、脳卒中（リハ）、メンタルヘルスの4疾病に限定せず対象疾患の拡大を図り、全ての疾病を対象として次のような取組を実施した。	ファシリテーターとして積極的に参画させたことも、支援の質の向上につながった。 ・両立支援マニュアルの改訂に当たっては、機構職員だけでなく、外部有識者の参画を得ることで、より実態に則したものとし、現場で使いやすいものとなっており、令和3年度改定したマニュアルを引き続き研修等で資料として配布するなどをして普及している。 一方で、両立支援コーディネーターの養成基礎研修においては、電子（WEB）会議システムを活用した開催の強みを生かし、5,410人を養成し、研修後の受講者アンケートでも高い評価を得るなど、「働き方改革実行計画」の実現に貢献した。 ・両立支援コーディネーター養成人数については、数値目標の設定はないものの、平成29年3月に政府が決定した「働き方改	度においては、新たに養成した5,410人と併せて累計23,105人の養成が行われ、政府方針に大きく貢献した。 取組の困難な中小企業等における両立支援普及促進については、全国の産業保健総合支援センターにおいて、事業主を対象に啓発セミナーが273回開催されたほか、両立支援促進員による個別訪問支援が2,021回実施された結果、産業保健総合支援センターでの両立支援に関する相談対応件数は7,861件と前年度7,308件を上回る実績を上げた。 以上の点を踏まえ、中期目標における所期の重要度及び難易度の高い目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められることから、評価をSとした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 治療両立支援事業については、治療報酬の要素が含まれていることがよく分かった。両立支援アドバイザーなどのネットワークやサポート体制を引き続き構築してもらいたい。【今村主査】 ＜その他事項＞ 特になし。
--	--	--	--	---------------------------------	--	---	--

	アルについて、新たに収集した事例や企業における課題等の分析及び評価を行い、労災指定医療機関等及び事業場に普及すること。	ては、これ进行分析することで両立支援に資する医療提供のあり方について検討を行う。 医療機関向けマニュアル（平成29年作成）については、新たに収集した事例や企業における課題等の分析及び評価を行い、更新してその充実を図り、これらの成果を研修会の開催、産業保健総合支援センターとの連携による各種講演会やセミナー等を通じて、労災指定医療機関等及び事業場に普及する。 ア 支援事例の収集及び分析 治療就労両立支援センターにおいて、両立支援データベース等を活用する等により、反復・継続して治療が必要となる疾病等の罹患者に対して、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームによる			ア 支援事例の収集及び分析 両立支援マニュアルを活用して、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームにより、職場復帰や治療と仕事の両立支援の事例収集を行う。 ・両立支援マニュアルを活用して、職場復帰や治療と仕事の両立支援の事例収集を行っているか。	ア 支援事例の収集及び分析 令和5年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じつつ、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームにより、1,171件（脳卒中165件、がん268件、糖尿病158件、メンタル16件、その他564件。前年度に比べ176件の減。）の支援を実施し、事例収集を行った。 支援の結果、治療と仕事の両立や復職に至った件数は、470件であった。（令和5年度も701件の支援を継続中。） また、支援した事例の情報は両立支援データベースシステムに登録した（令和5年度新規登録件数：568件）。	革実行計画」における2020年度までに両立支援コーディネーター2,000人養成目標を2年前倒しして平成30年度に達成した上で、累計23,105人の養成となり政府方針に大きく貢献した。 ・両立支援コーディネーター基礎研修修了者へのアンケート調査を踏まえ、効果検証と今後の応用研修の在り方を検討することで、研修の質の向上を図ることが期待される。 このほか、難易度高とされる中小企業への支援についても、労災病院及び産業保健総合支援センターが一体的に取り組み、啓発セミナーや個別相談支援の実施件数が昨年度を上回る実績を上げるなど、所期の目標を上回る顕著な成果をあげた。 ＜課題と対応＞ —	
--	--	--	--	--	--	--	---	--

	職場復帰や治療と仕事の両立支援の事例収集を行う。 また、支援事例の分析により得られた新たな知見に基づく新たな支援方法等、両立支援に資する医療提供のあり方について検討を行う。	イ 事例検討会の実施 両立支援に資する医療提供のあり方について検討を行うため、労災病院及び治療就労両立支援センターに所属する両立支援コーディネーターによる意見交換を行う。	・両立支援に資する医療提供のあり方について検討を行うため、労災病院及び治療就労両立支援センターに所属する両立支援コーディネーターによる意見交換を行っているか。	イ 事例検討会の実施 ・よりよい両立支援につなげるため、労災病院及び両立支援センターに所属する両立支援コーディネーターに対して、日ごろの工夫や問題点等についてのアンケート調査を実施した上で、9月に「両立支援コーディネーター意見交換会」を開催し、支援に当たった課題の検討や好事例の共有を行った。 ・全国の産保センターにおいて、疾病による事例の対応方法等について検討するため、地域の企業の担当者、両立支援コーディネーター基礎研修修了者、産業保健スタッフ等が参加する事例検討会を、電子（WEB）会議システムを活用して62回開催し、労災病院及び両立支援センターに所属する両立支援コーディネーターを、ファシリテーターとして積極的に参画させた（62回中45回に参画。）。 ・また、厚生労働省主催の両立支援シンポジウムにおけるパネルディスカッション（12月13日開催）に、両立支援コーディネーターがファシリテーターとして参加した。		
	イ 両立支援マニュアルの更新及び普及 両立支援データベースを活用し、支援事例の分析・評価を行って両立支援マニュアルを更新し、労災指定医療機関等への普及を図る。	ウ 両立支援マニュアルの更新及び普及 令和4年度に更新した両立支援マニュアルを、研修会やセミナー、両立支援コーディネーター基礎研修等を通じて普及を図る。 また、両立支援マニュアルに加え、両立支援コーディネーターが支援の流れについて更に理解が深められるよう新たに「両立支援事例集（仮称）」を作成することとし、	・令和4年度に更新した両立支援マニュアルを、研修会やセミナー、両立支援コーディネーター基礎研修等を通じて普及を図っているか。 ・両立支援マニュアルに加え、両立支援コーディネーターが支援の流れについて更に理解が深められるよう新たに「両立支援事例集（仮称）」の作成に向けて事例収集を行っ	ウ 両立支援マニュアルの更新及び普及 ・令和2年4月に稼働した両立支援データベースシステムについて、引き続き支援事例の登録を行った。登録された支援事例は、次期更新に向け、本部で集計し、中核施設をはじめとする各施設へフィードバックを実施した。また、データベースシステムは稼働後3年を経過し令和4年度に引き続き「労働者健康安全機構両立支援コーディネーター意見交換会」を開催し、システム登録に関する課題や要望等を集約した。 ・令和3年度に改訂した「両立支援コーディネーターマニュアル」を、令和5年度両立支援コーディネーター基礎研修のテキストとして配布し普及した。		

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

	労両立支援センター等が連携し、企業との連絡調整等に対する支援を行う。また、地域の医療機関との連携・協力関係を構築し、医療機関における企業と連携した両立支援の取組の推進を図る。 この取組の推進のため、産業保健総合支援センターにおける両立支援促進員等による支援体制の充実を図る。	絡調整等に対する支援を行うとともに、地域の医療機関との連携・協力関係を構築し、医療機関における企業と連携した両立支援の取組の推進を図る。これらの実施、取組の推進に当たり、両立支援促進員等による支援体制の充実を図る。	制の充実を図っているか。	なお、経営層の意識変化、社内制度整備の障害への対応については、以下のとおり。 「令和5年度産業保健活動総合支援事業アウトカム調査報告書」の利用者アンケートによると、事業場の治療と仕事の両立支援について、「以前より取組を充実させた」が6.9%（労働者数50人以上の事業場9.4%、労働者数50人未満の事業場5.9%）、「取り組んでいる」が50.3%（労働者数50人以上の事業場52.3%、労働者数50人未満の事業場50.7%）となっており、小規模事業場でも着実に取り組まれていることがうかがえる。また、産保センターにおいて役に立ったサービスのうち、「両立支援促進員による支援」については、「大変役に立った」としたものが回答者の46.4%（労働者数50人以上の事業場45.6%、労働者数50人未満の事業場46.5%）、「役に立った」としたものが39.9%（労働者数50人以上の事業場45.6%、労働者数50人未満の事業場34.9%）となっている。 - さらに、産保センターの広報活動について、調査時に同封した冊子「サラリーマン金太郎 治療と仕事の両立支援篇」の認知は20.5%となっており、閲覧後の感想としては好意的なものが占めていた。		
（3）治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成 治療と仕事の両立を推進するにあたり、両立支援コーディネーターには、医療や心理学、労働関係法令や労務管理に関する知識等を身に付け、患者、主治医、会社等のコミュニケーションのハブとして機能することが期待されている。こうした人	（3）治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成 治療と仕事の両立を推進するにあたり、働き方改革実行計画において、主治医、会社・産業医と、患者に寄り添う両立支援コーディネーターによるトライアングル型のサポート体制を構築することとされており、特に両立支援コーディネーターには、	（3）治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成 働き方改革実行計画に基づき全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指し、両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修を、電子（WEB）会議システム等を活用した形式で実施する。 産業保健総合支援センターにおいて、両立支	・全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指し、両立支援コーディネーター養成のための基礎研修を、電子（WEB）会議システム等を活用した形式で実施しているか。 ・両立支援コーディネーターの能力向上や地域のネットワーク	（3）治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成 - 働き方改革実行計画に基づき全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指し、両立支援コーディネーター養成のための基礎研修を実施した。令和5年度は、令和4年度に引き続きオンデマンド配信とライブ配信とを組み合わせた電子（WEB）会議システムを活用した形式で実施した。合計8回開催し、5,410人（前年度比198人減、1.17倍）に修了証書を交付した（うち92%は当機構以外の方）。受講者は医療機関関係者、企業関係者等幅広く、特に企業関係者の人数は1,976人であり、全都道府県規模で両立支援コーディネーターを養成し、トライアングル型のサポート体制の構築を推進した。 - 受講者へアンケートを行った結果、理解度（研修内容が理解できたか）は97.3%（対前年度比0.3ポイント増）、有用度（研修内容が今後の業務に役に立つか）は96.8%（対前年度比0.7ポイント増）であった。また、令和3年度からは、両立支援コーディネーター基礎研修のオンデマンド配信において、受講者自身が理解を深められるよう「確認テスト」を新設した。基礎研修のアンケート結果については、研修の質を向上するため研修講師に情報提供した。 - 全国47全ての産保センターにおいて、疾病による事例の対応方法等について検討するため、地域の企業の担当者、両立支援コーディネーター基礎研修修了者、産業保健スタッフ等が参加する事例検討会を、電子（WEB）会議システムを活用して開催した（全62回）。		

	材を効果的に育成及び配置し、全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指すため、両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修を着実に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、更なるコーディネートの能力向上を図るための応用研修を実施すること。	医療や心理学、労働関係法令や労務管理に関する知識等を身に付け、患者、主治医、会社等のコミュニケーションのハブとして機能することが期待され、こうした人材を効果的に育成及び配置し、全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指すことから、両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修を着実に実施するとともに、事例の共有化を図り、更なるコーディネートの能力向上を図るための応用研修を実施する。	援コーディネーターの能力向上や地域のネットワーク作りを目的として、応用研修として事例検討会を実施するとともに、両立支援における課題や好事例を共有し、意見交換するための両立支援コーディネーター交流会を実施する。この際、研修の質を担保するため、受講者アンケートを実施する。	作りを目的とした事例検討会を実施するとともに、両立支援における課題や好事例を共有し、意見交換するための両立支援コーディネーター交流会の実施及び研修の質を担保するため、受講者アンケートを実施しているか。	・ 参加者へアンケートを行った結果、理解度は87.5%（対前年度比7.4ポイント減）、有用度は87.6%（対前年度比6.4ポイント減）であった。		
	また、研修の受講修了者が、どのような実践を行っているか等について広範囲に追跡し、両立支援コーディネーター養成制度の在り方について検討すること。	また、研修の受講修了者が、どのような実践を行っているか等について広範囲に追跡し、両立支援コーディネーター養成制度の在り方について検討する。	また、両立支援コーディネーター養成制度の在り方の検討材料とするため、研修修了者が、どのような実践を行っているか等についての調査を行う。	・ 研修修了者が、どのような実践を行っているか等についての調査を行っているか。	研修修了者の受講後の活動状況等について研修効果を検証すること及び今後の応用研修の在り方を検討することを目的とし、労災疾病臨床研究事業費補助金研究「治療と仕事の両立支援に関する情報・人材基盤の実態調査及び支援拡充のために必要な両立支援コーディネーター育成に資する研究」を行い、令和2年度までに養成したコーディネーターのうち同意を得た人を対象にアンケート調査を実施し、取りまとめ及び分析を実施した。 コーディネーター養成についての研究から、配置の多い医療機関では支援件数も多く、両立支援コーディネーターの増員の必要性が明らかになった（日職災医71:14-22, 2023）。		
		事業者、産業	事業者、産業	・事業者、産業医	両立支援コーディネーター基礎研修のみならず、事業者、産業医等の産業保健関係者を対象と		

	【重要度：高】 政府が推進する働き方改革実行計画の実現に当たっては、会社の意識改革と受入れ体制の整備並びに主治医、会社、産業医及び患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制構築の推進を図り、労働者の健康確保、継	医等の産業保健関係者に対する「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」や「企業・医療機関連携マニュアル」に係る研修を着実に実施する。 これらの取組により、会社の意識改革と受入れ体制の整備を促すとともに、主治医、会社・産業医と患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制の構築を推進する。	医等の産業保健関係者に対する「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」や「企業・医療機関連携マニュアル」に係る研修を着実に実施する。	等の産業保健関係者に対する研修を着実に実施しているか。	した産保センターの研修において「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」や「企業・医療機関連携マニュアル」を用い、研修を実施した。 また、「治療と仕事の両立支援」が、一般社団法人日本専門医機構による専攻医の講習及び専門医更新のための必修講習に新たに追加されるなど、機構で培ったノウハウが外部へ提供された。		
--	---	--	---	------------------------------------	--	--	--

継続的な人材の確保及び生産性の向上を実現することが必要であるため。 【難易度：高】 治療と仕事の両立を推進するため、経営責任者、管理職等の意識改革や両立を可能とする社内制度の整備を促すことに加え、トライアングル型のサポート体制を構築するため、企業、医療機関、労働者等の多くの関係者による連携を強化していく必要があるところ、中小企業での両立支援の困難性、企業と医療従事者との情報共有不足等の課題が存在するため難易度が高い。							
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－7	専門センター事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ－3－2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第 12 条第 1 項第 1 号 労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0455－04

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	基 準 値 （前中期 目標期間 平 均 値 等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度			令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
職場・自宅復帰率（医リハ） （計画値）	医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ 80%以上確保する。	—	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%		予算額（千円）	10,417,387	9,519,246	8,011,421	9,350,449	9,897,786
職場・自宅復帰率（医リハ） （実績値）	—	91.7% （H26-29 実績平均）	91.6%	90.7%	90.4%	93.2%	93.9%		決算額（千円）	10,333,170	9,729,977	8,444,402	9,403,885	9,927,289
達成度	—	—	114.5%	113.4%	113.0%	116.5%	117.4%		経常費用（千円）	8,882,631	8,601,733	8,711,320	9,110,122	9,155,822
職場・自宅復帰率（せき損） （計画値）	医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ 80%以上確保する。	—	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%		経常利益（千円）	△221,391	38,230	△35,501	△28,138	566,954
職場・自宅復帰率（せき損） （実績値）	—	82.0% （H26-29 実績平均）	88.5%	83.4%	86.6%	84.6%	87.5%		行政コスト（千円）	13,630,692	9,436,209	9,590,820	9,979,633	10,036,900
達成度	—	—	110.6%	104.3%	108.3%	105.8%	109.4%		従事人員数（人）	467	461	465	457	446

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	7 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等 重度の障害を負った被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保すること。 また、治療開始時から日常生活復帰を経て職	7 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者（※）の割合をそれぞれ80%以上確保することとし、次のような取組を行う。 また、治療開始から職場復帰までの事例収	7 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、両センターが有する医学的知見を活用し、対象患者に対して高度・専門的医療を提供することにより、医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上確保する。 また、治療開始から職場復帰までの事例収	＜主な定量的指標＞ ・医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上確保する。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいて、医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上確保しているか。 ・治療開始から職場復帰までの事例収集・分析、	7 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等 医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上確保した。 医療リハビリテーションセンター：93.9%（77名） 総合せき損センター：87.5%（126名） 両センターでの治療・リハビリテーションを通じた事例収集を行うとともに、自立支援機器等の新たな医療技術等の開発に係る研究を実施した。 医師や看護師、リハビリテーション技師による各種学会等での発表を行い、研究成果の普及を	＜評定と根拠＞ 評定：B ・重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等においては、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターのいずれについても、主治医に加え、関連する診療科の医師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカーなどが相互に連携して評価等を行い、より一層治療効果が高まったこと、職場・自宅復帰までの一貫したケアを提供したことにより、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保することができた。 ・医用工学研究など難易度の高い項目への取組も継続的に実施した。	評定 B ＜評定に至った理由＞ 重度被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者等の全身管理が必要な患者を全国から広く受け入れ、主治医に加え、関連する診療科の医師、看護師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカー、管理栄養士などが相互に連携し、治療方法の検討、治療結果の評価を行うことで、より一層治療効果を高められ、治療から職場・自宅復帰までの一貫した高度かつ専門的な医療の提供がなされている。これらの取組により、令和5年度の医学的に職場・自宅復帰が可能である退院患者の割合は93.9%（目標80%以上、達成度117.4%）と目標を達成しており、評価できる。また、国立吉備高原職業リハビリテーションセンターと運営協議会等が開催され、定期的な合同評価会議等を通じてリハビリテーションの評価が行われるとともに、患者ごとのプログラム及び退院後のケアに係るプログラムの改良を図る等、連携して患者の技能向上・職業訓練を実施することで職場・自宅復帰率向上が図られた。 総合せき損センターにおいては、西日本一円から、受傷直後の外傷性脊椎・外傷性脊髄患者をヘリコプターで受け入れ、その分院である北海道せき損センターにおいても、北海道全域から、脊髄損	

	場復帰につながった事例を収集及び分析の上、入院時から職場復帰を見据えた継続的な支援方法等に関する研究を推進し、その成果の普及を図ること。 さらに、職場復帰に必要なリハビリテーション技術及び自立支援機器等の新たな医療技術等の開発及び普及を推進すること。 【目標設定等の考え方】 平成26年度から平成29年度までの実績の平均値91.7%（医療リハビリテーションセンター）、82.0%（総合せき損センター）等を踏まえ、80%以上とした。	集・分析、継続的な支援方法等に関する研究の推進と成果の普及に取り組む。 【※：医師が医学的に職場又は自宅復帰可能と判断し、患者の希望により、円滑な復帰のため居住地近くの病院へ転院した患者を含む】	集・分析、継続的な支援方法等に関する研究を進める。	継続的な支援方法等に関する研究を進めているか。	図った。	＜課題と対応＞ －	傷患者などをヘリコプターで受け入れ、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療の提供がなされている。これらの取組により、令和5年度の医学的に職場・自宅復帰が可能である退院患者の割合は87.5%（目標80%以上、達成度109.4%）と目標を達成しており、評価できる。 医療リハビリテーションセンターにおいては、令和元年に商品化した「間欠式バルーンカテーテル用自助具」を始めとする自立支援機器等を「国際福祉機器展」に出展（令和5年度は国内外から380社・団体が出展し、約11万人が来場）し、開発機器や蓄積したノウハウの広報・普及活動に取り組んだと認められる。 以上の点を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると認められることから、評定をBとした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。
		（１）医療リハビリテーションセンターの運営 医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対	（１）医療リハビリテーションセンターの運営 医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対	・医療リハビリテーションセンターにおいて、職業リハビリテーションセンターをはじめ関係	（１）医療リハビリテーションセンターの運営 ・主治医に加え、関連する診療科の医師、看護師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカー、管理栄養士などが相互に連携して治療方法の検討、治療結果の評価を行い、より一層治療効果を高めるよう努めた。 ・退院後のQOL向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、在宅就労支援のためのコンピュータ操作スキル向上に係る支援、退院前の家庭訪問による環境評価、患者家族への介護指導などを行った。 ・全国から広く患者を受け入れるとともに、職場・自宅復帰までの一貫したケアに取り組ん		

	し、チーム医療を的確に実施することにより、身体機能の向上を図るとともに、職業・社会復帰後の生活の質（ＱＯＬ）の向上を図る観点から、自立支援機器の研究開発の実施及び普及並びに職業リハビリテーションを含めた関係機関との連携強化に取り組む。	し、医師、看護師、リハビリテーション技師、MSW等が連携し、高度・専門的医療を提供するとともに、職業リハビリテーションセンターをはじめ関係機関との連携強化を図る。 また、患者の状況に応じた他の医療機関への紹介、患者退院後の日常生活に係る指導・相談、三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援システム、自立支援機器等の研究開発及び成果の活用を通じて対象患者の職業・社会復帰後の生活の質（ＱＯＬ）の向上に取り組む。	機関との連携強化を図っているか。 ・患者の状況に応じた他の医療機関への紹介、自立支援機器等の研究開発及び成果の活用を通じて対象患者の職業・社会復帰後の生活の質（ＱＯＬ）の向上に取り組んでいるか。	だ（県外からの患者受入：リハ入院患者全体の38.0％）。 - 札幌医科大学が実施する「ヒト（自己）骨髄由来間葉系幹細胞」を用いた脊髄再生医療に協力し、脊髄損傷者の社会復帰に向けたリハビリ治療を実施した。 - 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する国立吉備高原職業リハビリテーションセンターとの定期的な合同評価会議の実施等相互連携によるリハビリテーションの評価を行うとともに、患者ごとのプログラム及び退院後のケアに係るプログラムの改良を図った。 - なお、国立吉備高原職業リハビリテーションセンターとの連携については、入所者に対して診療、緊急時対応、医療相談などを実施する一方、自院の入院患者が職業リハビリテーションセンターの職場復帰を目的とした技能向上・職種転換訓練などを受けていることから、その連携強化に取り組んだ。 - 患者の職場訪問等、職場との連携や地域障害者センターの面談、職業評価への動向など関係機関等との連携強化を図った。 職業リハビリテーションセンターとの連携状況 <table><tr><th>区 分</th><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th><th>令和５年度</th></tr><tr><td>運営協議会</td><td>１回</td><td>１回</td><td>１回</td><td>１回</td><td>１回</td></tr><tr><td>職業評価会議</td><td>12回</td><td>12回</td><td>11回</td><td>9回</td><td>12回</td></tr><tr><td>OA講習</td><td>7回</td><td>8回</td><td>6回</td><td>7回</td><td>8回</td></tr></table> 以上の取組の結果、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が93.9％となり、目標を達成した。 医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合 <table><tr><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th><th>令和５年度</th></tr><tr><td>91.6％</td><td>90.7％</td><td>90.4％</td><td>93.2％</td><td>93.9％</td></tr></table> - 中国・四国地方の地方労働局からの依頼に基づき、被災労働者の義肢装具に係る「労災義肢巡回サービス」を実施し、診察・処方、仮合わせ後の装着に至るまでの義肢装具適合に係る支援を行うことで、被災労働者の職業・社会復帰後の生活の質（Ｑ〇L）の向上に取り組んだ（巡回実績：30回）。 - 厚生労働省が実施する「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム」事業における「リビングラボ」（実際の生活空間を再現し、介護ロボットの製品評価・効果検証・実証試験等を行う）へ参画し、介護ロボットの開発・実証・普及へ協力した（相談実績：３件、評価実績２件）。 - 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対する自立支援機器等の研究開発及び成果の活用を通じて対象患者の職業・社会復帰後の生活の質（Ｑ〇L）の向上に取り組んだ。 - 三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援システムを用いて、患者の自宅平面図を基に自宅の改造案を3DCG化し、そのなかで日常生活を行うアニメを作成し、患者が自宅復帰後の生活イメージを高め、自宅改造前に問題点に気づくための支援を行った（支援実績３件）。 - 令和元年７月に、手指に麻痺のある患者向けの「間欠式バルーンカテーテル用自助具」を商品化し、広報活動を行った（商品名「バルるん」、令和５年度販売実績41件）。また、脊髄損傷者の浴室内移動補助機器の商品化に向けて活動を行った。 - 間欠式バルーンカテーテル用自助具を始めとする自立支援機器等について、「国際福祉機器展」（令和５年度は国内外から380社・団体が出展し、約11万人が来場）などに出品し、広報活動を行い、蓄積したノウハウや開発機器などの普及・商品化に努めた。 【令和５年度に開発品中の製品】 - 車いす漕ぎ数カウンタ	区 分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	運営協議会	１回	１回	１回	１回	１回	職業評価会議	12回	12回	11回	9回	12回	OA講習	7回	8回	6回	7回	8回	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	91.6％	90.7％	90.4％	93.2％	93.9％		
区 分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度																																			
運営協議会	１回	１回	１回	１回	１回																																			
職業評価会議	12回	12回	11回	9回	12回																																			
OA講習	7回	8回	6回	7回	8回																																			
令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度																																				
91.6％	90.7％	90.4％	93.2％	93.9％																																				

	（２）総合せき損センターの運営 総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後から一貫してチーム医療を的確に実施することにより、早期に身体機能の向上を図るとともに、職業・社会復帰後の生活の質（ＱＯＬ）の向上を図る観点から、自立支援機器の研究開発の実施及び普及やせき損患者に関する高度・専門的な知見に係る情報発信に取り組む。	（２）総合せき損センターの運営 総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師、MSWなどが連携し、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療の提供に努める。 また、総合せき損センターにおいて実践している高度・専門的医療の手法等に関する研修会を開催するとともに、診断・評価、看護訓練等の事例を紹介した冊子を配布して情報提供に努める等、せき損医療に従事する医療スタッフや患者等に対する支援を行うとともに自立支援機	・ 総合せき損センターにおいて、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療の提供に努めているか。 ・ 総合せき損センターにおいて実践している高度・専門的医療の手法等に関する研修会を開催するとともに、診断・評価、看護訓練などの事例を紹介した冊子を配布して情報提供に努めるなど、せき損医療に従事する医療スタッフや患者等に対する支援を行うとともに自立支援機器などの研究開発及び成果の活用を通じて対象患者の職業・社会復帰後の生活の質（ＱＯＬ）の向	・ 横押し携帯型酸素ボンベカート ・ 穿刺器具用自助具 ・ 脊髄損傷者用プッシュアップ台 （２）総合せき損センターの運営 ・ 主治医に加え、関連する診療科の医師、看護師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカー、管理栄養士などが相互に連携して治療方法の検討、治療結果の評価を行い、より一層治療効果を高めるよう努めた。 ・ 総合せき損センターにおいては、西日本一円から、受傷直後の外傷性脊椎・脊髄損傷患者をヘリコプターで受け入れた（実績：17件）。 また、その分院である北海道せき損センターにおいても、北海道全域から、脊髄損傷患者などをヘリコプターで受け入れ（実績：12件）、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療を提供した。 ヘリコプターによる緊急受入数（単位：件） <table><tr><td>区 分</td><td>令和元年度</td><td>令和２年度</td><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td><td>令和５年度</td></tr><tr><td>緊急受入数</td><td>43</td><td>45</td><td>44</td><td>42</td><td>29</td></tr></table> 脊髄損傷の新規入院患者数（単位：人） <table><tr><td>区 分</td><td>令和元年度</td><td>令和２年度</td><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td><td>令和５年度</td></tr><tr><td>脊髄損傷の新規入院患者数</td><td>131</td><td>145</td><td>124</td><td>144</td><td>149</td></tr></table> 以上の取組の結果、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が87.5%となり、目標を達成した。 医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合 <table><tr><td>令和元年度</td><td>令和２年度</td><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td><td>令和５年度</td></tr><tr><td>88.5%</td><td>83.4%</td><td>86.6%</td><td>84.6%</td><td>87.5%</td></tr></table> ・ 脊髄損傷の治療に関する最新の知見を発信するための「せき損セミナー」（医師対象）を開催した（実績：49名参加）。 また、脊髄損傷患者に対する看護の手法を発信するための「せき損看護セミナー」（看護師対象）を対面形式で開催した（実績：27名参加）。 ・ さらに、「脊損 Q&A 集」、「患者指導に役立つパンフレット」をホームページ上に掲載したほか、せき損患者の看護に関する解説動画を掲載し、脊髄損傷患者に対する看護の手法を発信した（看護師対象）。 ・ 医用工学研究室や中央リハビリテーション部などにおいて、脊髄損傷者に対する日常生活	区 分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	緊急受入数	43	45	44	42	29	区 分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	脊髄損傷の新規入院患者数	131	145	124	144	149	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	88.5%	83.4%	86.6%	84.6%	87.5%		
区 分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度																																			
緊急受入数	43	45	44	42	29																																			
区 分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度																																			
脊髄損傷の新規入院患者数	131	145	124	144	149																																			
令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度																																				
88.5%	83.4%	86.6%	84.6%	87.5%																																				

			器等の研究開発及び成果の活用を通じて対象患者の職業・社会復帰後の生活の質（ＱＯＬ）の向上に取り組む。	上に取り組んでいるか。	の支援活動として、生活機器や住宅改修相談（現地調査を含む。）などの相談・支援活動を行った。 - 令和元年度に商品化した車椅子側方移乗補助装置「スライディングボード」の普及活動を行った（５年度実績：３４３枚販売）。 - また、「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム」事業を通じてスライディングボードの有効性評価を実施し介護者の腰椎への負担軽減に有効であることを検証するとともに、高齢者の移乗介助に適した幅や仕様をモニター調査し、移乗者・介助者双方により負担の少ないスライディングボードの開発に関する研究を継続した。 「車いす用体幹保持サイドサポート」の販売を開始し、受注生産で４件の販売実績があった。 「西日本国際福祉機器展」に出展（リアル展及びWEB展ともに出展）し、スライディングボードやホルダー付き自助具ハンドライフをはじめとした広報活動を行ったほか日本学術振興会科学研究費助成事業の一環として「移乗介助のためのスライディングボードの幅の評価とリデザイン」や「下顎トラッキングによるポインティングデバイスの開発」に取り組み、蓄積したノウハウや開発機器などの普及・商品化に努めた。さらに、令和２年度から開発していた３Ｄプリントを活用した自助具（食事用、書字用、ひげそり用：ハンドライフ）を製品化することができ、製品の研究・開発から患者のＱＯＬ向上まで一貫して取り組むことができた。 - 障害のある方や介護の必要な方が利用できる遠隔通報サービスとして、スイッチが作動すればSNSメッセージ、SMS、メール、電話にメッセージを送信できるスイッチテレコールのテスト品を提供した。 【令和５年度に開発中の製品】 - スライディングボード（臀部保護用折り曲げ付き） - 歩行反射中枢への経皮的電気刺激装置 - 簡易に脱着できる電動車いす化ユニット - 下顎トラッキングによるポインティングデバイス - ベッド用座位保持用具（金属フレームタイプ） - ベッド用座位保持用具（クッションタイプ） これらの支援、研究開発、成果の活用を通じて対象患者の職業・社会復帰後の生活の質（ＱＯＬ）の向上に取り組んだ。		
--	--	--	---	--------------------	--	--	--

４．その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－8	未払賃金立替払事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ－3－2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	賃金の支払の確保等に関する法律第7条 独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第6号 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 この事業は、労働者とその家族の生活の安定を図るためのセーフティネットとして重要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0455－05

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度			令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	
請求書の受付日から支払日までの期間（計画値）	不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を、平均20日以内を維持	－	20.0 日	20.0 日	20.0 日	20.0 日	20.0 日			予算額（千円）	8,400,559	9,295,879	22,975,277	23,122,689	12,011,783
請求書の受付日から支払日までの期間（実績値）	－	17.0 日 （H26-29実績平均）	16.5 日	14.4 日	14.6 日	14.7 日	19.9 日			決算額（千円）	8,716,747	8,508,406	3,728,183	4,994,250	8,845,774
達成度	－	－	117.5%	128.0%	127.0%	126.5%	100.5%			経常費用（千円）	6,635,588	6,193,512	2,364,438	3,811,914	6,305,751
										経常利益（千円）	538	6,935	42,003	9,730	△241,604
										行政コスト（千円）	6,635,588	6,193,512	2,364,438	3,811,914	6,305,751
										従事人員数（人）	5	6	6	7	9

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																		
					業務実績	自己評価	評価	B																	
	Ⅱ 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項 1 未払賃金の立替払業務の着実な実施 （1）迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償 審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均で20日以内を維持し、代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。 【目標設定等の	Ⅱ 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項 1 未払賃金の立替払業務の着実な実施 （1）迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償 ア 迅速かつ適正な立替払の実施 未払賃金立替払制度は、企業倒産における労働者のセーフティネットとして重要な役割を果たしていることから、迅速かつ適正な立替払を実施するため、請求件数の約7割の証明を行っている破産管財人等への研修会の実施、裁判所への協力要請を行うとともに、	Ⅱ 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項 1 未払賃金の立替払業務の着実な実施 （1）迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償 ア 迅速かつ適正な立替払の実施 迅速かつ適正な立替払を実施するため、請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均20日以内を維持するとともに、次の措置を講ずる。 ① 原則週1回の立替払を堅持する。 ② 請求者向け	＜主な定量的指標＞ ・請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均で20日以内を維持する。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・迅速かつ適正な立替払を実施しているか。 ・原則週1回の立替払を堅持しているか。 ・請求者向けに	Ⅱ 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項 1 未払賃金の立替払業務の着実な実施 （1）迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償 ア 迅速かつ適正な立替払の実施 未払賃金立替払制度は、企業が倒産したために賃金が支払われないまま退職した労働者とその家族の生活の安定を図るセーフティネットとしての役割を有していることから、最大限迅速かつ適正な支払に努めた。定期的な審査担当者間の業務打合せ（年11回）による情報共有と審査能力の向上、困難事案に係る早期相談体制の構築等に引き続き取り組んだ。 不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間は、倒産件数増加に伴い、請求件数も増加となったが、効率的、迅速な立替払の実施により19.9日となり、目標20日以内を達成することができた。 さらに、迅速化の長期的対応として、システムの抜本的な見直し及び立替払請求の電子申請化等の検討を行い、令和5年度はシステム改修にかかる要件定義及び調達作業を実施した。 <table><tr><th colspan="6">支払期間</th></tr><tr><th>区分</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th></tr><tr><td>支払日数</td><td>16.5日</td><td>14.4日</td><td>14.6日</td><td>14.7日</td><td>19.9日</td></tr></table> ① 原則週1回の立替払（年間50回）を確保した。 ② 裁判所・関係機関向けに未払賃金の立替払制度の概要や請求書の提出先、相談コーナーの案	支払期間						区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	支払日数	16.5日	14.4日	14.6日	14.7日	19.9日	＜評定と根拠＞ 評定：B 司法関係者との連携を着実にを行い、迅速かつ適正な立替払の実施に努め、以下のとおり、定量的指標の年度計画値の100％以上を達成した。 ・最大限迅速かつ適正な立替払の支払及び確実な求償に努めた。 ①令和5年度においては、倒産件数増加に伴い、請求件数も増加したが、効率的、迅速な立替払の実施により、19.9日となり、目標20日以内を達成することができた。 具体的には、週1回の立替払を確保するとともに、日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会との協議で本制度への一層の理解を促し、弁護士向け研修会の開催	評価 B ＜評定に至った理由＞ 未払賃金立替払について、立替払請求書の受付日から支払日までの期間は平均19.9日（目標20日以内、達成度100.5%）であり、目標を上回る成果を得ており、評価できる。 この実績に至る取組として、 ・原則週1回の立替払を確保したこと。 ・未払賃金立替払制度の概要や請求書の提出先等をまとめたリーフレットを作成し、裁判所に配付することで制度の周知、積極的な情報提供を行ったこと。 ・立替払制度の円滑な運営へ円滑な運営への協力を得るため、各弁護士会との研修会（8回）及び各地方裁判所への協力要請・意見交換（全国6地裁）を実施し、司法関係者へ周知を図ったこと。 ・大型請求事案については、事前調整を行うよう研修会等で周知し、請求手続の迅速化や審査業務の効率化を図るため、令和5年度に13件の大型請求事案の事前調整を行ったこと。 ・機構のホームページに、チャット形式で質問に答える「未払賃金立替払事業のチャットボット」を設置し、請求者等からの質問に24時間対応できるようにしたこと（6割を超える利用者から「今回の回答で解決した」
支払期間																									
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																				
支払日数	16.5日	14.4日	14.6日	14.7日	19.9日																				

	【考え方】 前中期目標期間の実績（17.0日）をもとに、立替払請求者の迅速かつ適正な救済を図るため、第3期中期目標期間の目標値である「25日以内」から5日の短縮となる「20日以内」を第4期中期目標期間の目標として設定した。	請求者向けリーフレットの改訂等情報提供の強化を図り、原則週1回払いを堅持して、請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均で20日以内を維持する。	に加えて、裁判所・関係機関向けリーフレットの作成等情報提供の強化を図る。 ③ 日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会との定期協議を実施し、制度の概況等の説明や破産管財人に選任される弁護士等への研修会を実施するため、開催方法を含めた制度の周知方法についての協議を行う。 地方裁判所にはパンフレット等の配付・訪問等を通じて協力要請を行う。	加えて、裁判所・関係機関向けリーフレットの作成等情報提供の強化を図っているか。 ・日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会との定期協議を実施し、制度の概況等の説明や破産管財人に選任される弁護士等への研修会を実施するため、開催方法を含めた制度の周知方法についての協議を行っているか。 ・地方裁判所にはパンフレット等の配付・訪問等を通じて協力要請を行っているか。	内等をまとめたリーフレットを作成し、裁判所に配付することで制度の周知、積極的な情報提供を図った。 また、当機構ホームページに、チャット方式で質問に答える「未払賃金立替払事業のチャットボット」を設定し、請求者等からの質問に24時間対応している。	や地方裁判所への訪問等で司法関係者への周知を行った。 なお、弁護士向け研修会の内容等については、破産管財業務に精通した弁護士等と未払賃金立替払事業に係る業務運営推進委員会にて意見交換を行い見直しを図っている。 さらに、大型請求事案について事前調整することで手続の迅速化を推進した。 ②立替払によって、代位取得した賃金債権について、関係する破産管財人又は所在の判明している事業主の全てに立替払通知を送付することで、求償権を適切に行使した。事実上の倒産事案については、労働基準監督署及び第三債務者に照会し、回収可能な債権であると認められた場合は、管轄する地方裁判所に差押命令申立の準備を行い、制度発足から令和6年3月末	との評価を受けた）。 等を行った。 求償業務については、関係する破産管財人又は所在の判明している事業主のすべてに立替払通知を送付することで、適時適切に求償を行い、事実上の倒産事案については、労働基準監督署及び第三債務者に照会し、回収可能な債権であると確認できた場合は、管轄する地方裁判所に差押命令申立を行い、確実な回収が図られた。 立替払額や回収金額は、機構のホームページで公開し、新型コロナウイルス感染症拡大後においては、支払件数等の速報値も随時公表しており、情報開示を充実させる取組が行われた。 以上の点を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると認められることから、評定をBとした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。
		④ 破産管財業務に精通し、かつ、立替払制度にも造詣と理解が深い弁護士に委員を委嘱して未払賃金立替払事業に係る業務運営推進委員会を開催し、未払賃金の証明等の業務において留意すべき事項や事業の円滑な運	・不正受給の防止、審査の迅速化推進のため、立替払制度に造詣と理解が深い弁護士に委員を委嘱し、未払賃金立替払事業に係る業務運営推進委員会を開催し、助言を得ているか。	④ 当制度の円滑な運営への協力を得るため、「日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会」との未払賃金立替払制度に関する定期協議（令和5年11月開催）にて、制度の現況や問題となっている事項等について説明をし、本制度への一層の理解を促した。また、当制度の運営に協力が欠かせない司法関係者の多くは必ずしも制度を十分に理解しているとは言えないため、制度の概要や未払賃金額等の証明時の留意点等を周知するために各弁護士会等との未払賃金立替払制度に関する研修会（平成22年度より開催）を8回実施した。 （令和5年度の出席者：弁護士577人。平成22年度からの出席者累計：計128回、弁護士等9,097人） また、各地方裁判所（6地裁）に赴き、当制度の運営状況について説明を行うとともに、未払賃金立替払制度の円滑な運営への協力依頼を行った。 （訪問先：6地裁、裁判官6人、書記官30人。平成22年度の訪問開始からの累計：最高裁2度、裁判官2人含む計5人、113地裁、裁判官216人含む計847人）	④ 不正受給の防止及び審査の迅速化を推進するために、破産管財業務に精通し、かつ、立替払制度にも造詣と理解が深い弁護士に委員を委嘱して未払賃金立替払事業に係る業務運営推進委員会を令和5年11月に開催した。破産管財人等が未払賃金の証明等の業務に際し留意すべき事項、日頃審査を行う上で苦慮している疑問点及び未払賃金立替払制度に関する研修会の内容について広く意見交換を行った。		

		営に関することについて広く助言を得ることによって、不正受給の防止、審査の迅速化を推進する。 ⑤ 大型請求事案に対し、積極的に破産管財人等との打合せや事前調整を行い、効率的な審査を実施する。 イ 立替払金の求償 立替払の実施に際し、立替払後の求償について事業主等に対して周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督促及び事実上の倒産事案における適時適切な求償を行うことにより、弁済可能なものについて確実な回収を図る。	・大型請求事案に対し、効率的な審査を実施しているか。 ・立替払後の求償について事業主等に対する周知徹底や適時適切な求償を行い、弁済可能なものについて確実な回収を図っているか。	⑤ 大型請求事案については、事前調整を行うよう研修会等で周知し、大型請求事案13件について、未払賃金立替払請求手続に関する適正な処理を図るための事前調整を行った。これにより、請求書類が的確に作成され、手続の迅速化や審査業務の効率化が図られた。 大阪府のA社：請求者492人について平均11.9日で支払 東京都のB社：請求者296人について平均12.7日で支払 等 イ 立替払金の求償 破産事案において立替払い時に既に破産廃止になっている場合や、事実上の倒産事案において事業主の所在が不明である場合を除き、立替払の実施に当たっては、関係する破産管財人又は事業主の全てに立替払通知を送付し、立替払後の求償権を適切に行使した。 なお、事実上の倒産事案において立替払通知が宛所不明で未送達となったものについては、事業所を管轄する労働基準監督署に協力を要請し、事業主の所在の把握に努めた。 <table><tr><th colspan="6">求償通知送付状況（事業所数）</th><th>（単位：件）</th></tr><tr><th>区分</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th></th></tr><tr><td>破産事案</td><td>1,342</td><td>1,065</td><td>533</td><td>769</td><td>1,291</td><td></td></tr><tr><td>再建型倒産事案</td><td>2</td><td>5</td><td>4</td><td>0</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>事実上の倒産事案</td><td>951</td><td>974</td><td>478</td><td>576</td><td>989</td><td></td></tr><tr><td>その他（特別清算等）</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td></td></tr><tr><td>全事案計</td><td>2,295</td><td>2,044</td><td>1,016</td><td>1,345</td><td>2,281</td><td></td></tr></table> 立替払の実施に際し、以下のとおり求償権を適切に行使することにより、弁済可能な債権の確実な回収を図った。 （参考：制度発足から令和5年度末までの累積回収率 25.84％） （ア）破産事案における求償権の行使 破産事案においては、破産管財人に求償債権についての裁判所届出状況を確認し、破産債権が認められる場合に未届であれば債権届出書を、既に労働者名で届出済であれば名義変更届出書を提出し、裁判所の破産手続において確実に債権の保全を図った。	求償通知送付状況（事業所数）						（単位：件）	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		破産事案	1,342	1,065	533	769	1,291		再建型倒産事案	2	5	4	0	1		事実上の倒産事案	951	974	478	576	989		その他（特別清算等）	0	0	1	0	0		全事案計	2,295	2,044	1,016	1,345	2,281		までの累積回収率は 25.84％となった。 ・未払賃金立替払事業の立替払額や回収金額は、業務実績等報告書及び当機構のホームページにおいて情報を公開し、支払件数等の速報値もホームページで公表している。 ＜課題と対応＞ —	
求償通知送付状況（事業所数）						（単位：件）																																																	
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																																		
破産事案	1,342	1,065	533	769	1,291																																																		
再建型倒産事案	2	5	4	0	1																																																		
事実上の倒産事案	951	974	478	576	989																																																		
その他（特別清算等）	0	0	1	0	0																																																		
全事案計	2,295	2,044	1,016	1,345	2,281																																																		

				債権届出（名義変更を含む。）状況（事業所数）	（単位：件）				
				区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
				破産事案	321	319	206	217	294
				（イ）再建型倒産事案における求償権の行使					
				再建型倒産事案においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による売上減少等業績悪化を理由とする弁済遅延等があったが、事業主（再生債務者）から提出された弁済計画書を確認し確実な債権回収に努め、弁済計画書が提出されない場合又は当該弁済計画が履行されない場合は、速やかに弁済の督促を行ったところ２社が完済した。					
				弁済督促等状況（延べ回数）					
				（単位：件）					
				区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
				督促事業所数	196	81	108	93	40
				弁済事業所数	327	228	201	188	147
				（ウ）事実上の倒産事案における求償権の行使					
				事実上の倒産事案においては、立替払後に事業主から弁済計画書を徴し、確実な債権回収に努めているが、弁済計画書が提出されない場合又は当該弁済計画が履行されない場合は、定期的に督促を行った。					
				弁済督促等状況（延べ回数）					
				（単位：回）					
				区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
				督促事業所数	2,545	2,285	1,944	1,490	1,637
				弁済事業所数	911	882	751	661	603
				立替払した認定事業場で債権が判明している場合、労働基準監督署及び第三債務者に照会し、回収可能な債権であると認められた場合には、管轄する地方裁判所に差押命令申立の準備を行った。また、債権差押命令申立後に債務者の不明・死亡等が判明した事案について、住民票の取得や特別代理人の申し立て等時間を要しながらも法的手続きを行い、債権の保全に努めた。					
				差押命令申立状況（延べ第三債務者数）					
				（単位：件）					
区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度				
申立事業所数	57	15	36	38	0				
回収事業所数	21	8	7	11	3				
				（２）情報開示の充実					
				年度ごとの立替払額や回収金額は、業務実績等報告書及びホームページにおいて情報を公開している。また、厚生労働省のホームページにおいても未払賃金立替払事業の実施状況を公開しており、当機構ホームページにもリンクさせている。なお、支払件数等の速報値もホームページで随時公表している。					

	かにすること。	らかにする。	らかにする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
--	---------	--------	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－9	納骨堂の運営事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ－3－2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第 12 条第 1 項第 7、9 号 労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 霊堂を維持管理するとともに、慰霊式を行うことは、労働災害により尊い生命を失われた方々の慰霊と被災労働者の遺族の援護を図る上で重要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0455－06

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度			令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	
来堂者、遺族等の満足度（計画値）	慰霊の場としてふさわしいとの評価（非常に満足・満足の割合）を 90%以上得る	－	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%			予算額（千円）	234,522	274,038	624,307	126,655	183,758
来堂者、遺族等の満足度（実績値）	－	94.8% （H26-H29実績平均）	97.7%	100.0%	97.2%	98.9%	98.2%			決算額（千円）	94,970	375,430	593,249	103,720	118,319
達成度	－	－	108.6%	111.1%	108.0%	109.9%	109.1%			経常費用（千円）	78,722	75,744	125,502	84,780	107,626
										経常利益（千円）	△1,444	428	12,588	7,626	△111,189
										行政コスト（千円）	123,987	119,135	176,144	149,905	169,323
										従事人員数（人）	1	1	1	1	1

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	2 納骨堂の運営業務	2 納骨堂の運営業務	2 納骨堂の運営業務	＜主な定量的指標＞ ・産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い、来堂者、遺族等から、慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上得る。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・産業殉職者合祀慰霊式を開催し、新たな産業殉職者の御霊を奉安するとともに、慰霊の場にふさわしい環境整備を行っているか。	2 納骨堂の運営業務 			

		わしいとの評価を 90 % 以上得る。		なお、当日は、一昨年度までの霊堂改修工事により外壁の剥離・汚れ等が解消され、来堂者が歩きやすいバリアフリー化の広場で慰霊式を開催できたことから、その点について参列者から評価をいただいた。 (2) 日々の来堂者に対する取組 高尾みころも霊堂の施設運営に係る検討会を4回開催し、日々の来堂者からの要望を踏まえ接遇、環境整備等の改善に努めた。 改修工事により、霊堂外壁の剥離・汚れ等が解消され、令和5年度も「高尾みころも霊堂緑地内危険樹木等の剪定、伐採及び撤去」及び「高尾みころも霊堂（納骨堂、管理事務所及び遺族休憩所）LED 照明器具取替工事」等により、高尾みころも霊堂の環境整備と維持管理に努めた。 また、日々の来堂者を接遇する霊堂職員に対して、高尾みころも霊堂の目的や歴史、御遺族等への心のこもったサービスのあり方等慰霊の場にふさわしいもてなしに必要な事項について「接遇マナーマニュアル」をもとにトレーニング（OJT）を行った。 さらに、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後も感染防止対策を講じ、来堂者が安心して参拝できるよう取り組んだ。 (3) 御遺族等に対する満足度調査 産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の来堂者に対して、満足度調査を実施しており、上記（1）及び（2）の取組の結果、高尾みころも霊堂が慰霊の場にふさわしい（総合的に満足）とする98.2%（非常に満足は61.4%）の評価を得た。 慰霊の場としてふさわしいとする評価の割合 <table><tr><th>区 分</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th></tr><tr><td>「非常に満足」、「満足」</td><td>97.7%</td><td>100%</td><td>97.2%</td><td>98.9%</td><td>98.2%</td></tr><tr><td>「非常に満足」【再掲】</td><td>53.0%</td><td>69.8%</td><td>71.3%</td><td>62.3%</td><td>61.4%</td></tr></table> ※皇室参列年は、令和4年度	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	「非常に満足」、「満足」	97.7%	100%	97.2%	98.9%	98.2%	「非常に満足」【再掲】	53.0%	69.8%	71.3%	62.3%	61.4%	<課題と対応> ー	効率的な運営に繋げるとともに、新たに高尾みころも霊堂のポスターを制作して、近隣団体や公共機関等へのポスター掲示が行われた。 さらに、初めての試みとして「緑十字展」（中央労働災害防止協会主催）に「公益財団法人産業殉職者慰霊事業奉賛会」と共同出展して、ブースを設置、パンフレットの配布やポスター掲示により産業殉職者慰霊事業のPRが実施された。 以上のことから、中期目標における所期の目標を達成していると認められることから、評定をBとした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。 <その他事項> 特になし。
区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																			
「非常に満足」、「満足」	97.7%	100%	97.2%	98.9%	98.2%																			
「非常に満足」【再掲】	53.0%	69.8%	71.3%	62.3%	61.4%																			
【目標設定等の考え方】 前中期目標期間の実績（94.8%）等をもとに、第4期中期目標期間の目標として設定した。	また、産業殉職者慰霊事業について、ホームページ及びパンフレットを活用し周知に努める。	また、産業殉職者慰霊事業について、ホームページ及びパンフレット等を活用し周知に努める。	・産業殉職者慰霊事業について、周知に努めているか。	(4) 産業殉職者慰霊事業の周知 機構ホームページやX（旧 Twitter）を通じて、産業殉職者合祀慰霊式の動画、霊堂の改修工事や開館状況等の情報を発信することで産業殉職者慰霊事業の周知に努めるとともに、新たに高尾みころも霊堂のポスターを製作して、近隣団体や公共機関、厚生労働省各部局を通じて、施設内のポスター掲示等を依頼した。 ☆近隣施設等 八王子市役所、高尾警察署、八王子消防署浅川出張所、JR 高尾駅構内、京王高尾駅構内、八王子市立浅川小学校、浅川中学校、みころも幼稚園、実践学園高尾教育研修センター ☆厚生労働省 厚生労働省安全衛生部、各都道府県労働局、中央労働委員会事務局、労働大学校																				

	【重要度：高】 霊堂を維持管理するとともに、慰霊式を行うことは、労働災害により尊い生命を失われた方々の慰霊と被災労働者の遺族の援護を図る上で重要であるため。				さらに、初めての試みとして「緑十字展」（中央労働災害防止協会主催、9/27～29）（ポートメッセ名古屋）に「公益財団法人 産業殉職者霊堂奉賛会」と共同出展して、ブースを設置、パンフレットの配布やポスター掲示により産業殉職者慰霊事業のPRを実施した。 また、高尾みころも霊堂を紹介するパンフレットの内容を見直し、47 都道府県の労働局及び327 の労働基準監督署、47 都道府県の産保センター、労働災害防止協会等に合計 12,770 部を送付し、産業殉職者慰霊事業についての周知を要請するとともに、産業殉職された方の御遺族に6,218 部送付した。		
--	---	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－10	特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払等業務		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ－3－1 被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付を行うこと	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第8号 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和3年法律第74号）
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 新22－0024

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間 平均値等）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
									予算額（千円）	－	－	140,450,798	147,442,352	54,647,790
									決算額（千円）	－	－	1,082,158	37,431,808	39,069,331
									経常費用（千円）	－	－	1,078,726	37,435,548	39,069,869
									経常利益（千円）	－	－	－	－	－
									行政コスト（千円）	－	－	1,078,726	37,435,548	39,069,869
									従事人員数（人）	－	－	1	3	2

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	Ⅲ 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払等業務として取り組むべき事項	Ⅲ 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払等業務として取り組むべき事項	Ⅲ 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払等業務として取り組むべき事項	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞	Ⅲ 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払等業務として取り組むべき事項	＜評定と根拠＞ 評定：B	評定	B
	特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和３年法律第74号）に基づく給付金等の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努めること。 評価に当たっては、「支払件数」「支払に要した期間」「個人情報の取扱いに関する規程等の整備状況」を勘案し評価を実施する。	特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和３年法律第74号）に基づく給付金等の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努める。	特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和３年法律第74号）に基づく給付金等の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努める。	特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和３年法律第74号）に基づく給付金等の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努めているか。	1 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の適切かつ迅速な支払の実施 特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会の審査の結果に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた3,317件の案件について支払情報受領後、認定決定通知書において示された期限内（認定の決定があった日の翌月月末まで）に速やかに支払を実施した。 なお、個人情報の取扱いに特に配慮するため、請求者等からの電話照会時の本人確認方法を見直し、支払事務マニュアルの改正を行った。 また、基金については、特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金管理運営要領（令和３年12月20日基発1220第2号）及び特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金管理運営規程に基づき、適切な管理に努めた。	＜評定と根拠＞ 評定：B 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払等業務については、国から支払情報を受領後、速やかに支払を実施した。 また、支払事務マニュアルに基づき個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金管理運営規程を定め、適切な管理に努めた。 ＜課題と対応＞ －	＜評定に至った理由＞ 厚生労働大臣の認定を受けた3,317件の案件について支払情報受領後、個人情報の取扱いに特に配慮した上で、速やかな支払が実施されるとともに、基金については、特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金管理運営規程を定めることで、適切な管理が行われた。 以上の点を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると認められることから、評定をBとした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－1	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0455、0473

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費（百万円） （計画値）	中期目標期間終了時までに、 平成30年度予算に比して15% 節減	53 (3.0%)	51 (6.0%)	50 (9.0%)	48 (12.0%)	46 (15.0%)	
	上記削減率（%）	—	3.1%	6.3%	9.1%	12.1%	15.2%	
	達成度	—	102.6%	105.4%	101.4%	100.6%	101.2%	
	事業費（研究及び試験 事業、労働災害調査事 業、化学物質等の有害 性調査事業並びに専門 センター事業を除く。） （百万円）（計画値）	中期目標期間終了時までに、 平成30年度予算に比して5% 節減	233 (1.0%)	230 (2.0%)	228 (3.0%)	226 (4.0%)	223 (5.0%)	
	上記削減率（%）	—	1.001%	2.02%	3.04%	4.04%	5.10%	
	達成度	—	100.1%	101.2%	101.2%	100.9%	101.9%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	第4 業務運営の効率化に関する事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	<主な定量的指標> ・運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図ることにより、新規業務追加部分、人件費及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、中期目標期間終了時までに、一般管理費の中期計画予算については、平成30年度の予算と比べて15%に相当する節減額を、また、事業費（研究及び試験事業、労働災害調査事業、化学物質等の有害性調査事業並びに専門センター事業を除く。）の中期計画予算については、平成30年度	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	<評価と根拠> 評価：B ・業務の合理化・効率化においては、①繰り返し長時間労働を行っている部門・職員に対しては、所属長等を通じてヒアリング等を行い、長時間労働の原因究明、抑制に努めた。②各種会議・研修等の場における指示等により年次有給休暇の取得率の向上に努めた。③医師事務作業補助者を積極的に活用し、医師の業務負担軽減を図った。④人事、給与制度の見直しについて、法人の業績を勘案し、期末・勤勉手当の管理職加算割合については、削減措置を講じた。⑤積極的に電子（WEB）会議システムを活用した会議等を実施するとともに、機構本部における電子決裁	評価	B	<評価に至った理由> 法人全体として業務運営を効率的に行うため、令和4年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症への対応により業務負担が増加する中、繰り返し長時間労働を行っている部門・職員に対しては、所属長等を通じてヒアリング等が行われ、長時間労働についての原因究明と抑制が図られた。また、各種会議等における指示により、半日単位または時間単位の年次有給休暇制度の活用等、年次有給休暇取得率の向上に向けた取組が行われた。医師の働き方改革については、診断書作成補助やカルテ代行入力等を行う医師事務作業補助者の積極的な活用等により、医師の業務負担軽減の推進が図られた。 毎年策定する「調達等合理化計画」に基づいた更なる競争性の確保及び仕様の見直し等による経費削減や省資源・省エネルギーの推進等に配慮し、経費節減の意識及び業績を反映した業務評価等が適切に行われた。 運営費交付金を充当して行う事業において、調達等合理化計画に基づき、一般管理費については一般競争入札の推進等契約努力による印刷製本費、旅費の減等による対平成30年度比15.2%（約8百万円の節減：目標15%、達成度

			の予算と比べて5％に相当する節減額を見込んだものとする。 ＜その他の指標＞ ・医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金割合については、業務運営の徹底した効率化を図ること等により、前中期目標期間の実績（特殊要因を除く）の平均を超えないものとする。				
	通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。						
	1 業務の合理化・効率化 機構における働き方改革の取組を推進するため、業務の効率化等に向けた取組を実施し、職員の長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等を図ること。 また、機構の給与水準について、国民の理解と納得が得られ	1 業務の合理化・効率化 業務の効率化等に向けた取組を実施し、職員の長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等を図り、機構における働き方改革の取組を推進する。 また、機構の給与水準について、国民の理解と納得が得られ	1 業務の合理化・効率化 長時間労働の抑制に向けて、的確な労働時間の状況の把握に努め、年次有給休暇の取組促進を図るとともに、医師事務作業補助者の活用等による医師の業務負担軽減等を進める。 また、機構の給与水準について、国民の理解と納得が得られる適	＜評価の視点＞ ・的確な労働時間の状況把握に努め、年次有給休暇の取得促進を図り、医師事務作業補助者の活用による医師の業務負担軽減等を進めているか。 ・給与水準について、国民の理解と納得が得られる適正な水準	1 業務の合理化・効率化 ・労働時間については、新型コロナウイルス感染症への対応により、令和4年度に引き続き、感染対策を実施しながら診療を行うなど業務負担が増加しているなか、ICカード及び出退勤管理システム等により適正な労働時間を把握するとともに、繰り返し長時間労働を行っている部門・職員に対しては、所属長等を通じてヒアリング等を行い、長時間労働の原因究明、抑制に努めた。 ・年次有給休暇については、各種会議・研修等の場において、所属長による定期的な管理や職員への意識付けに係る指示等を行うとともに、半日単位または時間単位の年次有給休暇制度の活用等、年次有給休暇が取得しやすい職場環境の醸成を図り、引き続き取得率の向上に努めた。 ・医師の働き方改革については、平日時間内での患者説明の実施等による業務効率化の取組に加え、診断書作成補助やカルテ代行入力等を行う医師事務作業補助者の積極的な活用等により、医師の業務負担軽減の推進を図った。 ・人事給与制度については、引き続き見直しを行っていく。 ・安衛研の研究・技能労務職員、バイオ職員の令和5年度の期末・勤勉手当については、職員の勤務成績を考慮した国家公務員の給与制度に準じ、適正な給与水準を維持した。 ・上記以外の職員の令和5年度の期末・勤勉手当については、国家公務員は4.50月分支給された	システムの運用により業務効率化を推進している。 ・機動的かつ効率的な業務運営においては、①「調達等合理化計画」に基づいた更なる競争性の確保及び仕様の見直し等による経費削減を実施した。②令和元年度に整備した「協働研究規程」に則り、「協働研究」を実施した。 ・業務運営の効率化に伴う経費節減等については、①一般管理費、事業費の削減においては、一般管理費（退職手当除く。）について、平成30年度予算に比べ約8百万円節減（対30年度計画比△15.2％）し、事業費について、平成30年度予算に比べ、約12百万円節減（対30年度計画比△5.10％）した。②専門センター事業の運営について、前中期目標期間の実績の平均5.6％から10.0ポ	101.2％）を、事業費については電子（WEB）会議システムの推進による旅費の減等による対平成30年度比5.10％（約12百万円の節減：目標5％、達成度101.9％）と、いずれも目標を上回る削減を達成しており、評価できる。 以上の点を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると認められることから、評定をBとした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

る適正な水準となるよう、併せて、職員の評価方法について、客観性の高い評価の仕組みとなるよう、引き続き人事給与制度の見直しを行うこと。	る適正な水準となるよう、併せて、職員の評価方法について、客観性の高い評価の仕組みとなるよう、引き続き人事給与制度の見直しを行う。	正な水準となるよう、併せて、職員の評価方法について、客観性の高い評価の仕組みとなるよう、引き続き人事給与制度の見直しを行う。	となるよう、併せて、職員の評価方法について、客観性の高い評価の仕組みとなるよう、人事給与制度の見直しを行っているか。	が、当機構では事業実績等を勘案し4.14月とした。また、期末・勤勉手当に係る管理職加算割合については、25%対象者を15%及び12%対象者を8%とそれぞれ削減措置を講じた。	イント超過し、15.6%となった。
	さらに、WEB会議の運用拡大を図るとともに、電子決裁の導入拡大を進めることにより、更なる業務の効率化を図る。	さらに、引き続きWEB会議の運用拡大や電子決裁利用の徹底を図るとともに、廃止・見直しが可能な業務の洗い出しや廃止等に向けた取組の実施により業務の効率化を図る。	・引き続きWEB会議の運用拡大や電子決裁利用の徹底を図っているか。 ・廃止・見直しが可能な業務の洗い出しや廃止等に向けた取組を実施しているか。	・新型コロナウイルス感染症対応として、医療従事者として使命感を持ち、患者診察等感染リスクを伴う職務に当たっている職員の身体的・心理的負担を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対応のために定めた区域内で勤務することを命ぜられた職員に対し、感染状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染法上の分類が2類相当から5類に移行する前日の令和5年5月7日まで1日につき4,000円の手当を支給した。	「独立行政法人労働者健康安全機構の役職員の報酬・給与等について」を作成の上、令和5年6月にホームページに公表した。
2 機動的かつ効率的な業務運営	2 機動的かつ効率的な業務運営	2 機動的かつ効率的な業務運営		・看護職員等の収入上げを目的として、令和4年10月以降、診療報酬における「看護職員処遇改善評価料」に基づき処遇改善手当を創設、支給している。 なお、支給に当たっては、看護職員のみに限定せず、実施要綱及び施設基準に準じて幅広い職種を対象としている。	③給与水準の検証・公表について、
経費節減の意識及び能力及び実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制に	経費節減の意識及び能力及び実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制に	経費節減の意識及び能力及び実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更	・経費節減の意識及び能力及び実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立しているか。	・業務効率化及び新型コロナウイルス感染症感染防止対策として、積極的に電子（WEB）会議システムを活用した会議等を実施した。	「独立行政法人労働者健康安全機構の役職員の報酬・給与等について」
				・機構本部における電子決裁システムの運用により、決裁の迅速性を向上させるとともに、過去文書の検索性及び複写性を活かして業務効率化を推進している。	を作成の上、令和5年6月にホームページに公表した。
				・機構本部会議等におけるペーパーレス会議システムにより、会議の資料準備にかかる業務省力化及び紙使用量の削減による経費節減を図っている。	④調達等合理化計画を策定し、一般競争入札等を原則とした適切な調達手続の実現に取り組んだ。
					⑤一般競争入札等による契約において、競争性、公平性の確保を図るため、公告期間や履行期間、資格要件等の改善に努めた。
					⑥契約監視委員会における指摘事項について、開催の都度各施設への周知すること等により、「調達合理化計画」の取組の着実な実施に努めた。
					⑦共同購入等の促進については、当機構、国立病院機構及びJCHO等の法人同士が連携し継続実施することで、スケールメリ

	ついて更に充実・強化を図ること。 3 業務運営の効率化に伴う経費節減等 (1) 業務運営の効率化に伴う経費節減等 運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図ることにより、新規業務追加部分、人件費及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、中期目標期間の最終年度において、平成30年度予算に比して、一般管理費については15%程度	ついて更に充実・強化を図る。 また、機構内の複数の施設が有する機能等を連携して行う協働研究の相乗効果を最大限発揮するため、引き続き効率的・効果的な業務運営に取り組む。 3 業務運営の効率化に伴う経費節減等 (1) 業務運営の効率化に伴う経費節減等 運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図ることにより、新規業務追加部分、人件費及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、中期目標期間終了時までに、一般管理費の中期計画予算については、平成30年度の予算と比べて	に充実・強化を図る。 また、機構内の複数の施設が有する機能等を連携して行う協働研究の相乗効果を最大限発揮するため、引き続き効率的・効果的な業務運営に取り組む。 3 業務運営の効率化に伴う経費節減等 (1) 業務運営の効率化に伴う経費節減等 ア 一般管理費、事業費の削減 運営費交付金を充当して行う事業については、新規業務追加部分、人件費及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費及び事業費(研究及び試験事業、労働災害調査事業、化学物質等の有害性調査事業並びに専門センター事業を除く。)について、機構において策定した「調達等合理化計画」に基	・協働研究の相乗効果を最大限発揮するため、効率的・効果的な業務運営に取り組んでいるか。 ・運営費交付金を充当して行う事業については、「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図っているか。	安衛研と労災病院との協働(重点研究)にとどまらず、機構内の複数の施設(安衛研、労災病院、両立支援センター、産保センター、バイオ、アスベスト疾患研究・研修センター等)が協働し、さらなる相乗効果を発揮するため、令和元年度に整備した「協働研究規程」に則り、「協働研究」を実施している。具体的には1-1-1のとおり。 3 業務運営の効率化に伴う経費節減等 (1) 業務運営の効率化に伴う経費節減等 ア 一般管理費、事業費の削減 運営費交付金を充当して行う事業については、「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図り、以下の取組を行った。 ① 一般管理費については、平成30年度予算55百万円に比して、一般競争入札の推進等契約努力による印刷製本費、旅費の削減等の取組を行い、46百万円と約8百万円節減(対平成30年度比△15.2%)した。 ② 事業費(研究及び試験事業、労働災害調査事業、化学物質等の有害性調査事業並びに専門センター事業を除く。)については、平成30年度予算235百万円に比して、電子(WEB)会議システム活用の推進による旅費の削減等の取組を行い、223百万円と約12百万円節減(対平成30年度比△5.10%)した。	ットを活かした支出削減を図った。 <課題と対応> —	
--	--	--	---	---	--	---	--

	を、事業費（研究及び試験事業、労働災害調査事業、化学物質等の有害性調査事業並びに専門センター事業を除く。）については５％程度を、それぞれ削減すること。 特に、一般管理費については、従前にもまして経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に対応すること。 また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営業務については、費用節減に努め、その費用に占める運営費交付金の割合は、前中期目標期間の実績（特殊要因を除く。）の平均を超えないものとする。	15％に相当する節減額を、また、事業費（研究及び試験事業、労働災害調査事業、化学物質等の有害性調査事業並びに専門センター事業を除く。）の中期計画予算については、平成30年度の予算と比べて５％に相当する節減額を見込んだものとする。 特に、一般管理費については、従前にもまして経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に対応する。 また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金割合については、業務運営の徹底した効率化を図ること等により、前中期目標期間の実績（特殊要因を除く。）の平均を超えつつ、医療水準	づき更なる業務運営の効率化を図る。 イ 専門センター事業の運営 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターについては、診療収入をはじめとする自己収入の確保、契約努力による物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託及び保守契約の見直し等によ	・医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターについて、自己収入の確保等により、運営費交付金の割合について、前中期目標期間の実績平均を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図	イ 専門センター事業の運営 収入においては、令和４年度実績に対して患者数の増により入院収入は増となったものの、新型コロナウイルス関連補助金受入れの減の影響等により、事業収入全体としては減となった。一方、支出においては、契約努力による物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託及び保守契約の見直し等支出構造の見直しを図り経営改善に努めたものの、施設や機器の老朽化に伴う営繕工事・機器整備を行ったことによる営繕費及び器械備品費の増等により対前年度で増となった。その結果、令和５年度の運営費交付金割合については15.6％となり、前中期目標期間の実績5.6％には及ばず10.0ポイントの超過となった。 なお、経営改善に向けた最優先課題である医師確保については、引き続き大学医局等へ積極的に働きかけることに加え、支出構造の見直しについても継続して取り組み、医療水準の維持・向上を図ることとしている。		
--	---	--	---	--	--	--	--

	（２）適正な給与水準の検証・公表 機構の給与水準については、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮し、国民の理解と納得が得られるよう、手当を含め役職員給与の適正な在り方について厳しく検証した上で、その検証結果や措置状況を公表すること。	（２）適正な給与水準の検証・公表 機構の給与水準については、医師等の給与水準及び確保状況を明らかにしたうえで、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮し、国民の理解と納得が得られるよう、手当を含め役職員給与の適正な在り方について厳しく検証した上で、その検証結果や措置状況を公表する。	の向上を図る。 （２）適正な給与水準の検証・公表 令和４年度における状況について、以下の観点を踏まえ検証を行い、その検証結果及び適正化に向けた取組状況を公表する。 ア 類似の業務を行っている民間事業者及び国家公務員の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切なものとなっているか。 イ 給与水準についての説明が十分に国民の理解が得られるものとなっているか。	り、運営費交付金の割合について、前中期目標期間の実績（特殊要因を除く）の平均を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図る。 （２）適正な給与水準の検証・公表 令和４年度における状況について、以下の観点を踏まえ検証を行い、その検証結果及び適正化に向けた取組状況を公表する。 ア 類似の業務を行っている民間事業者及び国家公務員の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切なものとなっているか。 イ 給与水準についての説明が十分に国民の理解が得られるものとなっているか。	（２）適正な給与水準の検証・公表 当機構の令和４年度の給与水準の検証・公表については、総務省から示されている「独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与の公表方法等について（ガイドライン）」に基づき検証内容を掲載した資料「独立行政法人労働者健康安全機構の役職員の報酬・給与等について」を作成の上、令和５年６月にホームページに公表した。 令和５年度給与水準について、職種別対国家公務員指数を踏まえ、以下のとおりチェックを行った。 （ア）病院医師（対国家公務員指数 100.0） 病院医師の対国家公務員指数は、対令和４年度比較で1.3減となり、国家公務員と同水準となった。医師の確保は、医療の提供に不可欠であることから、今後、医師の確保状況等を踏まえた上で、引き続き適切な給与水準について検討していきたい。 （イ）病院看護師（対国家公務員指数 100.4） 病院看護師の対国家公務員指数は、対令和４年度比較で2.7減となり、国家公務員とほぼ同水準となった。労災病院の運営に当たっては、医療の質の向上、安全の確保について十分配慮する必要があるため、医師と同様に、看護師の確保が大きな課題となっている。看護師の給与水準については、看護師の確保状況を考慮しつつ、引き続き適切な給与水準の確保に努めたい。 （ウ）事務・技術職員（対国家公務員指数 91.9） 事務・技術職員の対国家公務員指数は、引き続き100を下回った。		
	（３）契約の適正化	（３）契約の適正化	（３）契約の適正化	（３）契約の適正化	（３）契約の適正化		

	契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。	契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。	契約については、公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構において策定した「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づき、一般競争入札等を原則として、以下の取組を計画水準の達成に向け推進していく。 なお、入札に当たっては、病院等の提供するサービスにおける質の維持向上に配慮しつつ、経費節減に努める。	・契約については、「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づき、原則として一般競争入札等によるものとし、契約の適正化を推進しているか。 ・入札に当たっては、病院等の提供するサービスにおける質の維持向上に配慮しつつ、経費節減に努めているか。 ・「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、その実施状況をホームページにて公表しているか。	契約については、平成27年5月25日総務大臣決定の「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」に基づき、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自立のかつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、「令和5年度調達等合理化計画」を策定し、一般競争入札等を原則とした適切な調達手続の実現に取り組んだ。		
	ア 公正かつ透明性が確保された手続により、適切、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。	ア 公正かつ透明性が確保された手続により、適切、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。	ア 「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組 「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その実施状況をホームページにて公表する。	・「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、その実施状況をホームページにて公表しているか。	ア 「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組 (1) 調達の現状と要因の分析 機構における令和5年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は2,997件、契約金額は799.0億円である。また、競争性のある契約は2,651件（88.5%）、752.4億円（94.2%）、競争性のない随意契約は346件（11.5%）、46.6億円（5.8%）である。 前年度と比較して、競争性のない随意契約が件数では△1件（△0.3%）とほぼ横ばい、金額では7.9億円（20.4%）増加している。金額が増加した主な要因は、日本バイオアッセイ研究センターの移転先施設の賃貸借契約を新たに締結したこと等によるものである。		

表 1 令和5年度の労働者健康安全機構の調達全体像 (単位：件、億円)						
	令和4年度		令和5年度		比較増△減	
	件数	件数	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(82.7%) 2,499	(93.6%) 995.9	(84.4%) 2,528	(91.8%) 733.2	(1.2%) 29	(△26.4%) △262.7
企画競争・公募	(5.8%) 174	(2.7%) 29.1	(4.1%) 123	(2.4%) 19.2	(△29.3%) △51	(△34.0%) △9.9
競争性のある契約 (小計)	(88.5%) 2,673	(96.4%) 1,025.0	(88.5%) 2,651	(94.2%) 752.4	(△0.8%) △22	(△26.6%) △272.6
競争性のない随意契約	(11.5%) 347	(3.6%) 38.7	(11.5%) 346	(5.8%) 46.6	(△0.3%) △1	(20.4%) 7.9
合計	(100%) 3,020	(100%) 1,063.7	(100%) 2,997	(100%) 799.0	(△0.8%) △23	(△24.9%) △264.7

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の（ ）書きは、令和5年度の対令和4年度伸率である。

機構における令和5年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、1者の契約件数は1,190件（47.0%）、契約金額は260.3億円（38.7%）である。

前年度と比較して、件数では128件（12.1%）と増加している一方、金額では△69.3億円（△21.0%）と減少している。件数が増加した主な要因は、医療機器に係る保守契約及び営繕工事（設備工事等）が増加したこと等によるものであり、金額が減少した主な要因は、業務委託（SPD管理業務）が減少したこと等によるものである。

表 2 令和5年度の労働者健康安全機構の一者応札・応募状況 (単位：件、億円)				
		令和4年度	令和5年度	比較増△減
2者以上	件数	1,472（ 58.1%）	1,341（ 53.0%）	△131（ △8.9%）
	金額	647.8（ 66.3%）	412.5（ 61.3%）	△235.3（ △36.3%）
1者	件数	1,062（ 41.9%）	1,190（ 47.0%）	128（ 12.1%）
	金額	329.6（ 33.7%）	260.3（ 38.7%）	△69.3（ △21.0%）
合計	件数	2,534（ 100%）	2,531（ 100%）	△3（ △0.1%）
	金額	977.4（ 100%）	672.8（ 100%）	△304.6（ △31.2%）

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 本表は、表1の競争性のある契約のうち、不落・不調随意契約分を除いた計数である。

(注3) 比較増△減の（ ）書きは、令和5年度の対令和4年度伸率である。

					(2) 重点的に取り組む分野 一者応札・応募の改善努力を継続するために、令和5年度調達等合理化計画においては、①公告期間の延長(20営業日以上)、②資格要件(過度な要件となっていないか等)の見直し、③仕様書(業務内容が具体的に記載されているか等)の見直し、④合理的な統合・分割等、⑤入札から履行までの十分な期間の確保、の5点の改善策を講じることとした。 結果として、1者の応札は、前年度との比較で件数では増加し、金額では減少となったが、その主な要因は、上記(1)のとおりである。 また、労災病院等で共通的に調達されている医療機器等の購入及びレンタル等について、本部において契約価格等を調査収集し、各施設にフィードバックすることにより情報共有を図り、適正価格での契約に資するとともに契約手続の効率化を行った。 (3) 調達に関するガバナンスの徹底 調達に関するガバナンスの徹底としては、新たに随意契約を締結することとなる案件(少額随意契約を除く)については、事前に当機構内に設置されている経理担当理事を総括責任者とする「随意契約審査会」において、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否等の観点から点検を行うこととしており、令和5年度は4回実施した。 また、他の法人における調達に関する不適切事案を受け、改めて取引業者との不適切行為の防止について、周知を図るとともに、入札談合防止に関するマニュアルを作成し、ガバナンスの強化を図った。 (4) 推進体制等 調達等合理化計画の策定及び推進に当たっては、各事項を着実に実施するため、経理担当理事を総括責任者とする「調達等合理化検討会」において、調達合理化を推進した。 また、監事及び外部有識者で構成する「契約監視委員会」を令和5年度は3回開催し、個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要について随時ホームページに公表した。 さらに、「契約監視委員会」における指摘事項等については、開催後速やかに各施設に通知したほか、本部主催の「全国労災病院会計・用度課長会議」(令和5年9月1日)及び「会計業務打合せ」(令和5年9月5日)において内容の徹底を周知した。 イ 競争性、公平性の確保 一般競争入札等により契約を行う場合は、競争性、公平性の確保の観点から、「契約監視委員会」において随意契約及び一者応札・応募の改善状況について、随意契約理由、公告期間や履行期間の十分な確保、資格要件が過度の負担となっていないか、仕様書の見直し等の点検を受け、その指摘事項を開催の都度、各施設に通知した。また、本部主催の「全国労災病院会計・用度課長会議」においても、契約監視委員会による指摘事項や契約業務の適正化内容を周知し、競争性、公平性の確保に努めた。 企画競争及び総合評価落札方式の調達においては、入札参加者に対して評価基準書を事前に配付し、評価基準の明確化を図った。		
イ 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。	イ 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施する。	イ 競争性、公平性の確保 一般競争入札等により契約を行う場合は、早期の入札公告を実施するとともに、合理的な理由なく特定の業者以外の参入を妨げる仕様としない等、競争性、公平性の確保を図る。	・一般競争入札等により契約を行う場合は、競争性、公平性の確保を図っているか。 ・一者応札・一者応募の改善について、「独立行政法人労働者健康安全機構調達等				

			なお、一者応札・一者 00 応募の改善については、「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、契約監視委員会において、その取組状況を点検する。 また、企画競争や総合評価方式を採用して、業者を選考する場合においても、競争性、透明性が十分確保されるよう複数の部署から選出した委員による評価委員会を設置して審査するとともに、入札参加者に対する評価基準書を事前に配付し、評価基準を明確にする。 ウ 契約監視委員会の審議等	合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、契約監視委員会において、その取組状況を点検しているか。 ・企画競争や総合評価方式を採用して、業者を選考する場合において、複数の部署から選出した委員による評価委員会を設置して審査し、入札参加者に対する評価基準書を事前に配布し、評価基準を明確にしているか。			
	ウ 監事及び会計監査人による	ウ 監事及び会計監査人による	ウ 契約監視委員会の審議等	ウ 契約監視委員会の審議等			

監査、契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。	監査、契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。	監事及び会計監査人の監査、契約監視委員会の審議において、徹底的なチェックを受ける。	・監事及び会計監査人の監査、契約監視委員会の審議において、徹底的なチェックを受けているか。	入札・契約の適正な実施については、監事及び会計監査人による監査のほか、「契約監視委員会」を3回開催し、機構全体の随意契約割合や一者応札・応募の割合の推移を報告した。個別契約について、随意契約の場合には随意契約理由の妥当性や契約価格が他の取引事例に照らして適切か否かを確認、一般競争による契約の場合には、公告期間、履行期間、仕様書の妥当性、予定価格積算の適正性等について確認し、競争性が十分確保されているか等の審議が行われ、その審議結果を開催の都度、各施設に周知した。										
				(参考) 令和5年度契約監視委員会における主な指摘事項 <table><tr><th>契約名称</th><th>主な指摘事項</th></tr><tr><td>デジタル式歯科用 CT・パノラマ X 線診断装置一式</td><td>本調達に関しては、入札公告を行ったものの機器の経年劣化による故障が生じ、メーカーからの部品供給もなく修理不能となったことで、緊急の必要により随意契約を行ったことは「やむを得ない」と思料される。 しかし、当該機器は購入から 30 年が経過している機器であるため、使用を続けるのであれば、故障の際のリスク管理が一層求められる。</td></tr><tr><td>エネルギー棟直流電源装置更新工事</td><td>本調達に関しては、電気設備工事の区分において、総合評点 850 点未満を直近上位の 1,100 点未満とすることにより、幅広く参加者を募ったことが評価できる。 病院という特殊な施設においては、電気設備に係る新規業者を探すことは、難しい部分もあると思うが、今後は業者への積極的な声掛けや説明会の開催などを行い、より多くの業者が参加できるように努めることが求められる。</td></tr><tr><td>手術・リハ・災害棟（仮称）新築工事設計業務</td><td>本調達に係る公募型プロポーザル方式の選定及び手続において、規程やマニュアル等に照らして検討を行った結果、特に問題点は認められなかった。 しかし、今後の調達に当たっては、技術水準を担保しながら実績要件をどこまで緩和できるのか十分な検討を行った上で、参加資格や評価基準の設定を行うことが求められる。</td></tr></table>	契約名称	主な指摘事項	デジタル式歯科用 CT・パノラマ X 線診断装置一式	本調達に関しては、入札公告を行ったものの機器の経年劣化による故障が生じ、メーカーからの部品供給もなく修理不能となったことで、緊急の必要により随意契約を行ったことは「やむを得ない」と思料される。 しかし、当該機器は購入から 30 年が経過している機器であるため、使用を続けるのであれば、故障の際のリスク管理が一層求められる。	エネルギー棟直流電源装置更新工事	本調達に関しては、電気設備工事の区分において、総合評点 850 点未満を直近上位の 1,100 点未満とすることにより、幅広く参加者を募ったことが評価できる。 病院という特殊な施設においては、電気設備に係る新規業者を探すことは、難しい部分もあると思うが、今後は業者への積極的な声掛けや説明会の開催などを行い、より多くの業者が参加できるように努めることが求められる。	手術・リハ・災害棟（仮称）新築工事設計業務	本調達に係る公募型プロポーザル方式の選定及び手続において、規程やマニュアル等に照らして検討を行った結果、特に問題点は認められなかった。 しかし、今後の調達に当たっては、技術水準を担保しながら実績要件をどこまで緩和できるのか十分な検討を行った上で、参加資格や評価基準の設定を行うことが求められる。		
契約名称	主な指摘事項													
デジタル式歯科用 CT・パノラマ X 線診断装置一式	本調達に関しては、入札公告を行ったものの機器の経年劣化による故障が生じ、メーカーからの部品供給もなく修理不能となったことで、緊急の必要により随意契約を行ったことは「やむを得ない」と思料される。 しかし、当該機器は購入から 30 年が経過している機器であるため、使用を続けるのであれば、故障の際のリスク管理が一層求められる。													
エネルギー棟直流電源装置更新工事	本調達に関しては、電気設備工事の区分において、総合評点 850 点未満を直近上位の 1,100 点未満とすることにより、幅広く参加者を募ったことが評価できる。 病院という特殊な施設においては、電気設備に係る新規業者を探すことは、難しい部分もあると思うが、今後は業者への積極的な声掛けや説明会の開催などを行い、より多くの業者が参加できるように努めることが求められる。													
手術・リハ・災害棟（仮称）新築工事設計業務	本調達に係る公募型プロポーザル方式の選定及び手続において、規程やマニュアル等に照らして検討を行った結果、特に問題点は認められなかった。 しかし、今後の調達に当たっては、技術水準を担保しながら実績要件をどこまで緩和できるのか十分な検討を行った上で、参加資格や評価基準の設定を行うことが求められる。													
エ スケールメリットを活かして、機構内における新たな共同調達に向けた検討等も含め、一層の業務の効率化を図ること。	エ スケールメリットを活かして、機構内における新たな共同調達に向けた検討等も含め、一層の業務の効率化を図る。	エ 共同調達の検討・促進 機構内の共通的な調達に際して、経済的かつ合理的な観点から調査等を行った上で、共同調達に向けた検討等を行い、業務の効率化を進める。	・機構内の共通的な調達に際して、経済的かつ合理的な観点から調査等を行い、共同調達に向けた検討等を行い、業務の効率化を進めているか。	エ 共同調達の検討・促進 機構内の共通的な調達に際して、共同購入を継続実施し、スケールメリットによる支出削減及び当該契約業務の本部への集約化による事務手続の軽減等を図った。 令和5年度実績 ・医薬品の共同購入（国立病院機構及び国立高度専門医療研究センター）について、令和5年7月及び令和5年12月に共同入札を実施（8,000品目）。 ・高額医療機器の共同購入（国立病院機構、JCHO及び日本赤十字社（以下「日赤」という。）について、令和5年8月、9月及び12月に共同入札を実施（CT、血管連続撮影装置等9機種24台削減効果812百万円）。										

	4 情報システムの整備及び管理 情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。	4 情報システムの整備及び管理 情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。	4 情報システムの整備及び管理 情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、PMOの設置等の体制整備並びに情報システムの適切な整備及び管理に向けた検討を行う。	デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、PMOの設置等の体制整備並びに情報システムの適切な整備及び管理に向けた検討を行っているか。	4 情報システムの整備及び管理 令和6年3月に機構本部にPMOを設置した。今後は、必要に応じてより充実した体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行っていく。		
--	--	--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－1	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0455、0473

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	（参考）前中期目標期間最終年度値	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般病床の病床利用率（計画値）	医療法施行令第四条の八による「病院報告」に基づく一般病床の病床利用率の年間実績以上（直近の年度）	（新規項目）	75.9%	76.2%	76.5%	76.5%	76.5%	
	一般病床の病床利用率（実績値）	—	—	80.2%	76.6%	78.9%	79.2%	77.2%	令和2～5年度については、コロナ病床を除く
	達成度	—	—	105.7%	100.5%	103.1%	103.5%	100.9%	令和2～5年度については、コロナ病床を除く

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第5 財務内容の改善に関する事項	第3 予算、収支計画及び資金計画	第3 予算、収支計画及び資金計画	<主な定量的指標> ・安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上や所在する医療圏の地域医療構想、人口動態等を踏まえた適正な診療機能の検討を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築における各労災病院の取組を推進し、新入院患者確保に努めることにより、病院施設を効率的に稼働させ、病床利用率を全国平均以上とする。	第3 予算、収支計画及び資金計画	<評価と根拠> 評価：B 新型コロナウイルス感染症の流行という予測しえない外的要因により事業の実施を制限されたが、可能な限り実施に向け取り組み、以下のとおり、年度計画等を達成している。 ・医薬品の共同購入の実施に当たっては、公的医療機関である国立病院機構及び国立高度専門医療センターとの連携の下で行った。 また、高額医療機器の共同購入の実施に当たっては、公的医療機関である国立病院機構、JCHO 及び日赤との連携の下で行った。 ・経営状況が悪化している病院（経営改善病院等）に対する業務指導・支援を行った。 ・病床利用率の安	評価 B <評価に至った理由> 独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構及び日本赤十字社との高額医療機器の共同購入を実施すること等で、コスト削減に向けた取組が行われた。 経営状況が悪化している病院への個別業務指導や支援等の実施と、新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類に移行されたことを踏まえ、紹介患者及び救急患者等の受入れについて積極的な取組が行われた結果、新入院患者数は令和4年度より増加し、コロナ病床を除いた病床利用率は 77.2%（目標 76.5%以上、達成度 100.9%）と目標を達成しており、評価できる。 医療未収金における個人未収金について、労災病院内に設置している未収金対策チームにおいて、未収金発生防止マニュアルによる新規発生防止への取組、法的手段の実施等状況に応じた回収業務の結果、医療事業収入に対する個人未収金の割合は 0.58%となり、前中期目標期間の実績平均 0.81%を下回った。 以上の点を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると認められることから、評価をBとした。 <指摘事項、業務運営上の課題及	

	通則法第29条第2項第4号の財務内容に関する事項は、次のとおりとする。 1 外部資金の活用等 外部資金については、機動的な研究の促進のため、機構の目的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野に重点を置き、獲得を図ること。 また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大を図ること。 2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 運営費交付金を充当して行う事業については、「第4 業務	1 外部資金の活用等 機構の目的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野における機動的な研究の促進のため必要な場合には、既存の研究予算との使途目的を整理した上で、外部資金の獲得を図る。 また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大を図る。 2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 運営費交付金を充当して行う事業については、「第2 業務	1 外部資金の活用等 機構の目的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野における機動的な研究の促進のため必要な場合には、既存の研究予算との使途目的を整理した上で、外部資金の獲得を図る。 また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大を図る。 2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 運営費交付金を充当して行う事業については、「第2 業務	＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・外部資金については、機動的な研究の促進のため、機構の目的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野に重点を置き、獲得を図っているか。 ・研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大を図っているか。 ・運営費交付金を充当して行う事業については、「第2 業務	1 外部資金の活用等 ・競争的研究資金等の外部研究資金の獲得について、公募情報の共有・提供や若手研究員に対する申請支援等の組織的な取組を行い、厚生労働科学研究費補助金等の競争的研究資金を38件獲得した。 ・施設、設備の有償貸与の促進を図るためホームページに貸与可能研究施設、施設リストを掲載し、周知を図った。結果、1件の申請があり自己収入の拡大を図った。 ・特許権の実施許諾、成果物の有償頒布化による自己収入の拡大を図った。 2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 運営費交付金を充当して行う事業については、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項に配慮した予算を作成し、当該予算による運営を行った。	定的確保が厳しい病院においては、病床機能の変更又は病床数削減を行い、併せて、病床機能及び病床数に見合った施設基準の取得を行った。 ・施設別病院協議において、地域医療構等を踏まえた病院の中長期的な運営体制等について本部と病院が協議を行い、各病院の運営計画を決定し、より効率的な医療の提供に努めた。 ・新入院患者数は令和4年度より増加し、コロナ病床を除いた病床利用率は77.2%と目標値を達成している。 ・新入院患者数及び救急搬送件数の増等により診療単価も増となり、入外収入は前年度を大きく上回った。 ・個人未収金については、全ての労災病院内に設置している未収金対策チームの活動を強化し、未収金発生防止マニュアルに基づく新規発生防	び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	--	---	---	--	--	--	--

	運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。 また、独立行政法人会計基準を踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理すること。	運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。 また、独立行政法人会計基準を踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。	運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項に配慮した予算を作成し、当該予算による運営を行う。 また、独立行政法人会計基準を踏まえ、運営費交付金の会計処理に当たっては、原則として業務達成基準による収益化を採用し、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。	運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項に配慮した予算を作成し、当該予算による運営を行っているか。 ・独立行政法人会計基準を踏まえ、業務達成基準による収益化を採用し、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理しているか。	また、独立行政法人会計基準を踏まえ、運営費交付金の会計処理に当たっては、原則として業務達成基準による収益化を採用し、収益化単位の業務ごとに予算と実績の管理を行った。	止への取組により一層の推進及び法的手段の実施等状況に応じた回収業務に努めた結果、医業未収金比率（医療事業収入に対する個人未収金の割合）は0.58%となった（前中期目標期間の実績平均0.81%）。 ・保有資産については、保有資産利用実態調査を実施し随時検討するとともに、処分可能な資産については、測量、登記等を実施し売却作業を進めた。旭労災病院職員宿舎、九州労災病院職員宿舎、神戸労災病院職員宿舎、香川労災病院職員宿舎の売却を実施し、売却により生じた収入を労災病院の増改築基金に充当した。 ＜課題と対応＞ —	
	3 労災病院の経営改善 （1）独立行政法人国立病院機構との連携等 全ての労災病院において医薬品及び高額医療機器等の共同購入等を実施し、独立行政法人国立病院機構（以下「国病機構」という。）等の公的医療機関と連携を行うほか、医師が不足する病	3 労災病院の経営改善 （1）独立行政法人国立病院機構との連携等 全ての労災病院において医薬品及び高額医療機器等の共同購入等を実施し、独立行政法人国立病院機構（以下「国病機構」という。）等の公的医療機関と連携を行うほか、医師が不足する病	3 労災病院の経営改善 （1）独立行政法人国立病院機構との連携等 ア 医薬品及び高額医療機器等の共同購入を推進することにより支出削減に努める。 イ 医薬品及び高額医療機器等の共同購入に当たっては、独立行政法人国立病院機構（以下「国	・医薬品及び高額医療機器等の共同購入を推進しているか。 ・医薬品及び高額医療機器等の共同購入に当たっては、公的医療機関と連携を行っているか。	3 労災病院の経営改善 （1）独立行政法人国立病院機構との連携等 医薬品及び高額医療機器等の共同購入を継続実施し、スケールメリットによる支出削減及び当該契約業務の本部への集約化による事務手続の軽減等を図った。 令和5年度実績 ・ 医薬品の共同購入（国立病院機構及び国立高度専門医療センター）について、令和5年7月及び令和5年12月に共同入札を実施（8,000品目）。 ・ 高額医療機器の共同購入（国立病院機構、JCHO及び日赤）について、令和5年8月、9月及び12月に共同入札を実施（CT、血管連続撮影装置等9機種24台削減効果812百万円）。 医薬品の共同購入の実施に当たっては、公的医療機関である国立病院機構及び国立高度専門医療センターとの連携の下で行った。 また、高額医療機器の共同購入の実施に当たっては、公的医療機関である国立病院機構、JCHO及び日赤との連携の下で行った。	旭労災病院職員宿舎、九州労災病院職員宿舎、神戸労災病院職員宿舎、香川労災病院職員宿舎の売却を実施し、売却により生じた収入を労災病院の増改築基金に充当した。 ＜課題と対応＞ —	

	院の医師確保等を行い、労災病院の経営改善を図ること。	院の医師確保等を行い、労災病院の経営改善を図る。	病 機 構 」 と い う。) 等の公的医療機関と連携を行う。 ウ 医師が不足する病院の医師確保等を行い、労災病院の経営改善を図る。	医師が不足する病院の医師確保等を行っているか。	労災病院間における医師派遣については、医師確保が特に困難な状況にある労災病院が提出した医師派遣要望書に基づき、会議等で派遣協力を依頼するとともに機構役員等が個別に各労災病院長に協力依頼を行った。 医師派遣については、関係大学医局の意向、派遣元労災病院の欠員補充等の調整に取り組んだ結果、地域における新型コロナウイルス感染症の発生動向を踏まえながら医師派遣（計３人）が行われ、医師不足が深刻な労災病院を支援した。 【令和５年度労災病院間医師派遣実績】 東北労災病院→青森労災病院（呼吸器内科） 横浜労災病院→新潟労災病院（内科） ※派遣医師数計 11 人 （２）個別病院単位の財務関係書類の作成等 労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的かつ統一的に捉えるため、個別病院単位の財務関係書類を公表し、ガバナンス機能の向上を図ること。 なお、令和４事業年度分については、独立行政法人通則法に基づく厚生労働大臣の財務諸表の承認後、速やかにホームページにおいて公表を行った。 （３）医業収入の安定的な確保 ア 病院施設の効率的な稼働（病院経営改善に向けた取組） 【本部において取り組んだ事例】 - 主に経営状況が悪化している病院（経営改善病院等）に対する業務指導・支援（行動計画の作成・フォローアップ、病院長等へのヒアリング、収入増加・支出削減対策の指導、等）を行った。 【本部と病院が共同で取り組んだ事例】 - 病床利用率の安定的確保が厳しい病院においては、病床機能の変更又は病床数削減を行い、併せて、病床機能及び病床数に見合った施設基準の取得を行った。 - 施設別病院協議において、地域における勤労者医療の中核的な役割や地域医療構想等を踏まえた今後の病院機能の維持・向上に向けた病院の中長期的な運営体制等について、本部と病院が協議を行い、各病院の運営計画を決定し、より効率的な医療の提供に努めた。		
	（２）個別病院単位の財務関係書類の作成等 労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的かつ統一的に捉えるため、個別病院単位の財務関係書類を公表し、ガバナンス機能の向上を図ること。 （３）医業収入の安定的な確保 安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上を図る等の取組を行うこと。また、客観的な指標により病院施設を効率的に稼働させ、病院収入の	（２）個別病院単位の財務関係書類の作成等 労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的かつ統一的に捉え、ガバナンス機能の向上を図るため、個別病院単位の財務関係書類を作成、公表する。 （３）医業収入の安定的な確保 安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上や所在する医療圏の地域医療構想、人口動態等を踏まえた適正な診療機能の検討を行うとともに	（２）個別病院単位の財務関係書類の作成等 労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的かつ統一的に捉えるため、個別病院単位の財務関係書類を公表し、ガバナンス機能の向上を図る。 （３）医業収入の安定的な確保 労災病院が勤労者医療及び地域医療における役割を確実に果たしていくためには、安定的な経営基盤を確保する必要がある。このため、医療サービスの質	・個別病院単位の財務関係書類を公表し、ガバナンス機能の向上を図っているか。 ・安定的な経営基盤を確保するため、医療サービスの質の向上を図る等の取組を行っているか。 ・地域医療構想、等を踏まえた適正な診療機能の			

	安定的な確保に努めること。	に、地域包括ケアシステムの構築における各労災病院の取組を推進し、新入院患者確保に努めることにより、病院施設を効率的に稼働させ、病床利用率を全国平均以上（※）とするなど、繰越欠損金が生じないよう病院収入の安定的な確保に努める。 【※：医療法施行令第四条の八による「病院報告」に基づく一般病床の病床利用率の年間実績】	の向上や所在する医療圏の地域医療構想、人口動態等を踏まえた適正な診療機能の検討を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築における各労災病院の取組を推進し、新入院患者確保に努めることにより、病院施設を効率的に稼働させ、病院収入の安定的な確保に努める。 一方で、新型コロナウイルス感染症が５類感染症に移行した後も、感染症発生・まん延時には感染症患者の受入病床確保に対応する必要があることから、当該受入病床の影響を除外した一般病床の病床利用率について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない直近年（令和元年）の全国平均 76.5%以上を確保する。	見直しを行い、新入院患者の確保に努めることにより病院施設を効率的に稼働させ、病院収入の安定的な確保に努めているか。	イ 病院収入の安定的な確保 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが５類に移行されたことを踏まえ、紹介患者及び救急患者等の受入れについて積極的に取り組んだ結果、新入院患者数は令和４年度より増加し、コロナ病床を除いた病床利用率は77.2%と目標値を上回っている。 併せて、新入院患者数及び救急搬送件数の増等により診療単価も増となり、入外収入は前年度を大きく上回っている。 【参考】コロナ専用・休床病床数（1日当たり） 専用 160.9床（対前年度比△285.2床） 休床 198.7床（対前年度比△559.1床） 合計 359.6床（対前年度比△844.3床） 上記の結果、新型コロナウイルス感染症に係る補助金収入の減等により経常収益は、令和４年度と比較して148億円の減少となったものの、入院・外来収入については、87億円の増加となった。 ○労災病院の経常収益 <table><tr><th>区 分</th><th>① ４ 年 度</th><th>② ５ 年 度</th><th>増 減（②－①）</th></tr><tr><td>経常収益</td><td>3,286 億円</td><td>3,138 億円</td><td>△148 億円</td></tr></table>	区 分	① ４ 年 度	② ５ 年 度	増 減（②－①）	経常収益	3,286 億円	3,138 億円	△148 億円		
区 分	① ４ 年 度	② ５ 年 度	増 減（②－①）												
経常収益	3,286 億円	3,138 億円	△148 億円												

（４）医業未収金の適切な回収 医業未収金について、定期的な督促や滞納者からの承認書の徴取等、債権の保全措置を執り、適切に回収を行うこと。	（４）医業未収金の適切な回収 医業未収金について、定期的な督促や滞納者からの承認書の徴取等、債権の保全措置を執り、医業未収金比率（医療事業収入に対する個人未収金の割合）について、前中期目標期間の実績の平均を超えないものとしつつ、適切に回収を行う。	（４）医業未収金の適切な回収 医業未収金について、機構本部及び各病院連携の下、従来から推進してきた院内体制の更なる確立を図りながら、医業未収金の新規発生防止への取組のより一層の推進を図る。また、定期的な督促や滞納者からの承認書の徴取等、債権の保全措置を執り、適切に回収を行うことにより、医業未収金比率（医療事業収入に対する個人未収金の割合）について、前中期目標期間の実績の平均を超えないものとしつつ、適切に回収を行う。	・医業未収金について、従来から推進してきた院内体制の更なる確立により、新規発生防止への取組の推進を図っているか。 ・定期的な督促や滞納者からの承認書の徴取等、債権の保全措置を執り、前中期目標期間の実績の平均を超えない範囲で適切に回収しているか。	（４）医業未収金の適切な回収 医業未収金については、請求先が支払機関等（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会等）と個人に分けられるが、個人未収金については、全ての労災病院に設置している未収金対策チームにおいて、未収金発生防止マニュアルに基づく新規発生防止への取組により法的手段の実施等状況に応じた回収に努めた。結果として、医業未収金比率（医療事業収入に対する個人未収金の割合）は 0.58%と前中期目標期間の実績平均 0.81%に比較し 0.23 ポイントの改善となった。 ※令和5年度末の医業未収金約 496 億円のうち約 478 億円については、支払機関等に係るもので、請求後 1 ～ 2 か月後には支払われるものである。																																																																						
4 保有資産の見直し （１）保有資産については、引	4 保有資産の見直し （１）機構が保有する資産につ	4 保有資産の見直し （１）機構が保有する資産につ	・保有資産について、有効利用	((参 考)) 年度別個人未収金内訳表 <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th rowspan="2">支払機関等</th><th colspan="4">個 人 未 収 金</th><th rowspan="2">合計</th><th rowspan="2">医療事業収入</th></tr><tr><th>一般債権</th><th>貸倒懸念債権及び破産更生債権等</th><th>小 計</th><th>医業未収金比率（％）</th></tr><tr><td>元年度</td><td>44,027</td><td>1,137</td><td>920</td><td>2,057</td><td>0.70</td><td>46,084</td><td>295,063</td></tr><tr><td>2 年度</td><td>45,444</td><td>1,193</td><td>853</td><td>2,046</td><td>0.72</td><td>47,490</td><td>285,075</td></tr><tr><td>3 年度</td><td>43,779</td><td>1,033</td><td>685</td><td>1,718</td><td>0.59</td><td>45,490</td><td>293,499</td></tr><tr><td>4 年度</td><td>49,436</td><td>990</td><td>692</td><td>1,682</td><td>0.56</td><td>51,118</td><td>302,513</td></tr><tr><td>①5 年度</td><td>47,779</td><td>1,060</td><td>732</td><td>1,792</td><td>0.58</td><td>49,571</td><td>311,369</td></tr><tr><td colspan="5">②前中期目標期間の実績平均</td><td>0.81</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="5">差（①－②）</td><td>0.23</td><td colspan="2"></td></tr></table> 4 保有資産の見直し 保有資産の更なる有効活用に資するため、保有資産利用実態調査を実施し、調査に基づき随時検討するとともに、保有資産検討会議において選定した資産を含め、処分予定の土地及び建物につい	区 分	支払機関等	個 人 未 収 金				合計	医療事業収入	一般債権	貸倒懸念債権及び破産更生債権等	小 計	医業未収金比率（％）	元年度	44,027	1,137	920	2,057	0.70	46,084	295,063	2 年度	45,444	1,193	853	2,046	0.72	47,490	285,075	3 年度	43,779	1,033	685	1,718	0.59	45,490	293,499	4 年度	49,436	990	692	1,682	0.56	51,118	302,513	①5 年度	47,779	1,060	732	1,792	0.58	49,571	311,369	②前中期目標期間の実績平均					0.81			差（①－②）					0.23				
区 分	支払機関等	個 人 未 収 金					合計	医療事業収入																																																																		
		一般債権	貸倒懸念債権及び破産更生債権等	小 計	医業未収金比率（％）																																																																					
元年度	44,027	1,137	920	2,057	0.70	46,084	295,063																																																																			
2 年度	45,444	1,193	853	2,046	0.72	47,490	285,075																																																																			
3 年度	43,779	1,033	685	1,718	0.59	45,490	293,499																																																																			
4 年度	49,436	990	692	1,682	0.56	51,118	302,513																																																																			
①5 年度	47,779	1,060	732	1,792	0.58	49,571	311,369																																																																			
②前中期目標期間の実績平均					0.81																																																																					
差（①－②）					0.23																																																																					

	き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について検証し、不断に見直しを行うこと。 また、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うこと。	いては、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有する必要性について検証、不断に見直しを行い、支障のない限り、国へ返納等を行う。 また、労災病院の保有資産のうち、機構成立後において、独立行政法人労働者健康安全機構法（平成14年法律第171号。以下「機構法」という。）附則第7条に基づく資産処分以外の資産処分により生じた収入については、医療の提供を確実に実施するため、労災病院の増改築費用等へ有効活用する。	いては、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有する必要性について検証、不断に見直しを行い、支障のない限り、国へ返納等を行う。 また、労災病院の保有資産のうち、不要財産以外の重要な財産（独立行政法人通則法第48条）の処分により生じた収入については、医療の提供を確実にするため、労災病院の増改築費用等へ有効活用努める。	可能性、効果的な処分等といった観点に沿って、その保有する必要性について不断に見直しを行い、支障のない限り、国へ返納等を行っているか。 ・保有資産のうち、不要財産以外の重要な財産（独立行政法人通則法第48条）の処分により生じた収入について、労災病院の増改築費用等への有効活用に努めているか。	ては、順次、測量・登記・不動産鑑定評価・売却に係る入札を実施し、売却作業を進めた。 令和5年度においては、12月4日開催の保有資産検討会議において、新たな処分資産は選定されなかったものの、新潟労災病院職員宿舎（五智宿舎）、旭労災病院職員宿舎（小幡宿舎）については、測量及び登記を実施し、売却に向けた準備を進めた。 また、労災病院の保有資産のうち、不要財産以外の重要な財産の処分として、旭労災病院職員宿舎（桜ヶ丘宿舎B）、九州労災病院（職員宿舎A棟他6棟）、神戸労災病院（職員宿舎山手ヴィラ）、香川労災病院（院長宿舎・土器宿舎）の売却を実施し、売却により生じた収入を労災病院の増改築基金に充当した。		
	（2）特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、	（2）特許権は、開放特許情報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、その実	（2）特許権は、開放特許情報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、その実	・特許権について、開放特許情報データベースへの登録等により、特許収入の拡大を図ってい	・特許権等の取得が可能と見込まれるものについては、必要性及び費用対効果等を勘案して判断を行っている。なお、令和5年度は1件の特許出願が認められた。 ・知的財産の活用促進を図るため、特許権について、安衛研のホームページにその名称、概要等を報告した。		

	なることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 以下の財産処分を中期目標期間の最終年度までに完了するよう努める。 機構法附則第7条の規定に基づく資産である旧岩手労災病院職員宿舎については、売却により国庫納付を行う。 また、旧労災リハビリテーション愛知作業所については、建物等を解体し、土地を所有者に返還する。 第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 中期目標期間の最終年度までに売却等が完了するよう努める。 秋田労災病院駐車場用地、秋	なることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 旧労災リハビリテーション愛知作業所については、土地の所有者である愛知県との協議により確定した原状回復の方針に基づき、建物等解体工事の実施等、返還に向けた手続きを進める。 第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 中期計画に掲げる不要財産以外の重要な財産のうち、処分が完了していない資産については、測量、不動産鑑	・旧労災リハビリテーション愛知作業所について、愛知県との協議により、返還に向けた手続きを進めているか。 ・中期計画に掲げる不要財産以外の重要な財産の処分に当たり、評価額の見直し等を行い、不動産媒介業者	○ 機構法附則第7条の規定に基づく資産 対象なし ○ 上記以外の資産 旧労災リハビリテーション愛知作業所については、建物等の解体工事が終了し、土地の所有者である愛知県と原状回復状況の現地確認を行い、協議合意のうえで、借受公有財産返還届（令和6年2月20日付）を愛知県へ提出し、土地の返還手続きが完了した。 第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 ○ 福島労災病院現有地 ・ 令和5年度に現地建替方針となったため、いわき市との土地交換についての協議は終了となった。 ○ 和歌山労災病院移転後跡地の一部 ・ 最低売却価格の見直しを行った上、再度、一般競争入札を行ったが応札者が無かったため、随意契約公告期間中に不動産媒介業者を通じて不動産業者等へ買受勧奨を実施するも応札者がなかった。		
--	---	---	--	--	--	--

	田労災病院職員 宿舎、福島労災 病院現有地、鹿 島労災病院駐車 場用地、関西労 災 病 院 職 員 宿 舎、神戸労災病 院職員宿舎、和 歌山労災病院移 転 後 跡 地 の 一 部、九州労災病 院門司メディカ ルセンター職員 宿舎 第 7 剰余金の 使途 本中期目標期 間中に生じた剰 余 金 につい ては、労災病院 においては施設・ 設備の整備、そ の他の業務にお いては労働者の 健康の保持増進 に関する業務や 調査及び研究並 びにその成果の 普及の充実に充 当する。 第 8 その他主 務省令で定める 業務運営に関す る事項 1 人事に関す る計画 運営費交付金 を充当して行う 業務に係る常勤 職 員 につい	定評価及び評価 額の見直しを行 い、不動産媒介 業者を活用する 等、引き続き売 却等手続を進め る。 第 7 剰余金の 使途 労災病院にお いては施設・設 備の整備、その 他の業務におい ては労働者の健 康の保持増進に 関する業務や調 査及び研究並び にその成果の普 及の充実に充当 する。 第 8 その他主 務省令で定める 業務運営に関す る事項 1 人事に関す る計画 運営費交付金 を充当して行う 業務に係る常勤 職員については	を活用する等、 売却等手続を進 めているか。 ・労災病院にお ける施設・設備 の整備、その他 の 業 務 につい て、労働者の健 康の保持増進に 関する業務や調 査及び研究並び にその成果の普 及の充実に充当 しているか。 ・運営費交付金 を充当して行う 業務に係る常勤 職員について、	(参考) 過年度に処分が完了した財産 ○ 秋田労災病院駐車場用地（令和 3 年 11 月） ○ 秋田労災病院職員宿舎（令和 2 年 6 月） ○ 鹿島労災病院駐車場用地（令和 2 年 1 月） ○ 関西労災病院職員宿舎（令和 2 年 12 月） ○ 神戸労災病院職員宿舎（令和元年 8 月） ○ 九州労災病院門司メディカルセンター職員宿舎（令和元年 8 月） 第 7 剰余金の使途 充当すべき剰余金は生じていない。 第 8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 機構職員が担う各事業に係る所掌事務を勘案した常勤職員数の適正化を図った。		
--	---	---	---	--	--	--

	は、業務の効率化及び体制の強化の両面からその職員数の適正化を図る。 2 施設・設備に関する計画 (1) 労災病院に係る計画 中期目標期間中に整備する労災病院の施設・設備については、別紙5のとおりとする。 (2) 労災病院以外の施設に係る計画 労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を図る。 ア 施設名 北海道せき損センター、大阪労災病院治療就労両立支援センター、安衛研 イ 予定額 18507 百万円（特殊営繕、機器等整備を含む）	、業務の効率化及び体制の強化の両面からその職員数の適正化を図る。 2 施設・設備に関する計画 (1) 労災病院に係る計画 山陰労災病院及び大阪労災病院の施設整備を進めるとともに、福島労災病院及び横浜労災病院について、施設整備計画の検討を行う。 (2) 労災病院以外の施設に係る計画 労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により次のとおり施設整備を行う。 ア 施設名 北海道せき損センター イ 予定額 総額1332百万円（特殊営繕、機器等整備を含む）	職員数の適正化を図っているか。 ・山陰労災病院及び大阪労災病院の施設整備を進めるとともに、福島労災病院及び横浜労災病院について、施設整備計画の検討を行っているか。 ・北海道せき損センターについて施設整備費補助金により施設整備を行っているか。 ・総額 1332 百万円以内で執行しているか。	2 施設・設備に関する計画 (1) 労災病院に係る計画 〔引き続き整備を進める施設〕 山陰労災病院〔令和7年7月完了予定〕 大阪労災病院〔令和6年12月完了予定〕 〔施設整備の検討を行った施設〕 福島労災病院、横浜労災病院 (2) 労災病院以外の施設に係る計画 労災病院以外の施設について、令和5年度には施設整備費補助金により次のとおり施設整備を実施している。 ア 施設名 安衛研については、新技術安全研究棟新築工事が令和6年度に工事完了の予定である。 イ 実績額 当初予定額1,332百万円に令和4年度からの繰越額154百万円を含めた1,486百万円（特殊営繕費、機器等整備費含む）に対し、1,283百万円を執行した。 変更交付及び予算繰越については、必要に応じて関係機関と協議を実施した。		
--	---	---	--	--	--	--

		む。)	。)		令和5年度は、高尾みころも霊堂の監視カメラ更新工事において、設計業務は完了したものの、工事は入札不調となり、当初計画より契約締結が遅れた影響で工期も後ろ倒しになったことなどにより翌債があったが、令和6年度内には完了する見通しである。		
		ウ 上記の計画については、業務実施状況、予見しがたい事情等を勘案し、施設整備を追加又は予定額を変更することがあり得る。 3 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。 4 積立金の処分に関する事項 積立金は、厚生労働大臣の承認するところにより、将来の資金決済の生じない費用に充てる。	ウ 上記の計画については、業務実施状況、予見しがたい事情等を勘案し、施設整備を追加又は予定額を変更することがあり得る。 3 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行うことがある。 4 積立金の処分に関する事項 積立金は、将来の資金決済の生じない費用に充てる。	・施設整備を追加又は予定額を変更する場合は、業務実施状況、予見しがたい事情等を勘案しているか。 ・中期目標期間を超える債務負担について、その必要性及び資金計画への影響を勘案したうえで、行われているか。 ・積立金は、将来の資金決済の生じない費用に充てているか。	3 中期目標期間を超える債務負担 債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、中期目標期間を超える債務負担を実施した。 4 積立金の処分に関する事項 積立金は、資金決済の生じない費用に充当した。		

4. その他参考情報

〔目的積立金等の状況〕

(単位：百万円、%)

	令和元年度末 (初年度)	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	37,656	26,687	20,677	15,726	13,051
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	—	31,696	58,145	64,945
うち経営努力認定相当額	—	—	—	—	—
その他の積立金等	—	—	—	—	—
運営費交付金債務	342	1,497	2,097	1,992	—
当期の運営費交付金交付額(a)	10,195	11,232	12,023	11,221	11,233
うち年度末残高(b)	203	1,451	1,047	359	1,009
当期運営費交付金残存率 (b÷a)	2.0	12.9	8.7	3.2	9.0

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－1	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0455－07、0455－08

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	（参考）前中期目標期間最終年度値	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	研修の有益度（計画値）	有益度調査において全研修平均で85%以上	—	85.0%	85.0%	85.0%	85.0%	85.0%	
	研修の有益度（実績値）	—	89.5%	90.2%	90.3%	92.0%	92.7%	92.0%	
	達成度	—	—	106.1%	106.2%	108.2%	109.1%	108.2%	
	労災看護専門学校生の国家試験合格率（計画値）	全国平均以上の看護師国家試験合格率	—	89.2%	90.4%	91.3%	90.8%	87.8%	
	労災看護専門学校生の国家試験合格率（実績値）	—	98.9%	98.4%	98.8%	99.0%	99.0%	97.9%	
	達成度	—	—	110.3%	109.3%	108.4%	109.0%	111.5%	
	破産更生債権を除いた債権の回収額（百万円）（計画値）	弁済計画に基づいた年度回収目標額	—	6	16	—	—	—	
	破産更生債権を除いた債権の回収額（百万円）（実績値）	—	16	11	30	—	—	—	
	達成度	—	—	183.3%	187.5%	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	第6 その他業務運営に関する重要事項	第9 その他業務運営に関する重要事項	第9 その他業務運営に関する重要事項	<主な定量的指標> ・研修内容については、研修終了後のアンケート調査等の検証を行い、グループワークを多く取り入れるなど、より効果的かつ効果的な専門研修内容及び研修プログラムの充実を図り、有益度調査において全研修平均で85%以上の有益度を得る。 ・破産更生債権を除いた債権について、弁済計画に基づいた年度回収目標額を回収する。 ・労災看護専門学校においては、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成し、看護師国家試験合格者を全国平均以上とす	第9 その他業務運営に関する重要事項	<評価と根拠> 評価：B ・人事に関する事項における研修の有益度については、目的に応じた形態（集合あるいは電子（WEB）会議システムを活用した形式により実施し、心身への疲労感の軽減に配慮（途中休憩等）、研修用機器や視聴場所の確保及び通信環境の整備の促進、電子（WEB）会議システムの使用方法や機能について習熟を図り、特にグループワークにおいては、「チャット」機能を用いたコミュニケーションの円滑化やクラウド上に共有ファイルを置いてリアルタイムに情報を共有するなど、グループ内において議論が活発化するような設定を行うことにより、より効果的な研修となるよう努めた結	評価	B	
								<評価に至った理由> 人事に関する事項の研修について、集合形式または電子（WEB）会議システムを活用した形式により実施され、全研修平均の有益度は92%（目標85%以上、達成度108.2%）となり、目標を達成しており、評価できる。 看護師の養成については、労災看護専門学校生の国家試験合格率が97.9%（目標87.8%以上、達成率111.5%）と目標である全国平均を上回る合格者が輩出され、勤労者医療の実践の場である労災病院の看護師確保に貢献しているものと認められる。 将来の優秀な医師の確保を目的として、病院見学や病院実習を積極的に受け入れるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で各地の説明会が中止となる中で、電子（WEB）会議システムを活用した説明会の開催や独自に作成した臨床研修プログラムの紹介動画を病院ホームページに掲載する等、各労災病院の特色等について広報が行われ、優秀な研修医及び専攻医の確保に向けた取組が進められた結果、令和5年度は157人（令和元年度138人）の医学生を労災病院の初期臨床研修医として採用された。また、独立行政法人国立病院機構との相互研修においても新型コロナウイルス感染症拡	

	通則法第29条第2項第5号のその他業務運営の効率化に関する重要事項は、次のとおりとする。 1 人事に関する事項 （1）能動的な人事管理 機構の業務運営に見合った人材の採用に努めること。 また、適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事及び給与となるよう、業績評価を反映する取組を実施し、職員の意欲の向上を図ること。 （2）優秀な研究員の確保・育成 研究員の採用については、引き続き、任期制を原則とすること。 また、任期の定めのない研究	1 人事に関する事項 （1）能動的な人事管理 機構の業務運営に見合った人材の採用に努める。 また、採用した職員の専門性を高めるため、適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、業績評価を反映する取組を実施し、職員の意欲の向上を図る。 （2）優秀な研究員の確保・育成 ア 研究員は、公募による任期付採用を原則とし、任期中に研究員としての能力が確認された者から、研究業	1 人事に関する事項 （1）能動的な人事管理 機構の業務運営に見合った人材の採用に努める。 また、採用した職員の専門性を高めるため、適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、業績評価を反映する取組を実施し、職員の意欲の向上を図る。 （2）優秀な研究員の確保・育成 ア 研究員は、公募による任期付採用を原則とし、任期中に研究員としての能力が確認された者から、研究業	る。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・機構の業務運営に見合った人材の採用に努めているか。 ・適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、業績評価を反映する取組を実施しているか。 ・研究員は、公募による任期付採用を原則とし、任期中に研究員としての能力が確認された者は、任期を付さ	1 人事に関する事項 （1）能動的な人事管理 病院経営に係る知識や能力分析を備えた事務職員を育成し事務部門の病院経営に係る機能を強化するため、医事業務に精通した事務職員の育成制度を設けており、対象となる職員の採用に努めた。また、組織のマネジメント経験を有した即戦力となる人材を確保するため、管理職候補者採用を行い、令和5年度は2人採用した。 適切な能力開発を実施するとともに職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、引き続き取り組んでいく。 研究員の業績評価として、以下の取組を行った。 ・ 部長等管理職に着目した評価項目による評価の実施。 ・ 研究員について、①研究業績、②対外貢献、③所内貢献（研究業務以外の業務を含む貢献）の観点からの個人業績評価を行う。当該業績評価は、公平かつ適正に行うため、研究員の所属部長等、領域長及び所長による総合的な評価により実施。 評価結果については、人事管理等に適切に反映させるとともに、評価結果に基づく総合業績優秀研究員、研究業績優秀研究員及び若手総合業績優秀研究員を表彰。 （2）優秀な研究員の確保・育成 ア 研究員の採用 ・ 新規研究員の採用に際しては、産業安全と労働衛生の研究を担う資質の高い研究員を採用するため、研究者人材データベース（JREC-IN）への登録、学会誌への公募掲載等により全て公募を行っている。 ・ 新規研究員は、原則、3年間の任期付研究員として採用している。 ・ 採用後は、それまでの研究成果等を評価し、任期を付さない研究員として登用している。 令和5年度は4人の研究員について任期を付さない研究員として登用した。また、令和6年度に向けて、2人の任期付研究員に係る研究業績評価を実施した結果、優秀な研究員との判断がな	果、有益度は92.0%となり、計画値85%のところ108.2%の達成度であった。 ・ 労災看護専門学校の国家試験合格率については、97.9%となり、全国平均値87.8%のところを111.5%の達成度と、全国平均を上回る合格者を輩出し、勤労者医療の実践の場である労災病院の看護師確保に貢献した。 ・ 質の高い医療の提供及び安定した運営基盤を構築するため、初期臨床研修医及び専攻医の確保について、病院見学はもとより病院実習を積極的に受け入れるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で各地の説明会が中止となるなかで、電子（WEB）会議システムを活用した説明会の開催や独自に作成した臨床研修プログラムの紹介動画を自院ホームページに掲載する	大防止への対応として電子（WEB）会議システムを活用して実施することで、研修開催の効率化、参加機会の増加に向けた取組が行われた。 障害者雇用の実施について、各施設に令和元年度に改訂した「障害者雇用サポートマニュアル」を配布したほか、本部が電子（WEB）会議システムを活用して開催する研修会や各種会議で内容の周知と活用を依頼し、障害者雇用の更なる促進と定着に向けた取組が進められた結果、障害者雇用率は2.96%と法定雇用率（2.6%）を上回っており、評価できる。 情報セキュリティ対策については、情報セキュリティに係る注意喚起文が発出されるとともに、訓練の実施、監査及び指導が行われ、令和5年度における重大な情報セキュリティインシデントは未発生となっている。 以上の点を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると認められることから、評定をBとした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	--	---	---	--	---	---	---

	員の採用に当たっては、研究経験を重視し、研究員としての能力が確認された者を採用すること。 研究員の能力開発を図り、労働者の健康や安全に関する幅広い知識、関心等を養うため、労災病院の臨床研究の場も含めた交流の場等への参加を促すことで、研究スキルの向上に配慮し、キャリアアップを戦略的に実施すること。	績や将来性を踏まえて、任期を付さない研究員として登用する。 イ ただし、アによらず、研究所に必要な専門性を有し、研究経験及び研究員としての能力が優れている者を採用する場合は、任期の定めのない研究員として採用することとする。 ウ 女性や障害者がその能力を発揮できる研究環境の整備に努める。 エ 研究ニーズや研究員の研究実績、経験、将来	績や将来性を踏まえて、任期を付さない研究員として登用する。 イ ただし、アによらず、研究所に必要な専門性を有し、研究経験及び研究員としての能力が優れている者を採用する場合は、任期の定めのない研究員として採用することとする。 ウ 次世代育成支援対策推進法（平成15年7月16日法律第120号）に基づく一般事業主行動計画における、育児休業、フレックスタイム等の各種制度を活用して、育児・介護等と研究の両立を図るための環境整備に努めるとともに、障害のある研究員がその能力を十分に発揮できる研究環境の整備に努める。 エ 研究ニーズや研究員の研究実績、経験、将来	ない研究員として登用しているか。 ・上記によらず、研究経験及び研究員としての能力が優れている者を採用する場合は、任期の定めのない研究員として採用しているか。 ・育児休業等の各種制度を活用し、育児・介護等と研究の両立を図るための環境整備に努めているか。 ・障害のある研究員がその能力を十分に発揮できる研究環境の整備に努めているか。 ・研究員について、多面的な業績評価に基づく	されたので、雇用を継続した。 イ 優秀な研究員の確保 任期を付さない研究員を採用する場合は、研究実績・経験等を踏まえ、慎重に採用決定することとしている。※令和5年度の採用実績は無い。 ウ 研究環境の整備 ・フレックスタイム制に関する協定に基づき、柔軟な勤務時間体系の運用を図ること、専門型裁量労働制により、一定の研究員に対し労働時間の自己管理を図り、調査研究成果の一層の向上を期待するとともに、育児・介護休業制度等を活用し、研究と両立ができるような環境整備に努めた。 ・採用に当たって個々の事情に応じた勤務時間等に配慮するとともに、車椅子を使用する研究員に対しては、勤務がしやすいように職場のレイアウトを工夫するなど、障害のある研究員がその能力を十分に発揮できる研究環境の整備に努めた。 エ 研究業績評価等 研究員については、安衛研での研究ニーズや研究員の実績、経験、将来性を考慮し、①研究業績、②対外貢献、③所内貢献（研究業務以外の業務を含む貢献）等の多面的な業績評価に	等、各労災病院個々の特色等について広報を行った結果、前年度を上回る医学生を労災病院の初期臨床研修医として採用するに至り、マッチング率も前年度を上回った。 ・情報セキュリティ対策の推進について、全施設に対して情報セキュリティに係る注意喚起文（202回）を发出、情報セキュリティインシデント訓練の実施及び情報セキュリティに関する自己点検を実施することで、情報セキュリティ対策の徹底等を行った。また、第三者による情報セキュリティ監査を22施設に実施し、これらの結果に基づき、各施設の情報セキュリティ対策の改善を図った。 <課題と対応> —	
--	--	--	--	---	---	---	--

	性等を考慮した、多面的な業績評価に基づく柔軟な人事配置の徹底等を行う。 オ 若手研究員による外部資金の獲得の促進や、在外研究員派遣制度の活用促進を図る。 カ 労働者の健康や安全に関する幅広い知識、関心等を養うため、労災病院の臨床研究の場も含めた交流の場等への参加を促すなど、研究スキルの向上に配慮したキャリアアップを戦略的に実施する。 (3) 医療従事者の確保 ア 労災病院において、質の高い医療の提供及び安定した運営基盤の構築のため、医師等の確保、定着について強化を図ること。 また、チーム医療を推進するため、特定行為	性等を考慮した、多面的な業績評価に基づく柔軟な人事配置の徹底等を行う。 オ 若手研究員による外部資金の獲得の促進や、在外研究員派遣制度の活用促進を図る。 カ 労働者の健康や安全に関する幅広い知識、関心等を養うため、労災病院の臨床研究の場も含めた交流の場等への参加を促すなど、研究スキルの向上に配慮したキャリアアップを戦略的に実施する。 (3) 医療従事者の確保 ア 優秀な医師の育成等 勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修指導医・研修医を対象とした機構独自の講習会等を通じて、勤労者医療、他職種との協働等を実践できる	性等を考慮した、多面的な業績評価に基づく柔軟な人事配置の徹底等を行う。 オ 若手研究員による外部資金の獲得や、在外研究員派遣制度の活用を促進しているか。 ・ 若手研究員による外部資金の獲得や、在外研究員派遣制度の活用を促進しているか。 ・ 労災病院の臨床研究の場も含めた交流の場等への参加を促すなど、研究スキルの向上に配慮したキャリアアップを戦略的に実施しているか。 ・ 勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ機構独自の臨床研修指導医講習会及び初期臨床研修医を対象とした研修を、電子（WEB）会議システム等を利用	基づき、安衛研における調査研究業務を効率的かつ効果的に実施するため、各研究員の専門性等を考慮し、研究グループに捉われない柔軟な配置を行った。 オ 研究員の海外派遣制度の活用等 ・ 新たに採用した若手研究員については、研究員をチューターとして研究活動を支援し、外部資金の獲得方法を指導した。 ・ 研究員の派遣については、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、令和2年度に派遣予定だった対象研究員を派遣する予定であったものの、対象研究員の退職により派遣実施には至っていない。なお、令和6年度には当該派遣制度に基づき2名の研究員を派遣する予定となっている。 カ 研究職員のスキル向上の取組等 ・ 各種学会への積極的な参加や発表を行い、知識の習得を勧奨した。 ・ 安衛研と労災病院がこれまで取り組んできた研究内容等について、相互理解を深めることを主な目的として、平成29年度から毎年調査研究発表会を開催し、基礎研究者（安衛研の研究者）と臨床研究者（労災病院等の医師等）との間で活発な意見交換を行い、意思疎通を図ってきた。令和2年度からは、労災病院や産保センター職員をはじめとする勤労者医療関係者や産業保健関係者等に対して安衛研やバイオの業務内容の周知を図り、研究者間の更なる交流の促進も期待できることから、職災学会のなかに当該発表会に相当するシンポジウムを行う形で周知を行った（令和5年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、オンライン開催）。 (3) 医療従事者の確保 ア 優秀な医師の育成等 「全国労災病院臨床研修指導医講習会」については、令和3～4年度はプログラムに盛り込むべきグループワークを電子（WEB）会議システム上で行う研修としていたが、令和5年度は全てのプログラムを集合研修とし、1回目を6月に、2回目を1月に開催した。医師60名、各病院で初期臨床研修医の評価を担う看護師23名、薬剤師8名、事務員3名が受講した。 研修内容としては、治療と仕事の両立支援を始めとする労災疾病研究などの勤労者医療についてのプログラムを実施することで、勤労者医療に理解を深めた指導医の育成に努めた。また、より魅力あるプログラムとするため、講習会の世話人である労災病院の医師22名と議論し、グループワークに多職種チームとして問題解決策を導いていく手法を取り入れることで、優秀な指導医の育成に努めた。		
--	--	---	---	--	--	--

を行う看護師等、高度な専門性の下に多職種による連携及び協働ができる専門職種の育成及び研修を実施すること。 さらに、機構内の人材交流のみならず、他法人の事例を参考にしながら、より一層の質の高い医療を提供するため、国病機構との人材交流も計画的に実施すること。	医師の育成に積極的に取り組むことにより、優秀な医師を育成、確保する。	で実施することで、職員が研修に参加しやすい体制を整える等により、優秀な医師の育成、確保に努める。 また、臨床研修指導医講習会においては、継続して医師以外の職種も参加させ、初期臨床研修医研修では多職種との連携及び協働を実践できる研修プログラムを策定する。	し、職員が研修に参加しやすい体制を整えているか。 ・臨床研修指導医講習会に医師以外の職種も参加しているか。 ・多職種との連携及び協働を実践できる初期臨床研修医研修プログラムを策定しているか。	「初期臨床研修医研修」については、労働者健康安全機構・労災病院に関する理解及び機構の理念である勤労者医療の理解を深めることを目的に電子（WEB）会議システムにて 11 月に開催し、初期臨床研修医 93 名が受講した。																																																							
	イ 臨床研修医及び専攻医の確保 若手医師の確実な確保を図るため、病院見学・実習の積極的な受入及び「臨床研修指定病院合同説明会」等の機会を利用して、各労災病院の特色等のPR	イ 臨床研修医及び専攻医の確保 若手医師の確実な確保を図るため、病院見学・実習の積極的な受入、オンラインによる募集イベント及び「臨床研修指定病院合同就職説明会」等の機会を	・病院見学・実習の積極的な受入、オンラインによる募集イベント及び「臨床研修指定病院合同就職説明会」等の機会を利用して、臨床研修医及び専攻医	受講者数推移 臨床研修指導医講習会（年2回開催） <table><tr><td></td><td>令和元年度</td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td></tr><tr><td>医師</td><td>63名</td><td rowspan="2">未実施</td><td>91名</td><td>90名</td><td>60名</td></tr><tr><td>医師以外</td><td>21名</td><td>20名</td><td>22名</td><td>34名</td></tr></table> （令和元年度、令和5年度は集合、令和3～4年度はWEB開催） 初期臨床研修医研修（年1回開催） <table><tr><td></td><td>令和元年度</td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td></tr><tr><td>初期臨床研修医</td><td>75名</td><td>74名</td><td>78名</td><td>84名</td><td>93名</td></tr></table> （令和元年度は集合、令和2～5年度はWEB開催） 受講者の理解度推移（アンケート結果より） 臨床研修指導医講習会（年2回開催） <table><tr><td></td><td>令和元年度</td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td></tr><tr><td>理解度</td><td>98.7%</td><td>未実施</td><td>94.2%</td><td>88.8%</td><td>96.6%</td></tr></table> （令和元年度、令和5年度は集合、令和3～4年度はWEB開催） 初期臨床研修医研修（年1回開催） <table><tr><td></td><td>令和元年度</td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td></tr><tr><td>理解度</td><td>89.0%</td><td>94.4%</td><td>93.0%</td><td>90.2%</td><td>92.9%</td></tr></table> （令和元年度は集合、令和2～5年度はWEB開催）		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	医師	63名	未実施	91名	90名	60名	医師以外	21名	20名	22名	34名		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	初期臨床研修医	75名	74名	78名	84名	93名		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	理解度	98.7%	未実施	94.2%	88.8%	96.6%		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	理解度	89.0%	94.4%	93.0%	90.2%	92.9%	イ 臨床研修医及び専攻医の確保 将来の優秀な医師の確保を目的として、初期臨床研修医を確保すべく病院見学はもとより病院実習を積極的に受け入れるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で各地の説明会が中止となるなかで、電子（WEB）会議システムを活用した説明会の開催や独自に作成した臨床研修プログラムの紹介動画を自院ホームページに掲載する等、各労災病院個々の特色等について広報を行い、優秀な研修医及び専攻医の確保に努めた。 上記取組の結果、157人（令和6年4月1日現在）の医学生を労災病院の初期臨床研修医として採用するに至った。	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																																						
医師	63名	未実施	91名	90名	60名																																																						
医師以外	21名		20名	22名	34名																																																						
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																																						
初期臨床研修医	75名	74名	78名	84名	93名																																																						
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																																						
理解度	98.7%	未実施	94.2%	88.8%	96.6%																																																						
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																																						
理解度	89.0%	94.4%	93.0%	90.2%	92.9%																																																						

	を行い、臨床研修医及び専攻医（後期研修医）の確保に努める。	利用して、各労災病院の特色等のPRを行い、臨床研修医及び専攻医（後期研修医）の確保に努める。	（後期研修医）を確保に努めているか。	初期臨床研修採用者数（各年度4月1日） <table><tr><th>令和2年度 （令和元年10月 マッチング率）</th><th>令和3年度 （令和2年10月 マッチング率）</th><th>令和4年度 （令和3年10月 マッチング率）</th><th>令和5年度 （令和4年10月 マッチング率）</th><th>令和6年度 （令和5年10月 マッチング率）</th></tr><tr><td>138人 (81.0%)</td><td>130人 (83.3%)</td><td>152人 (87.5%)</td><td>140人 (84.9%)</td><td>157人 (95.1%)</td></tr></table> 令和5年度末で初期臨床研修を修了した労災病院の研修医のうち、令和6年4月以降も引き続き自院に勤務した医師は21人となった。 新専門医制度への対応については、各病院において、基幹施設になるか、連携施設になるか、大学との協力体制の構築、研修プログラムの作成などを検討した結果、10領域で15施設が基幹施設になるなど、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各地の合同説明会が縮小して開催されるなかで専攻医確保に努め、54人の専攻医を確保することができた。	令和2年度 （令和元年10月 マッチング率）	令和3年度 （令和2年10月 マッチング率）	令和4年度 （令和3年10月 マッチング率）	令和5年度 （令和4年10月 マッチング率）	令和6年度 （令和5年10月 マッチング率）	138人 (81.0%)	130人 (83.3%)	152人 (87.5%)	140人 (84.9%)	157人 (95.1%)		
令和2年度 （令和元年10月 マッチング率）	令和3年度 （令和2年10月 マッチング率）	令和4年度 （令和3年10月 マッチング率）	令和5年度 （令和4年10月 マッチング率）	令和6年度 （令和5年10月 マッチング率）												
138人 (81.0%)	130人 (83.3%)	152人 (87.5%)	140人 (84.9%)	157人 (95.1%)												
ウ 医師等の働きやすい環境の整備	ウ 医師等の働きやすい環境の整備	ウ 医師等の働きやすい環境の整備	ウ 医師等の働きやすい環境の整備	・ 医師の多様で柔軟な働き方を推進するため、育児を行っている医師が希望する勤務時間（週20時間以上）での就労を可能とするなど、より柔軟な働き方を選択できる医師等短時間勤務制度を設けている。令和5年度は28人（令和4年度22人）の医師が当該制度を利用した。 また、現場からの要望等を踏まえ、令和4年度から当該制度の対象を薬剤師に拡大し、令和5年度は6人の薬剤師が利用した。 ・ 医師の業務負担軽減のため、診断書作成補助やカルテ代行入力等を行う医師事務作業補助者の配置を推進するとともに、積極的な活用を行った。 （参考）院内保育所 22施設（令和5年度）												
エ 人材交流の推進等	エ 人材交流の推進等	エ 人材交流の推進等	エ 人材交流の推進等	柔軟な人事交流のため、労災病院間の派遣交流制度及び転任推進制度により管理職以外の看護師や医療職を中心に人事交流を行い、職員の能力及び病院機能の向上を図った。令和5年度は派遣交流制度により12人、転任推進制度により55人の人事交流が行われた。 ・ 国立病院機構との相互研修においても新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応として電子（WEB）会議システムを活用して実施し、当機構の4研修に国立病院機構から117人が参加、国立病院機構の10研修に当機構から126人が参加した。受講者からは移動がなく遠方からでも参加しやすかったとする意見が複数あった。												

	ついて計画的に実施する。 オ 専 門 看 護 師 ・ 認 定 看 護 師 及 び 特 定 行 為 を 行 う 看 護 師 等 の 育 成 看護師については、患者・家族に良質で効率的な医療を提供するチーム医療の中心的な役割を果たすとともに、医療の質の確保、地域との切れ目のないケアの推進に向け活動することから、専門看護師・認定看護師等の育成に努める。 加えて、特定行為研修の実施により、高度な専門性の下に他職種と連携及び協働しながら、治療と生活の両面から患者を支援できる特定行為を行う看護師の育成に努め	また、国病機構との人材交流の一環として、研修の相互参加を実施し、両法人間で研修の効果的活用に取り組む。 オ 専 門 看 護 師 ・ 認 定 看 護 師 及 び 特 定 行 為 を 行 う 看 護 師 等 の 育 成 チーム医療の推進や、医療の質の確保等のため、より高度かつ専門的なスキルを有する専門看護師及び認定看護師等の計画的な育成に努める。 加えて、特定行為研修の実施により、治療と生活の両面から患者を支援できる特定行為を行う看護師の育成に努める。	か。 ・より高度かつ専門的なスキルを有する専門看護師及び認定看護師等の計画的な育成に努めているか。 ・治療と生活の両面から患者を支援できる特定行為を行う看護師の育成に努めているか。	<table><tr><th colspan="10">研修数、受講者数推移</th></tr><tr><th rowspan="2">機構名 (派遣元→派遣先)</th><th colspan="2">令和元年度</th><th colspan="2">令和２年度</th><th colspan="2">令和３年度</th><th colspan="2">令和４年度</th><th colspan="2">令和５年度</th></tr><tr><th>研修数</th><th>受講者数</th><th>研修数</th><th>受講者数</th><th>研修数</th><th>受講者数</th><th>研修数</th><th>受講者数</th><th>研修数</th><th>受講者数</th></tr><tr><td>労安(国→労)</td><td>6</td><td>44</td><td>4</td><td>76</td><td>6</td><td>179</td><td>8</td><td>192</td><td>4</td><td>117</td></tr><tr><td>国病(労→国)</td><td>10</td><td>29</td><td>2</td><td>8</td><td>8</td><td>131</td><td>10</td><td>155</td><td>10</td><td>126</td></tr></table> オ 専 門 看 護 師 ・ 認 定 看 護 師 及 び 特 定 行 為 を 行 う 看 護 師 等 の 育 成 医療の高度化・複雑化に伴い、チーム医療において高い専門知識や技術が求められているため、特定分野の知識及び技術を深め、水準の高い看護ケアを効率よく提供する役割を持つ専門看護師や熟練した看護技術と知識を用いて水準の高い看護実践ができる認定看護師の計画的な育成に努めた。その結果、専門看護師９分野29名、認定看護師A課程19分野及びB課程11分野で371人の有資格者を確保した。 <table><tr><th colspan="6">有資格者数（各年度４月１日時点）</th></tr><tr><th></th><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th><th>令和５年度</th></tr><tr><td>専門看護師</td><td>22 人</td><td>23 人</td><td>25 人</td><td>27 人</td><td>29 人</td></tr><tr><td>認定看護師</td><td>346 人</td><td>368 人</td><td>363 人</td><td>364 人</td><td>371 人</td></tr></table> また、当機構が「看護師特定行為研修の指定研修機関」として実施する特定行為研修については、計25施設が研修を実施し、治療と生活の両面から患者を支援できる特定行為を行う看護師の育成に努めた。 その結果、新たに延べ53人の特定行為研修修了者を育成し、その他外部機関での研修修了者と併せ、282人の特定行為研修修了者（診療看護師含む。）を確保した。 <table><tr><th colspan="6">研修修了延べ人数（各年度）</th></tr><tr><th></th><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th><th>令和５年度</th></tr><tr><td>当機構主催</td><td>32 人</td><td>49 人</td><td>63 人</td><td>45 人</td><td>53 人</td></tr><tr><td>外部機関主催</td><td>14 人</td><td>4 人</td><td>6 人</td><td>9 人</td><td>12 人</td></tr></table>	研修数、受講者数推移										機構名 (派遣元→派遣先)	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数	労安(国→労)	6	44	4	76	6	179	8	192	4	117	国病(労→国)	10	29	2	8	8	131	10	155	10	126	有資格者数（各年度４月１日時点）							令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	専門看護師	22 人	23 人	25 人	27 人	29 人	認定看護師	346 人	368 人	363 人	364 人	371 人	研修修了延べ人数（各年度）							令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	当機構主催	32 人	49 人	63 人	45 人	53 人	外部機関主催	14 人	4 人	6 人	9 人	12 人		
研修数、受講者数推移																																																																																																											
機構名 (派遣元→派遣先)	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度																																																																																																		
	研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数																																																																																																	
労安(国→労)	6	44	4	76	6	179	8	192	4	117																																																																																																	
国病(労→国)	10	29	2	8	8	131	10	155	10	126																																																																																																	
有資格者数（各年度４月１日時点）																																																																																																											
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度																																																																																																						
専門看護師	22 人	23 人	25 人	27 人	29 人																																																																																																						
認定看護師	346 人	368 人	363 人	364 人	371 人																																																																																																						
研修修了延べ人数（各年度）																																																																																																											
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度																																																																																																						
当機構主催	32 人	49 人	63 人	45 人	53 人																																																																																																						
外部機関主催	14 人	4 人	6 人	9 人	12 人																																																																																																						

	る。 カ 各職種の研修プログラムの検証・充実 質の高い医療の提供と安定した運営基盤の構築に必要な人材を育成するため、集合研修においては、毎年度、各職種の研修プログラムを検証し、勤労者医療・チーム医療等に関する研修内容を充実させることにより職員の資質の向上を図る。	カ 各職種の研修プログラムの検証・充実 研修内容については、研修終了後のアンケート調査等の検証結果を踏まえ、事前学習の機会の提供、グループワークの積極的活用及び受講生の発表に対する講師のフィードバック等、研修プログラムの充実を図り、有益度調査において全研修平均で85%以上の有益度を得る。 また、多職種との協働等が実践できるための研修内容を充実させることにより、職員の資質向上を図る。 さらに、勤労者医療に関する研修では、勤労者医療の意義や実践状況、中核的医療機関として果たすべき役割等について説明し、労災病院の使命である勤	・研修内容について、アンケート調査等の検証結果を踏まえ、グループワークの積極的活用等より、研修プログラムの充実を図り、有益度調査において全研修平均で85%以上の有益度を得ているか。 ・多職種との協働等が実践できるための研修内容を充実させることにより、職員の資質向上を図っているか。 ・研修において、勤労者医療の意義等について説明し、勤労者医療についての受講者の理解を深めているか。	カ 各職種の研修プログラムの検証・充実 ・令和5年度の本部主催研修は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられるなか、引き続き電子（WEB）会議システムを活用して16研修を開催したほか、感染対策に留意して6研修を集合にて開催するなどして、当初計画した主催研修22研修全てを実施することができた。 本部主催研修の実施状況（令和5年度） （実施研修数：22研修、参加者数：1,478人） <table><tr><th>職 種</th><th>実施研修数</th><th>研修名</th></tr><tr><td>医 師</td><td>3 研修</td><td>指導医講習会（年間2回）、初期臨床研修医</td></tr><tr><td>事務職</td><td>4 研修</td><td>新規採用者、採用後3年目、中堅事務職員他</td></tr><tr><td>看護職</td><td>6 研修</td><td>中堅看護師、管理者Ⅰ、継続教育担当者他</td></tr><tr><td>医療職</td><td>3 研修</td><td>診療放射線技師、中央放射線部長、医療職中堅</td></tr><tr><td>共 通</td><td>6 研修</td><td>新任管理職、医療職主任・事務職係長、管理職2年目他</td></tr></table> ・令和5年度も引き続き、電子（WEB）会議システムによる研修に合わせて以下の取組を行った。 （ア）心身への疲労感の軽減に配慮（途中休憩等）した。 （イ）研修用機器や視聴場所の確保及び通信環境の整備を促進した。 （ウ）電子（WEB）会議システムの使用方法や機能について習熟を図り、特にグループワークにおいては、「チャット」機能を用いたコミュニケーションの円滑化やクラウド上に共有ファイルを置いてリアルタイムに情報を共有するなど、グループ内において議論が活発化するような設定を行うことにより、より効果的な研修となるよう努めた。 令和5年度有益度調査 実績 92.0%【達成度 108.2%】 有益度調査 <table><tr><th>年度</th><th>元年度</th><th>2 年度</th><th>3 年度</th><th>4 年度</th><th>5 年度</th></tr><tr><td>有益度</td><td>90.2%</td><td>90.3%</td><td>92.0%</td><td>92.7%</td><td>92.0%</td></tr></table> ・受講者同士が実際に会って行うコミュニケーション及びコネクションによって連帯感を持つことを重視したい研修については、目的に応じ集合あるいは電子（WEB）会議室システムによる方式とするか、開催形態を検討した結果、6研修を集合にて実施した。 ・労災病院の使命である勤労者医療についての理解を深めるため、各種研修において、勤労者医療に関する講義の時間を設け、勤労者医療の意義や実践状況、中核的医療機関として果たすべき役割等について説明した。	職 種	実施研修数	研修名	医 師	3 研修	指導医講習会（年間2回）、初期臨床研修医	事務職	4 研修	新規採用者、採用後3年目、中堅事務職員他	看護職	6 研修	中堅看護師、管理者Ⅰ、継続教育担当者他	医療職	3 研修	診療放射線技師、中央放射線部長、医療職中堅	共 通	6 研修	新任管理職、医療職主任・事務職係長、管理職2年目他	年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	有益度	90.2%	90.3%	92.0%	92.7%	92.0%		
職 種	実施研修数	研修名																																		
医 師	3 研修	指導医講習会（年間2回）、初期臨床研修医																																		
事務職	4 研修	新規採用者、採用後3年目、中堅事務職員他																																		
看護職	6 研修	中堅看護師、管理者Ⅰ、継続教育担当者他																																		
医療職	3 研修	診療放射線技師、中央放射線部長、医療職中堅																																		
共 通	6 研修	新任管理職、医療職主任・事務職係長、管理職2年目他																																		
年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度																															
有益度	90.2%	90.3%	92.0%	92.7%	92.0%																															

	イ 労災看護専門学校においては、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成し、看護師国家試験合格者を全国平均以上とすること。	キ 専門性を有する看護師の養成 勤労者医療及び地域医療を担う労災病院において安定した医療体制を確保・充実させるため、労災看護専門学校では、医療や看護に関する専門知識とともに、労働者の健康を取り巻く現状、治療と就労の両立支援に関するカリキュラムを充実することで、勤労者医療の専門的知識・技術を有する優秀な看護師を養成する。	労者医療についての理解を深める。 キ 専門性を有する看護師の養成 労災看護専門学校において、勤労者医療の専門的知識を有する看護師を養成するため以下の取組みの充実を図る。 ① 労災病院が推進する勤労者医療に対する理解を深めるため、職業に起因する疾病、メンタルヘルス、治療と就労の両立支援、災害看護等の内容を含むカリキュラムの充実を図り、勤労者医療の知識及び技術の習得に必要な特色ある教育を行う。 ② 勤労者医療の視点も持って日常の看護実践を行えるよう、勤労者医療を推	・職業に起因する疾病等の内容を含むカリキュラムを充実させ、勤労者医療の知識及び技術の習得に必要な特色ある教育を行っているか。 ・労災病院において臨地実習を行っているか。	キ 専門性を有する看護師の養成 労災看護専門学校においては、看護師国家試験において、全国平均を大きく上回る合格者を輩出し、勤労者医療の実践の場である労災病院の看護師確保に貢献した。 <table><caption>労災看護専門学校生の看護師国家試験合格率</caption><thead><tr><th>区分</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>労災看学</td><td>98.4%</td><td>98.8%</td><td>99.0%</td><td>99.0%</td><td>97.9%</td></tr><tr><td>全国平均※</td><td>89.2%</td><td>90.4%</td><td>91.3%</td><td>90.8%</td><td>87.8%</td></tr></tbody></table> ※出典：令和6年3月22日厚生労働省発表「国家試験合格発表」 また、昨年度看護師国家試験不合格者には以下のフォローアップを行った。その結果、令和5年度試験において3名が合格した。 - 各校において国家試験担当教員を配置し、合格するまでサポートを受けられる体制を整えた。 - 模擬試験結果の把握や予備校への出席状況の把握を行い、電子（WEB）会議システムや看護学校での面談及び指導を実施した。 - 労災病院にて看護助手として就業可能とし、さらなる看護知識の定着を図った。 勤労者医療の専門的知識を有する看護師を養成するため、以下の取組の充実を行った。 （ア）勤労者医療の推進や職業と疾病の関係性等について知識を深める以下の教育を実施した。 - 勤労者医療概論、メンタルヘルス、両立支援及び災害看護等の特色ある授業の実施。 - 基礎から専門・統合分野に至る全ての分野の授業に対し、勤労者医療の視点を導入。 - 治療と仕事の両立支援の現状について理解を深めるための、企業施設及び作業環境の見学やリハビリテーション施設見学の実施。 （イ）令和5年度においては、近接する12の労災病院との連携により、延べ約33,600日の臨地実習を継続的に実施した。 また、学生が勤労者医療に関する学内講義と医療の実践を結び付けて理解できるよう、勤労者医療概論テキストの改訂を行ったほか、勤労者医療ハンドブックを活用し、勤労者看護に関する指導内容の充実を図った。	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	労災看学	98.4%	98.8%	99.0%	99.0%	97.9%	全国平均※	89.2%	90.4%	91.3%	90.8%	87.8%		
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																				
労災看学	98.4%	98.8%	99.0%	99.0%	97.9%																				
全国平均※	89.2%	90.4%	91.3%	90.8%	87.8%																				

	ウ 医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対しては、労災病院グループの連携を強化して医師不足の病院への支援を行うことに努めること。 （４）産業保健総合支援センターに従事する職員の育成 事業場に対して質の高い産業保健サービスを提供していくためには、事業者や産業保健関係者への適切な助言・指導や相談対応等を行う産業保健総合支援センター職員の育成が重要であることから、職員の能力向上に向けた研修計画	ク 労災病院間における医師の派遣 医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対し、当該病院の診療機能の充実を図るため、労災病院間における医師の派遣を行うことにより、労災病院グループの連携を強化するとともに医師不足の病院への支援に努める。 （４）産業保健総合支援センターに従事する職員の育成 事業場に対して質の高い産業保健サービスを提供していくためには、事業者や産業保健関係者への適切な助言・指導や相談対応等を行う産業保健総合支援センター職員の育成が重要であることから、職員の能力向上に向けた研修計画	進する労災病院において臨地実習を行う。 ク 労災病院間における医師の派遣 医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対し、当該病院の診療機能の充実を図るため、労災病院間における医師の派遣を行うことにより、労災病院グループの連携を強化するとともに医師不足の病院への支援に努めているか。 （４）産業保健総合支援センターに従事する職員の育成 事業場に対して質の高い産業保健サービスを提供していくためには、事業者や産業保健関係者への適切な助言・指導や相談対応等を行う産業保健総合支援センター職員の育成が重要であることから、職員の能力向上に向けた研修計画	・労災病院間における医師の派遣を行い、労災病院グループの連携を強化するとともに医師不足の病院への支援に努めているか。 ・産業保健総合支援センター職員の能力向上に向けた研修計画を定め、計画的に研修を開催するとともに、積極的に各産保センターへの業務指導を実施しているか。	ク 労災病院間における医師の派遣 労災病院間における医師派遣については、医師確保が特に困難な状況にある労災病院が提出した医師派遣要望書に基づき、会議等で派遣協力を依頼するとともに機構役員等が個別に各労災病院長に協力依頼を行った。 医師の派遣については、関係大学医局の意向、派遣元労災病院の欠員補充等の調整に取り組んだ結果、地域における新型コロナウイルス感染症の発生動向を踏まえながら医師派遣（計11人）が行われ、医師不足が深刻な労災病院を支援した。 【令和５年度労災病院間医師派遣実績】 東北労災病院→青森労災病院（呼吸器内科） 横浜労災病院→新潟労災病院（内科） ※派遣医師数計 11人 （４）産業保健総合支援センターに従事する職員の育成 事業場に対して質の高い産業保健サービスを提供するため、産保センター職員の能力向上に向けた研修計画を定め、以下のとおり研修を開催した。 業務の円滑な遂行のため、新任副所長、管理課長、業務課長に対して、年度当初（令和５年４月７日）に電子（WEB）会議システムを活用した形式で研修を実施。 初めて産保センターに配置された職員を対象に、年度当初（令和５年４月２１日）に電子（WEB）会議システムを活用した形式で研修を実施。 ① メンタルヘルス不調労働者への支援及びリスクアセスメント対象物健康診断について、産保センターで実際に相談対応、支援等を行うスタッフに対して、電子（WEB）会議システムを活用した形式で研修を実施（令和６年２月２９日、令和６年３月１日）。【受講人数 2,110 人】 ② 産保センターに赴いての業務指導で業務精度の向上に資するよう指導を実施（計 19 センター）。		
--	--	--	--	---	---	--	--

	を定め、計画的に研修を開催すること。 （５）障害者雇用の着実な実施 障害者の雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）において定められた法定雇用率を着実に上回るとともに、雇用した障害者の定着を図ること。 2 労働安全衛生融資貸付債権の管理	を定め、計画的に研修を開催する。 （５）障害者雇用の着実な実施 ア 障害者の採用及び離職状況を定期的に把握し、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）において定められた法定雇用率を着実に上回るよう措置する。 イ 障害者の募集・採用から、配置・定着に至るまでの取組及び雇用体制の整備に係るマニュアルを周知・活用することにより障害者雇用の取組を充実させ、雇用した障害者の定着を図る。 2 労働安全衛生融資貸付債権の管理	を定め、計画的に研修を開催するとともに、積極的に各産保センターへの業務指導を実施する。 （５）障害者雇用の着実な実施 ア 障害者の雇用については、採用及び離職状況を定期的に把握し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和 35 年法律第 123 号）において定められた法定雇用率を着実に上回る。 イ 障害者雇用の実情に応じた障害者雇用に関するマニュアルを周知・活用するとともに、当該マニュアルの内容等を踏まえ研修及び情報紙の発行等を順次計画、実施し、円滑な採用と雇用後の定着を図る。 2 労働安全衛生融資貸付債権の管理	・障害者の雇用について、法定雇用率を着実に上回っているか。 ・障害者雇用に関するマニュアルについて周知・活用し、当該マニュアルに基づく研修及び情報紙の発行等を順次計画、実施しているか。	（５）障害者雇用の着実な実施 本部に理事長直轄の障害者雇用専門職及び障害者雇用専門員を配置し、本部及び各施設における障害者採用及び離職状況について定期的に把握し、理事会にて情報共有を図るとともに、各施設に対し障害者雇用に係る必要な指導、助言等を行った。 令和 5 年 6 月 1 日現在の障害者雇用率は 2.96%と、法定雇用率（2.6%）を上回る状況を継続している。 円滑な障害者雇用の更なる促進と定着に向け、令和元年度に改訂した「障害者雇用サポートマニュアル」を各施設に配布したほか、本部が電子（WEB）会議システムを活用して開催する研修会や各種会議で内容の周知と活用を依頼した。 また、障害者の雇用と定着に向け、定期的に発行している障害者雇用に関する通信を、継続して各施設宛て発信した。 さらに、令和 5 年度は、円滑な採用と雇用後の定着を図るため、サポートマニュアルを踏まえた実践的な活動として、本部と施設、障害者の就労を支援する機関とが連携して実習から採用、就職後の支援までを行うことにより、確実な採用、定着につなげた。 【本部と施設、障害者の就労を支援する機関とが連携して採用に至ったケース】20名 東京労災病院 2 名、関東労災病院12名、横浜労災病院 6 名 2 労働安全衛生融資貸付債権の管理		
--	---	--	--	--	---	--	--

	労働安全衛生融資貸付（職場環境改善等資金貸付）について適切に債権管理等を行うこと。 3 内部統制の充実・強化等 内部統制については、総務省の「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）並びに総務省独立行政法人評価制度委員会、有識者会議及び労働 WG 等において通知、指摘等された事項に基づき、法人のリーダーシップの下、必要な規程等の整備、見直しを行うとともに、内部統制の仕組が有効に機能しているかどうかの点検及び検証、点検等	労働安全衛生融資貸付（職場環境改善等資金貸付）について、貸付先事業所の状況に応じ適切な債権管理等を行う。 3 内部統制の充実・強化等 （１）内部統制の充実・強化 内部統制については、総務省の「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）並びに総務省独立行政法人評価制度委員会、有識者会議並びに労働 WG 等において通知、指摘等された事項に基づき、理事長のリーダーシップの下、必要に応じ規程等の見直しを行うとともに、内部統制の仕組が有効に機能しているかどうか点検及び検	労働安全衛生融資貸付（職場環境改善等資金貸付）について、適切な債権管理を行うとともに、貸付回収金を国庫納付する。 3 内部統制の充実・強化等 （１）内部統制の充実・強化 内部統制の充実・強化については、機構に課せられたミッションを適正に遂行するため、次に掲げる事項に取り組むとともに、内部統制の構築・運用状況に関し、内部監査室において本部及び病院等の施設に対する定期的な監査等を実施する。 上記監査結果等も踏まえ、更なる内部統制の充実・強化に継続的に取り組む。 ア 業務の有効性及び効率性 内部統制委員会において中期	・労働安全衛生融資貸付（職場環境改善等資金貸付）について、適切な債権管理を行うとともに、貸付回収金を国庫納付しているか。 ・内部統制の構築・運用状況に関し、内部監査室において本部及び病院等の施設に対する定期的な監査等を実施しているか。 ・内部統制委員会において中期	労働安全衛生融資貸付（職場環境改善等資金貸付）については、平成13年度をもって新規貸付を停止して以降、貸付債権の管理・回収業務のみを行ってきた。約定償還に基づく弁済計画を策定し、その実施状況について評価を行い、繰上償還等により約定償還の弁済計画に変更が生じた場合は弁済計画の見直しを行うとともに、貸付事業所の債権管理状況報告書を年 1 回提出させ、貸付金回収予定表を四半期ごとに通知したことで 3 百万円を回収した。 3 内部統制の充実・強化等 （１）内部統制の充実・強化 ○ 内部監査の実施 - 本部及び34施設の内部監査を実施した。 - 内部統制の構築・運用体制、コンプライアンスの徹底・個人情報保護の適切な管理を図るための委員会・教育研修体制等を含む事務・事業の適正かつ効率的、効果的運営の実施状況について監査し、理事長及び監事に報告を行った。 （参考）実施内訳 本部、病院12施設、看護専門学校 2 施設、両立支援センター 4 施設、産保センター16施設 ア 業務の有効性及び効率性 これまで、業務部門ごとの業務フローの作成、業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析、把握したリスクに関する評価等（以下「業務フロー及び評価等」とい		
--	---	---	--	---	---	--	--

	結果を踏まえた必要な見直しを行う等充実及び強化等を図ること。	証を行い、点検結果を踏まえた必要な見直しを行う等、更なる充実及び強化を図る。 また、内部統制の構築・運用状況について、内部監査室においては本部に関して毎年度、施設に関しては原則３年に１度の監査を行うとともに、内部統制担当部門へのヒアリング、内部監査室の監査報告書等を通じて監事の監査を受ける。	目標等の達成を阻害するリスクの評価等に取り組む。 特に、個人情報漏えい、ハラスメント防止を含む非違行為等の防止については、定期的に点検及び検証を行い、点検結果を踏まえた必要な見直しを行う等により、その防止を図る。 また、重大な事案が発生した場合には、当該業務に係る業務フローの作成、業務プロセスごとの内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析、把握したリスクに関する評価等に取り組む、内部統制の充実・強化を図る。 イ 法令の遵守 規程について所要の見直しを順次実施し改正等を行い、内部統制の充実・強化等を図る。 また、コンプ	目標等の達成を阻害するリスクの評価などに取り組んでいるか。 ・個人情報の漏えい、ハラスメント防止を含む非違行為等の防止については、定期的に点検及び検証を行い、点検結果を踏まえた必要な見直しを行う等により、その防止を図っているか。 ・重大な事案が発生した場合には、当該業務に係る業務フローの作成、業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析、把握したリスクに関する評価等に取り組んでいるか。 ・規程について所要の見直しを順次実施し改正等を行っているか。 ・具体的な事例に即した法令遵	う。)については、コンプライアンス推進委員会及び内部統制委員会に諮り、承認された業務フロー及び評価等に基づき業務を実施している。 イ 法令の遵守 規程について所要の見直しを順次実施（職員給与規程等）し、必要に応じ改正を行っている。 また、職員の法令遵守意識の強化を図るべく、外部専門家を交えて検討した内容（機構の業務活動に関するリスクの評価、コンプライアンス研修の内容等）を踏まえ、各種会議（院長、副院長、事務局長、看護部長等対象の会議、総務業務打合せ）等の機会を捉えてコンプライアンスに係る留意事項等についての徹底を図るほか、本部が電子（WEB）会議システムを活用して開催する集合研修（管理職研修、主任・係長研修、新規採用職員研修等）においても、法令遵守の重要性について、意識の醸成を図った。また、各施設に対し、コンプライアンス強化週間等を活用し、ポ		
--	---------------------------------------	--	---	---	---	--	--

			ライアンスを徹底させるため、具体的な事例に則した法令遵守の重要性について、外部専門家を交えた検討を必要に応じ実施し、これを踏まえ、組織内における研修や、各種会議を通じた職員への啓発等を行い、組織的な法令の遵守に引き続き努める。 ウ 資産の保全 機構が保有する資産については、適正に管理を行うよう引き続き会議及び研修会において周知・徹底する。 エ 財務報告等の信頼性 財務報告等の信頼性を確保するため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づく監事の監査、会計監査人の監査を受ける。 （２）業績評価の実施 外部有識者に	守の重要性について、外部専門家を交えた検討を必要に応じ実施し、組織内における研修や、各種会議を通じて職員へ啓発を行い、組織的な法令の遵守に努めているか。 ・機構が保有する資産について、適正に管理を行うよう会議及び研修会において周知・徹底しているか。 ・独立行政法人通則法に基づく監事の監査、会計監査人の監査を行っているか。 ・機構の業務実	スター掲示、院内報等を利用した啓蒙活動を依頼した。さらに、令和４年度に策定したコンプライアンスチェックリストに基づいた点検を毎年定期的実施している。 ウ 資産の保全 固定資産の適正な管理について、以下の会議等において周知、徹底した。 ・ 全国労災病院事務局長会議（令和５年４月） ・ 全国労災病院会計・用度課長会議（令和５年９月） ・ 会計業務打合せ（令和５年９月） エ 財務報告等の信頼性 独立行政法人通則法に基づく監事の監査、会計監査人の監査を受け財務報告等の信頼性を確保した。 （２）業績評価の実施 ア 各事業においてBSCを用いて、５つの視点（利用者、質の向上、財務、効率化、組織の成長と学習）から令和５年度の目標を定めるとともに、令和４年度BSC年間評価を実施し、目標と		
--	--	--	---	---	---	--	--

	よる業績評価委員会を開催し、事業ごとに事前・事後評価を行い、業務運営に反映させる。また、業績評価結果については、インターネットの利用その他の方法により公表する。 (3) 事業実績の公表等 毎年度、決算終了後速やかに事業実績等をインターネットの利用その他の方法により公開することにより、	上に資するため、内部業績評価に関する業績評価実施要領に基づき、機構自ら業務実績に対する評価を行い翌年度の業務運営に反映させ、業務改善を推進する。 また、外部有識者により構成される業績評価委員会による業務実績に対する事後評価及び翌年度業務運営に対する事前評価を実施し、その結果をホームページ等で公表するとともに、業務運営に反映させる。 なお、委員会の開催に際しては、電子（WEB）会議システム等も活用し実施する。 (3) 事業実績の公表等 決算終了後速やかに事業実績をホームページで公開することにより、業務の透明性を高めるとともに、当該	績に対する自己評価を行い、翌年度の業務運営に反映させ、業務改善を推進しているか。 ・外部有識者により構成される業績評価委員会による業務実績に対する事後評価等を実施し、その結果をホームページ等で公表し、業務運営に反映させているか。 (3) 事業実績の公表等 決算終了後速やかに事業実績をホームページで公開しているか。 ・ホームページ内「当機構の業	実績に乖離があった事項に関しては原因分析を行い、PDCAサイクルによる業務改善を図っている。また、令和5年度上半期評価において計画に対する実績を検証し、年間の目標達成に向けた取組の継続を促した。 イ 業務運営について受益者等の多様な意見や有識者の専門的な意見を反映させるため、外部有識者（学識経験者4人、経営者団体代表者2人、労働者団体代表者2人）から構成する業績評価委員会を、電子（WEB）会議システムを活用し、令和5年6月20日に開催した。 【業績評価委員会】（令和5年6月20日開催） ・令和4事業年度の業務実績評価について ・第4期中期目標期間の業務実績見込評価について 業績評価委員会における提言・意見については、機構ホームページで公開しており、当該サイト内に設けた「当機構の業務実績に対するご意見の募集について」に通じてご意見を求め、今後の当機構の業務運営の参考として活用している。 (3) 事業実績の公表等 決算終了後、事業実績を機構ホームページで公開することにより、業務の透明性を高めている。また、当該サイト内に設けた「当機構の業務実績に対するご意見の募集について」に通じてご意見を求めており、今後の当機構の業務運営の参考として活用している。		
--	---	--	---	--	--	--

	業務の透明性を高めるとともに、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営計画へ反映させることを通じて、業務内容の充実を図る。 4 公正で適切な業務運営に向けた取組 活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図り、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。 また、研究員が関与する研究については、遵守すべき研究倫理に反する行為や利益相反行為、研究内容に関する不正行為の防止対策や、研究費の不正使用防止対策の実施等、研究員が高い職業倫理を持って研究活動を行うことができるよう必要な	サイト内に設けた「当機構の業務実績に対するご意見の募集について」を通じ、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営計画へ反映させ、業務内容の充実を図る。 4 公正で適切な業務運営に向けた取組 諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図るとともに、各種会議、研修等を通じて、個人情報保護について留意すべき事項等を周知、徹底することや情報セキュリティ対策を推進しているか。 ・情報の公開を図り、各種会議、研修等を通じて、個人情報保護について留意すべき事項等を周知、徹底することや情報セキュリティ対策を推進しているか。 ・研究活動における不正行為の防止対策を徹底するため、研究活動における不正行為の取扱いに関する規程を改正するとともに、改正後の規程が適正に運用されるよう必要な措置を講じ、研究に従事する	務実績に対するご意見の募集について」を通じ、広く機構の業務に対する意見・評価を求めているか。 4 公正で適切な業務運営に向けた取組 ・令和5年度における法人文書開示請求は37件であった。 ・情報の公開については、独立行政法人通則法等に基づく公表資料(中期計画、年度計画、役員報酬・職員給与規程等)のみならず、公正かつ的確な業務を行う観点から、調達関係情報、特許情報、施設・設備利用規程等もホームページ上で積極的に公開した。 ・個人情報保護の重要性について、院長会議を始めとする諸会議や管理職を対象とした研修会等を通じて、留意すべき事項等について周知、徹底した。 ・情報セキュリティポリシーや具体的な情報セキュリティ対策に係る留意事項等について周知徹底を図り、各種全国会議や担当者打合せにおいて、情報セキュリティ対策の徹底について指示した。 ○ 研究不正の防止のための取組 研究員が関与する研究について、研究員が高い倫理観を持って研究活動を行うことができるよう研究倫理教育の実施要領を策定し機構内全施設長宛て発出した上、バイオや安衛研をはじめ機構内全施設の研究に携わる職員を対象に、利益相反行為、研究内容に関する不正行為の防止対策、研究費の不正使用防止対策の実施等の内容を盛り込んだeラーニング教材（一般財団法人公正研究推進協会が提供するAPRIN eラーニングプログラム）を使用した教育及びWEBによる研修を実施した。		
--	--	--	--	--	--

		措置を講じる。	る規程（改正令和4年5月30日規程第18号）及び研究倫理実施教育実施要領（令和4年11月22日要領第16号）に基づき、研究に従事する職員個々に応じたカリキュラムに沿った研究倫理教育を適正に実施していく。 また、研究不正の相談・告発の相談窓口の実効性を確保するとともに、これらの相談を随時受け付ける。	職員の倫理意識を保持増進していくため、研究者倫理研修を中長期的に推進していくための実施要領を策定しているか。 ・研究不正の相談・告発の相談窓口の実効性を確保するとともに、これらの相談を随時受け付けているか。			
4 決算検査報告指摘事項への対応	5 決算検査報告指摘事項への対応	5 決算検査報告指摘事項への対応	5 決算検査報告指摘事項への対応	5 決算検査報告指摘事項への対応	5 決算検査報告指摘事項への対応		
これまでの決算検査報告（会計検査院）で受けた指摘を踏まえ、見直しを図ること。	これまでの決算検査報告（会計検査院）で受けた指摘を踏まえ、見直しを行うものとする。	平成24年度決算検査報告において改善の処置を要求された土地のうち、処分が完了していない和歌山労災病院移転後跡地の一部の土地について、引き続き売却処分に向けた手続きを進める。	・和歌山労災病院移転後跡地の一部の土地について平成24年度決算検査報告において指摘された改善に係る手続きを進めているか。	和歌山労災病院移転後跡地の一部の土地については、市道計画用地と一部重複していた部分を令和元年7月16日付けで和歌山市へ売却し、市道工事完了後に職員駐車場を整備した。その後、残った土地について、最低売却価格の見直しを行った上、再度、一般競争入札を行ったが応札者が無かったため、随意契約公告期間中に不動産媒介業者を通じて不動産業者等へ買受勧奨を実施するも応札者がなかった。			
5 情報セキュリティ対策の推進	6 情報セキュリティ対策の推進	6 情報セキュリティ対策の推進	6 情報セキュリティ対策の推進	6 情報セキュリティ対策の推進	6 情報セキュリティ対策の推進		

	機構において所有する個人情報については、外部に流出することがないよう、対策を講じること。 また、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第25条第1項に基づく最新の政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類の適時の見直しを行うとともに、適切な情報セキュリティ対策を推進し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。	機構において所有する個人情報については、外部に流出することがないよう、対策を講じる。 また、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第25条第1項に基づく最新の政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類の適時の見直しを行うとともに、適切な情報セキュリティ対策（保有個人情報の管理する基幹システム等はインターネット環境から分離する、確固たるセキュリティ対策を講じる等、ハード及びソフトの両面での不断の見直しを行う等）を推進し、情	所有する個人情報については、外部に流出することがないよう、各種会議、研修会等を通じて、留意すべき事項等について周知、徹底する。 また、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第25条第1項に基づく最新の政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類の適時の見直しを行うとともに、適切な情報セキュリティ対策（保有個人情報の管理する基幹システム等はインターネット環境から分離する、確固たるセキュリティ対策を講じる等、ハード及びソフトの両面での不断	・所有する個人情報については、外部に流出することがないよう、各種会議、研修会等を通じて、留意すべき事項等について周知、徹底しているか。 ・情報セキュリティポリシー等関係規程類の適時の見直しを行い、適切な情報セキュリティ対策（保有個人情報の管理する基幹システム等はインターネット環境から分離する等）を推進し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組んでいるか。 ・対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策を改善しているか。	令和5年7月に「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」が改定されたことから、この改定内容を踏まえて、当機構の「サイバーセキュリティ対策規程」を令和6年3月に改正した。 ア 個人情報保護の周知徹底 個人情報保護の重要性について、院長会議を始めとする諸会議や集合研修（管理職研修、主任・係長研修、新規採用職員研修等）において、留意すべき事項等について周知、徹底した。 令和5年度においては、職員能力開発課主催による集合形式や電子（WEB）会議システムを活用した形式の研修において、情報セキュリティ対策に係る講義を15回実施した。 イ 情報セキュリティ対策の推進 全施設に対して情報セキュリティに係る注意喚起文（令和5年度：202回）を発出することで、継続的に情報セキュリティポリシーや具体的な情報セキュリティ対策に係る留意事項等について周知徹底を図るとともに、各種全国会議や担当者打合せにおいて、情報セキュリティ対策の徹底等について指示等を行った。 令和6年1月に、組織体制に合わせ、「最高情報セキュリティ責任者」、「統括情報セキュリティ責任者」、「情報セキュリティ責任者」、「情報セキュリティ管理者」、「業務従事者」の役割別に自己点検票を作成し、職員の情報セキュリティ対策に係る認識について点検し、組織的対応力の強化を行った。 また、令和5年9月及び令和6年1月に標的型メール攻撃を想定した情報セキュリティインシデント訓練を本部及び施設において実施した。 さらに、所有する診療情報等の個人情報については、外部に流出することがないよう、引き続き保有個人情報を管理する基幹システム等はインターネット環境から分離することを徹底した。 ウ 情報セキュリティ監査及び情報セキュリティ対策の改善 令和5年度においては、「独立行政法人等におけるセキュリティ対策の強化等について」（平成27年7月22日サイバーセキュリティ対策推進会議議長指示）に基づき、第三者監査（訪問監査）を22施設、外部ペネトレーション（疑似侵入）テストを8施設に実施した。 これらの指導結果に基づき、各施設に情報セキュリティ指導事項改善報告書を作成させ、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図った。上記の取組により、令和5年度において重大な情報セキュリティインシデントの発生はなかった。		
--	--	---	---	---	---	--	--

		報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。 加えて、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を講じる。 さらに、国の監査に準じたマネジメント監査等を実施する。	の見直しを行う等)を推進し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。 加えて、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を講じる。 さらに、国の監査に準じたマネジメント監査等を実施する。	・国の監査に準じたマネジメント監査等を実施しているか。			
6	既往の閣議決定等の着実な実施 既往の閣議決定等に応じた政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。	7 既往の閣議決定等の着実な実施 既往の閣議決定等に応じた政府方針に基づく取組について、着実に実施する。					

4. その他参考情報
特になし